

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月18日
【発行者名】	ニューシティ・レジデンス投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 新井 潤
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目10番6号
【事務連絡者氏名】	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社 財務経理本部長 岩崎 和行
【電話番号】	03-6229-3860 (代表)
【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	ニューシティ・レジデンス投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 6,000,000,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

#### 1【募集内国投資証券】

##### （1）【投資法人の名称】

ニューシティ・レジデンス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）  
（英文では、New City Residence Investment Corporationと表示します。）

##### （2）【内国投資証券の形態等】

募集される有価証券は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に従って設立された本投資法人の投資口を表示する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）です。本投資証券は、記名式かつ無額面であり、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資証券について格付は取得していません。

（注）投信法上、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員たる地位を「投資口」といい、その保有者を「投資主」といいます。「投資証券」は、投資法人の投資口を表示する有価証券であり、本投資証券を購入した投資家は、本投資法人の投資主となります。

##### （3）【発行数】

120,000口

（注1）本書により募集する投資口の発行は第三者割当の方法により行われます。上記発行数は、下記（注2）に記載する大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス」といいます。）及び大和ハウスが本投資法人の承諾を得て指定する者（本書により募集する投資口に関する平成22年1月開催予定の本投資法人役員会における募集投資口の発行決議までに決定される予定です。）を割当先として行う第三者割当（以下「本第三者割当増資」といいます。）による新投資口発行の発行数です。

（注2）本投資法人と割当先との関係等は以下のとおりです。

割当先の氏名又は名称	大和ハウス工業株式会社	
割当口数	未定	
払込金額	未定	
割当先の内容	本店所在地	大阪市北区梅田3丁目3番5号
	代表者の氏名	代表取締役 村上 健治
	資本金の額（平成21年9月9日現在）	1,101億2,048万3,981円
	事業の内容	建築事業、都市開発事業等
	大株主（平成21年5月8日現在）	三菱UFJ信託銀行株式会社（2.86%）（注）

本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	0株
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数	0口
	取引関係		なし
	人的関係		なし
本投資証券の保有に関する事項			割当先は、本合併（以下に定義する。）の効力発生日後12ヶ月間は、本第三者割当増資により取得した投資口（合併によりこれに代わり割当交付を受ける吸収合併存続投資法人の投資口を含む。）を、本投資法人の事前の承諾を得ることなく、第三者に対して売却その他の処分をしないこととされています。

（注）平成21年8月12日に提出された大和ハウスの四半期報告書の記載によります。

割当先の氏名又は名称		大和ハウスが本投資法人の承諾を得て指定する者	
割当口数		未定	
払込金額		未定	
割当先の内容	本店所在地		未定
	代表者の氏名		未定
	資本金の額		未定
	事業の内容		未定
	大株主		—
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	—
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数	—
	取引関係		なし
	人的関係		なし
本投資証券の保有に関する事項			未定

（注3）本投資法人は、平成21年9月18日付で大和ハウス及びビ・ライブ投資法人との間で再生支援に関する基本合意書を締結し、同合意書に基づき、今後開催される本投資法人の役員会において承認する割当先（上記（注2）の割当先となる予定です。）に対して、投資口を割り当てます。再生支援に関する基本合意書においては、本投資法人にかかる新たな再生手続が開始されること、当該再生手続において本合併及び本第三者割当増資等の本基本合意書に定める取引（以下「本件取引」といいます。）を含み又はこれを前提とする再生計画案が認可され当該認可決定が確定することその他の事由が本第三者割当の実行の前提条件とされています。再生支援に関する基本合意書につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照下さい。

#### （4）【発行価額の総額】

6,000,000,000円

(5) 【発行価格】

1口当たり50,000円

(6) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(7) 【申込単位】

1口以上1口単位

(8) 【申込期間】

平成22年1月14日(木) (申込期日) (予定)

(9) 【申込証拠金】

該当事項はありません。

(10) 【申込取扱場所】

日興シティグループ証券株式会社 本店  
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(11) 【払込期日】

平成22年1月15日(金) (予定)

(12) 【払込取扱場所】

みずほ信託銀行株式会社 本店  
東京都中央区八重洲一丁目2番1号

(13) 【手取金の使途】

本第三者割当による手取金6,000,000,000円については、再生債権等の弁済資金に充当します。

(14) 【その他】

① 募集事務の委託の概要

本投資法人は、本書提出日付で、日興シティグループ証券株式会社との間で、本書により募集する本投資証券に関し、投資口を引き受ける者の募集に関する募集の取扱いに関し、投資口募集取扱事務委託契約を締結しています。本投資法人は、当該投資口募集事務取扱者に対し、業務委託料として、金1,000,000円を支払います。

② 申込みの方法等

(イ) 申込みの方法は、前記「(8) 申込期間」に記載の申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所へ申込みをするものとします。払込みの方法は、前記「(11) 払込期日」に記載の払込期日に新投資口払込金額を払い込むものとします。

(ロ) 割当先から割当口数の全部又は一部につき申込みがない場合には、申込みのなかった当該

投資証券については失権します。

## 2【その他の事項】

該当事項はありません。

## 第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

該当事項はありません。

## 第3【短期投資法人債】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 再生支援に関する基本合意書の概要

本投資法人は、平成21年9月18日付で大和ハウス及びビ・ライフ投資法人（以下「スポンサー」と総称します。）との間で再生支援に関する基本合意書を締結し、スポンサーから再生支援を受けることを予定しています。当該基本合意書においては、本投資法人の再生支援のため、本第三者割当増資に加え、本投資法人とビ・ライフ投資法人の合併（以下「本合併」といいます。）につき、その諸条件及び手続等に関し、誠意をもって協議、検討を行い、その速やかな実現に向けて最大限努力することを合意しています。

基本合意書において合意された、本合併の諸条件の概要は以下のとおりです。但し、本第三者割当増資及び本合併の諸条件に重大な影響を与える事象が新たに発見された場合には、本投資法人及びスポンサーの間の協議の上で、変更することがあります（但し、本第三者割当増資の払込金額総額は60億円を下回らないものとします。）。なお、本第三者割当増資及び本合併を含むスポンサーの支援は、本投資法人にかかる新たな再生手続が開始されること及び当該再生手続において本件取引を含み又はこれを前提とする再生計画案が認可され当該認可決定が確定することその他の事由を前提条件としています。

本合併の概要は以下のとおりです。

#### ① 合併の日程

本投資法人又は本投資法人の債権者が申し立てる再生手続（以下「新再生手続」といいます。）の開始決定後、新再生手続において再生計画案が提出されるまでの間に、合併契約を締結することを予定しています。合併効力発生日は平成22年4月1日を目処として両投資法人が合意のうえ決定する日です。

#### ② 合併方式

ビ・ライフ投資法人を吸収合併存続法人とし、本投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併を基本としますが、最終的には両投資法人が協議し合意のうえ決定します。なお、両投資法人は、税制適格合併の要件を満たすよう、誠実に協議し、合理的に必要な措置をとるものとします。

#### ③ 本合併に係る割当の内容

本投資法人の投資口1口に対し、ビ・ライフ投資法人の投資口0.23口を割当交付すること

を基本とします。なお、本投資法人の投資主に対して交付するビ・ライフ投資法人の投資口のうち一口に満たない端数については、ビ・ライフ投資法人が一括して売却し、その端数に応じて売却代金を交付することとなる予定です。

## 2. 今後の予定

(今後の主な想定スケジュール)

平成21年9月18日	再生支援に関する基本合意書の締結
平成21年10月	再生手続廃止決定の確定、新たな民事再生手続開始申立て
平成21年10月～11月	合併契約締結
平成21年12月	本第三者割当増資に係る本投資法人役員会における募集投資口の発行決議
平成22年1月	本第三者割当増資における払込金額の払込み
平成22年3月	投資主総会開催
平成22年4月1日	本合併効力発生日

(注1) 上記日程は現時点における想定であり、今後変更されることがあります。

(注2) 本第三者割当増資に係る割当先のうち、大和ハウスが本投資法人の承諾を得て指定する者は、平成21年12月開催予定の本投資法人役員会における募集投資口の発行決議までに決定される予定です。

(注3) 本第三者割当増資及び本合併を実施するにあたっては、本投資法人について新たな民事再生手続の開始決定がなされることが必要になりますが、本書の日付現在、これまでの再生手続(平成20年(再)第249号 再生手続開始申立事件)に係る平成21年9月9日付再生手続廃止決定は確定しておらず、新たな再生手続に係る再生手続開始申立てはなされていません。本投資法人及びスポンサーは、本投資法人の再生に向け最大限努力致しますが、本書の日付現在、本投資法人につき新たな再生手続開始の決定がなされるかどうかは未定です。また、本第三者割当増資及び本合併の実施は、新たな再生手続開始決定がなされ、かつ、本件取引を含み又はこれを前提とする再生計画案の認可決定が確定することが条件とされています。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【投資法人の概況】

##### (1)【主要な経営指標等の推移】

###### ① 主要な経営指標等の推移

期	単位	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成17年8月	平成18年2月	平成18年8月	平成19年2月	平成19年8月
営業収益	百万円	3,224	3,346	4,201	5,678	5,730
(うち不動産賃貸事業収益)	百万円	(3,224)	(3,346)	(4,201)	(4,734)	(5,328)
営業費用	百万円	1,485	1,607	2,125	2,527	2,752
(うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(1,143)	(1,209)	(1,559)	(1,856)	(2,053)
営業利益	百万円	1,738	1,739	2,075	3,151	2,978
経常利益	百万円	1,151	1,435	1,635	2,442	2,199
当期純利益 (a)	百万円	1,146	1,433	1,630	2,437	2,197
総資産額 (b)	百万円	104,678	135,663	164,094	181,509	195,685
純資産額 (c)	百万円	40,503	66,539	66,756	88,242	88,006
出資総額	百万円	39,357	65,106	65,106	85,791	85,791
発行済投資口総数 (d)	口	74,556	122,612	122,612	164,068	164,068
1口当たり純資産額 (c)／(d)	円	543,268	542,687	544,451	537,843	536,404
分配総額 (e)	百万円	1,146	1,433	1,630	2,437	2,197
1口当たり当期純利益 (注3)	円	19,997 (15,413)	12,027	13,301	16,804	13,393
1口当たり分配金額 (e)／(d)	円	15,381	11,692	13,302	14,858	13,393
(うち1口当たり利益分配金)	円	(15,381)	(11,692)	(13,302)	(14,858)	(13,393)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率 (注4)	%	1.6 (2.2)	1.2 (2.4)	1.1 (2.2)	1.4 (2.9)	1.2 (2.3)
自己資本利益率 (注4)	%	2.9 (4.1)	2.7 (5.4)	2.4 (4.9)	3.1 (6.3)	2.5 (4.9)
自己資本比率 (c)／(b)	%	38.7	49.0	40.7	48.6	45.0
配当性向 (e)／(a)	%	99.9	99.9	100.0	99.9	99.9

###### <その他参考情報>

投資物件数 (注5)	件	77	86	93	94	104
総賃貸可能面積	m <sup>2</sup>	153,429.01	183,722.52	227,310.83	246,553.52	276,209.31
期末稼働率 (注6)	%	91.7	94.6	92.3	94.2	92.0
当期減価償却費	百万円	510	500	651	737	846
当期資本的支出額	百万円	40	46	65	29	53
賃貸NOI(Net Operating Income) (注4)	百万円	2,591	2,637	3,293	3,615	4,122
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注4)	倍	9.3	12.7	7.4	7.6	5.6
1口当たりFFO (Funds from Operations) (注4)	円	22,231	15,774	18,616	19,351	18,555
FFO (Funds from Operations) 倍率 (注4)	倍	18.3	16.9	13.6	15.5	15.5
有利子負債総額	百万円	62,200	66,900	94,600	90,300	104,350
期末総資産有利子負債比率 (注4)	%	59.4	49.3	57.6	49.7	53.3
当期運用日数	日	260	181	184	181	184

期 決算年月	単位	第6期	第7期	第8期
		平成20年2月	平成20年8月	平成21年2月
営業収益	百万円	6,252	5,972	5,578
(うち不動産賃貸事業収益)	百万円	(5,647)	(5,874)	(5,578)
営業費用	百万円	3,017	3,003	2,785
(うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(2,239)	(2,270)	(2,162)
営業利益	百万円	3,234	2,969	2,792
経常利益	百万円	2,456	1,875	2,215
当期純利益又は 当期純損失(△) (a)	百万円	2,453	△5,749	△1,456
総資産額 (b)	百万円	202,743	203,889	192,576
純資産額 (c)	百万円	88,245	85,181	83,725
出資総額	百万円	85,791	90,931	90,931
発行済投資口総数 (d)	口	164,068	182,068	182,068
1口当たり純資産額 (c)／(d)	円	537,859	467,855	459,857
分配総額 (e)	百万円	2,453	-	-
1口当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (注3)	円	14,953	△32,888	△7,999
1口当たり分配金額 (e)／(d)	円	14,954	-	-
(うち1口当たり利益分配金)	円	(14,954)	(-)	(-)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率 (注4)	%	1.2 (2.5)	0.9 (1.8)	1.1 (2.2)
自己資本利益率 (注4)	%	2.8 (5.6)	△6.6 (△13.2)	△1.7 (△3.4)
自己資本比率 (c)／(b)	%	43.5	41.8	43.5
配当性向 (e)／(a)	%	100.0	-	-

<その他参考情報>

投資物件数 (注5)	件	108	108	105
総賃貸可能面積	m <sup>2</sup>	287,833.25	294,909.99	278,660.39
期末稼働率 (注6)	%	93.8	93.4	92.2
当期減価償却費	百万円	920	973	923
当期資本的支出額	百万円	87	64	25
賃貸NOI(Net Operating Income) (注4)	百万円	4,327	4,577	4,340
デット・サービス・ カバレッジ・レシオ (注4)	倍	5.3	3.3	7.3
1口当たりFFO (Funds from Operations) (注4)	円	20,562	10,872	20,317
FFO (Funds from Operations) 倍 率 (注4)	倍	9.3	7.3	-
有利子負債総額	百万円	111,195	109,350	102,172
期末総資産有利子負債比率 (注4)	%	54.8	53.6	53.1
当期運用日数	日	182	184	181

(注1) 金額については、記載未満の桁数を切捨ててにより表示しております。各種比率等については小数点第2位を四捨五入して表示しております。なお、配当性向については、小数点第1位未満を切捨ててにより表示しております。

(注2) 営業収益等には、消費税等は含まれておりません。

(注3) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しておりますが、第1期は、実際に運用を開始した日である平成16年12月15日を期首とみなして日数加重平均投資口数により算定した1口当たり当期純利益を括弧内に併記しております。

(注4) 記載した指標は以下の方法により算定しております。また、運用日数により年換算した数値を括弧内に併記しております。なお、第1期は平成16年12月15日より実質的に運用を開始しており、総資産経常利益率及び自己資本利益率は、平成16年12月15日を期首とみなして計算しております。なお、第8期における「FFO (Funds from Operations) 倍率」は、ニューシティ・レ



ジデンス投資法人の投資口を表示する投資証券が平成20年11月10日をもって上場廃止となったことにより、期末時点の投資口の取引所価格が存在しないため、記載しておりません。また、第8期における「デット・サービス・カバレッジ・レシオ」の算出にあたり、計算式の分母には、第8期に特別損失に計上した遅延損害金を含めておりません。

総資産経常利益率	経常利益／平均総資産額 平均総資産額＝（期首総資産額＋期末総資産額）÷2
自己資本利益率	当期純利益又は当期純損失／平均純資産額 平均純資産額＝（期首純資産額＋期末純資産額）÷2
賃貸NOI	当期賃貸事業利益（賃貸事業収入－賃貸事業費用）＋当期減価償却費
デット・サービス・カバレッジ・レシオ	（金利償却前当期純利益又は金利償却前当期純損失＋特別損失）／（支払利息＋投資法人債利息）
1口当たりFFO	（当期純利益又は当期純損失＋減価償却費＋特別損失）／発行済投資口数
FFO倍率	期末投資口価格／年換算後1口当たりFFO
期末総資産有利子負債比率	期末有利子負債総額／期末総資産額

(注5) 投資物件数は、社会通念上、一体と認められる単位で記載しております。

(注6) 「期末稼働率」とは、各期末時点での賃貸借契約締結済み住戸の賃貸面積の合計が賃貸可能面積の合計に占める割合を記載しております。

## ② 事業の状況

本投資法人は、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指し、運用資産の運用を行うことを基本方針としています（本投資法人の規約（以下「規約」といいます。）第27条）。

本投資法人は、全部又は一部が住居の用に供されている不動産が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産（規約第28条第1項に定義するものをいいます。）に対して投資するものとされており、東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。）を中心とした投資対象地域において、地域分散にも配慮し、バランスのとれた投資を目指してまいりました。

しかしながら、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱及び信用収縮、原油高による原材料価格の高騰などにより、わが国の不動産関連業界は大きな影響を受け、資金調達や不動産の売却の選択肢が狭まるなど、不動産取引全体が停滞しました。この動きを受け、本投資法人は、取得予定資産の決済資金及び借入金の返済資金を容易に調達することができない状態に立ち至りました。

かかる環境のもと、本投資法人はこれまで所要資金の調達を模索してまいりましたが、本投資法人を取り巻く環境はますます悪化し、特に近時国内では不動産会社・建設会社の倒産手続開始申立てが相次ぎ、また直近では米国の大手証券会社や欧米金融機関が破綻・国有化するなど世界経済が大きく揺れ動く中、不動産関連の新規融資、資本市場による資金調達及び借入金のリファイナンス、保有資産の売却等が円滑に進まなくなっておりました。このような状況の中、平成20年10月末までに取得予定の資産の決済資金及び同月返済期限の到来する借入金の返済資金について調達の目途が立たない状況となったため、やむを得ず、本投資法人は平成20年10月9日に民事再生手続開始を申し立て、同日、東京地方裁判所より、保全命令及び監督命令を受け、また同月14日に民事再生手続開始決定を受けましたが、再生債権者の同意を得られず、平成21年9月9日付で同手続について廃止決定がなされました。

## ③ 運用状況

### (イ) ポートフォリオの状況

本投資法人は、平成21年2月末日現在において、保有物件数105物件、資産規模1,841億円（取得価格ベース）を有しております。また、保有物件の稼働率は、第7期末の平成20年8月末時点において93.4%でありましたが、第8期末の平成21年2月末においては92.2%とな

りました。

本投資法人は、平成20年9月1日より108物件（取得価格ベースで1,941億円、賃貸可能戸数合計7,114戸、賃貸可能面積合計294,909.99㎡）で第8期の資産運用を開始しました。その後、本投資法人は、第8期（自平成20年9月1日至平成21年2月28日）に3物件を売却（譲渡価格合計87億9,000万円）しました。第8期末時点の保有資産合計は、105物件、1,841億円、賃貸可能戸数合計6,766戸、賃貸可能面積合計278,660.39㎡となりました。

#### (ロ) 負債の状況

前記「② 事業の状況」に記載のとおり、平成20年10月末までに取得予定の資産の決済資金及び同月返済期限の到来する借入金の返済資金について調達の目途が立たない状況となったため、やむを得ず、本投資法人は平成20年10月9日に民事再生手続開始を申し立て、同日、東京地方裁判所より、保全命令及び監督命令を受け、また同月14日に民事再生手続開始決定を受けましたが、平成21年9月9日付で同手続の廃止決定を受けています。

#### ⑤ 対処すべき課題

本投資法人は平成20年10月9日に民事再生手続開始を申し立て、同日、東京地方裁判所より、保全命令及び監督命令を受け、また同月14日に民事再生手続開始決定を受けましたが、再生債権者の同意を得られず、平成21年9月9日付で同手続について廃止決定がなされました。

#### ⑥ 第7期末後に生じた重要な事実

##### (イ) 資産の譲渡

本投資法人は、平成20年9月末日を返済期日とする短期借入金125億円（当初借入金額175億円）につき、保有資産の譲渡により回収した資金等によって全額返済（110億円を期限前弁済、15億円を期日弁済）するため、下記のとおり、資産の売却を行いました。これらの不動産にかかる信託受益権の概要は以下のとおりです。

当該売却については、多数の譲渡先と交渉を重ね、譲渡先の資金調達力・信用力及び譲渡額について比較検討し、本投資法人に最も有利な条件を提示した相手を譲渡先を選定し、また、本投資法人のポートフォリオの毀損を最小限にとどめるべく、譲渡資産を選別いたしました。しかしながら、昨今の不動産市況の急激な悪化は、当該売却にも多大な影響を与え、誠に遺憾ながら当該売却に伴い売却損が発生しております。なお、第7期において、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額して生じる1,217百万円の減損損失を計上しているため、第8期において売却損益は発生しておりません。

地域	物件番号	名称 (注3)	譲渡先	売却価格 (百万円)	受渡期日
東京23区を除く 東京圏 (注2)	G-1	NCR横浜イースト	開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。	5,840	平成20年9月26日
都心主要エリア (注1)	C-48	NCR戸越銀座 (注4)	開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。	1,800	平成20年9月26日

都心主要エリア (注1)	C-33	NCR南麻布イースト	開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。	1,150	平成20年9月26日
合計				8,790	

(注1) 「都心主要エリア」とは、港区、渋谷区、新宿区、千代田区、中央区、品川区、豊島区及び目黒区を表します。

(注2) 「東京23区を除く東京圏」とは、東京23区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を表します。

(注3) 「名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを表します。

(注4) 平成20年9月26日付けで中央三井信託銀行株式会社と不動産管理処分信託契約を締結し、信託の受益権として譲渡しました。

#### (ロ) 民事再生手続開始及び廃止

本投資法人は、前記「② 事業の状況」に記載のとおり、平成20年10月9日開催の役員会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日付にて東京地方裁判所に申立てを行いました。同申立ては同日受理され、直ちに同裁判所より保全処分命令（弁済禁止処分）及び監督命令が発せられ、平成20年10月14日、東京地方裁判所より民事再生手続開始決定を受けましたが、再生計画案について再生債権者の同意を得ることができず、平成21年9月9日、再生手続の廃止決定を受けました。また、これに伴い、本投資法人は、Lone Star Real Estate Fund(U.S.),L.P.及び株式会社KFキャピタルとの間で締結した平成21年4月7日付スポンサー契約を平成21年9月9日付で解除しました。

#### (ハ) 格付けの引下げ

ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、平成20年10月9日、本投資法人の発行体格付け及び無担保長期債務格付けA3を引き下げ方向で見直す旨公表し、平成20年10月10日には、前記「(ロ) 民事再生手続開始及び廃止」に記載の民事再生手続開始の申立てを行ったことを受け、当該各格付けをBa1に引き下げた上で、更なる引き下げ方向で見直す旨公表しました。さらに、ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、平成20年10月17日、前記「(ロ) 民事再生手続開始及び廃止」に記載の民事再生手続開始決定を受け、当該各格付けをB1に引き下げた上で、更なる引き下げ方向で見直す旨公表し、平成21年2月5日、発行体格付け及び無担保長期債務格付けB1（引き下げ方向で見直し中）をCaa1に引き下げた上で、取り下げました。

格付投資情報センター（R&I）も、平成20年10月9日、本投資法人が民事再生手続開始の申立てを行ったことを受け、本投資法人の発行体格付けの取り下げを公表いたしました。

#### (ニ) 業務改善命令及び業務改善計画の提出

本投資法人が前記「(ロ) 民事再生手続開始及び廃止」に記載の民事再生手続開始の申立てを行ったことを受け、平成20年10月9日、本投資法人は、関東財務局長より、下記のとおり、投信法第214条第1項に基づく業務改善命令を受けました。また、同日、本投資法人の資産運用会社であるシービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、金融庁長官より、下記のとおり、金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を受けました。

各業務改善命令は、本投資法人（本資産運用会社に対する業務改善命令においては、本資産運用会社が含まれています。）の財産保全を図るとともに、これらの財産を不当に費消する行為を行わないこと、及び本投資法人の投資主に対する適切な説明など、投資主保護の観

点から万全の措置を講ずることを命じるとともに、それらの措置を取り、その状況を平成20年10月24日までに書面で東京財務事務所・金融庁に提出することを命じる内容のものでした。

本投資法人及び本資産運用会社は、各業務改善命令に従い、平成20年10月24日、関東財務局長及び金融庁長官宛にそれぞれ業務改善計画を提出いたしました。また、本投資法人は、平成20年10月31日、同年11月7日、同月21日、平成21年4月30日、同年5月26日及び7月30日に業務改善計画の追加報告書を提出し、本資産運用会社も、これらの日（同年5月26日を除きます。）及び平成21年1月16日に金融庁への報告を行っております。今後も、本投資法人及び本資産運用会社は、必要に応じて、金融庁・関東財務局への報告を行います。

#### (ホ) 投資証券の上場廃止

本投資法人が前記「(ロ) 民事再生手続開始及び廃止」に記載の民事再生手続開始の申立てを行ったことを受け、株式会社東京証券取引所は、平成20年10月9日付で、本投資証券の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定を行いました。本投資証券は、平成20年10月10日から平成20年11月9日までの間、整理銘柄に指定され、平成20年11月10日をもって上場廃止となりました。

#### (ヘ) ニューシティレジデンス池袋プレイシャスタワーに係る違約金の発生

本投資法人は、平成19年12月13日付でニューシティレジデンス池袋プレイシャスタワー（取得予定価格：27,691百万円）の取得を決定しておりました。このニューシティレジデンス池袋プレイシャスタワーに係る売買契約上、本投資法人が売買契約の履行ができない場合、本投資法人は違約金（売買代金27,691百万円の20%相当額）を支払うことにより、同契約を解除することができることとされておりました。

同物件の取得決定時においては、取引実行日の最終期限である平成20年10月末日までの間に当該物件の取得資金を調達することは十分に可能であると見込んでおりましたが、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱及び信用収縮等を受け急激に悪化した現在の市場環境において、本投資法人を取り巻く環境はますます悪化し、同物件の取得資金の調達に向け、様々な努力を継続してまいりましたが、結果として取得資金の調達に至らず違約金が発生しております。なお、上記違約金につき、第7期において違約金損失引当金繰入額5,538百万円を計上しているため、第8期において違約金損失は計上しておりません。

なお、売買代金の20%相当額を違約金とする違約金規定は、不動産取引において一般的な条件であり、本物件にかかる売買契約に特有のものとは考えておりません。また、従来公表した第7期の業績予想において当該違約金発生を見込んでいなかったのは、取引実行日の最終期限である平成20年10月末日までの間に当該物件の取得資金を調達することは十分に可能であると見込んでいたためです。

#### (ト) 本資産運用会社の執行体制の変更

本資産運用会社は、本投資法人がその再生に向けたスポンサーの選定及び再生スキームの構築を行うためには、本資産運用会社の経営陣を刷新し、新たな経営陣のもとで業務執行に臨むことが最善であるとの判断に至りました。

かかる方針に基づき、平成20年11月14日開催の本資産運用会社の株主総会において樋口秀一が取締役として選任され、同日開催の取締役会において代表取締役として選任されました。また、本資産運用会社の代表取締役であった新井潤及び全常勤取締役（岩崎和行、大津啓二、吉村克）及び非常勤取締役筒井豊春は、同日付で辞任いたしました。なお、非常勤取締役で

ある久志本一郎は、新執行体制においても非常勤取締役として留まっております。

なお、非常勤取締役であるウィリアム・エム・ハリスは、平成20年12月31日付で辞任しました。これに伴い、平成21年1月15日付でチー・キーン・リー氏が本資産運用会社の新任の社外取締役として選任されましたが、さらに同氏の後任として、平成21年4月1日付で岡本哲治氏が本資産運用会社の社外取締役として選任されました。

また、非常勤取締役である藤田哲也は、平成21年4月2日付で辞任しました。これに伴い、平成21年4月10日に、ジョナサン・シヨケット氏が本資産運用会社の新任の社外取締役として選任されました。

(チ) 株式会社証券保管振替機構による本投資証券の取扱いの廃止

前記「(ホ) 投資証券の上場廃止」のとおり、本投資証券が平成20年11月10日をもって上場廃止となったことを受け、株式会社証券保管振替機構は、同機構の定める株券等に関する業務規程第12条（取扱株券等の廃止）の規定に基づき、平成20年12月24日（水）をもって本投資証券の取扱いを廃止することを決定しました。

## (2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

### ① 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指し、運用資産の運用を行うものとするを基本方針としています（規約第27条）。

本投資法人は、その資産の運用を投信法上の資産運用会社である本資産運用会社に全て委託しています。規約第41条第1項に基づき、かつ本投資法人と本資産運用会社との間で平成16年9月27日に締結された資産運用委託契約（その後の変更契約を含み、以下「資産運用委託契約」といいます。）の規定に従い、本資産運用会社は、本投資法人の運用資産にかかる運用の方針につき、「運用ガイドライン」を制定しています。

### ② 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人は、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型です。

### (3) 【投資法人の仕組み】

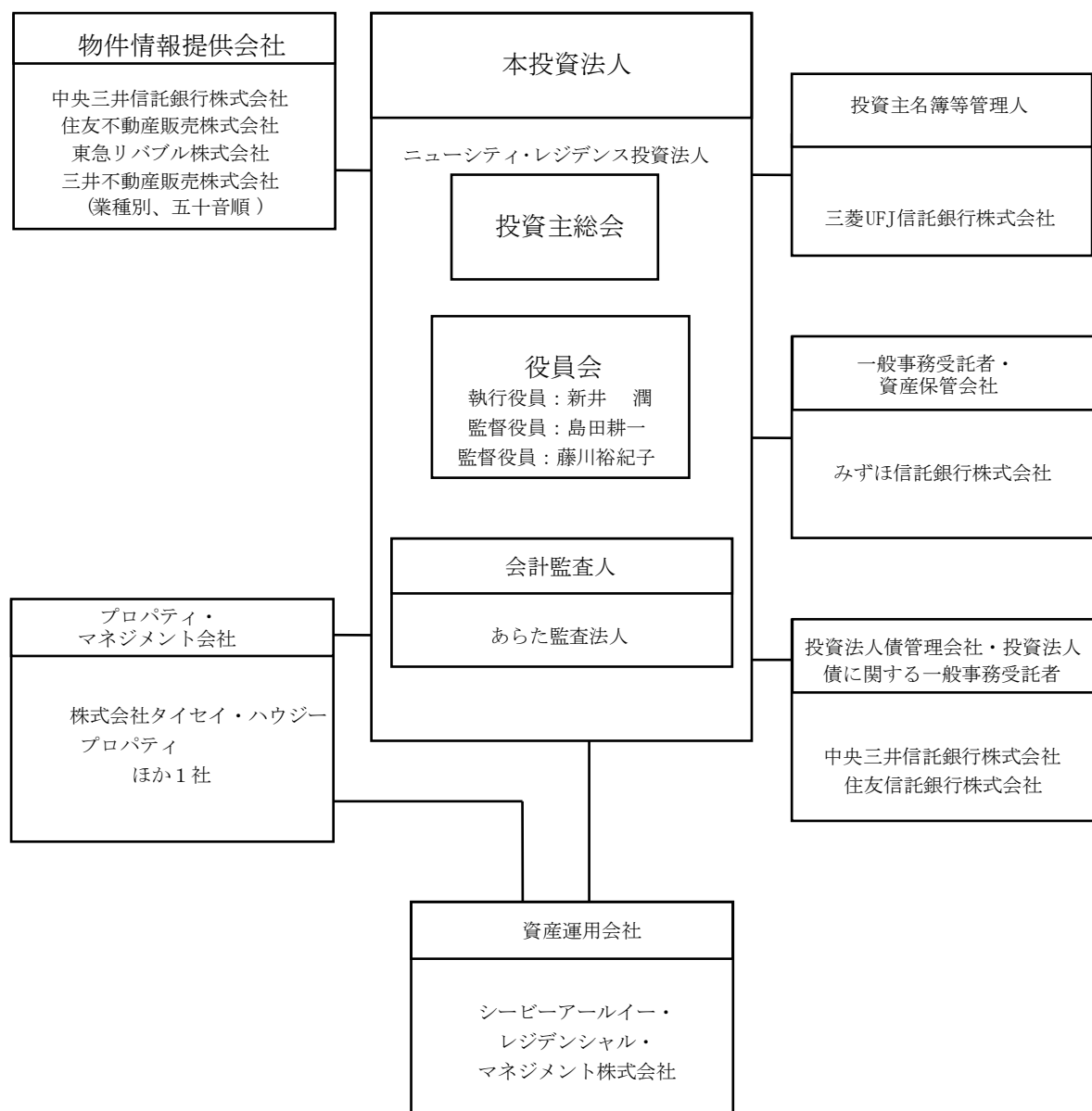
本民事再生手続開始申立て前（但し、この時点よりも後の時点の記載であることを明記した記載についてはその時点）における本投資法人の仕組みは以下のとおりです。

また、以下に記載される株式会社ニューシティプロパティサービスは、平成21年4月10日をもって、そのプロパティマネジメント事業（本投資法人に関する事業を含みます。）に関する権利義務を、吸収分割により株式会社ニューシティマネジメントサービスに承継させました。加えて、同日付で、株式会社ニューシティマネジメントサービスの全株式が株式会社タイセイ・ハウジーに譲渡され、株式会社ニューシティマネジメントサービスの商号が同日付で株式会社タイセイ・ハウジープロパティに変更されました。

さらに、本投資法人は、本書の日付で、日興シティグループ証券株式会社との間で、本書により募集する本投資証券に関し、投資口を引き受ける者の募集に関する募集の取扱いに関し、投資口募集取扱事務委託契約を締結しています。投資口募集事務取扱者としての同社につきましては、後記「第三部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 2 その他の関係法人の概況 (5) 投資口募集事務取扱者」をご参照下さい。

① 本投資法人の仕組図

本書の日付現在における本投資法人の仕組図は以下のとおりです。





② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の運営上の役割、名称及び関係業務の概要

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資法人	ニューシティ・レジデンス投資法人	その規約に基づき、投資主より募集した資金等を主として運用資産に投資することにより中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
資産運用会社	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社	平成16年9月27日付で本投資法人との間で資産運用委託契約を締結しており、同契約（その後の変更を含みます。）に基づき、本投資法人の定める規約及び本資産運用会社の社内規程である運用ガイドライン等に従い、資産の運用にかかる業務を行います。本資産運用会社に委託された業務は①運用資産の運用にかかる業務、②本投資法人が行う資金調達にかかる業務、③運用資産の状況についての本投資法人への報告業務、④運用資産にかかる運営計画の策定業務、及び⑤その他本投資法人が随時委託する上記各号に付随し又は関連する業務です。
一般事務受託者／資産保管会社	みずほ信託銀行株式会社	平成16年9月27日付で本投資法人との間で一般事務委託契約及び資産保管業務委託契約をそれぞれ締結しています。 上記一般事務委託契約（その後の変更を含みます。）に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第3号乃至第6号）として、本投資法人の①投資証券の発行に関する事務、②機関の運営に関する事務の一部、③計算に関する事務、④会計帳簿の作成に関する事務、及び⑤納税に関する事務を行います。 また、上記資産保管業務委託契約（その後の変更を含みます。）に基づき、投信法上の資産保管会社として、本投資法人の資産保管業務にかかる業務及びそれに付随する金銭出納管理業務を行います。

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資主名簿等 管理人	三菱UFJ信託銀行 株式会社	平成16年9月27日付で本投資法人との間で投資口事務代行委託契約を締結しており、同契約（その後の変更を含みます。）に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号及び第3号）として、①本投資法人の投資主名簿及び投資法人債原簿並びにこれらに付属する帳簿の作成、管理及び備置その他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務（ただし、投資法人債原簿に関する事務は本投資法人が一般事務受託者に別途委託するものに限ります。）、②投資口の名義書換、③投資主の投資証券不所持申出並びに投資証券の発行又は返還請求の受理等に関する事務、④投資主総会招集通知の発送及び議決権行使書又は委任状の作成及び集計に関する事務、及び⑤投資主等に対して分配する金銭の支払いに関する事務等を行います。
投資法人債管理者／投資法人債に関する一般事務受託者	中央三井信託銀行 株式会社	平成18年2月10日付で、本投資法人との間で第1回無担保投資法人債（投資法人債間限定同順位特約付及び適格機関投資家限定）（以下「第1回債」といいます。）にかかる管理委託契約及び事務委託契約を締結しています。 上記管理委託契約に基づき、投信法上の投資法人債管理者として、第1回債にかかる弁済の受領、債権の保全その他の管理を行います。 また、上記事務委託契約に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号及び第6号）として、第1回債の投資法人債原簿に関する事務並びに第1回債の投資法人債権者への元金の償還及び利息の支払いに関する事務を行います。
投資法人債に関する一般事務受託者	住友信託銀行株式会社	平成19年4月6日付で、本投資法人との間で第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「第2回債」といいます。）並びに第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「第3回債」といいます。）にかかる財務及び発行・支払代理契約証書を締結しています。 上記財務及び発行・支払代理契約証書に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号及び第6号）として、第2回債並びに第3回債の投資法人債原簿に関する事務及び元利金の支払いに関する事務を行います。

③ 上記以外の本投資法人の主な関係者の役割、名称及び業務の概要

役割	名称	業務の概要
プロパティ・マネジメント会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ	平成16年10月29日付で本投資法人、本資産運用会社及び株式会社ニューシティエステートサービス（以下「NCES」といいます。）の間で、本投資法人の取得資産にかかるプロパティ・マネジメント業務の委託にかかる基本合意書（以下「基本合意書」といいます。）を締結しましたが、平成19年10月1日付で、本投資法人、本資産運用会社及びNCESの契約上の地位を承継する株式会社ニューシティプロパティサービス（以下「NCPS」といいます。）との間で、当該プロパティ・マネジメント業務が順調に推移している現状に鑑み、基本合意書を発展的に解消し、新たに変更合意書（以下「変更合意書」といいます。）を締結しています。変更合意書においては、NCPSに対してプロパティ・マネジメント業務（例えば、保守及び修繕、外注業者への再委託、法令遵守状況の管理、サービスプログラムの実施、その他テナントへの賃貸管理業務に関わる一切の業務を指します。）（以下これらの業務を総称して「プロパティ・マネジメント業務」といい、当該業務の委託先を一般的に「プロパティ・マネジメント（PM）会社」といいます。）を委託するものとしています。NCPSは、平成21年4月10日をもって、そのプロパティマネジメント事業（本投資法人に関する事業を含みます。）に関する権利義務を、吸収分割により株式会社ニューシティマネジメントサービスに承継させました。加えて、同日付で、株式会社ニューシティマネジメントサービスの全株式が株式会社タイセイ・ハウジーに譲渡され、株式会社ニューシティマネジメントサービスの商号が同日付で株式会社タイセイ・ハウジープロパティに変更されました。
物件情報提供会社	中央三井信託銀行株式会社 住友不動産販売株式会社 東急リバブル株式会社 三井不動産販売株式会社	本投資法人は物件情報提供会社各社との間で、「不動産等の仲介情報提供に関する基本協定書」を締結しており、第三者が保有し、又は開発・保有を予定する不動産等に関する情報の提供を受けます。

#### (4) 【投資法人の機構】

本民事再生手続開始申立て前（但し、この時点よりも後の時点の記載であることを明記した記載についてはその時点）における本投資法人の機構は以下のとおりです。

##### ① 投資法人の機構（投資法人の統治に関する事項を含む。）

本書の日付現在、本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員（注）は2名以上（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第16条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名並びに執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。なお、本投資法人の会計監査人はあらた監査法人です。

（注）「執行役員」とは、投信法に基づき、本投資法人の業務を執行するとともに、投資法人を代表する役員をいい、「監督役員」とは、投信法に基づき、執行役員の職務の執行を監督する役員をそれぞれいいます。

#### (イ) 投資主総会

a. 本投資法人の投資主総会は、東京都23区内において開催されます（規約第9条第3項）。

b. 投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会において決定されます（投信法第89条第1項）。投資主総会における各投資主の議決権及び決議方法については、後記「第三部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主の権利 ① 投資主総会における議決権（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）」をご参照下さい。原則として、出席した投資主の議決権の過半数をもって決議されます（投信法第93条の2第1項、規約第11条第1項）が、規約の変更（投信法第140条）等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数による決議（特別決議）を経なければなりません（投信法第93条の2第2項）。但し、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出され、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています（規約第7章）。かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合を含め、規約の変更には、上記のとおり投資主総会の特別決議が必要となります。

c. また、本投資法人は、本資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用にかかる業務を委託しています（投信法第198条、規約第41条第1項）。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります（投信法第205条第1項及び第2項）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

#### (ロ) 執行役員、監督役員及び役員会

- a. 執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、同条第5項、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。但し、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管委託契約の締結、本資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意その他投信法に定められた一定の業務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の業務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の業務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第2項）ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。
- b. 役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、その構成員たる執行役員及び監督役員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行います（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第22条第1項）。
- c. 投信法の規定（投信法第115条第1項、会社法第369条第2項）において、決議について特別の利害関係を有する執行役員及び監督役員は議決に加わることができないことが定められています。

#### (ハ) 会計監査人

- a. 会計監査人は、投資主総会において選任されます（投信法第96条、規約第24条）。但し、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる設立時会計監査人はこの限りではありません。また、会計監査人が欠けた場合又は規約で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、役員会は一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないとされます（投信法第108条第3項）。
- b. 本投資法人の設立の際に選任されたものとみなされる設立時会計監査人は中央青山監査法人でしたが、同監査法人は平成18年8月28日、会計監査人を辞任し、これを受けまして、本投資法人は平成18年8月28日付け役員会決議により、あらた監査法人を一時会計監査人に選任しました。そして、平成20年5月29日開催の第3回投資主総会で、あらた監査法人を会計監査人に選任しています。

会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める業務を行います（投信法第115条の2第1項、第115条の3第1項等）。
- c. 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされます（投信法第103条、規約第25条第1項及び第2項）。

#### (ニ) 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

後記「3 投資リスク (2) 投資リスクに対する管理体制」をご参照下さい。

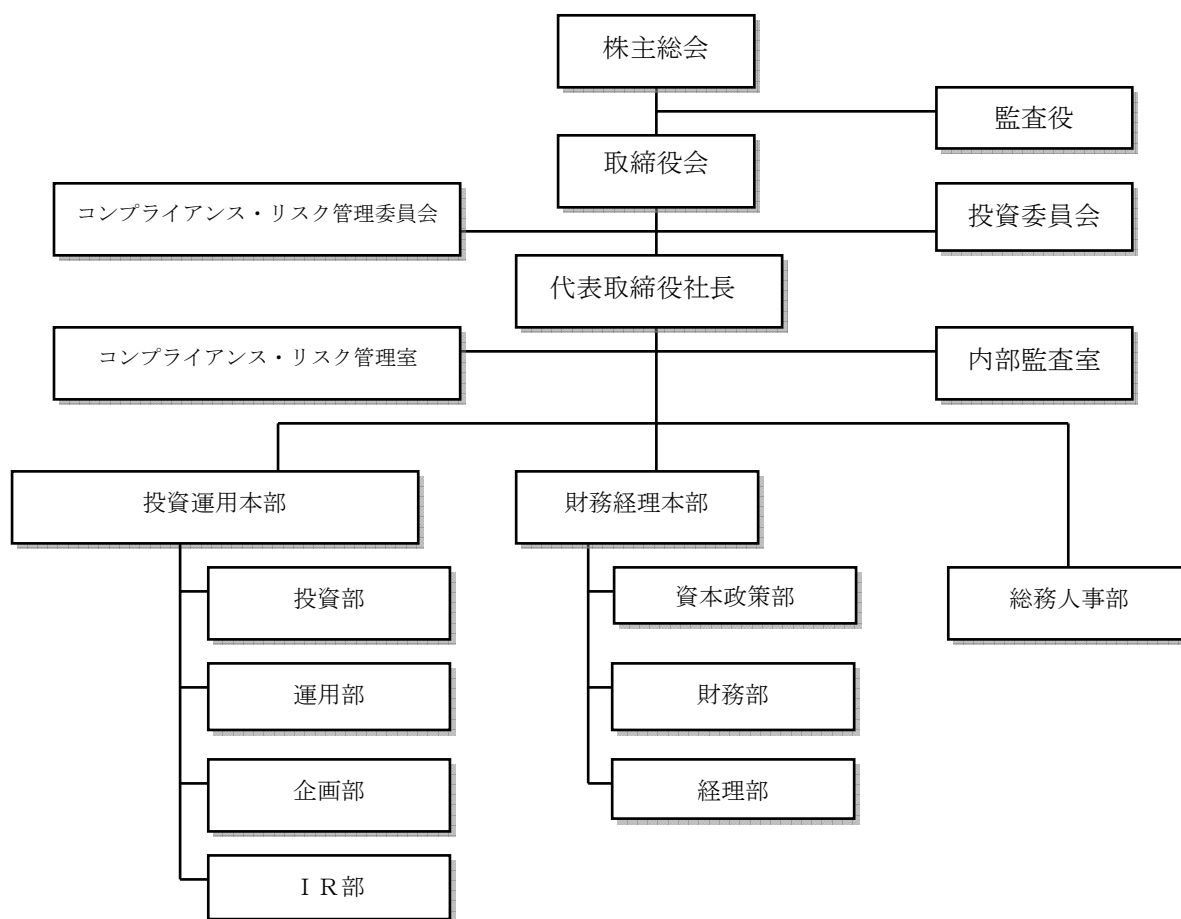
## ② 投資法人の運用体制

前記のとおり、本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託しています。本資産運用会社は、本投資法人との間の資産運用委託契約に基づき、本投資法人の資産の運用を行います。

### (イ) 資産運用会社の組織

本資産運用会社は、下記の組織体制において、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。本資産運用会社は、投資方針、運用資産の取得、売却、運用資産の運営管理方法を審議・決議し取締役会に上申するための合議体として投資委員会、並びにコンプライアンス及びリスク管理にかかる基本的事項及び重要事項につき審議・決議し取締役会に上申するための合議体としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しています。また、コンプライアンス（法令遵守）を担当する部署としてコンプライアンス・リスク管理室、及び内部監査を担当する部署として内部監査室を設置しております。資産運用業務は、投資運用本部、財務経理本部及び総務人事部の分掌によって実施されています。なお、本資産運用会社において新たな組織単位が必要となったときは、取締役会の承認によってこれを設置します。

組 織 図



(ロ) 本資産運用会社の各室・部及び各本部の業務の概要

<p>コンプライアンス・リスク管理室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法令・規則の要件に準拠した内部統制制度を含むコンプライアンスの枠組みの立案に関する事項。</li> <li>② 社内規程が法令・規則に整合していることの確認に関する事項。</li> <li>③ コンプライアンス及びリスク管理に関する役職員の社内教育に関する事項。</li> <li>④ コンプライアンス及びリスク管理に係る役職員に対する助言に関する事項。</li> <li>⑤ 当社の業務に関連する法令・規則の改廃・新設等に係る社内通知に関する事項</li> <li>⑥ 取引形態等の関連法令・規則の要件への適合性の検証に関する事項。</li> <li>⑦ 苦情・トラブル・コンプライアンス違反行為等に対する協議・対応に関する事項。</li> <li>⑧ コンプライアンス・リスク管理委員会の招集及び運営に関する事項。</li> <li>⑨ リスク管理の態勢構築に関する事項。</li> <li>⑩ 上記各号に付随する事項。</li> </ul>
<p>内部監査室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 内部監査計画書の作成及びそれに基づく定期監査の実施に関する事項。</li> <li>② 取締役会又は社長の特命等による特別監査の実施に関する事項。</li> <li>③ 内部監査報告書の作成及び監査結果の取締役会及び社長への報告に関する事項。</li> <li>④ 上記各号に付随する事項。</li> </ul>
<p>投資運用本部</p>	<p>投資部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本投資法人の資産運用のための基本的な投資方針・基準に関する事項</li> <li>② 本投資法人の資産運用のための投資スキーム及び投資手法に関する事項</li> <li>③ 本投資法人の資産運用のための個別不動産その他資産取得のための情報収集、取得の可否、取得価格及び取得交渉、並びに取得に係る契約締結に関する事項</li> <li>④ 本投資法人の資産運用のための個別不動産に係る市場性及び評価に関する事項</li> <li>⑤ 前各号に付随する事項</li> </ul>

	運用部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本投資法人の資産（以下「運用資産等」といいます。）の運用に係る契約締結等の業務に関する事項</li> <li>② 運用資産等の運用実績の評価に関する事項</li> <li>③ 運用資産等の資産運用計画その他運用方針及び計画に関する事項</li> <li>④ 運用資産等の維持管理に関する事項</li> <li>⑤ 運用資産等に属する有価証券の議決権行使等に関する事項</li> <li>⑥ 運用資産等の処分の可否並びに処分価格、処分代り金の使途、処分交渉及び処分に係る契約締結に関する事項</li> <li>⑦ 運用資産等の計数情報管理及び分析に関する事項</li> <li>⑧ 本投資法人の資産運用のための情報管理に関する事項</li> <li>⑨ 本投資法人の資産運用のための管理システムの開発・運営・保守管理に関する事項</li> <li>⑩ 本投資法人の資産運用のための情報基盤（ITインフラ）の管理・構築に関する事項</li> <li>⑪ 前各号に付随する事項</li> </ul>
	企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国内外の一般経済並びに不動産・証券・金融等市場の動向等に係る調査及び分析に関する事項</li> <li>② 運用資産等の投資運用手法の研究・開発に関する事項</li> <li>③ 運用資産等のポートフォリオ分析に関する事項</li> <li>④ 資産運用委託契約の締結、変更又は解除に関する事項</li> <li>⑤ 本投資法人の資産の売買、賃貸、管理、処分その他の運用等に係る諸記録の保管に関する事項</li> <li>⑥ 運用資産等に係る性能・品質の基準に関する事項</li> <li>⑦ 投資委員会の事務局に関する事項</li> <li>⑧ 当本部のコンプライアンス・リスク管理に関する事項</li> <li>⑨ 前各号に付随する事項</li> </ul>
	IR部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本投資法人の投資主等に対する情報提供に関する事項</li> <li>② 本投資法人及び本資産運用会社の広報に関する事項</li> <li>③ 本投資法人及び本資産運用会社の情報適時開示に関する事項</li> <li>④ 前各号に付随する事項</li> </ul>
財務経理本部	資本政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 投資法人の一般的制度、法令等の調査・研究に関する事項</li> <li>② 本投資法人の資本政策の策定に関する事項</li> <li>③ 本投資法人の機関運営（投資主総会）に係る一般事務受託者との連絡・調整に関する事項</li> <li>④ 本投資法人及び本資産運用会社のための諸官庁及び投資信託協会等との渉外に関する事項</li> <li>⑤ 有価証券報告書等の本投資法人の財務経理に係る開示書類に関する事項</li> <li>⑥ 前各号に付随する事項</li> </ul>



	財務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本投資法人の資金調達（投資法人債の発行及び借入を含みます。）に関する事項（資金調達方法の検討、金融機関との交渉を含みます。）</li> <li>② 投資法人債権者並びに投資証券及び投資法人債の販売を行う証券会社及び登録金融機関に対する情報提供に関する事項</li> <li>③ 本投資法人の投資主に対する収益の分配に係る基本方針の策定・変更に関する事項</li> <li>④ 当部のコンプライアンス・リスク管理に関する事項</li> <li>⑤ 前各号に付随する事項</li> </ul>
	経理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運用資産等の経理及び決算に関する事項</li> <li>② 運用資産等の収益の分配金の支払いに関する事項（財務部③に定めるものを除きます。）</li> <li>③ 本投資法人の法定帳簿等帳簿・帳票類の写しの保管に関する事項</li> <li>④ 投資運用本部が保管する本投資法人の資産の売買、賃貸、管理、処分その他の運用等に係る諸記録と本投資法人の資産保管会社及び一般事務受託者との間での諸帳票の照合作業に関する事項</li> <li>⑤ 資産運用会社の経理、予算及び決算に関する事項</li> <li>⑥ 前各号に付随する事項</li> </ul>
総務人事部		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本資産運用会社の経営全般についての企画・立案に関する事項</li> <li>② 本資産運用会社の人事、給与、厚生、労務及び秘書に関する事項</li> <li>③ 本資産運用会社の総務、文書及び管財に関する事項</li> <li>④ 本資産運用会社の諸規程・規則の制定・改廃に関する事項</li> <li>⑤ 本資産運用会社の株式、株主及び株主総会に関する事項</li> <li>⑥ 本資産運用会社の取締役会の事務局に関する事項</li> <li>⑦ 外部の顧客からの苦情受付に関する事項</li> <li>⑧ 本資産運用会社の法定帳簿等帳簿・帳票類その他重要な文書等の保管に関する事項</li> <li>⑨ 本投資法人の機関運営（役員会等）に係る一般事務受託者との連絡・調整に関する事項</li> <li>⑩ 当部のコンプライアンス・リスク管理に関する事項</li> <li>⑪ 前各号に付随する事項</li> </ul>

## (ハ) 委員会

本資産運用会社には、本書の日付現在、投資委員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会が設置されており、その概要は以下のとおりです。

### a. 投資委員会

#### (i) 構成員

社長、投資運用本部長（委員長）、財務経理本部長、非常勤取締役、社外取締役、外部専門家（弁護士、公認会計士、不動産鑑定士又は不動産コンサルタント等の資格を有し、かつ運用資産の運用等に関して専門的な知識を有する者として取締役会において選任された者をいいます。以下同じです。）により構成されます。委員長は必要に応じて審議事項に関係のある役職員を審議に参加させることができます。また、監査役、コンプライアンス・オフィサー及びインターナル・オーディターは、自らの判断により、投資委員会に出席して意見を述べるすることができます。

なお、平成21年2月6日以降、議長及び委員は、議事進行及び決議内容の適法性確保のために、必要に応じて、弁護士、その他の専門家を投資委員会に出席させ、議事進行及び決議内容について指導・助言を求めることができるとされています（委員が請求する場合はその理由を記載した書面を提出するものとされています。）。

#### (ii) 目的

本投資法人の資産の運用等に関する事項を審議し、決議することを目的とします。

#### (iii) 審議方法等

投資委員会は原則として3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催され、投資委員会の議案は、決議対象となる議案について議決権を有する委員の過半数の賛成、かつ議決権を有する社外取締役全員の賛成により承認されます。なお、委員は1人につき1個の議決権を有します。但し、投資委員会の審議内容が、本資産運用会社の利害関係者（注）と本投資法人との取引に関する事項を含む場合には、当該利害関係者に該当することとなる委員又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する委員（兼職の場合を含みますが、本資産運用会社に転籍又は出向している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案についての審議に出席できず、議決権を有しません。また、委員が特別利害関係人に該当する場合、当該決議対象となる議案について議決権を有しません。

（注） 利害関係者とは、投信法第201条にて定義される利害関係人等、本資産運用会社の10%以上の株主及びその子会社並びにそれらの者の意向を受けて設立された特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。）において規定する特定目的会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号、その後の改正を含みます。）において規定する特例有限会社、株式会社等を含みます。）を意味します。

#### (iv) 決議事項

投資委員会の決議事項は次のとおりとします。

##### (a) 取締役会に上申するもの

- ・資産運用の基本方針に関する事項
- A. 運用資産の運用に係る基本的な投資方針・基準（資産運用ガイドライン及び資産管理計画書）の策定及び変更
- B. 投資法人の資金調達及び配当政策に係る基本的な方針
- C. 資産種類別・地域別の当該資産に係る市場動向等投資環境の分析と今後の見通し
- D. その他の投資方針に係る重要事項

- ・個別の資産運用業務に関する事項
- A. 運用資産の運用・資金調達及び収益の分配・配当に係る方針の策定及び変更
- B. 取得価格が10億円以上の個別不動産その他資産の取得の可否並びに取得価格、運用・資金調達方法及び取得交渉に係る方針の策定及び変更
- C. 個別不動産の維持管理に係る方針の策定及び変更
- D. 処分価格が10億円以上の個別不動産その他資産の処分の可否及び処分価格、処分代り金の使途、処分交渉に係る方針の策定及び変更
- E. 運用実績及び実績管理手法の方策検討の指示及びその承認
- F. その他の運用資産の運用・資金調達に係る重要事項

(b) 社長に上申するもの

- ・個別の資産運用業務に関する事項
- A. 取得価格が10億円未満の個別不動産その他資産の取得の可否並びに取得価格、運用・資金調達方法及び取得交渉に係る方針の策定及び変更
- B. 処分価格が10億円未満の個別不動産その他資産の処分の可否及び処分価格、処分代り金の使途、処分交渉に係る方針の策定及び変更

(v) 権限

投資委員会は、上記決議事項を審議、決議し、取締役会又は社長に上申するものとします。

b. コンプライアンス・リスク管理委員会

(i) 構成員

各取締役、各本部長及びコンプライアンス・オフィサー（委員長）により構成されます。コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーとします。委員長は必要に応じて審議事項に関係のある職員を審議に参加させることができます。また、監査役及びインターナル・オーディターは、自らの判断により、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席して意見を述べることができます。

なお、平成21年2月6日以降、議長及び委員は、議事進行及び決議内容の適法性確保のために、必要に応じて、弁護士、その他の専門家を投資委員会に出席させ、議事進行及び決議内容について指導・助言を求めることができるものとされています（委員が請求する場合はその理由を記載した書面を提出するものとされています。）。

(ii) 目的

コンプライアンス・リスク管理委員会は、本資産運用会社におけるコンプライアンス及

びリスク管理にかかる事項を審議し、決議することを目的とします。

(iii) 審議方法等

コンプライアンス・リスク管理委員会は原則として3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催され、コンプライアンス・リスク管理委員会の議案は、議決権を有する委員の過半数の賛成、かつ議決権を有する社外取締役全員の賛成により承認されます。なお、委員は1人につき1個の議決権を有するものとします。但し、コンプライアンス・リスク管理委員会の審議内容が、本資産運用会社の利害関係者と本投資法人との取引に関する事項を含む場合には、当該利害関係者に該当することとなる委員又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する委員（兼職の場合を含むが、本資産運用会社に転籍又は出向している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案についての審議に出席できず、議決権も有しません。また、委員が特別利害関係人に該当する場合、当該決議対象となる議案について議決権を有しません。

(iv) 決議事項

コンプライアンス・リスク管理委員会の決議事項は次のとおりとします。

(a) コンプライアンス・リスク管理の基本方針に関する事項

- A. コンプライアンス規程の策定及び変更
- B. コンプライアンス・マニュアルの策定及び変更
- C. コンプライアンス・プログラムの策定及び変更
- D. リスク管理規程の策定及び変更
- E. リスク管理実施要領の策定及び変更
- F. その他の基本方針に係る重要な事項

(b) 個別の資産運用業務に係るコンプライアンス・リスク管理に関する事項

- A. コンプライアンス上不適切な行為又はそのおそれがある行為に対する改善措置又は将来における未然防止措置等の必要な措置
- B. 利害関係者と本投資法人との間の取引
- C. 利害関係者（法人）の役員又は使用人と本投資法人との間の取引
- D. その他の個別の資産運用業務に係る重要な事項

(c) その他のコンプライアンス・リスク管理に関する事項

- A. 取締役会の承認を要する規程の策定及び変更
- B. その他の重要な事項

(v) 権限

コンプライアンス・リスク管理委員会は、上記決議事項を審議、決議し、取締役会に上申するものとします。また、法令等の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無を確認し、問題があると判断した場合には、業務改善、取引の中止・変更を取締役会又は社長に対して勧告します。

## (二) コンプライアンス・リスク管理体制及びコンプライアンス・オフィサー

### a. コンプライアンス・リスク管理体制

#### (i) 体制

本資産運用会社は、資産運用会社としての社会的責任と使命を十分に認識し、投資法人の資産の運用業務を適正かつ公正に遂行するため、コンプライアンス及びリスク管理の徹底を経営の基本原則として位置づけ、コンプライアンス規程及びリスク管理規程等の社内規程を定め、コンプライアンス及びリスク管理統括責任者としてコンプライアンス・リスク管理室にコンプライアンス・オフィサーを設置し、コンプライアンス及びリスク管理にかかる基本的事項及び重要事項等を審議・決議するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しています。

#### (ii) 社内規程体系

コンプライアンス及びリスク管理のために実践すべき活動の基本的な内容についてはコンプライアンス規程及びリスク管理規程にそれぞれ定められ、その細目については、役職員に対するコンプライアンス・マニュアル等に定められます。また、コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス及びリスク管理のための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラム等を策定します。

#### (iii) 投資判断におけるコンプライアンス及びリスク管理

後記「(へ) 本資産運用会社の意思決定手続」に記載のとおり、運用ガイドライン及び資産運用計画の決定、個別物件の取得・売却の決定プロセス、運営管理の決定プロセス等の重要な意思決定手続において、コンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス・リスク管理委員会が関与して、コンプライアンス及びリスク管理の状況の確認をします。コンプライアンス及びリスク管理上の問題が確認された場合には当該問題の指摘がなされ、当該事項について修正、再提出、又は廃棄が求められます。

### b. コンプライアンス・オフィサー

#### (i) 選任方法

コンプライアンス・オフィサーの選任及び解任については、取締役会の全員一致の決議によりなされます。コンプライアンス・オフィサーには、コンプライアンス及びリスク管理のための十分な審査・監督能力を有する人材が選任されます。

#### (ii) 目的

本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する重要な行為であることから、本資産運用会社は、そのコンプライアンス及びリスク管理の適切な推進に資するため、コンプライアンス及びリスク管理全般の企画立案及びその推進並びにコンプライアンス・リスク管理委員会の議事を統括するコンプライアンス及びリスク管理統括責任者として、コンプライアンス・リスク管理室にコンプライアンス・オフィサーを設置しています。

#### (iii) 権限

コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社におけるコンプライアンス及びリス

ク管理統括責任者として、社内のコンプライアンス及びリスク管理態勢を確立するとともに、それらの重要性に対する社内の意識を高めることに努めます。

このため、コンプライアンス・オフィサーは、取締役会において承認されたコンプライアンス規程、リスク管理規程、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づく社内コンプライアンス及びリスク管理の推進に努めるとともに、国内外のコンプライアンス及びリスク管理環境等を把握し、本資産運用会社内の各部へ連絡及び徹底を図り、本資産運用会社による本投資法人のための資産運用における業務執行が、法令、規約、その他の諸規程等に基づいていること及び適切なリスク管理態勢のもとに実施されていることを常に監視し、日常の業務執行においてもコンプライアンス及びリスク管理状況の監視監督を行います。

また、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス及びリスク管理上重要な問題が生じた場合には直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する義務を負っており、事案及び内容の重要性等に鑑みて必要と判断したときは、適宜コンプライアンス・リスク管理委員会を招集し、コンプライアンス及びリスク管理上重要な事項について審議することができます。

#### (ホ) 内部監査

##### a. 目的

本資産運用会社の内部監査においては、本資産運用会社のすべての業務及び部署を対象とするものとします。内部監査においては、内部管理態勢の適切性及び有効性を検証・評価し、その結果に基づく情報の提供及び改善への助言及び提案等を通じて、業務の健全かつ適切な運営を確保し、もって経営目標の効果的達成に寄与することを目的とします。

##### b. 主体

内部監査は取締役会の任命する内部監査室のインターナル・オーディターが行い、監査責任者となります。インターナル・オーディターは、内部監査の実施にあたり必要があると認める場合には、社長の了解を得て、内部監査の実行行為の一部を社外の第三者に委託することができます。内部監査にはあらかじめ内部監査室が策定し、取締役会及び社長の承認を得た内部監査計画書に基づき行う定期監査と取締役会又は社長の特命により随時、あるいはインターナル・オーディターが必要と認め社長の承認を得て不定期に行う特別監査があります。

##### c. 内部監査の結果に基づく是正措置

インターナル・オーディターは、内部監査終了後遅滞なく内部監査の実施中に発見した重要な指摘事項及び勧告事項を記載した内部監査報告書を作成し、取締役会及び社長にその内容を報告します。その上で、指摘事項及び改善事項についてフォローアップ表を作成し、社長の承認を得、被監査部署及び関係部署の長へ送付しなければなりません。当該部署の長はフォローアップ表に記載された要改善事項について、改善期限までに業務の改善を行い、期限経過後遅滞なくその改善状況を書面で社長及びインターナル・オーディターへ報告しなければなりません。インターナル・オーディターは、定期的に改善状況の確認を行い取締役会及び社長に報告するものとします。

#### (ヘ) 本資産運用会社の意思決定手続

a. 投資方針（運用ガイドライン及び資産運用計画）の決定プロセス

本資産運用会社は、本投資法人の規約に従って、本投資法人のための資産の運用についての基本的な投資方針等を定める運用ガイドライン及び資産運用計画を作成します。投資方針の決定プロセスは以下のとおりです。

投資運用本部における企画部は、投資法人の運用資産にかかる市況全体の情勢及びマクロ市況分析並びに本投資法人のポートフォリオを構成する個々の資産の分析等を行います。これらの市場分析等に基づき、詳細な検討を加えた上で、企画部が運用ガイドライン案の起案を行い、運用部が資産運用計画案の起案を行い、投資運用本部長に起案を提出します。但し、その前に必ず、その起案書類及びそれに付随関連する資料をコンプライアンス・オフィサーに提出し、起案事項に関する法令・諸規則（本資産運用会社が業務を遂行するに際し遵守すべき法律、政省府令、地方公共団体の定める条例、その他の命令、投資信託協会の諸規則、本資産運用会社と資産運用委託契約を締結する本投資法人が上場する証券取引所の諸規則、本投資法人の規約、本資産運用会社の定款及び社内諸規程並びにこれらに基づき本資産運用会社が締結した諸契約（資産運用委託契約を含みます。）等をいいます。）の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受け、コンプライアンス・オフィサーの承認を受けなければなりません。

コンプライアンス・オフィサーは、起案事項に法令・諸規則への違反又は抵触が認められず、かつその他コンプライアンス上の問題がないと判断して当該起案事項を承認した場合には、その旨を当該起案を作成した部門に対して連絡します。当該部門は、承認済みの当該起案を投資運用本部長に提出します。投資運用本部長は、当該起案の内容を審査し、投資運用本部長が当該起案を承認した場合は、投資委員会に議案として提案します。

投資委員会は、立案された運用ガイドライン案又は資産運用計画案について、本投資法人が既に有する運用方針との整合性の観点等から、起案の内容を検討し、決議を行います。投資委員会の承認が得られた場合、投資委員会は、当該案に関する書類を取締役に提出し、取締役会は、不動産及び不動産投資信託その他の各市場の状況、投資戦略及び諸法令の遵守状況等を総合的に勘案し、当該案を承認するか否かを決議します。取締役会の承認によって当該運用ガイドライン又は資産運用計画案が最終的に決定されたこととなり、決定された事項は本投資法人の役員会に報告されます。但し、利害関係者との取引制限にかかる運用ガイドライン又は資産運用計画案の策定及び変更に関しては、取締役会において承認された後、本投資法人の役員会に付議され、役員会において承認された場合に、最終決定されたこととなります。

b. 個別物件の取得の決定プロセス

本投資法人の資産の具体的な運用は、投資運用本部の投資部及び運用部並びに財務経理本部の財務部及び経理部が、それぞれの上記担当業務に応じて実行しますが、資産運用のうちで、個別物件の取得に関する具体的なプロセス（手順）は以下のとおりです。

投資部は、取得候補案件を選定し、当該案件に関する詳細な物件デュー・ディリジェンスを行い、その結果を踏まえた取得計画案を策定し、コンプライアンス・オフィサーに提出します。

コンプライアンス・オフィサーは、当該取得計画案等における法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無について確認します。コンプライアンス・オフィサーが当該取得計画を承認した場合（コンプライアンス・リスク管理委員会での審議・承

認を必要と判断する場合があります。)は、投資部は、当該取得計画を、投資運用本部長に提出します。投資運用本部長は、当該取得計画案の内容を審査し、投資運用本部長が当該取得計画を承認した場合は、投資委員会に提出します。

投資委員会では、当該案件が本投資法人の資産運用の基本方針に適合していることを確認するとともに、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえた適正な取得価格の審議を行い、当該案件に関する取得の実行及び取引価格の承認を含めた決議を行います。投資委員会は、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案を投資運用本部長に指示することができます。当該案件にかかる取引価格が10億円以上の場合又は利害関係者との取引に該当する場合(注)、投資委員会は、取得計画案を承認した後(利害関係者との取引の場合又はコンプライアンス・オフィサーが必要と認めた場合にはコンプライアンス・リスク管理委員会での承認を経て)、取締役会に当該取得計画案を提出します。当該取得計画案が取締役会において承認された場合、当該案が有効に本資産運用会社の意思決定となり、当該案件の取得にかかる取締役会の決議内容に従って、投資運用本部の投資部は物件取得業務を行います。取締役会が当該取得計画案を承認しない場合、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案を投資委員会及び投資運用本部長並びにコンプライアンス・オフィサーに指示することができます。

(注) 該当しない場合には、投資委員会の承認が得られたことをもって、当該取得計画案が本資産運用会社の意思決定となります。

#### c. 運用資産の売却及び運営管理並びにファイナンス戦略及び資金調達決定プロセス

運用資産の売却及び運営管理に関する事項は、運用部から、コンプライアンス・オフィサーの承認を得た上で、投資運用本部長に提出され、投資法人のファイナンス戦略及び投資法人の資金調達に関する事項は財務部から、コンプライアンス・オフィサーの承認を得た上で(いずれの場合も、コンプライアンス・リスク管理委員会の審議・承認を必要と判断する場合があります。)、財務経理本部長に提出され、その後、各本部長から投資委員会に提出され、投資委員会の審議を経ます。1取引にかかる取引価格が10億円以上の場合又は利害関係者との取引に該当する場合(注)、投資委員会が承認した後(利害関係者との取引の場合又はコンプライアンス・オフィサーが必要と認めた場合にはコンプライアンス・リスク管理委員会での承認を経て)、取締役会に付議され、取締役会により決定された場合、かかる決定が本資産運用会社の意思決定となり、かかる決定に従って運用部が取引を実行します。

(注) 該当しない場合には、投資委員会の決定が本資産運用会社の意思決定となります。

#### d. 利害関係者との取引における意思決定プロセス

利害関係者と本投資法人との取引にかかる議案については、本資産運用会社の取締役会に付され、かかる議案は取締役全員の出席の下で、出席取締役の全員一致をもって決めます。かかる決議に関して、当該利害関係者に該当することとなる取締役又は法人たる利害関係者の役員又は使用人の地位を現に有する取締役(兼職の場合を意味し、本資産運用会社に転籍又は出向している場合を除きます。)は、当該決議対象となる議案について議決権を有しないものとし、その取締役の数は、この場合の取締役及び出席取締役の数に算入しません。

### ③ 投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

後記「3 投資リスク (2) 投資リスクに対する管理体制」をご参照下さい。



(5) 【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

出資総額	90,931,601,400円
本投資法人が発行する投資口の総口数	2,000,000口
発行済投資口総数	182,068口

最近5年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減は、以下のとおりです。

年月日	摘要	出資総額		発行済投資口総数		備考
		増(減)	残高	増(減)	残高	
平成16年9月27日	私募設立	150,000,000円	150,000,000円	300口	300口	(注1)
平成16年12月14日	公募増資	38,438,400,000円	38,588,400,000円	72,800口	73,100口	(注2)
平成17年1月12日	第三者割当	768,768,000円	39,357,168,000円	1,456口	74,556口	(注3)
平成17年9月13日	公募増資	24,968,979,000円	64,326,147,000円	46,600口	121,156口	(注4)
平成17年10月12日	第三者割当	780,146,640円	65,106,293,640円	1,456口	122,612口	(注5)
平成18年11月22日	公募増資	19,958,400,000円	85,064,693,640円	40,000口	162,612口	(注6)
平成18年12月20日	第三者割当	726,485,760円	85,791,179,400円	1,456口	164,068口	(注7)
平成20年5月14日	第三者割当	5,140,422,000円	90,931,601,400円	18,000口	182,068口	(注8)

(注1) 本投資法人は、平成16年9月27日に設立されました。

(注2) 1口当たり発行価格550,000円(引受価額528,000円)にて、新規物件の取得資金の調達を目的として公募により投資口を追加発行しました。

(注3) 平成16年12月14日を払込期日とする公募増資に伴い、1口当たり発行価額528,000円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の第三者割当を行い、平成17年1月12日に1,456口の投資口を発行しました。

(注4) 平成17年9月13日に、1口当たり発行価格555,660円(引受価額535,815円)にて、本投資法人による特定資産の取得資金及び借入金の返済の一部等に充当することを目的として公募により投資口46,600口を追加発行しました。

(注5) 平成17年9月13日を払込期日とする公募増資に伴い、1口当たり発行価額535,815円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の第三者割当を行い、平成17年10月12日に1,456口の投資口を発行しました。

(注6) 平成18年11月22日に、1口当たり発行価格517,440円(引受価額498,960円)にて、本投資法人による特定資産の取得資金及び借入金の返済の一部等に充当することを目的として公募により投資口40,000口を追加発行しました。

(注7) 平成18年11月22日を払込期日とする公募増資に伴い、1口当たり発行価額498,960円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の第三者割当を行い、平成18年12月20日に1,456口の投資口を発行しました。

(注8) フィデリティ投信株式会社を運用者とするファンド(割当数:17,622口)及びFidelity Investments Management (Hong Kong) Limitedを運用者とするファンド(割当数:378口)に対して、1口当たり発行価額285,579円にて、平成20年5月14日を払込期日とする第三者割当増資を行いました。

(6) 【主要な投資主の状況】

平成21年2月28日時点における主要な投資主の状況及び投資主のタイプ別の構成は次のとおりです。

① 主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有 投資口数 (口)	発行済投資口 数の総数に対 する所有投資 口数の割合 (%)
株式会社証券保管振替機構失念株管理口	東京都中央区日本橋茅場町 2丁目1番1号	32,904	18.07
ユービーエスエージーロンドンアカウント アイピービーセグリゲイテッドクライアント アカウント	東京都品川区東品川2丁目 3番14号	25,031	13.74
ビービーエイチルクスフィデリティアクテ ィブストラテジージャパンファンド	東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号	13,596	7.46
ゴールドマン・サックスインターナショナル	東京都港区六本木6丁目10 番1号 六本木ヒルズ森タ ワー	13,066	7.17
ユービーエスエージーロンドンアジアエク ィティーズ	東京都千代田区大手町1丁 目5番1号 大手町ファ ーストスクエアイーストタ ワー	9,080	4.98
シージーエムエルアイピービーカスタマー コラテラルアカウント	東京都品川区東品川2丁目 3番14号	7,068	3.88
－ (注3)	－ (注3)	3,900	2.14
ビーエヌピーパリバセキュリティーズサー ビスルクセンブルグジャスデックセキュリ ティーズ	東京都中央区日本橋3丁目 11番1号	3,800	2.08
エイアイジー・スター生命保険株式会社	東京都墨田区太平4丁目1 －3	3,228	1.77
ジェーピーモルガンチェースバンク380084	東京都中央区日本橋兜町6 番7号	2,965	1.62
合計		114,638	62.96

(注1) 株式会社証券保管振替機構が32,904口の投資口の保有者として記載されているのは、上場廃止に伴い本投資証券につき同機構の取扱いが廃止された後、同機構に本投資証券を預託していた投資主の方が一部名義書換の手続きを終えておられないため、同機構(失念株管理口)が当該本投資証券の投資主として投資主名簿に記載又は記録されていることによります。

(注2) 発行済投資口に対する所有投資口数の割合は、小数点第2位未満を切捨ててにより表示しております。

(注3) 当該投資主は個人投資主です。

② 投資主構成

(平成21年2月28日現在)

区分	投資口の状況						
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 国内法人	外国法人等	個人その他	計
投資主数 (人)	—	19	5	61	85	2,892	3,062
割合 (%) (注)	—	0.62	0.16	1.99	2.77	94.44	100.00
保有投資 口数(口)	—	15,138	287	37,747	94,759	34,137	182,068
割合 (%) (注)	—	8.31	0.15	20.73	52.04	18.75	100.00

(注1) その他の国内法人に、株式会社証券保管振替機構(32,904口)が含まれています。

(注2) 割合については、小数点第2位未満を切捨てにより表示しております。よって、合計が100%にならない場合があります。

## 2【投資方針】

本民事再生手続開始申立て前（但し、この時点よりも後の時点の記載であることを明記した記載についてはその時点）における本投資法人の投資方針は以下のとおりです。

また、以下に記載されるNCPS（株式会社ニューシティプロパティサービス）は、平成21年4月10日をもって、そのプロパティマネジメント事業（本投資法人に関する事業を含みます。）に関する権利義務を、吸収分割により株式会社ニューシティマネジメントサービスに承継させました。加えて、同日付で、株式会社ニューシティマネジメントサービスの全株式が株式会社タイセイ・ハウジーに譲渡され、株式会社ニューシティマネジメントサービスの商号が同日付で株式会社タイセイ・ハウジープロパティに変更されました。当該承継等に伴い、以下に記載する事項が変更される可能性があります。

### （1）【投資方針】

#### ① 基本方針

本投資法人は、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指し、運用資産の運用を行うことを基本方針としています（規約第27条）。

本資産運用会社は、本投資法人の規約及び本投資法人との資産運用委託契約に基づいて、本投資法人の規約に定める資産運用に関する投資の基本方針を踏まえ、本資産運用会社の社内規程として、本投資法人の運用資産に適用される運用及び管理にかかる方針につき運用ガイドラインを制定し、本投資法人の運用資産にかかる運用方針を以下のとおり定めています。

かかる運用ガイドラインは、経済情勢、資本市場の動向、金利の動向、不動産を取り巻く市場環境、地域経済の発展状況、人口移動と世帯構成の推移、ライフスタイルや住環境への嗜好の変化、規制環境の変化等に鑑みて、本資産運用会社が最も適切であると判断して制定されたものです。従って、運用ガイドラインは、今後、上述の経済及び不動産を取り巻く諸環境の変化等に伴い、規約に定める本投資法人の投資の基本方針を最も適切な態様で実現するため、本資産運用会社の判断により機動的に変更されることがあります。

しかしながら、本民事再生手続開始申立て以降本書の日付までの期間、新たな資産の取得及び売却は行っておりません。また、再生債権等の全額返済が完了するまで、本投資法人は新規物件の取得は行いません。

#### （イ）ポートフォリオ構築方針

本資産運用会社は、規約及び運用ガイドラインに基づき、以下のような方針でポートフォリオを構築します。

##### a. 用途

本投資法人は、全部又は一部が住居の用に供されている不動産が本体又は裏付けとなっている、後記「（2）投資対象 ① 投資対象とする資産の種類（規約第29条）（イ）不動産等」のa.乃至c.記載の特定資産（以下「不動産関連資産」といいます。）に対して投資します（規約第28条第1項及び第2項）。かかる規約の規定を前提としたうえ、運用ガイドラインにおいて、不動産関連資産は、住居の用に供されるものを投資の対象とすることを原則としますが、近時の用途複合型施設（オフィス、住居、商業施設等を併設する多機能施設）の増加傾向に鑑み、また本投資法人による機動的な物件取得を可能とするため、本投資法人の保有する不動産関連資産の総賃貸可能面積の10%を限度として、住居以外の用に供される不動産関連資産に対する投資を行うことが許容されています。

本投資法人は、以下のようなポートフォリオ構築方針に従って、賃貸住宅への投資をその資産運用の中核とします。

- ・ ポートフォリオ中の物件数及びテナント数における分散

賃貸住宅は、オフィス用不動産等の不動産ポートフォリオと比較した場合、1物件当たりの物件規模及び1テナントの全ポートフォリオに占める割合が小さいため、同程度の規模の不動産ポートフォリオであれば、賃貸住宅の場合には物件数及びテナント数においてより広く分散化が図られます。本投資法人は、住宅への投資に当たり、このようなポートフォリオの構築を実現し、安定的な収益の確保を図ります。

- ・ 住居タイプの分散

ライフスタイルや住環境への嗜好の変化、人口特性、世代構成の推移、地域特性と社会情勢等に応じた多様なニーズにあわせ、賃貸住宅にはシングル（単身者）向けからファミリー向けまでの幅広いユーザー層を対象としてテナントポートフォリオを構築することを目指します。特に、世帯・家族構成に応じた住替えや地域間での住替え需要を幅広く取り込むことが可能となるポートフォリオの構築を目指します。

- ・ 投資対象地域の分散

賃貸住宅は、通勤・通学を念頭に置いた交通の利便性や居住環境に優れた地域全般に需要が認められ、経営効率を優先して都市の中心部の立地を必要とするオフィスと比較して、賃貸住宅に適した地域は幅広く全国的に存在しています。このような賃貸住宅の特徴を理解したうえで、その他の地域と比較して高い家賃と強い需要の見込める東京圏を中心としつつも、地方における安定した収益の期待できる都市も投資対象地域とし、ポートフォリオ構築における地域的分散を図りつつ、さらに幅広い投資機会を追求します。

b. 地域

投資対象地域は、主として東京圏とし、その他、政令指定都市、県庁等所在地及びそれに準ずる都市並びにそれらの周辺通勤圏等を含みます（規約第28条第3項）。

また、本投資法人はそのポートフォリオ構築に当たり一定の地域的分散を図るため、取得価格（税金を含む必要費用を除きます。）を基準として、以下の比率を目標に投資するものとします。但し、経済情勢及び不動産市況等により、本投資法人が保有する不動産関連資産にかかる投資対象地域が一時的に以下の比率と整合しない場合があります。

地域	比率（注）
都心主要エリア	50%以上
東京23区（都心主要エリアを除きます。）	30%以下
東京23区を除く東京圏	20%以下
東京圏（都心主要エリア、東京23区を含みます。）	70%以上
地方	30%以下

（注） 「都心主要エリア」とは、東京都心の8区（港、渋谷、新宿、千代田、中央、品川、豊島、目黒の各区）を指します。

c. 住居タイプ構成

本資産運用会社は以下のとおり住居タイプを分類したうえで、ポートフォリオにおける住居タイプ毎の賃貸可能面積を基準とした構成比率につき、下表の比率に沿うことを目標としています。但し、経済情勢及び不動産市況等により、本投資法人が保有する住居タイプ毎の構成比率が一時的に以下の比率と整合しない場合があります。

住居タイプ名称	比率	住居タイプの分類
シングルタイプ(S)	50%以下	<間取りと広さ> 1R、1K(+S)又は1DK(注1)
アーバンファミリータイプ(UF)	50%以下	<間取りと広さ> 1K+S、1DK(+S)、LDK+S、1LDK+S、1LDK(+S)、2DK又は2LDK(注1)
ファミリータイプ(F)	50%以下	<間取りと広さ> 1DK+S、1LDK+S、2DK(+S)、2LDK(+S)、3DK、3LDK(+S)又は4LDK(注1) なお、1DK+S、1LDK+S、2DK又は2LDKで広さが40㎡超60㎡以下の住居については、東京23区に所在する場合にはアーバンファミリータイプに分類します(注2)。
プレミアムタイプ(P)	20%以下	<間取りと広さ> LDK+S、1LDK+S、2LDK(+S)、3LDK(+S)又は4LDK(注1)

(注1) 資産運用会社では、各住居の間取りを以下のように定めた上で、各住居の間取りと各住居の面積に応じて、原則として下表のとおり各住居を各住居タイプに分類しています。

- 1R : 住宅が一居室で構成されその居室が台所と一体となっている住宅
- 1K : 台所及びその他の1居室によって構成された住宅
- 1K+S : 台所及びその他の1居室に加えて1つの納戸(サービスルーム)によって構成された住宅
- 1(2又は3)DK : 4.5畳以上の広さの台所兼食事室及びその他の1居室(2居室又は3居室)で構成されている住宅
- 1(2又は3)DK+S : 1(2又は3)DKに加えて1つの納戸(サービスルーム)で構成されている住宅
- LDK+S : 10畳以上の広さの台所兼居間兼食事室及び1つの納戸(サービスルーム)で構成されている住宅
- 1(2、3又は4)LDK : 10畳以上の広さの台所兼居間兼食事室(又は8畳以上の広さの居間兼食事室及びそれとは独立した台所)及びその他の1居室(2居室、3居室又は4居室)で構成されている住宅
- 1(2又は3)LDK+S : 1(2又は3)LDKに加えて1つの納戸(サービスルーム)で構成されている住宅

間取り	広さ	~30㎡以下	~40㎡	~50㎡	~60㎡	~70㎡	~80㎡	~90㎡	~100㎡	100㎡超
1R又は1K		S	S	S	S	-	-	-	-	-
1DK又は1K+S		S	UF	UF	UF	UF	-	-	-	-
1LDK又はLDK+S		-	UF	UF	UF	UF	P	P	P	P
2DK又は1DK+S		-	UF	UF/F	UF/F	F	-	-	-	-

2LDK又は 1LDK+S	—	UF	UF/F	UF/F	F	F	P	P	P
3DK又は 2DK+S	—	—	F	F	F	—	—	—	—
3LDK又は 2LDK+S	—	—	—	F	F	F	F	P	P
4LDK又は 3LDK+S	—	—	—	—	—	F	F	F	P

(注2) 資産運用会社は、2DK又は2LDKで広さが40㎡超60㎡以下の住居につき、想定されるテナント層や、ライフスタイルに基づき東京23区に所在する場合はアーバンファミリータイプに分類し、東京23区以外に所在する場合はファミリータイプと分類しています。

## (ロ) 成長性の確保

本資産運用会社は、規約及び運用ガイドラインに従い、中長期的な視点から、内部成長と外部成長を通じて本投資法人の運用資産につき着実な成長と収益の確保を目指します。

### a. 内部成長

#### (i) 内部成長の4つの柱

本投資法人は、①「ニューシティレジデンス」ブランドの浸透、②高稼働率の達成・契約賃料の上昇、③コスト削減と管理品質向上及び④戦略的アセットマネジメントを、内部成長のための中期的戦略における4つの柱と位置づけ、キャッシュフローの最大化に努めています。

#### (a) 「ニューシティレジデンス」ブランドの浸透

一部の区分所有物件や一棟貸しの物件等の例外を除き、本資産運用会社は、本投資法人の運用資産における統一名称である「ニューシティレジデンス」を、高級賃貸マンションブランドとして確立させること（ブランド戦略）をこれまで推進してまいりました。東京都内では、保有物件数の増加に伴い、本資産運用会社としても「ニューシティレジデンス」ブランドの認知度は向上しつつあると考えています。入居者の視点に立ったサービスの提供を通じ、入居者による満足度の向上を図ることが、運用資産の投資効率に資するとの資産運用理念に基づき、今後も高品質な賃貸住宅の提供による高級感及び信頼感の醸成と同時に、入居者向けの各種サービスプログラムを提供することによって、他の賃貸住宅との差別化を図ってまいります。尚、テナントサービスプログラムは、本投資法人の主要なプロパティ・マネジメント会社であるNCPSを通じて提供されています。

#### <賃貸生活をサポートするサービスプログラム>

ブランド戦略の一環として入居者の利便性と満足度の向上を計り、競合賃貸住宅との差別化及び顧客である入居者の困り込みを図るため、入居者向けの各種サービスを提供するサービスプログラムを順次実施しており、かかるサービスの提供対象物件を順次拡大しております。これらのサービスプログラムは、本投資法人の主要なプロパティ・マネジメント会社であるNCPSを通じて提供されます。

#### <高い品質の賃貸住宅の提供>

本資産運用会社は、建物の機能向上のための施策やテナント満足度の向上へのための施策として、個々の物件特性及びテナント需要に精通したNCPSのほか、必要に応じて外部のエンジニアリング会社とも協議を行い、個別具体的な物件価値向上への対策、テナント需要の動向の把握、不動産マーケットの推移等にかかる情報とノウハウのアップデート（情報更新）と関係者間での共有化を図った上、中長期的な視点から建物設備修繕計画を策定し、当該修繕計画に沿って物件価値の維持・向上のための修繕や改良工事を実施しています。建物の機能を維持するための修繕のみならず、建物の機能向上のための施策やテナント満足度の向上への施策を適時かつ適切に実施することが重要と考え、セキュリティ対策やIT対策は、既存保有物件の賃貸住戸においてほぼ満足行く水準となりました。

#### <環境への取り組み — 「エコ宣言」について>

本投資法人は、昨今の地球環境・温暖化問題への意識の高まりを踏まえ、身近なところから環境への配慮を行うとの問題意識のもと、「エコ宣言」を採択しました。「エコ宣言」の内容は以下のとおりです。

##### ① エコ宣言

私たちは、“未来につながる”賃貸住宅の新たな価値を提案します。

私たちは身近な環境への配慮が地球規模の環境問題の軽減につながるの考えから、環境活動を入居者の方々と推進するとともに、心豊かに生活できる住空間の提供を通して、賃貸住宅事業を営む投資法人の価値向上を図りつつ、持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

かかるエコ宣言を踏まえ、本投資法人の保有する不動産について、プロパティ・マネジメント会社を通じて環境サービスを導入していきます。その際、以下の環境活動方針に従って行動します。

##### ② 環境活動方針

- ・環境に配慮した賃貸住宅への投資を促進するため、投資の視点に「環境」を加え、環境への負荷が相対的に低い住宅の整備と保有資産の充実を図ります。
- ・シェアリングなどの使用価値に重点をおいた入居者向け「環境サービス」（注）の提供を通じて、資源やエネルギーを有効に活用する生活スタイルを提案します。
- ・環境法規制の遵守はもちろんのこと、社会的責任を自覚して事業を推進するとともに、事業活動に伴う環境負荷の低減をはかり、事業に携わるパートナーと環境意識の向上を目指します。

（注）「ニューシティレジデンス環境サービス」の特長

1. 環境に配慮した賃貸住宅への投資を通じて、入居者に環境価値の高い住空間を提供するとともに、優れた賃貸住宅ストックの形成をはかり、投資主価値の向上を目指します。
2. カーシェアリングや自転車シェアリングなどの「使用価値」に重点をおいた環境サービスを導入します。資源やエネルギーを有効に活用する生活スタイルを提案し、日々の暮らしの中で無理なく自然に、環境に配慮した生活が送れるようにサポートします。
3. 建物・敷地内の「緑化」や「ゴミ置場の機能と美観の向上」といった、効果が実感できる施策を通して、環境の大切さを共感できるサービスを提供します。



### ③ 環境サービスの事例紹介

プロパティ・マネジメント会社を通じて、以下のような環境サービスの提供を予定しています。なお、環境保全等の効果の記載は、本投資法人が環境サービスを通じて目指すものであり、そのような効果が実際に生じることを保証するものではありません。

#### a. カーシェアリング

入居者が共同利用するカーシェアリングサービスを提供します。経済的で便利、さらに環境への配慮にもつなげたいと考えています。

本サービスは、共同利用による車の有効活用、車の維持管理費の削減、レジデンス当たりの車の所有台数削減による利用資源とエネルギーの削減を目指します。

#### b. あかり安心サービス

本投資法人保有物件の共用部で使用している照明について、サービス提供会社から蛍光灯・電球を借りて使用します。使用後は同社へ返却し適正にリサイクル処理されます。また、使用されている蛍光灯・電球は再生ガラスを使用しています。なお、「あかり安心サービス」は松下電器産業株式会社の登録商標であり、ビジネスモデル特許出願中のサービスです。

本サービスは、廃棄物の削減、サービス提供会社による廃棄物の適正処理とリサイクルを目指します。

#### c. 緑化

「緑」が身近に感じられる環境づくりを通じて、入居者の暮らしに潤いとやすらぎを提供します。「自然を身近に感じて暮らしたい」というニーズに応えて、その環境に可能な形での緑化を準じ提供していきます。

#### d. 自転車シェアリング

入居者が気軽に共同利用できる自転車シェアリングを提供します。資源やエネルギーの削減を、身近なところから支援します。

### (b) 高稼働率の達成・契約賃料の上昇

安定的な収益の達成のためには、保有物件の高稼働率の維持が重要ですので、上記のブランド戦略を推進するとともに、有力賃貸媒介業者との協力関係を構築し、高品質かつ魅力ある賃貸物件の供給に努めています。本資産運用会社では、高品質な賃貸住宅としての「ニューシティレジデンス」ブランドの認知度が向上してきたことに伴って、ニューシティレジデンスに対する賃貸需要が高まってきているものと考えております。また、大規模物件においても着実な稼働を維持し、リーシングノウハウを蓄積することで、新規契約時・更新時における賃料増額の好機を十分に活用し、契約賃料を増額できる環境が整いつつあると考えております。

### (c) コスト削減と管理品質向上

オフィス又は商業施設等の用途に供される不動産と比較して、賃貸住宅物件は1物件当たりの規模が比較的小さいうえ、物件数及びテナント数が多く、また投資地域の

分散化が容易であることから、その反面、時として、組織的かつ効率的な運営・管理が困難となるおそれもあります。そのため、オフィス等向け不動産に比べて運営・管理面での労力が相対的に大きいうえ、運営や管理基準を均質化することが一般的に困難であると言われることがあります。このような賃貸住宅の管理にかかる特質に鑑み、本投資法人は、その保有する不動産関連資産について、原則として、NCPSに運営・管理を委託することとしています。これによって、規模の利益により運営・管理コスト単価の削減や運営・管理のクオリティ・コントロールを実現するとともに、全国レベルでの管理水準の統一化を図ります。また、本投資法人は本資産運用会社を通じて定期的にNCPSの業務運営状況、サービスの質、財務内容、経営方針等について検証を行うこととし、これによってNCPSとの間で健全な緊張関係を図り、常に顧客を念頭に置いたサービスと物件価値の向上を目指しています。

さらに、建物管理会社については、本資産運用会社の監督の下、プロパティ・マネジメント（PM）会社が物件を所在地域に応じて複数のエリア毎にグループ化した上、競争入札方式で建物管理会社を指名することにより、規模の利益と競争原理を利用して建物管理コストの削減と管理品質の向上を目指しつつ、エリア毎の効率的物件管理を実現していく方針です。

#### (d) 戦略的アセットマネジメント

本資産運用会社は、戦略的なアセットマネジメント手法を構築すべく、平成20年4月に実施した組織変更に伴い、投資運用本部運用部において、従来より業務企画部にて管掌していた運用資産の計数情報管理・分析、資産運用に関する情報管理、資産運用管理システムの開発・運営・保守管理、ITインフラの管理・構築に関する事項等を遂行し、本投資法人にて保有する物件を運用するために必要な情報の提供と管理を行っております。本資産運用会社は、資産の運営管理のツールとして、米国Intuit Inc.の製品で国際的に不動産関連企業が導入している定評あるソフトウェアであるManagement Reports International (MR I)を導入し、運用資産のパフォーマンス分析やトラックレコードの蓄積及びテナントデータの分析を行い、投資判断のデータとして資産の運営・管理へのフィードバックを行っております。また、これらのデータを、運用資産に関しプロパティ・マネジメント業務の委託先であるプロパティ・マネジメント（PM）会社と共有することにより、管理運営業務の迅速化を図りつつ、地域物件特性を踏まえた効果的なテナント募集活動を展開するとともに、物件の競争力の維持・向上に注力しております。

このように本投資法人のポートフォリオを構成する物件の運用においては、プロパティ・マネジメント業務を集約すると同時に組織的な管理を行い、規模の利益を活かしつつ入居者専用の各種サービスを導入し、物件の魅力を高めることにより物件の競争力を高め、収益の安定と向上を図ることに努めています。今後も、かかるサービスプログラムの入居者による利用度を高めると同時に、入居者とのコミュニケーションの窓口（「リビングデスク」及び「New City 24」）を活用し、入居者の多様なニーズに応えることで、「ニューシティレジデンス」のブランド戦略を一層推進してまいります。

本投資法人では、このような差別化が物件競争力の維持向上と入居期間の長期化に繋がりが、本投資法人が保有するポートフォリオからの長期安定的なキャッシュフローの創出を実現するものと考えています。

#### (ii) その他の取り組み

(a) NCPSのノウハウの活用

本投資法人の投資方針により、その保有・取得する資産は物件数、住戸タイプ及び投資地域の点で分散・多様化することが予定されています。本投資法人は、このような運用資産を組織的かつ効率的に運営する管理体制を構築するため、本投資法人の運用資産の管理運営にかかるプロパティ・マネジメント業務をNCPSに原則として全て委託するものとしています。NCPSは賃貸住宅のプロパティ・マネジメントを主たる業務とする法人であり、平成16年9月17日に設立されたNCLが、NCESと合併することによって、本投資法人のプロパティ・マネジメント業務を原則として一括して受託していたNCESの地位を承継し、その後、商号を変更したものです。

本投資法人は、NCPSの賃貸住宅の運営・管理のノウハウを活用し、NCPSが地域的特性や物件特性を十分斟酌した効率的かつ良質な賃貸営業とサービスを提供することにより、入居者の満足度を向上させ、物件の価値を維持・向上させ、ひいては稼働率及び賃料の維持・向上を図ることを目指しています。

(b) 有力賃貸媒介業者との協調関係

また、NCPSは、本投資法人の運用資産に対するテナント営業力の強化の一環として、有力賃貸媒介業者との建物賃貸借業務委託契約の締結を促進しております。現在は、株式会社エイブル、株式会社タイセイ・ハウジー、株式会社タウンハウジング、賃貸住宅サービス株式会社、東急リパブル株式会社、株式会社ミニミニ、株式会社リロエステート、レジデントファースト株式会社との間でそれぞれ契約を締結しています。NCPSは、これらの賃貸媒介受託者との提携関係を通じ、賃貸媒介受託者の全国を統括する本部に働きかけ、かかる本部から各エリア店舗ヘニューシティレジデンスの名称の付された物件に関する情報伝達が円滑に進むように努めています。また、かかる賃貸媒介受託者の店舗、営業ネットワーク、ウェブサイト等を活用して入居希望者に対し空室情報の提供をし、賃貸媒介受託者から入居者の紹介を受けています。さらに、管理面では画一的処理によりNCPSが管理する物件について賃貸借契約締結業務等の賃貸借媒介業務を効率的に委託することができます。本資産運用会社はこのような賃貸媒介受託者との協調関係を築くことは、本投資法人が保有する運用資産の空室期間の短縮及び稼働率の向上に寄与するものと考えています。

b. 外部成長

本民事再生手続開始申立て以降本書の日付までの期間、新たな資産の取得及び売却は行っておりません。また、再生債権等の全額返済が完了するまで、本投資法人は新規物件の取得は行いません。

② 投資態度

本投資法人が取得する資産の組入比率は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるようにします（規約第28条第5項）。

③ 運営管理方針

## (イ) 賃貸方針

以下の項目を総合斟酌して決めます。

### a. 法人

- ・ 業種、業歴、決算内容（財務の健全性）等
- ・ 賃貸借の目的（使用目的、期間等）
- ・ 連帯保証人の有無とその属性
- ・ 保証会社による保証の適否

### b. 個人

- ・ 勤務先とその内容、勤続年数等
- ・ 年収（年収に占める賃料総額の割合等）
- ・ 賃貸借の目的（使用目的、期間、入居人数等）
- ・ 連帯保証人の有無とその属性（本人との続柄等）
- ・ 保証会社による保証の適否
- ・ 年齢、性別、家族構成等

## (ロ) 管理方針

### a. プロパティ・マネジメント会社

入居者の生活基盤となる賃貸住宅を中心とする本投資法人のポートフォリオ管理において、日常の現場レベルでテナント管理及び建物管理に関する種々施策の実施や提案に関する業務を遂行するプロパティ・マネジメント会社には、とりわけ賃貸住宅のプロパティ・マネジメント業務に精通した高い専門性と、組織的かつ効率的な業務遂行能力が不可欠であると考えています。また、かかる能力を有しかつ地域的に分散化された物件に入居する多数のテナントを対象に、高品質かつ均質なサービスを提供することを可能とするプロパティ・マネジメント会社を選定し、当該業務を委託することは、本投資法人のポートフォリオの維持運営上、最も重要な要件の一つであるものとも考えています。

そこで、本投資法人は上記方針の下、当該要件を満たすプロパティ・マネジメント会社としてNCPSを主たるプロパティ・マネジメント会社としております（各物件の詳細については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件」をご参照下さい。）。

本資産運用会社は、NCPSが以下の要件を満たす限り、本投資法人が将来において組入れを行う物件のプロパティ・マネジメント業務をNCPSに委託することとしています。

- ・ NCPSが物件所在地域、及び物件所在地域の不動産市場に精通しており、本資産運用会社の定める委託業務仕様に基づき、プロパティ・マネジメント業務を遂行できる組織的体制が構築されており、許認可上の要請を満たしていること。
- ・ 新規テナント募集に関する物件所在地域の地元仲介業者とのネットワークが構築されていること。
- ・ プロパティ・マネジメント業務に対する報酬が、物件所在地域の相場の範囲内であること。

### b. プロパティ・マネジメント会社の管理・監督方針

(i) プロパティ・マネジメント会社との一体的な運営管理

本資産運用会社は、運営管理年間計画に基づき、定期的（原則として毎月）に、プロパティ・マネジメント会社と以下の事項に関する確認及び対応についての協議を行います。

- ・ 前月までの収支状況と予算対比
- ・ 既存テナントの動向（賃料等債権回収状況、テナントからの要請や苦情の有無とその対処状況、賃貸借契約更改状況等）
- ・ 賃貸市場の動向に関する検討及び新規テナント募集のための営業活動の状況
- ・ 運用不動産の建物管理状況（躯体や設備のメンテナンス状況、修繕工事の実施状況、及び翌月以降の修繕計画の有無、その必要性の検討等）
- ・ 運用不動産の遵法性に関する状況（法定定期検査の実施状況等）
- ・ 運用不動産の居住環境や近隣等周辺環境の状況
- ・ 管理経費削減を含む収益性向上の検討
- ・ 入居者向けサービスプログラムの実施状況（但し、このサービスプログラムは、プロパティ・マネジメント会社がNCP Sである場合のみ協議対象とするものとします。）
- ・ 環境に配慮した住宅の整備や入居者向け環境サービスの提供を通じた環境活動の実施
- ・ その他、本資産運用会社において協議が必要と考える事項

(ii) プロパティ・マネジメント会社の評価

本資産運用会社は、定期的（原則として一年毎）に、プロパティ・マネジメント会社の運営実績に関し、以下の観点を含む事項につき、評価及び査定を行います。その結果によっては、プロパティ・マネジメント会社に対し、業務内容の変更や改善の指示を行うほか、場合によってはプロパティ・マネジメント会社を変更することがあります。

- ・ 運営計画の達成度とプロパティ・マネジメント会社による貢献度
- ・ 新規テナント募集営業状況
- ・ 運用不動産の管理状況と改善提案能力
- ・ プロパティ・マネジメント業務遂行上の正確性や遂行能力
- ・ 本資産運用会社からの要請や指示に対する対応能力とプロパティ・マネジメント会社からの報告状況
- ・ 入居者による満足度
- ・ 改修工事計画策定及び工事管理能力
- ・ 契約上の報酬の物件所在地域の相場からの乖離の有無
- ・ 入居者向けサービスプログラムの実施運営状況（このサービスプログラムは、NCP Sに関してのみ査定するものとします。）

c. NCP Sとの合意

NCP Sは、基本合意書の当事者としての地位をNCESより承継し、その後、本資産運用会社、本投資法人及びNCP Sとの間で以下の概要の変更合意書を締結しています。

- (i) NCP Sは、本投資法人が取得する不動産又はその信託受益権の信託財産たる不動産について、不動産については本投資法人が、信託受益権の信託財産たる不動産については本投資法人及びその信託受託者が要請した場合には、プロパティ・マネジメント業務を受託するものとします。

(ii) NCP Sは、将来にわたり変更合意書が有効である限り、本投資法人及びその信託受託者に対しその現在保有し将来保有する全ての物件に対して必要とされるプロパティ・マネジメント業務を適切に履行するために必要な員数の能力・経験を有する従業員を、常に維持するとともに、当該従業員に対して研修等実施して能力向上を図るものとされています。

(iii) 本資産運用会社は、契約中のプロパティ・マネジメント業務（投資法人以外の者が委託者のものを含みます。）及び従事する従業員の配置状況等の報告を随時求め、NCP Sが本投資法人の保有する不動産又は本投資法人が保有する信託受益権の信託財産たる不動産にかかるプロパティ・マネジメント業務を適切に履行できる態勢にあることを確認することができるものをされています。

#### d. 付保方針

(i) 損害保険の付保に関しては、各不動産の特性に応じて適正と判断される内容の火災保険及び賠償責任保険を付保します。

(ii) 地震保険の付保に関しては、ポートフォリオ全体の予想損失率（注）が15%以上となった場合に、一定の不動産について地震保険を付保し、当該不動産を除外したポートフォリオ全体の予想損失率が15%を超えないものとします。利益保険は全ての不動産に付保します。

（注）「予想損失率」とは、地震による予想最大損失率をいいます。予想損失率には個別物件に関するものと、ポートフォリオ全体に関するものがあります。本書においては、想定した予定使用期間（50年）中に、想定される最大規模の地震（再現期間475年に一度の大地震=50年間に起こる可能性が10%の大地震）によりどの程度の被害を被るか、損害の予想復旧費用の再調達原価に対する比率（%）で示したものをいいます。

#### ④ 売却方針

本投資法人の売却方針は、スポンサーとの間で締結したスポンサー契約に基づき、今後、策定されることとなります。

#### ⑤ 年度計画等

本投資法人の年度計画等は、スポンサーとの間で締結したスポンサー契約に基づき、今後、策定されることとなります。

#### ⑥ 財務方針

##### (イ) 投資口の追加発行

本投資法人は、スポンサーとの間で締結したスポンサー契約に従い、本投資口を発行します。詳細は、前記「第一部 証券情報」記載のとおりです。

##### (ロ) デリバティブ取引等

借入その他の資金調達に係る金利変動リスクのヘッジ及び支払金利の軽減を目的として、

金融先物取引等及びデリバティブ取引を行うことがあります。

⑦ 開示方針

(イ) 投信法、金融商品取引法、投資信託協会等がそれぞれ要請する内容及び様式に従って開示を行います。

(ロ) 投資家に対して可能な限り迅速かつ正確な情報開示ができる環境を整えることに努めます。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類（規約第29条）

以下、本投資法人による投資対象を示します。

(イ) 不動産等

本投資法人はその規約で、主として以下に掲げる特定資産に投資するものとしています(規約第29条第1項)。

a. 不動産

b. 次に掲げる各資産（以下併せて「不動産同等物」と総称し、不動産及び不動産同等物を併せて「不動産等」と総称します。）

(i) 不動産の賃借権

(ii) 地上権

(iii) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含む。）

(iv) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(v) 当事者の一方が相手方の行う(a)不動産又は(b)上記(i)乃至(iv)に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。）

(vi) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

c. 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの（以下併せて「不動産対応証券」と総称します。）

(i) 優先出資証券（資産流動化法に定める優先出資証券をいいます。）

(ii) 受益証券（投信法に定める受益証券をいいます。）

(iii) 投資証券（投信法に定める投資証券をいいます。）

(iv) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法に定める特定目的信託の受益証券（上記b.(iii)、(iv)又は(vi)に掲げる資産に該当するものを除きます。）

(ロ) その他

本投資法人は、前項に掲げる特定資産のほか、以下の特定資産により運用します（規約第29条第2項）。

a. 次に掲げる特定資産

(i) 預金

(ii) 金銭債権（投信法に定めるものをいいます。）

(iii) 有価証券（投信法に定めるものをいいます。）

(iv) 信託財産を主として本 a. (i) 乃至 (iii) に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

b. デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令に定めるものをいいます。）

c. その他、規約第27条に定める資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる特定資産

(ハ) 本投資法人は、上記（イ）及び（ロ）に定める特定資産のほか、次に掲げる特定資産その他の資産に投資することがあります。但し、規約第27条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要な若しくは有用と認められる場合に投資できるものとします。

a. 商標法に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいいます。）

b. 温泉法において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備

c. 資産流動化法に規定する特定出資（資産流動化法に定められるものをいいます。）

d. 民法上の動産

e. 民法上の組合の出資持分（但し、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理を目的としたものに限るものとし、有価証券に該当するものを除きます。）

f. 信託財産として上記a乃至eを信託する信託の受益権

g. その他不動産関連資産の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の資産

② 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合

(イ) 投資基準については、前記「(1) 投資方針 ③ 投資基準」をご参照下さい。

(ロ) 種類別、地域別、用途別等による投資割合については、前記「(1) 投資方針 ① 基本方針 (イ) ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。



### (3) 【分配方針】

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対して、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとし、但し、本投資法人は平成20年10月9日に民事再生手続開始を申し立て、同月14日に民事再生手続開始決定を受けていることなどから、平成21年9月9日付で同手続の廃止決定を受けているものの、以下の分配方針に従った金銭の分配ができない可能性があります（なお、本投資法人が第7期（平成20年8月期）末に計上した当期末処理損失は、第8期（平成21年2月期）におきましても解消することができない見込みです。そのため、第8期につきましても、金銭の分配がなされる予定はございません。）。

#### ① 利益の分配

本投資法人は、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額を控除した金額をいい、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとし、）の額に相当する金額の全額又はその一部を金銭により投資主に分配します（規約第35条第1項第(1)号）。

#### ② 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、役員会において適切と判断した場合、利益の額に当該営業期間の減価償却額に相当する金額を加えた金額に達するまで投資主に金銭を分配することができます。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除します。但し、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします（規約第35条第1項第(2)号）。

本投資法人は、安定的な分配金の支払いを重視しますが、利益を超える金銭の分配に関して、かかる分配を受けた投資主がその分配の都度税務上の譲渡損益の算定を自己において行うことが必要となる現行の税務の取扱いがなされる限りにおいては、投資主に対して利益を超える金銭の分配は行わないものとし、但し、本投資法人が投資法人にかかる課税の特例規定における要件を満たすことを目的とする場合等で、利益を超えた金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、上記の分配方針に従い利益を超えた金銭の分配を行うことがあります。

#### ③ 金銭の分配の制限

日本の租税関連法令が、本投資法人の投資主に対して分配する金銭について一定の要件の下で損金算入を認めている場合、日本の租税関連法令が当該損金算入を認めるために定めた要件を満たすように投資主に金銭を分配しなければなりません（規約第35条第1項第(3)号）。

本投資法人が借入れを行う場合、その財務状況により、金銭の分配を制限又は停止するとの契約上の制約に服することがあります。

#### ④ 分配金の支払方法

決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対して、その所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口数に相当する金銭の分配の支払いを行います。当該支払いは、原則として決算期から3ヶ月以内に、必要な税金を控除した後の金額をもって行います（規約第35条第2項）。

#### ⑤ 金銭の分配の除斥期間

投資主に対する金銭の分配の支払いが行われずにその支払開始の日から満3年を経過したと

きは、本投資法人はその支払いの義務を免れるものとします。なお、金銭の分配の未払金には利息を付しません（規約第35条第3項）。

#### (4) 【投資制限】

##### ① 規約に基づく投資制限

本投資法人の規約に基づく投資制限は以下のとおりです。

- (イ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類(規約第29条) (ロ) その他」に定める有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものでなく、安全性及び換金性を勘案した運用を図るものとします(規約第30条第1項)。
- (ロ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類(規約第29条) (ロ) その他」に掲げるデリバティブ取引に関するかかる権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクを回避又は低減することを目的とした運用に限るものとします(規約第30条第2項)。
- (ハ) 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費又は分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済(敷金及び保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。)等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)又は投資法人債(短期投資法人債を含む。)を発行することができます。なお、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については法令の定める範囲に限るものとする。また、資金を借入れる場合は、金融商品取引法に規定する適格機関投資家(但し、租税特別措置法施行規則における「投資法人に係る課税の特例」に規定するものに限ります。)からの借入れに限ります(規約第36条第1項)。その場合には、本投資法人は運用資産を担保として提供することができます(規約第36条第2項)。借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。)発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつ、その合計額が1兆円を超えることはできません(規約第36条第3項)。

##### ② 金融商品取引法及び投信法による制限

本投資法人は金融商品取引法及び投信法による投資制限に従います。主なものは次のとおりです。

##### (イ) 本資産運用会社による運用の制限

登録を行った投資法人は、資産運用会社はその資産の運用にかかる業務の委託をしなければなりません。本資産運用会社は、資産の運用にかかる業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、本投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる禁止行為のうち、後記「第三部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」に記載される利害関係人等との取引制限を除く主なものは次のとおりです。

##### a. 自己取引等

本資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした取引を行うこと(金融商品取引法第42条の2第1号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。以下「業府令」といいます。)第128条で定めるものを除きます。

##### b. 運用財産相互間の取引

資産運用会社が運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと

(金融商品取引法第42条の2第2号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第129条で定めるものを除きます。

c. 第三者の利益を図る取引

資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第3号)。

d. 投資法人の利益を害する取引

資産運用会社が通常取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が登録投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第4号)。

e. 分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止

資産運用会社が、以下の権利又は有価証券について、これに関して出資され又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含みます。)が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでない場合に、当該権利についての取引(金融商品取引法第2条第8項第1号、第2号又は第7号から第9号までに掲げる行為をいいます。)を行うこと(金融商品取引法第40条の3)。

(i) 金融商品取引法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利

(ii) 金融商品取引法第2条第1項第21号に掲げる有価証券(政令で定めるものに限りです。)

(iii) 金融商品取引法第2条第2項第7号に掲げる権利(政令で定めるものに限りです。)

f. その他業府令で定める取引

上記のほか、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして業府令で定める以下の行為(金融商品取引法第42条の2第7号、業府令第130条)。

(i) 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。)(業府令第130条第1項第1号)。

(ii) 資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと(同項第2号)。

(iii) 第三者(資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。)の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを内容とした運用を行うこと(同項第3号)。

(iv) 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと(同項第

4号)。

(v) 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと(同項第5号)。

(vi) 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(但し、資産運用会社が予め個別の取引毎に全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。)(同項第6号)。

(vii) その他業府令に定める内容の運用を行うこと。

(ロ) 同一株式の取得制限

登録投資法人は、同一の法人の発行する株式にかかる議決権を、保有する当該株式にかかる議決権の総数の100分の50を超えて取得することができません(投信法第194条、投信法施行規則第221条)。

(ハ) 自己投資口の取得及び質受けの制限

投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。但し、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りではありません(投信法第80条第1項)。

a. 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合。

b. 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合。

c. その他投信法施行規則で定める場合。

(二) 子法人による親法人投資口の取得制限

他の投資法人の発行済投資口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人の投資口については、次に掲げる場合を除くほか、当該他の投資法人は、取得することができません(投信法第81条第1項)。なお、他の投資法人の発行済投資口の過半数の投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、当該他の投資法人はその親法人の子法人とみなされます。

a. 合併後消滅する投資法人から親法人の投資口を承継する場合。

b. その他投信法施行規則で定める場合。

③ その他の投資制限

(イ) 有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

(ロ) 集中投資

集中投資について法令上制限はありません。なお、不動産の用途・所在地域による分散投資に関する方針について、前記「(1) 投資方針 ① 基本方針」をご参照下さい。

(ハ) 他のファンドへの投資

他のファンド（投資証券及び投資信託の受益証券）への投資について、規約上の制限はありません。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

以下には、本投資証券及び本投資法人の発行する投資法人債（以下「投資法人債」といいます。）への投資に関して、本民事再生手続開始申立て前の時点（但し、この時点よりも後の時点の記載であることを明記した記載についてはその時点）においてリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本投資証券及び投資法人債への投資に関する全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が本書の日付現在取得している個別の不動産又は信託受益権の信託財産たる不動産に特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件 ハ. 個別資産の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、可能な限りこれらリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分であるとの保証はありません。

各投資家は、自らの責任において、本「3 投資リスク」を含む本書の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券に関する投資判断を行う必要があります。

なお、以下に列挙するリスク項目は、原則として、本民事再生手続開始申立て前の時点においてリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を列挙したのですが、本投資法人は、前記「1 投資法人の概況 (1) 主要な経営指標等の推移 ⑥ 第7期末後に生じた重要な事実」に記載のとおり、第7期末後である平成20年10月9日に民事再生手続開始を申し立て、同日、東京地方裁判所より、保全命令及び監督命令を受け、また同月14日に民事再生手続開始決定を受けており、平成21年9月日に同手続の廃止決定を受けています。また、同所に記載のとおり、第7期末後に、資産の譲渡・格付けの引下げ・業務改善命令・本投資証券の上場廃止・ニューシティレジデンス池袋プレイシャタワーに係る違約金の発生・本資産運用会社の執行体制の変更・株式会社証券保管振替機構による本投資証券の取扱いの廃止・スポンサーの選定・再生計画案の提出・投資主総会の決議等の事実が生じております。加えて、第7期におきましては、利益配当等の損金算入要件（後記「⑤ 税制等に関するリスク (イ) 利益の配当等の損金算入に関する課税の特例の適用に関する一般的なリスク」をご参照下さい。以下同じです。）の不充足により、法人税等の計上を行っております。したがって、以下に記載する事項のうち一部については、本書の日付現在において、すでに実際に発生している場合や状況に変更が生じている場合がありますのでご留意ください。

本「3 投資リスク」に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

#### ① 一般的なリスク

- (イ) 投資口・投資証券の商品性に関するリスク
- (ロ) 本投資証券の払戻しが無いことに関するリスク
- (ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク
- (ニ) 本投資証券の価格変動に関するリスク
- (ホ) 投資口の希薄化に関するリスク
- (ヘ) 金銭の分配に関するリスク
- (ト) LTVに関するリスク
- (チ) 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度の取扱いに関するリスク
- (リ) 本投資法人の登録が取消されるリスク

② 商品設計及び関係者に関するリスク

- (イ) 収入及び費用、キャッシュフローの変動に関するリスク
- (ロ) 借入れ及び投資法人債に関するリスク
- (ハ) 本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク
- (ニ) 本資産運用会社に関するリスク
- (ホ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク
- (ヘ) 役員の職務遂行にかかるリスク
- (ト) 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク
- (チ) 本投資法人や本資産運用会社の歴史が浅いことによるリスク
- (リ) インサイダー取引規制等が存在しないことによるリスク
- (ヌ) 敷金・保証金の利用に関するリスク
- (ル) 投資対象を主として住居用の不動産としていることによるリスク
- (ヲ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- (ワ) 資産取得・売却に関するリスク

③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク

- (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク
- (ロ) 物件取得の競争に関するリスク
- (ハ) テナントの獲得競争に関するリスク
- (ニ) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ホ) 土地の境界紛争等に関するリスク
- (ヘ) 不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク
- (ト) 法令等の変更に関するリスク
- (チ) 区分所有物件に関するリスク
- (リ) 共有物件に関するリスク
- (ヌ) 借地物件に関するリスク
- (ル) 開発物件に関するリスク
- (ヲ) 鑑定評価額に関するリスク
- (ワ) わが国における賃貸借契約に関するリスク
- (カ) マスターリースに関するリスク
- (ヨ) 賃料の減額に関するリスク
- (タ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク
- (レ) 入居者の建物使用態様に関するリスク
- (ソ) 不動産の毀損等に関するリスク
- (ツ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ネ) 不動産にかかる所有者責任に関するリスク
- (ナ) 有害物質にかかるリスク
- (ラ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク
- (ム) テナントの支払能力に関するリスク
- (ウ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- (キ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク



④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク

- (イ) 信託受益者として負うリスク
- (ロ) 信託の受益権の流動性にかかるリスク
- (ハ) 信託受託者にかかるリスク
- (ニ) 専門家報告書等に関するリスク

⑤ 税制等に関するリスク

- (イ) 利益の配当等の損金算入に関する課税の特例の適用に関する一般的なリスク
- (ロ) 税負担の発生により90%超支払配当要件が満たされないリスク
- (ハ) 税務調査等による更正処分のため、追加的な税金が発生するリスク及び90%超支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (ニ) 保証金、建設協力金、敷金に関するリスク
- (ホ) 同族会社に該当するリスク
- (ヘ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (ト) 税制変更に関するリスク
- (チ) 投資口を保有する投資主について本投資法人のコントロールが及ばないリスク
- (リ) 借入金にかかる利益配当等の損金算入要件に関するリスク
- (ヌ) 減損会計の適用に関するリスク
- (ル) 資金不足により利益の配当等が行われないことに関するリスク
- (ヲ) 納税遅延にかかる延滞税等の発生に関するリスク

① 一般的なリスク

(イ) 投資口・投資証券の商品性に関するリスク

投資口又は投資証券は、株式会社における株式又は株券に類似する性質（いわゆるエクイティ証券としての性質）を持ち、投資金額の回収や利回りの如何は本投資法人の業務又は財産の状況に影響されるものであり、譲渡による換価時に投資金額以上の回収を図ることができるとの保証はありません。また、本投資法人にかかる通常の清算又は倒産手続の下における清算においては、エクイティ証券として最劣後の地位となり、元本すなわち投資額の全部又は一部の支払いが行われない可能性があります。投資証券は、元本の保証が行われる商品ではなく、金融機関の預金と異なり預金保険等の対象になっていません。

(ロ) 本投資証券の払戻しが無いことに関するリスク

本投資証券は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型です。従って、投資主が本投資証券を換価する手段は、投資主総会での決議に基づき本投資法人が解散し清算された場合の残余財産分配請求権等を除き、第三者に対する売却（金融商品取引所に上場されている場合には取引市場を通じた売却を含みます。）に限られます。本投資証券の第三者に対する売却が困難又は不可能となった場合、投資主は、本投資証券を希望する時期及び条件で換価できないこととなります。

(ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク

本投資証券は、平成20年10月9日に本投資法人が東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことにより、「有価証券上場規程」に規定される上場廃止基準に抵触し、平成20年11月10日付で上場廃止となっています。

本投資証券の上場が廃止された結果、投資主は、本投資証券を希望する時期又は条件で換価できないか、全く換価できない可能性があります、これにより損害を被る可能性があります。

#### (ニ) 本投資証券の価格変動に関するリスク

本投資法人は、不動産及び不動産を信託財産とする信託受益権を主な投資対象としていますが、不動産の価格及び不動産を信託財産とする信託受益権の価格は、不動産市況、社会情勢等の影響を特に受け易いといえます。さらに、不動産の流動性は一般に低いので、望ましい時期及び価格で不動産を売却することができない可能性があり、そのために実際の売却時までに価格が下落する可能性等もあります。これらの要因により本投資法人の保有する資産の価値が下落すれば、本投資証券の価値の下落をもたらす可能性があります。

そのほか、本投資法人若しくは本資産運用会社、又は他の投資法人若しくは他の投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対して監督官庁等による行政処分や行政処分を求める勧告が行われた場合にも、本投資証券の価値が下落することがあります。

#### (ホ) 投資口の希薄化に関するリスク

本投資法人は、資産の取得若しくは修繕等、本投資法人の運営に要する資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを随時必要としています。かかる資金の手当てを目的として投資口を随時追加発行する予定です。投資口が追加発行された場合、既存の投資主が有する投資口の本投資法人の発行済投資口総数に対する割合は、当該追加発行において所要の口数を追加的に取得しない限り、希薄化することとなります。さらに、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額等が影響を受けることがあります。

#### (ヘ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無、金額及びその支払いは、如何なる場合においても保証されるものではありません。

#### (ト) LTVに関するリスク

本投資法人のLTVの上限は、本資産運用会社の運用ガイドラインにより60%としますが、資産の取得等に伴い一時的に60%を超えることがあります。LTVの値が高まれば高まるほど、一般的に、分配可能金額が金利変動の影響を受け易くなり、その結果投資主への分配額が減少するおそれがあります。

#### (チ) 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度の取扱いに関するリスク

投資法人に関する法律上、税制上その他諸制度上の取扱い若しくは解釈が大幅に変更され、又は新たな法律が制定される可能性があります、それに伴い、本投資法人の現在の運用方針、運営形態等の変更が必要となる可能性があります。その結果、本投資法人の存続、収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (リ) 本投資法人の登録が取消されるリスク

本投資法人は、投信法の下で投資法人としての登録を受けており、将来にわたりこれを維

持する方針ですが、一定の事由が発生した場合、登録を取消される可能性があります。その場合、本投資証券の上場が廃止されるとともに、本投資法人は解散すべきものとされ、清算手続に入ることになります。

## ② 商品設計及び関係者に関するリスク

### (イ) 収入及び費用、キャッシュフローの変動に関するリスク

本投資法人の収益は、主として本投資法人が取得する不動産関連資産からの賃料収入に依存しています。不動産関連資産にかかる賃料収入は、不動産関連資産の稼働率の低下、賃料水準の低下（賃料水準に関しては、後記「③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク（ワ）わが国における賃貸借契約に関するリスク及び（ヨ）賃料の減額に関するリスク」も併せてご参照下さい。）、テナントによる賃料の支払債務の不履行・遅延等により、大きく減少する可能性があります。テナントの入居時及びその後の支払能力又は信用状態は入居後に悪化する可能性もあります。また、当該不動産関連資産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

本投資法人は、本資産運用会社を通じて、良質のテナントを確保すべく努力しますが、その目的が達成されるとは限りません。

また、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの敷金・保証金の返還、多額の資本的支出（注）、未稼働の不動産関連資産の取得等は、キャッシュフローを減ずる効果をもたらし、投資主への分配金額に悪影響を及ぼす可能性があります。

賃料収入のほか、不動産関連資産の売却に伴い収入が発生する可能性があります。不動産関連資産の売却に伴う収入は、恒常的に発生するものではなく、本投資法人の運用方針や不動産市場の環境に左右されるものであって、安定的に得られる性格のものではありません。

他方、不動産関連資産に関する費用としては、減価償却費、不動産関連資産に関して課される公租公課、不動産関連資産に関して付保された保険の保険料、管理組合費、水道光熱費、不動産管理費用、清掃衛生業務、保安警備業務及び設備管理業務等の建物管理業務にかかる費用、維持修繕費用、借地借家料並びにテナント誘致費用（媒介手数料、広告料等）等があります。かかる費用の額は状況により増大する可能性があります（費用の増加リスクに関しては、後記「③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク（タ）不動産の運用費用の増加に関するリスク」も併せてご参照下さい。）。

（注）建物の修繕等において、固定資産（建物・設備等）の機能、価値を増加、又は耐用年数を延長させるための支出をいいます。

このように、不動産関連資産からの収入が減少する可能性がある一方で、不動産関連資産に関する費用が増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額の減少その他の悪影響を及ぼす可能性があります。

### (ロ) 借入れ及び投資法人債に関するリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、継続的に適格機関投資家からの借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行うことを予定しています。本投資法人は規約において、その上限を、借入れについては1兆円、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）については1兆円（但し、合計して1兆円を超えないものとします。）としています。

借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後、本投資法人の希望する時期及び条件で借入れ及び投資法人債の発行を行う

ことができるという保証はありません。

借入れ及び投資法人債の金利は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合、その後の市場動向にも左右されます。一般的に、市場金利が上昇傾向にある場合、本投資法人の利払額は増加します。

金利が上昇しても本投資法人の受取る賃料収入等が連動して上昇するわけではないので、分配可能金額は減少する可能性があります。税法上、利益配当の損金算入要件のうち、投資法人による借入金の借入先を租税特別措置法に規定する機関投資家に限定するという要件により、本投資法人が資金調達を行うに際して、借入先が限定され資金調達が機動的に行えない場合があります。追加の借入れを行おうとする際には、担保提供等の条件について制約が課され、本投資法人が希望する条件での借入れができなくなる可能性もあります。

また、本投資法人が借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、LTV等に応じて投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、修繕費用や預り金等に対応した現金の積立てを強制される場合もあり、また物件の取得に一定の制約が課され、規約等の変更が制限される場合もあります。このような制約が本投資法人の運営に支障をもたらすほか、これらの制約により投資主への金銭の分配が制限され、利益配当等の損金算入要件を満たせなくなる等、投資主への金銭の分配に重大な悪影響を及ぼす場合があります。

借入れ又は投資法人債の発行において不動産関連資産に担保を設定した場合（当初は無担保の借入れ又は投資法人債であっても、一定の条件の下に担保設定を要求される場合もあります。）、本投資法人が担保の設定された不動産関連資産の売却を希望したとしても、担保の解除手続その他の事情により、希望どおりの時期に売却できない又は希望する価格で売却できない可能性があります。また、収益性の悪化等により不動産関連資産の評価額が借入先によって引下げられた場合又はほかの借入れを行う場合等、一定の条件の下に不動産関連資産に対して追加して担保を設定することを要求される可能性もあります。特に、不動産関連資産からのキャッシュフローが減少したり、その評価額が引下げられたりした場合には、借入先より借入金の早期返済を強制され、本投資法人の希望しない条件で借替え資金を調達せざるを得なくなったり、借入先より不動産関連資産の売却による返済を強制され、本投資法人の希望しない時期及び条件で不動産関連資産を処分せざるを得なくなる状況も想定され、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

借換えや不動産関連資産の売却等によって借入金の期限前返済を行う場合には、違約金等の返済又は償還コストがその時点の金利情勢によって決定されることがあり、予測しがたい経済状況の変動が投資主に損害を与える可能性もあります。

さらに、本投資法人が返済期が到来した借入れ又は投資法人債の借換えを行うことができないことにより、本投資法人のキャッシュフロー、金利情勢その他の理由により、不動産関連資産を処分しなければ借入れ及び投資法人債の返済ができなくなる可能性があります。この場合、本投資法人の希望しない時期及び条件で不動産関連資産を処分せざるを得ない状況も想定され、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

本投資法人が借入れ又は投資法人債について債務不履行となった場合、それらの債権者により本投資法人の資産に対して仮差押え等の保全処分や差押え等の強制執行が行われることがあるとともに、本投資法人に対して破産等の倒産手続の申立が行われる可能性があります。

#### (ハ) 本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウによるところが大きいと考えられますが、

これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を必ずしも維持できるとの保証はありません。本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、委託を受けた業務の執行につき金融商品取引法又は投信法上の善管注意義務及び忠実義務を負っていますが、これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、一定の場合には、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との委託契約が解約又は解除されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関しては第三者への委託が必須のものとされているため、委託契約が解約又は解除された場合には、本投資法人は新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を選任する必要があります。しかし、新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を速やかに選任できるとの保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があるほか、場合によっては本投資証券が上場廃止になる可能性もあります。さらに、本資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社、破産等により金融商品取引法における登録又は業務遂行能力を喪失する場合には、新たな資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社への委託が必要となり、上記と同様のリスクがあります。

## (ニ) 本資産運用会社に関するリスク

本投資法人が適切な不動産関連資産を確保するためには、特に本資産運用会社の能力、経験及びノウハウによるところが大きいと考えられますが、本資産運用会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財政的基礎が常に維持されるとの保証はありません。

本投資法人は、投資主総会の承認を得て本資産運用会社との資産運用委託契約を解約することができます。また、本投資法人は、投信法及び資産運用委託契約の規定に基づいて、本資産運用会社が職務上の義務に違反した場合その他一定の場合に本資産運用会社との資産運用委託契約を解約又は解除することができるほか、本資産運用会社が金融商品取引法上の金融商品取引業者でなくなったときその他一定の場合には本資産運用会社との資産運用委託契約を解約又は解除しなければならないとされています。本資産運用会社との資産運用委託契約が解約又は解除された場合、本資産運用会社との資産運用委託契約においては一定の手当てがなされていますが、一般的には上記（ハ）に記載のリスクがあてはまります。また、資産運用会社の変更は、本投資法人の借入金債務及び投資法人債の期限の利益の喪失事由となる可能性があります。

## (ホ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク

不動産関連資産に関しては、プロパティ・マネジメント会社が選定され、当該関連する不動産関連資産につきプロパティ・マネジメント業務を行います。

一般に、建物の保守管理を含めたプロパティ・マネジメント業務全般の成否は、管理会社の能力、経験、ノウハウによるところが大きく、不動産関連資産の管理については、管理を委託するプロパティ・マネジメント会社の業務遂行能力に強く依拠することになりますが、プロパティ・マネジメント会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財政的基礎が維持される保証はありません。特に、本資産運用会社はプロパティ・マネジメント業務をNCPSに原則として全て委託する方針であるため、本投資法人の資産管理はNCPSの業務遂行能力に強く依拠しています。よってプロパティ・マネジメント会社、特にNCPSの業務遂行が円滑になされない場合又は業務の懈怠その他義務違反があった場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、プロパティ・マネジメント会社が、破産及びその他の法的倒産手続等により業務遂行能力を喪失する場合には、本投

資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになり、投資主への金銭の分配に影響を与える可能性があります。

(へ) 役員職務遂行にかかるリスク

投信法上、投資法人を代表しその業務執行を行う執行役員及び執行役員の業務の監督等を行う監督役員は、投資法人からの受任者として善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）を負い、また、法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のため忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）を負っています。本投資法人の執行役員又は監督役員が、職務遂行上、善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合、結果として投資主が損害を受ける可能性があります（なお、執行役員及び監督役員の業務の詳細については、前記「1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照下さい。）。

(ト) 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク

金融商品取引法上、本資産運用会社は、本投資法人のため忠実に、かつ本投資法人に対し善良な管理者の注意をもって、本投資法人の資産の運用にかかる業務を遂行することが義務づけられているほか（金融商品取引法第42条）、本投資法人の利益を害することを内容とした運用を行うこと等が明示的に禁止されています（金融商品取引法第42条の2）。

しかしながら、本資産運用会社はほかの投資法人等の資産運用会社となる可能性があり、その場合、上記の善管注意義務や忠実義務等の存在にもかかわらず、本投資法人に不利益となる意思決定を行う可能性を否定できません。

また、本資産運用会社は、本投資法人に対し善管注意義務と忠実義務を負いますが、さらに運用ガイドラインに基づく自主的なルールも定めています（詳細については、前記「1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」及び後記「第三部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」をご参照下さい。）。

本資産運用会社の大株主は本資産運用会社を介して本投資法人が行う取引について、それぞれの立場において自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。加えて、かかる大株主は、自ら不動産投資、運用業務を行っており又は将来行うことがあるほか、資産運用業務を行うほかの会社に出資を現在行っており又は将来行う可能性があります。そのため、第一に、本資産運用会社が、かかる大株主に有利な条件で、本投資法人にかかる資産を取得させることにより、かかる大株主の利益を図るおそれがあり、第二に、本投資法人とかかる大株主が特定の資産の取得若しくは処分又は特定の資産の賃貸借若しくは管理委託に関して競合する場合、本資産運用会社が本投資法人の利益を優先せず、かかる大株主又はその顧客の利益を優先し、その結果本投資法人の利益を害することとなるおそれがあります。

金融商品取引法及び投信法では、損害が生じた場合に資産運用会社の責任を追及できるよう、資産運用会社や投資法人の帳簿等が公正な手続で作成され、証拠として蓄積されるような体制を充実させています。さらに、本資産運用会社は、特定資産の価格等の調査を一定の専門家に行わせることで、価格の公正さを確保し、投資判断の決定プロセス等に客観性・公明性を持たせる体制をとっています。

しかし、本資産運用会社が上記の行為準則に反したり、法定の措置を適正にとらない場合には、投資主に損害が発生する可能性があります。

(チ) 本投資法人や本資産運用会社の歴史が浅いことによるリスク

本投資法人及び本資産運用会社は、それぞれ平成16年9月及び平成15年5月に設立された

ものであり、未だ実績が乏しく、過去の実績を的確に評価することは難しいものと思われます。このことは、将来の運用成果等を予測することが難しいことを意味します。

(リ) インサイダー取引規制等が存在しないことによるリスク

投資証券は、上場株式等と異なり、金融商品取引法第166条に定める会社関係者の禁止行為（いわゆる「インサイダー取引規制」）の対象ではありません。従って、本投資法人の関係者が本投資法人にかかる一定の重要な事実を立場上知り、その重要事実の公表前に本投資証券の取引を行った場合であっても金融商品取引法上はインサイダー取引規制に抵触いたしません。しかし、本投資法人の関係者が金融商品取引法で禁じられているインサイダー取引(注)に類似する取引を行った場合には、本投資証券に対する投資家の信頼を害し、ひいては本投資証券の価値の下落等の悪影響をもたらす可能性があります。

(注) 上場会社等の役員・大株主・その他の会社関係者が証券の投資判断に影響を及ぼす重要な未公開の内部情報を有する場合に、それを利用して行う不正な証券取引で、売買取引の公正と投資者保護のために規制される取引をいいます。但し、投資法人では法令上は規制されていません。

(ヌ) 敷金・保証金の利用に関するリスク

本投資法人は、不動産関連資産の賃借人が賃貸人に対し無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を投資資金として利用する場合があります。しかし、そのような場合に、賃貸借契約の中途解約により想定外の時期に予想外の金額の敷金又は保証金の返還義務が生じることにより、本投資法人は、敷金又は保証金の返還資金をそれらよりも調達コストの高い借入れ等により調達せざるを得なくなることもあります。また、賃貸借契約に伴い敷金又は保証金の一部が一定期間において償却される旨の合意がなされることがありますが、かかる償却部分の金額については当該期間の途中で契約が中途解約された場合には償却できない可能性があります。また、かかる金額の多寡によってはかかる合意そのものが無効とされる可能性があります。そのような場合にも、想定外の時期に予想外の金額の敷金又は保証金の返還義務が生じることがあります。さらに、敷金又は保証金の投資運用が失敗に終わり損失が生じる可能性もあります。その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(ル) 投資対象を主として住居用の不動産としていることによるリスク

本投資法人は、主として住居の用に供されている不動産を投資対象としています。従って、景気動向、人口動向等、賃貸住宅市場の状況を左右する要因如何によって、賃貸住宅のテナントが獲得できなかつたり、テナントが賃料を約定どおり支払うことができなくなつたり、賃貸借契約を解約又は更新せずに退去したり、賃料の減額請求を行つたりする可能性があります。また、本投資法人は賃貸住宅の将来における安定需要及び賃貸住宅による収益の将来的安定性を見込んでいますが、そのような見込みが現実化する保証はありません。

(ロ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定めたとより詳細な投資方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を得ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらに変更される可能性があります。

(ワ) 資産取得・売却に関するリスク

本投資法人は、現に保有する運用資産及び当該資産のみを取得・保有することを目的として組成されたものではありません。本投資法人は、常に新たな資産取得に向けた市場調査と資産取得の提案及び売却情報の入手に努めており、必要に応じ、潜在的な売主又は買主との間で交渉を行っています。その結果、新たな資産の取得又は売却が決定された場合には、適時開示に努めます。従って、例えば、かかる資産取得又は売却の決定が、本書の提出の直後に公表される場合もあり得ます。

また、資産取得に際し、実際に合意し適時開示を行った場合にも、内装工事や修繕、物件の特性、売主その他の関係権利者との協議の結果として、実際の引渡し・資産運用の開始までに一定期間を要することがあります。資産取得の合意から引渡しまでの間に、経済環境が著しく変動した場合等においては、当該資産を購入することができないおそれも否定できません。それらの結果、予定した収益を上げることが困難となるおそれがあります。

### ③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類(規約第29条)」に記載のとおり、不動産関連資産等です。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。従って、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク」をご参照下さい。

また、本投資法人は、将来、不動産を直接取得する可能性があり、この場合、以下のリスクは直接にあてはまることとなります。

#### (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク

一般に、不動産の有する特徴として、特に地理的位置の固定性、不動性(非移動性)、永続性(不変性)、個別性(非同質性、非代替性)等が挙げられます。また、上記の特性のほかに、取引当事者の属性や取引動機等の取引事情等によってもその価格が影響される等の特性もあります。これらの特性のために、不動産は、国債・長期預金等の金融商品等に比べ一般的に流動性が相対的に低い資産として理解されています。そして、それぞれの不動産の個別性が強いいため、売買において一定の時間と費用を要しますし、その時間や費用の見積もりが難しく、予想よりも多くの時間と費用が費やされ、その結果、不動産を取得若しくは売却できない可能性があり、さらに、不動産が共有物件又は区分所有物件である場合、土地と建物が別個の所有者に属する場合等、権利関係の態様が単純ではないことがあり、以上の流動性等に関するリスクが増幅されます。

経済環境や不動産需給関係の影響によっては、取得を希望する物件を希望どおりの時期・条件で取得できず、又は売却を希望する物件を希望どおりの時期・条件で売却できない可能性もあります。これらの結果、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

#### (ロ) 物件取得の競争に関するリスク

本投資法人は、その規約において、不動産関連資産を主たる投資対象として、中長期的な観点から、不動産関連資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを



その投資の基本方針としています。しかしながら、不動産投資信託その他のファンド、大小の投資家等による不動産投資は今後活発化する可能性があり、その場合、物件取得の競争が激化し、物件取得がそもそもできず又は投資採算の観点から希望した価格での物件取得ができない等の事情により、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを実現できない可能性があります。その他、本書記載の様々なリスクや要因により、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

#### (ハ) テナントの獲得競争に関するリスク

通常、不動産関連資産は、ほかの不動産とのテナント獲得競争にさらされているため、競合する不動産の新築、リニューアル等の競争条件の変化や、競合不動産の募集賃料水準の引下げ等により、賃料引下げや稼働率の低下を余儀なくされ、本投資法人の収益が悪化する場合があります。特に、立地条件や建物仕様等の点で本投資法人の不動産関連資産に優る競合不動産がある場合、その傾向は顕著になるものと予想されます。

#### (ニ) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク

一般に、不動産には地盤地質、構造、材質等に関して欠陥、瑕疵等（隠れたものを含みます。）が存在している可能性があります。また、適用される法令上の規制に対する遵守や、周辺の土地利用状況等によっても、その瑕疵や欠陥となる可能性となるものが含まれています。そこで、本資産運用会社が不動産又は信託受益権の選定・取得の判断を行うに当たっては、対象となる不動産関連資産について利害関係のない第三者の建設会社等の専門業者から建物状況評価報告書等を取得し、かつ、原則として当該不動産又は信託受益権の売主から売買契約等において譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得するとともに、一定の瑕疵担保責任（注）を負担させることとしています（但し、特に特別目的会社から譲渡を受ける場合は、瑕疵担保責任を負担させられないこともあります。）。しかし、建物状況評価報告書等の作成にかかる専門業者の調査には、提供される資料の内容やその調査範囲及び時間的な制約等から一定の限界があり、不動産関連資産に関する欠陥・瑕疵について完全に報告が行われているとは限りません。さらに、建物状況評価報告書等で指摘されなかった事項であっても、本投資法人が不動産又は信託受益権を取得した後に欠陥、瑕疵等の存在が判明する可能性があります。

また、不動産又は信託受益権の売主の表明及び保証の内容が真実かつ正確であるとは限らず、本投資法人の取得後に欠陥、瑕疵等の存在が判明する可能性がある一方、表明及び保証の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例です（なお、強制競売で購入した物件については、瑕疵担保責任の追及はできません（民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。以下「民法」といいます。）第570条但書）。）。さらに、不動産又は信託受益権の売主が表明及び保証を全く行わず、若しくは制限的にしか行わない場合、又は瑕疵担保責任を全く負担せず、若しくは制限的にしか負担しない場合であっても、本投資法人が当該不動産又は信託受益権を取得する可能性があります。

不動産関連資産に欠陥、瑕疵等が存在する場合、その程度によっては、当該不動産関連資産の資産価値が減少する可能性があり、又は、これを防ぐために、買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の補修その他にかかる予定外の費用を負担せざるを得ない可能性があります。そして、これらに関し売主に対して表明及び保証違反を理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及することが法的には可能であっても、売主が特別目的会社や経済的に破綻した会社である等のためその資力が十分でなかったり、解散等により存在しなくなっている等

の事情により、責任追及に実効性がなく本投資法人に費用負担が発生するおそれがあります。本投資法人が特別目的会社から取得した不動産関連資産については、信託受益権の購入にかかる停止条件付信託受益権売買契約上、売主は、責任財産を限定してのみ瑕疵担保責任を負っています。

不動産をめぐる権利義務関係も、その特殊性や複雑性のゆえに種々の問題を引き起こす可能性があります。本投資法人は不動産関連資産を取得するに当たって、不動産登記簿を確認する等売主の所有権の帰属に関する調査を行います。不動産登記にいわゆる公信力がない一方で、実際の取引において売主の権利帰属を確実に知る方法が必ずしもあるとはいえないため、本投資法人の取得後に、当初より売主が所有権を取得し得なかったことが判明する可能性があります。また、本投資法人が取得した権利が第三者の権利の対象になっていることや第三者の権利を侵害していることが、本投資法人の取得後になって判明する可能性があります。これらの問題が発生した場合、前述した欠陥や瑕疵等と同様、法律上又は契約上の瑕疵担保責任や表明保証責任を追及できることもあります。そのような責任追及には実効性がないおそれもあります。

(注) 民法第570条に基づく、売買の目的物に隠れた瑕疵があったときに売主が買主に対して負う責任をいいます。

#### (ホ) 土地の境界紛争等に関するリスク

不動産関連資産を取得するまでの時間的制約等から、隣接地権者からの境界確定同意が取得できず又は境界標の確認ができないまま、当該不動産関連資産を取得する事例が一般に少なからず見られ、本投資法人において今後取得する物件についてもその可能性は小さくありません。従って、状況次第では、後日これを処分するときに事実上の障害が発生し、また境界に関して紛争が発生して、所有敷地の面積の減少、損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、不動産関連資産について予定外の費用又は損失を負担する可能性があります。同様に、越境物の存在により、不動産関連資産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性や、越境物の除去等のために追加費用を負担する可能性もあります。

これらの結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

#### (ヘ) 不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク

不動産のうち建物は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準等を定める建築基準法の規制に服します。その建築時点（正確には建築確認取得時点）においては、建築基準法上及び関連法令上適格であった建物でも、その後の建築基準法等の改正に基づく規制の変更により、変更後の規制の下では不適格になることがあります。例えば、建築基準法は、耐震基準について昭和56年にいわゆる新耐震基準を採用し、それ以降に建築されるべき建物にはそれ以前とは異なる耐震基準が適用されています。

その他、不動産は、様々な規制の下にあり、国の法令のほか、各地方公共団体の条例や行政規則等による規制があることもあります。例えば、駐車場の付置義務、住宅の付置義務、福祉施設の付置義務等のほか、これらの義務に関連して、建物の新築・増築に際して地方公共団体等と協議する義務等を課されることがあります。また、道路指定により敷地面積・容積率が結果として減少することもあります。そして、これらの規制も、随時改正・変更されています。

法規制の変化によりかつて法令に適合していながら後日適合しなくなった建物を「既存不適格」と呼ぶことがあります。既存不適格の建物は、これを改築したり、建替えたりしようとする際に、従前の建物と同等の建ぺい率・容積率（注）・高度・設備等を維持できなくなり、追加の設備が必要とされ、又は建替自体が事実上困難となる可能性があります。このよ

うな場合には、不動産の資産価値や譲渡価格が下がり、その結果、投資主に損害を与える可能性があります。

以上のほか、土地収用法や土地区画整理法のような私有地の収用・制限を定めた法律の改正等により、不動産の利用、用途、収用、再開発、区画整理等に規制が加えられ、又はその保有、管理、処分その他の権利関係等に制限が加えられることがあり、その結果、関連する費用等が増加し、又は不動産の価値が減殺される可能性があります。

(注) 「建ぺい率」とは、建築基準法第53条に定められる、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいい、本書では用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。なお、本書で記載する建ぺい率は、敷地が街区の角にあることその他の要因により実際に適用される割合とは、異なる場合があります。「容積率」とは、建築基準法第52条により定められる、建築物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合をいい、本書では用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。なお、本書で記載する容積率は、前面道路の幅員その他の要因により実際に適用される割合とは、異なる場合があります。また、「用途地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に掲げられているものをいいます。地域内で建築（新築・増築・改築・移転）したり建物の用途を変更したりするような場合には、用途地域の種類によって一定の制限を受けることがあります。

#### (ト) 法令等の変更に関するリスク

消防法等その他不動産の建築・運営・管理に影響する関係法令や条例の改正等により、将来的には不動産関連資産の管理費用等が増加する可能性があります。また、建築基準法、都市計画法等の不動産に関する行政法規の改正等、新たな法令等の制定及びその改廃、又は、収用、再開発、区画整理等の事業により、不動産関連資産に関する権利が制限される可能性があります。さらに、環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、不動産関連資産について、大気、土壌、地下水等の汚染にかかる調査義務、除去義務、損害賠償義務、所有者としての無過失責任等が課される可能性もあります。このように、法令又は条例の制定・改廃等が本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

#### (チ) 区分所有物件に関するリスク

区分所有建物（注）とは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（建物の躯体、エントランス部分等）から構成されます。不動産が区分所有物件である場合には、その管理及び運営は区分所有者間で定められる管理規約等に服します。この管理規約等は、原則として区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数決によらなければ変更できません（区分所有法第31条）。なお、建替え決議等においてはさらに多数決の要件が加重されています。また、区分所有者の議決権数は、必ずしも区分所有割合（専有部分の床面積割合）に比例するわけではありません。従って、本投資法人が議決権の4分の3を有していない場合には、区分所有物件の管理及び運営について本投資法人の意向を十分に反映させることができない可能性があります。

区分所有者は、自己の専有部分を原則として自由に処分することができます。従って、本投資法人の意向にかかわらず区分所有者が変更される可能性があります。新区分所有者の資力、数、属性等の如何によっては、不動産関連資産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、区分所有規約等において当該不動産の区分所有権（敷地の共有持分を含みます。）を処分する場合にはほかの区分所有者の先買権又は優先交渉権、処分における一定の手續の履践義務等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人が区分所有権を処分する際に事前に優先交渉をほかの区分所有者と行う等の制約を受ける可能性があります。

(注) 一棟の建物であっても、構造上複数の部分に区分され、独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に使用される場合には、各々の建物部分は分離してそれぞれ所有権の対象とすることができます。このような所有権のことを区分所有権といい、区分所有権を有する者のことを区分所有者、区分所有の対象となる建物全体を区分所有建物といいます。

また、区分所有者は自己の専有部分を原則として自由に賃貸その他使用収益することができます。その結果、本投資法人の不動産関連資産の価値や収益は、ほかの区分所有者による使用収益の状況によって影響を受ける可能性があります。

加えて、ほかの区分所有者が自己の負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払い又は積立てを履行しない場合、本投資法人が不動産関連資産の劣化を避けるため、その立替払を余儀なくされるおそれがあります。これらの場合、本投資法人は、ほかの区分所有者にかかる立替払金の償還を請求することができます。かかる請求権については区分所有法第7条により担保権(先取特権)が与えられていますが、当該ほかの区分所有者の資力の如何によっては、償還を受けることができない可能性があります。

なお、区分所有建物では、専有部分と敷地利用権(区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利をいいます。)の一体性を保持するために、区分所有法第22条で、専有部分と敷地利用権を分離して処分することが禁止されています(但し、区分所有規約で別段の定めをすることはできます。)。そして、敷地権(敷地利用権をもとに、区分所有建物の敷地になっている土地について建物と一体化されて登記されている権利をいいます。)の登記がなされている場合には、専有部分とは別に敷地利用権だけが分離されて処分されても、当該分離処分は無効となります。しかし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の無効を善意の第三者に主張することができません。その結果、敷地利用権を有しない専有部分の所有者が出現する可能性等があります。そのような場合には、区分所有建物と敷地の権利関係が複雑になるため、不動産の鑑定評価及び市場での売買価格の決定等において、減価要因が増加する可能性があります。

#### (リ) 共有物件に関するリスク

不動産関連資産が第三者との間で共有されている場合、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため(民法第252条)、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため(民法第249条)、ほかの共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

共有物全体を一括処分する際には、全共有者の合意が必要です。従って、本投資法人は共有物を希望する時期及び価格で売却できないおそれがあります。もっとも、共有者には共有物の分割を請求する権利があり(民法第256条第1項本文)、これにより単独の処分又は使用収益を行うことが可能ですが、現物分割が不可能である場合は、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性があります(民法第258条第2項)。また、本投資法人が分割を請求できる反面、本投資法人が分割を望まないときでも、ほかの共有者からの請求にも服さなければならない可能性があります。共有者間で不分割の合意をすることは可能ですが(民法第256条第1項但書)、その場合であっても、合意の有効期間(同条により、5年が最長ですが、5年を限度に更新することも可能です。)が満了していたり、その合意が未登記であるため

に第三者に対抗できないことがあります。また、共有者が破産した場合又は共有者について会社更生手続若しくは民事再生手続が開始された場合は共有物の分割が行われる可能性があります（但し、共有者は、破産、会社更生手続又は民事再生手続の対象となったほかの共有者の有する共有持分を相当の償金を支払って取得することができます（破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「破産法」といいます。）第52条、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）第60条、民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。）第48条）。）。共有不動産の分割がなされた場合、当該不動産にかかる賃料収入等に大幅な変動が生じる可能性があるほか、現物分割又は価額償還の方法により分割がなされ、本投資法人が共有不動産の一部又は全部を取得する場合において、ほかの共有者が分割前にその共有持分に設定していた担保権に服することを余儀なくされる可能性もあります。

他方、共有持分については、共有者は自己の持分を原則として自由に処分することができます。従って、本投資法人の意向にかかわらずほかの共有者が変更される可能性があります。新共有者の資力、数、属性等の如何によっては、不動産関連資産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、共有者間の協定書乃至規約等において、当該不動産の持分を処分するに際し、ほかの共有者の先買権又は優先交渉権、事前同意の取得その他処分における一定の手続の履践等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人が持分を処分する際に事前に優先交渉をほかの共有者で行う等の制約を受ける可能性があります。

共有不動産を賃貸に供する場合、賃貸人の賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されています。従って、本投資法人は、ほかの共有者（賃貸人）の債権者により当該ほかの共有者の持分を超えて賃料債権全部が差し押えられたり、賃借人からの敷金返還債務をほかの共有者がその持分等に応じて履行しない場合に、敷金全部の返還債務を負わされる可能性があります。これらの場合、本投資法人は、自己の持分に応じた賃料債権相当額やほかの共有者のために負担抛出した敷金返還債務相当額の償還を当該ほかの共有者に請求することができますが、当該ほかの共有者の資力の如何によっては、償還を受けることができないおそれがあります。

また、共有者が自ら負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払い又は積立てを履行しない場合、当該不動産やその持分が法的手続の対象となる、又は、劣化する等の可能性があります。

共有不動産については、上記のような制約やリスクがあるため、不動産の鑑定評価及び市場での売買価格の決定等において、単独所有の場合には存在しない減価要因が加わる可能性があります。

#### (ヌ) 借地物件に関するリスク

本投資法人は、借地権（土地の賃借権及び地上権）と借地権設定地上の建物に投資することがありますが、このような物件は、土地建物とともに所有する場合に比べ、特有のリスクがあります。

まず、借地権は、土地の賃借権の場合も地上権の場合も、永久に存続するものではなく、期限の到来により消滅し、借地権設定者側に正当な事由がある場合には更新を拒絶され、又は借地権者側に地代不払等の債務不履行があれば解除により終了することもあります。借地権が消滅すれば、建物買取請求権が確保されている場合を除き、建物を取り壊して土地を返還しなければなりません。仮に、建物買取請求が認められても本投資法人が希望する価格で買い取られる保証はありません。

さらに、敷地が売却され、又は抵当権の実行により処分されることがありますが、この場

合に、本投資法人が借地権について民法、建物保護ニ関スル法律（明治42年法律第40号、その後の改正を含みます。）又は借地借家法（平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。以下「借地借家法」といいます。）等の法令に従い対抗要件を具備しておらず、又は競売等が借地権に先立ち対抗要件を具備した担保権の実行によるものである場合、本投資法人は、譲受人又は買受人に自己の借地権を主張できないこととなります。

また、借地権が土地の賃借権である場合には、これを取得し、又は譲渡する場合には、賃貸人の承諾が必要です。かかる承諾が速やかに得られる保証はなく、また、得られたとしても承諾料の支払いを要求されることがあります。その結果、本投資法人が希望する時期及び条件で建物を処分することができないおそれがあります。

また、本投資法人が借地権を取得するに際して保証金を支払うこともあり得ますが、借地を明渡す際に、敷地所有者の資力が保証金返還に足りないときは、保証金の全部又は一部の返還を受けられないおそれがあります。

#### (ル) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、原則として開発中の不動産への投資を行うことは予定していません。但し、建物竣工後の取得を条件に不動産関連資産の取得のための契約を締結した上で、投資することがあります。建築中の不動産については、既に完成した物件を取得する場合に比べて、以下に例示するような固有のリスクが加わります。

- a. 開発途中において、地中障害物、埋蔵文化財、土壌汚染等が発見されることがあり、これらが開発の遅延、変更又は中止の原因となる可能性。
- b. 工事請負業者の倒産又は請負契約の不履行により、開発が遅延、変更又は中止される可能性。
- c. 開発コストが当初の計画を大きく上回る可能性。
- d. 天変地異により開発が遅延、変更又は中止される可能性。
- e. 行政上の許認可手続により開発が遅延、変更又は中止される可能性。
- f. 開発過程において事故が生じる可能性。
- g. その他予期せぬ事情により開発の遅延、変更又は中止が必要となる可能性。

これらの結果、開発物件からの収益等が予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が被る可能性があります。また、竣工直後は稼働率が通常低く、稼働率を上げるのに予想以上の時間がかかることもあります。このため本投資法人の収益等が重大な悪影響を受ける可能性があります。

#### (ヲ) 鑑定評価額に関するリスク

不動産の鑑定評価額は、個々の不動産鑑定士による地域分析、個別分析等の分析の結果に基づく、ある一定時点における不動産鑑定士の判断や意見を示したものととどまります。同一物件について鑑定評価を行った場合でも、個々の不動産鑑定士によって、その適用する評価方法又は調査の方法若しくは時期、収集した資料等の範囲等によって鑑定評価額が異なる可能性があります。また、かかる鑑定の結果が現在及び将来において当該鑑定評価額による売買を保証又は約束するものではなく、不動産が将来売却される場合であっても鑑定評価額をもって売却されるとは限りません。

#### (ワ) わが国における賃貸借契約に関するリスク

わが国における賃貸用住居そのほかの賃貸借契約では、契約期間を2年とし、その後別段の意思表示がない限り自動的に更新されるとするものが多く見られます。しかし、契約期間が満了する際、常に契約が更新されるとの保証はありません。また、契約期間の定めにかかわらず、テナントが一定期間前の通知を行うことにより契約を解約できるとされている場合が多く見受けられます。賃貸借契約が更新されず又は契約期間中に解約された場合、すぐに新たなテナントが入居するとの保証はなく、その結果、賃料収入が減少する可能性があります。

なお、賃貸人からの賃貸借契約の更新拒絶及び解除は、正当事由の存在が認められる場合を除いて困難であることが多いのが実情です。

定期賃貸借契約においては、テナントの賃料減額請求権を契約で排除することが可能です。また、定期賃貸借契約の有効期間中は契約中に定められた賃料をテナントに対して請求できるのが原則です。しかし、定期賃貸借契約においてテナントが早期解約した場合、残存期間全体についてのテナントに対する賃料請求が場合によっては認められない可能性があります。また、定期賃貸借契約において契約期間中は賃料改定を行わない約束がなされた場合、一般的な賃料水準が上昇することにより、一般的な賃料水準に対する当該定期賃貸借契約の賃料が相対的に低下する可能性があります。

高級賃貸用住宅は、相対的に需要（入居者）が限定されていて市場が小さく、このような住居がほかから新規供給された場合、市場への影響が少なくないことがあります。加えて、既存テナントが退去した場合、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、不動産の稼働率が大きく低下する場合もあり、時として代替テナント確保のために賃料水準を下げることもあります。また、そのような賃貸用住居は、欧米系企業・多国籍企業において海外から派遣される赴任者等を主な入居者として想定しているため、経済状況、国際状況の変化等により需要が大きく減少し、そのために不動産の稼働率が大きく低下したり、代替テナント確保のために賃料水準引下げを余儀なくされる可能性があります。そのような場合、賃料収入が大きな影響を受ける可能性があります。

#### (カ) マスターリースに関するリスク

本投資法人の保有する不動産又は信託不動産においては、賃借人（サブリース会社）が当該不動産の所有者である本投資法人又は信託不動産の所有者である信託受託者との間でマスターリース契約を締結して建物を一括して貸借するとともに賃貸管理業務を受託し、その上で各貸室を第三者に対して転貸する、いわゆるサブリースの運用形態をとっているものが多くあります。サブリース会社の財務状態が悪化した場合、サブリース会社から賃貸人である本投資法人又は信託受託者への賃料の支払いが滞るほか、賃貸管理その他サブリース会社としての機能に支障をきたして不動産又は信託不動産の稼働率が低下する可能性があります。本投資法人の収入が減少するおそれがあります。

#### (ヨ) 賃料の減額に関するリスク

不動産関連資産のテナントが支払うべき賃料は、賃貸借契約の更新時であるか、契約期間中であるかを問わず、賃貸人とテナントの合意により減額される可能性があります。さらに、テナントが賃貸人に対し、借地借家法第32条（又は借家法（大正10年法律第50号、その後の改正を含みます。）第7条）に基づく賃料減額請求権を行使する可能性もあります。また、不動産関連資産と競合すると思われる不動産の賃料水準が全般的に低下した場合には、新たに入居するテナントとの間で締結される賃貸借契約における賃料の額が従前の賃料の額と比

較して低下するとともに、上記のような賃料減額の可能性もより増大することになり、本投資法人の賃料収入の減少をもたらす可能性があります。

上記のような通常の建物賃貸借に対して、一定の要件を満たすことにより、比較的長期の契約期間中、借地借家法第32条の賃料増減額請求権に服さない建物賃貸借（以下「定期建物賃貸借」といいます。）が存在します。もっとも、定期建物賃貸借契約においてテナントが契約期間の定めにかかわらず早期解約した場合、契約上の当然の権利として又は違約金条項に基づく権利として、残期間の賃料全てについて必ずテナントに対して請求できるかどうかは、未だ事例の蓄積が乏しいため定かではありません。特に、残期間の途中で新たなテナントが見つかり、賃料収入が得られることとなった場合には、その効力が制限される可能性があります。なお、そもそも契約上、違約金の額が一定期間の賃料に対応する分だけに限られている場合もあり得ます。また、賃貸人にとって、定期建物賃貸借契約には、通常の賃貸借契約に比べ契約期間中の賃料収入の安定が期待できるという有利な面がある一方で、賃料が低く抑えられがちであったり、特約の定め方によっては一般的な賃料水準が上昇する場合でもそれに応じた賃料収入の増加を期待することができない等、不利益な面もあります。

なお、本投資法人が賃貸している不動産関連資産を賃借人が転貸している場合には、転貸条件が必ずしも賃貸条件と同一ではなく、何らかの理由で本投資法人が転借人と直接の賃貸借契約関係を有することとなったとき、低額の賃料を甘受せざるを得ない可能性があります。

#### (タ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク

経済全般のインフレーション、人件費や水道光熱費の高騰、不動産管理や建物管理にかかる費用又は備品調達等の管理コストの上昇、修繕費の負担、各種保険料の値上げ、公租公課の増大その他の理由により、不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。一方で、不動産関連資産からの収入がこれに対応して増加するとの保証はありません。

#### (レ) 入居者の建物使用態様に関するリスク

建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、入居者による建物への変更工事、内装の変更等により、建築基準法・消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、入居者による転貸や賃借権の譲渡が本投資法人の関与なしに行われる可能性があります。その他、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号、その後の改正を含みます。）に定める暴力団の入居や、入居者による「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号、その後の改正を含みます。）に定める風俗営業の開始等入居者の建物使用態様により不動産関連資産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

#### (ソ) 不動産の毀損等に関するリスク

不動産関連資産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となることがあります。かかる修繕に多額の費用を要する場合があります。また、修繕工事の内容やその実施の仕方によっては、テナントの使用収益に影響を与えたり、テナントの館内移転が必要となったりするため、賃料収入等が減少し又は少なからぬ付帯費用が発生する場合があります。他方、かかる修繕が困難若しくは不可能な場合には、将来的に不動産関連資産から得られる賃料収入等が減少するおそれがあります。これらの結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。



(ツ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、暴風雨、洪水、破裂爆発、落雷、風ひょう雪災、電氣的事故、機械的事故、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により、不動産関連資産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が消滅、減少する可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物が不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。また、これらの災害等によりテナントの支払能力等が悪影響を受ける可能性もあります。

但し、本投資法人は、災害等による損害を補填する火災保険や包括賠償責任保険等を付保する方針です。しかし、不動産関連資産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性、保険契約でカバーされない災害等（例えば、故意によるもの、戦争やテロ行為等に基づくものは必ずしも全て保険でカバーされるものとは限りません。）が発生する可能性又は保険契約に基づく支払いが保険会社により行われず若しくは遅れる可能性も否定できません。また、保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により事故発生前の状態に回復させることができない可能性があります。

本投資法人の付保に関する方針の概要については、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ③ 運営管理方針」をご参照下さい。

(ネ) 不動産にかかる所有者責任に関するリスク

本投資法人の不動産関連資産の瑕疵等を原因として、第三者の生命、身体又は財産その他法律上保護に値する利益を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損失を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上、占有者に過失がない場合は無過失責任を負うこととされています（民法717条第1項但書）。

不動産関連資産に関しては、施設賠償責任保険等の適切な保険を付保する予定です。しかし、不動産関連資産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性又は保険契約に基づく支払いが保険会社により行われず若しくは遅れる可能性は否定できません。

(ナ) 有害物質にかかるリスク

不動産関連資産として取得した土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている場合、当該敷地及び建物の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、不動産関連資産として取得した建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材等が使用されているか、若しくは使用されている可能性がある場合やPCBが保管されている場合等には、状況によって当該建物及びその敷地の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、かかる有害物質を除去するために建材等の全面的又は部分的交換や、保管・撤去費用等が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。本書の日付現在、アスベスト等を使用している若しくは使用している可能性のある建物が、取得済みの不動産に含まれています。

また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、不動産関連資産の所有者として損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

(ラ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針 (1) 投資方針」及び本書記載の投資方針に記載された投資方針に基づき運用を行います。その投資対象とする不動産が、不動産市況によって一定の用途又は地域に偏在した場合、当該地域における地震その他の災害、市況の低迷による稼働率の低下、賃料水準の下落等が、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、テナント獲得に際し賃貸市場において投資対象とする不動産相互間で競合し、結果として賃料収入が減少し、本投資法人の収益に影響を与える可能性があります。

また、一般に、資産総額に占める個別の投資対象とする不動産の割合は、資産総額の規模が拡大する過程で低下していくと予想されるものの、資産総額に占める割合が大きい不動産関連資産に関して、地震その他の災害、稼働率の低下、賃料水準の下落等の事情が発生した場合には、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響をもたらす可能性があります。

(ム) テナントの支払能力に関するリスク

賃借人（テナント）が特に解約の意思を示さなくても、テナントの財務状況が悪化した場合又はテナントが破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の倒産手続の対象となった場合には、賃料の支払いが滞る可能性があります。このような延滞された賃料等（場合により原状回復費用その他の損害金を含みます。）の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超えると、投資主に損害を与える可能性があります。特に、全賃料収入のうち特定のテナントからの賃料収入が占める割合が小さくない場合においては、当該テナントが賃料の支払能力を失った場合には、当該不動産の賃料収入に与える影響が大きくなります。また、賃貸人が賃貸借契約上の債務の履行を怠った場合には、テナントは賃料不払を以てこれに対抗することができるため、テナントが賃貸人側の何らかの落ち度を理由に意図的な賃料不払を以て対抗する可能性もあり、その場合には当該不動産から得られる賃料収入にも影響を及ぼすこととなるため、投資主に損害を与える可能性があります。本投資法人では、かかるリスクを低減するために、テナント信用力を勘案したテナント選定及び賃料支払状況等の管理体制の整備を行い、また、投資対象の適切な分散を図りますが、かかるリスクが現実化しないという保証はありません。

(ウ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

一般に、不動産又は信託受益権を売却した後に売主が倒産手続に入った場合、当該不動産又は信託受益権の売買又は売却についての対抗要件具備が当該売主の管財人により否認される可能性があります。また、財産状態が健全でない売主が不動産又は信託受益権を売却した場合、当該不動産又は信託受益権の売買が当該売主の債権者により詐害行為を理由に取消される可能性があります。

また、売買取引を担保付融資取引であると法的に性格づけることにより、依然としてその目的物が売主（又は倒産手続における管財人乃至財団）に属すると解される可能性があり、特に担保権の行使に対する制約が、破産手続等に比較して相対的に大きい会社更生手続においては深刻な問題となり得ます。

(キ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク

本投資法人が運用資産を売却した場合に、当該運用資産に物的又は法律的な瑕疵があるために、法律の規定に従い、瑕疵担保責任を負う可能性があります。特に、本投資法人は、宅地建物取引業法上のみなし宅地建物取引業者となりますので、買主が宅地建物取引業者でな

い場合には、瑕疵担保責任を排除することが原則としてできません。

また、法律の規定以外にも、売買契約上の規定に従い、運用不動産の性状その他に関する表明保証責任や瑕疵担保責任を負う可能性があります。

これらの法律上又は契約上の表明保証責任や瑕疵担保責任を負う場合には、買主から売買契約を解除され、又は買主が被った損害の賠償をしなければならず、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

さらに、賃貸中の運用不動産の売却においては、新所有者が賃借人に対する敷金返還債務等を承継するものと解されており、実務もこれに倣うのが通常ですが、旧所有者が当該債務を免れることについて賃借人の承諾を得ていない場合、旧所有者は新所有者とともに当該債務を負い続けると解される可能性があり、予定外の出費を強いられる場合があります。

#### ④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク

##### (イ) 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは受益権を有する者をいい（信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。）第2条第6項。なお、以下、平成19年9月30日施行の同法を「新信託法」といい、新信託法施行前の信託法（大正11年法律第62号。信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正を含みません。）を「旧信託法」といい、信託契約に別段の定めがない限り、平成19年9月30日より前に効力を生じた信託契約については、信託財産についての対抗要件に関する事項を除き、旧信託法が適用されます（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条）。）、信託契約等の信託行為に基づいて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産にかかる給付をすべきものにかかる債権等を有します。また、不動産信託においては、信託の清算の際の残余財産受益者等として、残余財産の給付を内容とする債権の受益者や、残余財産の帰属すべき者として指定されることが通常です。

旧信託法の下では、信託受託者が信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税、受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に受益者が負担することになっています（旧信託法第36条第2項及び第37条）。即ち、信託受託者が信託財産としての不動産を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的には全て受益権に帰属することになります。従って、本投資法人が不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する十分なデュー・ディリジェンスを実施し、保険金支払能力に優れる保険会社を保険者、受託者を被保険者とする損害保険を付保すること等、本投資法人自ら不動産を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要がありますし、一旦不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、原資産が不動産である場合と実質的にはほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになり、その結果、投資主に損害を与える可能性があります。

新信託法の下では、旧信託法第36条第2項が廃止され、原則として信託受益者がこのような責任を負うことはなくなりましたが、信託受益者と信託受託者の間で信託費用等に関し別途の合意をした場合には、当該合意に従い信託受益者に対し信託受託者から信託費用等の請求がなされることがあります（新信託法第48条第5項、第54条第4項）。この場合には同様に本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

##### (ロ) 信託の受益権の流動性にかかるリスク

本投資法人が信託の受益権を保有運用資産とする場合、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分するときは、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また、信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を契約上要求されることがあります。さらに、譲渡する信託受益権については金融商品取引法上の有価証券とみなされますが、譲渡に際しては、原則として、債権譲渡と同様の譲渡方法によることになるため（新信託法第94条）、株券や社債券のような典型的な有価証券と比較すると相対的に流動性が低いというリスクが存在します。また、信託受託者は原則として瑕疵担保責任を負って信託不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。

#### (ハ) 信託受託者にかかるリスク

##### a. 信託受託者の破産・会社更生等にかかるリスク

旧信託法上、受託者が破産宣告を受け又は会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合に、信託財産が破産財団又は更生会社の財産その他受託者の固有財産に属するか否かに関しては明文の規定はないものの、旧信託法の諸規定、とりわけ信託財産の独立性という観点から、登記等の対抗要件を具備している限り、信託財産が信託受託者の破産財団又は更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に帰属するリスクは極めて低いと考えられていました。信託受託者が破産した場合、旧信託法第42条第1項に基づき信託受託者の任務は終了し、旧信託法第50条に基づき信託財産の名義人でもなくなることから、信託財産は破産財団に属しないと説明する向きもありました（破産法第34条第1項）。また、旧信託法第16条によれば、信託財産に対する信託受託者自身の債権者による差押えは禁止されており、信託財産は受託者の債権者との関係では信託受託者自身の債務の引当財産にならないと考えられ、信託財産は管財人等による取戻リスクにさらされないものと考えられていました。

新信託法においては、信託財産は信託受託者の固有財産に属しない旨が明文で規定されています（新信託法第25条第1項、第4項及び第7項）。

但し、信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託の公示（信託の登記）をする必要がありますので、不動産を信託する信託の受益権については、この信託の公示（信託の登記）がなされるものに限り本投資法人は取得する予定です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされるとの保証はありません。

##### b. 信託受託者の債務負担に伴うリスク

信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を財産とする本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。また、受託者が、その権限に属しない行為又は信託財産に属する財産を固有財産に帰属させる等の利益相反行為を行うことにより、本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、旧信託法は信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めており（旧信託法第31条本文）、また、新信託法は、受託者の権限違反行為や利益相反行為の取消権を受益者に認めています（新信託法第27条第1項及び第2項、第31条第6項及び第7項）、一定の場合には取消権が認められない等、本投資法人は、常にかかる権利の行使により損害を免れることができるとは限りません。

信託受益権を取得するに際しては、十分なデュー・ディリジェンスを実施し、①信託契

約上、当該信託の目的が受益者の利益のためにのみ行われていることが明確にされていること、②信託財産の処分や信託財産に属する金銭の運用等についても、厳しい制約を課されていることが満たされている信託の受益権のみ投資対象とすることで、信託財産が勝手に処分されたり、信託財産が新たに債務を負担して、その結果として本投資法人が不利益を被る可能性は回避され则认为られますが、常にそのようなことを回避できるとの保証はありません。

## (二) 専門家報告書等に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

建物状況調査報告書及び地震リスク分析報告書は、建物の評価に関する専門家が、設計図書等の確認、現況の目視調査及び施設管理者への聞き取りを行うことにより、現在又は将来発生することが予想される建物の不具合、必要と考えられる修繕又は更新工事の抽出及びそれらに要する概算費用並びに再調達価格の算出、並びに建物の耐震性能及び地震による損失リスク等を検討した結果を記載したものであり、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出される予想損失率も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。予想損失率は、予想損失額の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる場合があります。

## ⑤ 税制等に関するリスク

### (イ) 利益の配当等の損金算入に関する課税の特例の適用に関する一般的リスク

税法上、一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の課税所得の計算上損金に算入することが認められています。本投資法人は、本書の日付以降、かかる要件（以下「利益配当等の損金算入要件」といいます。）を満たすよう継続して努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の減少、分配金支払原資の不足、法律の改正その他の要因により利益配当等の損金算入要件の全てを満たすことができない可能性があります。かかる場合、利益の配当等を損金算入することができなくなるにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。なお、課税上の取扱いについては、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

### (ロ) 税負担の発生により90%超支払配当要件が満たされないリスク

平成21年4月1日以後終了した事業年度にかかる利益配当等の損金算入要件のうち、租税特別措置法施行令に規定する配当可能額（以下「配当可能額」といいます。）の90%超の分配を行うべきとする要件（以下「90%超支払配当要件」といいます。）においては、投資法人の税引前の会計上の利益を基礎として90%超支払配当要件の判定を行うこととされています。従って、会計処理と税務上の取扱いの差異等により、本投資法人の税負担が増加した場合には、この要件を満たすことが困難となる場合があります。

(ハ) 税務調査等による更正処分のため、追加的な税金が発生するリスク及び90%超支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、税務当局との見解の相違等により過年度の課税所得計算について税務否認等の更正処分を受けた場合には、予想外の追加的な課税が発生することがあり、投資家への分配金の予想額の修正が必要となる場合があります。また、平成21年4月1日前に終了した各事業年度については、税務上の所得を基礎として90%超支払配当要件の判定を行うこととされていたため、上記更正処分により会計処理と税務上の取扱いに差異が生じた場合には当該事業年度における90%超支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスクがあります。かかる場合、本投資法人が当該事業年度において損金算入した配当金が全額否認され、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ニ) 保証金、建設協力金、敷金に関するリスク

利益配当等の損金算入要件のひとつに、借入れを行う場合には租税特別措置法に規定する機関投資家のみから行うことという要件があります。従って、保証金、建設協力金又は敷金等の全部若しくは一部がテナントからの借入金に該当すると解釈された場合においては、利益配当等の損金算入要件を満たせないこととなります。また、敷引き、償却等の取扱いに関して会計・税務の取扱いが異なった場合には、追加で税負担が発生し、又は利益配当等の損金算入要件を満たせない可能性があります。

(ホ) 同族会社に該当するリスク

利益配当等の損金算入要件のうち、事業年度終了時に同族会社のうち租税特別措置法施行令に定めるものに該当していないこと（発行済投資口の総口数等の50%超が1人の投資主グループ等によって保有されていないこと）とする要件については、投資口が市場で流通することにより、本投資法人の意思にかかわらず、結果として満たされなくなるリスクがあります。かかる場合、利益の配当等を損金算入することができなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ヘ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

投資法人が直接に不動産を取得する場合において、投資法人の規約に資産運用の方針として一定の内容の記載があり、その他の税務上の要件を満たす場合には、登録免許税及び不動産取得税の軽減措置の適用が認められています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更等され若しくは軽減措置が廃止された場合にはこの軽減措置の適用を受けることができなくなる可能性があります。

(ト) 税制変更に関するリスク

不動産、信託の受益権その他投資法人の運用資産に関する税制若しくは投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈が変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資口にかかる利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制が変更された場合、投資口の保有又は売却による手取金の額が減少する可能性があります。

(チ) 投資口を保有する投資主について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

利益配当等の損金算入要件のひとつに、事業年度終了の時に発行済投資口が50人以上の投資主によって所有されていること、又は、租税特別措置法に規定する機関投資家のみによって所有されていることという要件があります。しかし、本投資法人は投資主による投資口の売買をコントロールすることができないため、投資口を所有する投資主が50人未満になる可能性があります。

(リ) 借入金にかかる利益配当等の損金算入要件に関するリスク

利益配当等の損金算入要件のひとつに、借入れを行う場合には租税特別措置法に規定する機関投資家のみから行うことという要件があります。従って、本投資法人が何らかの理由により上記機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合、又は、保証金若しくは敷金等の全部若しくは一部がテナントからの借入金に該当すると解釈された場合においては、利益配当等の損金算入要件を満たせないこととなります。その結果、本投資法人の税負担が増大し、投資家への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ヌ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損にかかる会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設置に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が、平成17年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されることになったことに伴い、本投資法人においても第2期計算期間より「減損会計」が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。

「減損会計」の適用に伴い、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、税務上は当該資産の売却まで損金を認識することができない（税務上の評価損の損金算入要件を満たした場合や減損損失の額のうち税務上の減価償却費相当額を除きます。）ため、税務と会計の齟齬が発生することとなり、税務上のコストが増加する可能性があります。

(ル) 資金不足により利益の配当等が行われないうことに関するリスク

本投資法人において、債権者との関係等により、利益が発生しているにもかかわらず利益の配当等ができない場合には、利益配当等の損金算入要件を満たすことができなくなることにより、本投資法人の税負担が増大する結果、投資家への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ロ) 納税遅延にかかる延滞税等の発生に関するリスク

本投資法人において納税額が発生した場合に、納付原資の不足等の事情により納期限内に納税が完了しない可能性があります。この場合、遅延納付となった税額に対し遅延期間に応じ延滞税等が発生し、納税が発生した事業年度の投資家への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人は、上記に記載した各々のリスクに関し、本投資法人自らが投信法及び関連法規に定められた規制を遵守するとともに、本資産運用会社においては適切な社内規程の整備を行

い、併せて必要な組織体制を敷き、役職員に対する遵法精神を高めるための教育等の対策を講じています。

具体的な取組みは、以下のとおりです。

#### ① 本資産運用会社の体制

(イ) 本資産運用会社は、本資産運用会社が策定し、本投資法人の役員会に報告される「運用ガイドライン」を遵守すること並びに本資産運用会社のコンプライアンス規程及びリスク管理規程に基づきコンプライアンス・リスク管理を行います。

(ロ) 本資産運用会社は、利害関係者との本投資法人の間の取引については、本資産運用会社の取締役会に付され、取締役の全員が出席の上、出席取締役全員一致をもって取引にかかる議案を決するものとされています。かつ、利害関係取引に関する自主ルールを定めており、これを遵守することにより利益相反にかかるリスク管理を行います。

(ハ) 本資産運用会社は、内部者取引の未然防止についての社内規程を定め、役職員のインサイダー取引の類似取引防止に努めています。

(ニ) 本資産運用会社は、委員会を設け、運用にかかる年度計画や取得・売却に関する事項を審議することにより、異なる視点からリスク管理を行います。

(ホ) 本資産運用会社は、コンプライアンス・リスク管理を所管するコンプライアンス・オフィサーが統括するコンプライアンス・リスク管理委員会を設け、投資委員会による審議の経過及び投資判断について審議し、法令遵守の状況を監視します。また、その結果については、内容により取締役会の決議事項とされています。

(ヘ) 本資産運用会社は、コンプライアンスに関する社内体制を整備し、コンプライアンス上の問題の発生についての対応を講じています。また、コンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス基本方針や役職員の行動規範を定めるのみならず定期的にコンプライアンス研修を実施します。

#### ② 本投資法人の体制

本投資法人は、3か月に1回以上役員会を開催し、本資産運用会社の運用状況の報告を受けるとともに、執行役員は適宜本資産運用会社の運用状況を聴取及び関係書類の閲覧・調査を実施し、本資産運用会社の管理・監督を行います。

以上のように、本投資法人及び本資産運用会社は投資リスクに対する管理体制を整備していますが、このような体制が常に有効に機能する保証はありません。管理体制が有効に機能しないことによりリスクが顕在化した場合、本投資法人又は投資主に損失が生ずる恐れがあります。



#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

##### (2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第5条）、該当事項はありません。

##### (3) 【管理報酬等】

###### ① 役員報酬

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとします（規約第18条）。

(イ) 執行役員の報酬は、1人当たり月額100万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該月の末日までに執行役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

(ロ) 監督役員の報酬は、1人当たり月額70万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該月の末日までに監査役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

(注) 本投資法人は、投信法の規定に従い、役員会の決議をもって、執行役員及び監督役員の責任を法令の限度において免除することができるものとしています（規約第19条）。なお、会計監査人の責任を免除することができる点につき、後記「⑨ 会計監査人報酬」の（注）をご参照下さい。

###### ② 資産運用会社への支払報酬

本投資法人は、本資産運用会社と締結した資産運用委託契約に従い、本資産運用会社に対して委託業務報酬を支払います。当該報酬は、運用報酬1、2及び3からなり、その計算方法及び支払いの時期は以下のとおりです。その支払いに際しては、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を別途本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、当該支払いにかかる委託業務報酬に、それにかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、運用会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払います。

###### (イ) 運用報酬1

各計算期間において本投資法人が保有する各運用資産の保有期間に応じて、当該各運用資産の資産額に年率0.50%を乗じた額（1年を365日とした実日数による日割計算。1円未満切捨。）を上限とする金額を運用報酬1とします。なお、「計算期間」とは、本投資法人の決算期の翌日（同日を含みます。）から3ヶ月目の月末日（同日を含みます。）まで、及び、当該末日の翌日（同日を含みます。）から決算期（同日を含みます。）までの各期間をいいます。但し、最初の計算期間は、本投資法人の成立日（同日を含みます。）から最初に到来する決算期の3ヶ月前の月末日（同日を含みます。）までとします。また、各運用資産の「資産額」とは、計算期間中に本投資法人が取得した運用資産については、取得時の当該運用資産にかかる鑑定評価額を、それ以外の運用資産については、直前の決算期を調査の時点とし

て鑑定評価と同様の手法を用いて行われる価格調査等による価格を意味します。

運用報酬1は、各計算期間の終了日から1ヶ月以内に支払うものとします。

(ロ) 運用報酬2

本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬2控除前の分配可能金額の3.0%に相当する金額（1円未満切捨。）を運用報酬2とします。なお、「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいいます。

運用報酬2は、当該営業期間にかかる決算書類の承認後1ヶ月以内に支払うものとします。

(ハ) 運用報酬3

本投資法人が規約に定める特定資産を取得した場合において、その取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除きます。）の1.0%を上限とする料率を乗じた金額を運用報酬3とします。

運用報酬3は、本投資法人が当該特定資産を取得した日が属する月の翌月末日までに支払うものとします。

③ 一般事務受託者への支払報酬

本投資法人は、一般事務受託者であるみずほ信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

(イ) 本投資法人の機関の運営に関する事務（投信法第117条第4号に規定する事務のうち、本投資法人が投資主名簿等管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「投資主名簿等管理人」といいます。）との間で本投資法人の成立時に締結した投資口事務代行委託契約において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。）

(ロ) 計算に関する事務（投信法第117条第5号に規定する事務。）

(ハ) 会計帳簿の作成に関する事務（投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第6号に規定する事務のうち、上記の投資口事務代行委託契約において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。）

(ニ) 納税に関する事務（投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第7号に規定する事務。）

(ホ) その他（イ）乃至（ニ）に準ずる業務又は付随する一定の業務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

a. 上記の業務にかかる報酬（以下「一般事務報酬」といいます。）の計算期間は、3月又は9月の各1日から、その直後に到来する2月又は8月の各末日までとします。

b. 各計算期間の一般事務報酬は、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提に、当該計算期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照

表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。）に基づき、6ヶ月分の料率を記載した下記記載の基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で別途合意した金額とします。なお、資産総額が1,000億円に満たない場合には、これを1,000億円として計算します。また、円未満の端数は切捨てるものとします。

（基準報酬額表）

資産総額	算定方法（6ヶ月分）
500億円以下の部分について	資産総額×0.0200%
500億円超1,000億円以下の部分について	資産総額×0.0175%
1,000億円超の部分について	資産総額×0.0150%

- c. 本投資法人は、各計算期間の一般事務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払います。支払いに要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。
- d. 経済情勢の変動等により一般事務報酬の金額が不相当となったときは、本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議し合意の上、一般事務報酬の金額を変更することができます。
- e. 上記b. に定める一般事務報酬の金額は、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提としています。本投資法人の保有する資産にこれら以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、本投資法人及び一般事務受託者は、一般事務報酬の金額の変更額について、互いに誠意をもって協議します。
- f. 本投資法人は、上記b. に定める一般事務報酬にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を別途負担し、一般事務受託者に対する当該報酬の支払いの際に消費税等相当額を加算して支払うものとします。

#### ④ 投資主名簿等管理人への支払報酬

本投資法人は、投資主名簿等管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に対して以下の業務を委託しています。

- (イ) 投資主名簿および投資法人債原簿ならびにこれらに付属する帳簿の作成、管理および備置その他の投資主名簿および投資法人債原簿に関する事務（ただし、投資法人債原簿に関する事務は本投資法人が一般事務受託者に別途委託するものに限りません。）
- (ロ) 以下の帳簿その他の本法および内閣府令の規定により作成および保管しなければならない帳簿書類の作成、管理および備置に関する事務（ただし、該当する事務が生じていない場合を除きます。）
- ・ 分配利益明細簿

- ・投資証券台帳
- ・投資証券不発行管理簿
- ・投資証券払戻金額帳
- ・未払分配利益明細簿
- ・未払払戻金明細簿

- (ハ) 投資口の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消
- (ニ) 振替機関等により通知される総投資主通知その他の通知の受理に関する事務
- (ホ) 投資主の投資証券不所持申出ならびに投資証券の発行または返還請求の受理等に関する事務
- (ヘ) 投資主、登録投資口質権者、これらの法定代理人および以上の者の常任代理人の氏名および住所の登録ならびに変更の登録に関する事務
- (ト) 前各号に掲げるもののほか、投資主等の提出する届出の受理に関する事務
- (チ) 投資主総会招集通知の発送および議決権行使書または委任状の作成および集計に関する事務
- (リ) 投資主等に対して分配する金銭の支払いに関する事務
- (ヌ) 投資主等からの照会に対する応答に関する事務
- (ル) 投資口の統計資料ならびに法令または契約にもとづく官庁、金融商品取引所、振替機関等への届出または報告のための資料の作成に関する事務
- (ヲ) 投資口の発行、投資口の併合・分割その他本投資法人が臨時に指定する事務
- (ワ) 投資主等に対する通知書、催告書および報告書等の発送に関する事務
- (カ) 投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主等からの申出の受付に関する事務（前各号の事務に関連するものに限り、ます。）
- (ヨ) (イ) 乃至 (カ) に掲げる事務に付随する印紙税等の納付に関する事務
- (タ) (イ) 乃至 (ヨ) に掲げる事項に付随する事務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

- a. 本投資法人は、投資主名簿等管理人が委託事務を行うことの対価として、投資主名簿等管理人に対し、当該契約書の下表に掲げる金額を上限とした手数料を支払うものとします。ただし、下表に定めのない事務に対する手数料は、本投資法人、投資主名簿等管理人協議

のうえ決定するものとします。

- b. 投資主名簿等管理人は上記 a. の手数料を毎月計算して翌月中に請求し、本投資法人は請求を受けた月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに投資主名簿等管理人の指定する銀行口座への振込み（振込手数料ならびに当該振込手数料金額にかかる消費税および地方消費税は本投資法人の負担とします。）または口座振替による方法により支払うものとします。

項目	手数料
投資主名簿管理料 (基本料)	1. 月末現在の投資主1名につき下記段階により区分計算した合計額の6分の1(月額) 5,000名まで 390円 10,000名まで 330円 30,000名まで 280円 50,000名まで 230円 100,000名まで 180円 100,001名以上 150円 但し月額最低額を220,000円とします 2. 月中に失格となった投資主1名につき55円
名義書換料	1. 名義書換 (1) 書換投資証券枚数1枚につき115円 (2) 書換投資口数1口につき、①から③の場合を除き120円 ① 証券保管振替機構名義への書換の場合100円 ② 商号変更の提出の際に投資証券上への投資主名表示の変更を行った場合60円 ③ 合併による名義書換の場合60円 2. 投資証券不所持 (1) 不所持申出又は交付返還1枚につき115円の2分の1 (2) 不所持申出又は交付返還1口につき、証券保管振替機構名義の場合を除き、120円の2分の1(証券保管振替機構の場合50円)
分配金計算料	1. 投資主1名につき下記段階により区分計算した合計額 5,000名まで 120円 10,000名まで 105円 30,000名まで 90円 50,000名まで 75円 100,000名まで 60円 100,001名以上 50円 但し1回の最低額を350,000円とします 2. 振込指定分 1投資主につき 130円加算
分配金支払料	1. 分配金領収証1枚につき 500円 2. 月末現在未払投資主 1名につき 5円
投資証券交換分合料	1. 交付投資証券1枚につき75円 2. 回収投資証券1枚につき70円
諸届受理料	諸届受理1件につき250円
諸通知封入発送料	1. 封入発送料 (1) 封書 ① 定型サイズの場合 封入物2種まで1通につき25円 1種増す毎に5円加算 ただし、定型サイズでも追加手封入がある場合には、 追加手封入1通につき15円加算 ② 定形外サイズまたは手封入の場合 封入物2種まで1通につき45円 1種類増すごとに15円加算 (2) はがき 1通につき15円 ただし、1回の発送につき最低額を50,000円とする 2. 書留適用分 1通につき30円加算 3. 発送差止・送付先指定 1通につき200円 4. 振込通知を分配金計算書と分配金振込先確認書に分割した場合1件につき25円加算 5. ラベル貼付料 1通につき5円
返戻郵便物整理料	返戻郵便物1通につき 250円
議決権行使書(委任状)作成集計料	1. 議決権行使書(委任状)作成料 作成1枚につき18円 2. 議決権行使書(委任状)集計料 集計1枚につき50円 ただし、1回の集計につき最低額を100,000円とする 3. 投資主提案による競合議案がある場合 1通につき50円加算 4. 不統一行使分 1通につき50円加算
証明・調査料	発行異動証明書1枚、または調査1件1名義につき1,600円 発行残高証明書1枚、または調査1件1名義につき 800円
振替制度関係手数料	1. 総投資主通知に関するデータ受理料 総投資主通知受理料 投資主1名1件につき100円 2. 個別投資主通知に関するデータ受理料 個別投資主通知受理1件につき250円 3. 情報提供請求データ受理料 情報提供請求1件につき250円

本表に定めのない臨時事務(新投資口の発行事務、臨時に行う投資主確定事務及び投資口分布統計表作成事務、商号変更等による投資証券一斉引換事務又は解約に関する事務等)については両当事者協議の上、そのつど手数料を定めます。

⑤ 資産保管会社への支払報酬

本投資法人は、資産保管会社であるみずほ信託銀行株式会社（以下「本資産保管会社」といいます。）に対して、本投資法人の資産の保管にかかる業務を委託しています。

上記の業務に対して本投資法人は、以下のとおり資産保管会社に報酬を支払います。

(イ) 上記の業務にかかる報酬（以下「資産保管業務報酬」といいます。）は、3月又は9月の各1日から、その直後に到来する2月、8月の各末日までを計算期間とします。

(ロ) 各計算期間の資産保管業務報酬は、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提に、当該計算期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。）に基づき、6ヶ月分の料率を記載した下記記載の基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で別途合意した金額とします。なお、資産総額が1,000億円に満たない場合には、これを1,000億円として計算します。また、円未満の端数は切捨てるものとします。

（基準報酬額表）

資産総額	算定方法（6ヶ月分）
500億円以下の部分について	資産総額×0.0100%
500億円超1,000億円以下の部分について	資産総額×0.0075%
1,000億円超の部分について	資産総額×0.0050%

(ハ) 本投資法人は、各計算期間の資産保管業務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに資産保管会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払います。支払いに要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担となります。

(ニ) 経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不相当となったときは、本投資法人及び本資産保管会社は、互いに協議し合意の上、資産保管業務報酬の金額を変更することができます。

(ホ) 上記（ロ）に定める資産保管業務報酬にかかる金額は、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提としています。本投資法人の保有する資産にこれら以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、本投資法人及び本資産保管会社は、資産保管業務報酬の金額の変更額について、互いに誠意をもって協議します。

(ヘ) 本投資法人は、上記（ロ）に定める資産保管業務報酬にかかる消費税等を別途負担し、本資産保管会社に対する当該報酬支払いの際に消費税等相当額を加算して支払うものとします。

- ⑥ 第1回債の発行代理事務、支払代理事務及び期中事務に係る一般事務受託者への支払報酬  
本投資法人が第1回債に係る発行事務、支払代理事務及び期中事務の一般事務受託者である中央三井信託銀行株式会社に対して支払う手数料は、金10,100,000円（消費税及び地方消費税を含みません。）であり、第1回債の払込日に、第1回債の払込金から、手数料及び消費税を控除した金額を、上記一般事務受託者から受領することにより、支払済みです。  
買入消却事務の委託に関する手数料としては、消却金額の10,000分の0.5を支払い、当該手数料に賦課される消費税及び地方消費税相当額は、本投資法人が負担します。
- ⑦ 第2回債及び第3回債の発行代理事務、支払代理事務及び期中事務に係る一般事務受託者への支払報酬  
第2回債及び第3回債の発行事務、支払代理事務及び期中事務にかかる一般事務受託者である住友信託銀行株式会社に対して支払う手数料は、第2回債については金6,700,000円、第3回債については金7,000,000円であり、支払済みです。また、第2回債及び第3回債の元利金支払事務に関する手数料は、それぞれ以下のとおりです。  
元金支払の場合 支払元金の10,000分の0.075  
利金支払の場合 残存元金の10,000分の0.075（各利払い毎）
- ⑧ 第1回債の投資法人債管理者への支払報酬  
本投資法人は、第1回債に係る投資法人債管理者である中央三井信託銀行株式会社に対して、投資法人債管理の委託に関する手数料として第1回債について、発行日から償還期日までの間、以下に定めるところに従い、毎1か年につき第1回債の現存額に $2.0/10,000$ （年率）を乗じた金額を次の通り支払います。なお、当該手数料に賦課される消費税及び地方消費税相当額は、本投資法人が負担します。
- (イ) 手数料の計算期間は、毎年3月及び9月（以下、本（イ）において「支払月」という。）までの各々前6ヶ月間とします。ただし、初回の手数料については、発行日の翌日から最初の支払月の月末までとし、また、最後の手数料についてはその直前の支払月の翌月初から満期償還日まで、もしくは買入消却により第1回債の総額が消滅した場合には、その消滅した日の属する月の月末までとします。
- (ロ) 各計算期間内の毎月の手数料は、各々その前月末における第1回債残高に対し、月割により計算します。ただし、発行月については発行日の翌日から発行日の属する月の月末までの手数料を発行額に対して日割で計算します。また、満期償還月については当該月初から償還日までの手数料を前月末における投資法人債残高に対して日割で計算し、この場合の日割計算は、年365日の方法によります。
- (ハ) 手数料の支払日は、各計算期間の最終月の25日（銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日）とする。ただし、満期償還の場合は満期償還日とし、買入消却により第1回債の総額が消滅した場合には、消滅した日の翌日から10銀行営業日目とします。
- ⑨ 会計監査人報酬  
会計監査人の報酬は、1営業期間につき、金2,000万円を上限として役員会で決定する金額とします。その支払いは決算日後3月以内に会計監査人の指定する口座へ振込む方法により行います（規約第26条）。



(注) 本投資法人は、投信法の規定に従い、役員会の決議をもって、会計監査人の責任を法令の限度において免除することができるものとしています(規約第19条)。

#### (4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、本資産運用会社及び資産保管会社が本投資法人から委託を受けた業務を処理するに際し要する以下の諸費用を負担するほか、当該費用が立て替えられた場合の立替金の遅延利息又は発生した損害金を負担します。

##### ① 不動産関連資産の取得及び処分に関する費用

登録免許税、不動産取得税、契約締結等に伴う印紙税その他不動産関連資産の取得及び処分にかかる公租公課、不動産関連資産の取得及び処分にかかる仲介手数料等、不動産関連資産の取得時及び取得検討時のデュー・ディリジェンス等の調査にかかる費用(外部の専門業者に対する報酬及び手数料等を含みます。)、不動産信託受託者へ支払う信託報酬及び費用、鑑定評価費用、専門家等に対する報酬又は費用(法律顧問、税務・会計顧問及び司法書士等を含みます。)等

##### ② 運用資産の運営に関する費用

テナント誘致にかかる費用(媒介手数料、広告宣伝費等)、管理委託費用(プロパティ・マネジメント会社へ支払う報酬及び外注委託費を含みます。)、不動産関連資産に付保された保険料、不動産関連資産にかかる維持修繕費用(改修等を含みます。)、水道光熱費、借地借家料、運用資産の維持にかかる公租公課、不動産信託受託者へ支払う信託報酬及び費用等

##### ③ 借入れ等(投資法人債を含みます。)に関する費用

有価証券届出書及び目論見書等の作成、印刷及び交付にかかる費用(監督官庁等に提出する場合の提出費用も含みます。)、借入金利息及び借入れにかかる諸費用(借入枠設定費用、ローン実行手数料等)、投資法人債の発行にかかる諸費用(引受手数料等)、本投資法人の広告宣伝、IR活動にかかる費用、専門家等に対する報酬又は費用(法律顧問、税務・会計顧問及び司法書士等を含みます。)等

##### ④ 運用報告書等の作成等に関する費用

有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出にかかる費用、財務諸表、資産運用報告、計算書類、附属明細書、資産管理計画書等の作成、印刷及び交付にかかる費用(監督官庁等に提出する場合の提出費用も含みます。)、運用資産にかかる定期的な調査の費用、専門家等に対する報酬又は費用(法律顧問、税務・会計顧問及び司法書士等を含みます。)等

##### ⑤ 投資証券又は投資法人債の発行にかかる費用

有価証券届出書及び目論見書等の作成、印刷及び交付にかかる費用(監督官庁等に提出する場合の提出費用も含みます。)、申込証及び券面の作成、印刷及び交付にかかる費用(印紙税を含みます。)、投資証券の上場及びその上場維持に関する費用(上場審査費用、上場費用等)、払込金取扱手数料、アドバイザー(法律顧問、税務・会計顧問、司法書士及び証券会社等を含みます。)に支払う費用、募集にかかる広告宣伝費等

##### ⑥ 本投資法人の運営に係る費用

分配金支払いにかかる費用(取扱手数料、領収証作成交付費用等)、投資主総会招集にかか

る費用（公告費用、招集通知作成交付費用、会場設置運営費用等）、執行役員及び監督役員にかかる保険料等

⑦ その他上記に類する本投資法人が負担すべき費用

上記のほか、これらに類する費用を本投資法人が負担することがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する一般的な課税上の取扱いは以下のとおりです。税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、本投資法人は平成20年11月10日をもちまして上場廃止となっておりますので、上場株式等に係る課税上の特例の適用はありませんのでご注意ください。

① 個人投資主の税務

(イ) 利益の分配にかかる税務

個人投資主が本投資法人から受取る利益の配当は、株式の配当と同様に配当所得として取り扱われます。従って、配当金を受取る際に20%の税率により源泉徴収された後、総合課税の対象となります。ただし一回に支払いを受けるべき配当金額が、5万円以下（6ヶ月決算法人）である場合は、源泉徴収だけで納税手続きを終了させる申告不要の選択が認められます。なお配当控除の適用はありません。

(ロ) 利益を超える金銭の分配にかかる税務

個人投資主が本投資法人から受取る利益を超える金銭の分配は、資本の払戻しとして取り扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として上記（イ）における利益の配当と同様の課税上の取扱いを受けます。また、資本の払戻し額のうち、みなし配当を控除した金額は、投資口の譲渡にかかる収入金額として取り扱われます。個人投資主はこの収入に対応する譲渡原価を計算する必要があります（注2）。この計算の結果、譲渡収入と譲渡原価との間に差額がある場合には、株式等の譲渡所得として原則として下記（ハ）と同様の課税上の取扱いを受けます。

資本の払戻しを受けた後の投資口の取得価額は、この資本の払戻しを受ける直前の投資口の取得価額から、資本の払戻しにかかる譲渡原価を控除した金額です。

$$(注1) \text{ みなし配当} = \frac{\text{資本の払戻し額} - \text{投資法人の資本の払戻し直前の税務上の資本金等の額}}{\text{各投資主の資本の払戻し直前の保有投資口数}} \times \text{投資法人の資本の払戻し直前の発行済投資口総数}$$

$$* \text{一定割合} = \frac{\text{投資法人の資本の払戻し総額}}{\text{投資法人の税務上の前期末純資産価額（前期末時から当該払戻し等の直前の時までの間に、資本金等の額又は連結個別資本金等の額が増加又は減少した場合には、その増加した金額を加算し又はその減少した金額を控除した金額）}} \quad (\text{小数点第3位未満を切上げ})$$

$$(注2) \text{ 譲渡収入の金額} = \text{資本の払戻し額} - \text{みなし配当金額 (注1)}$$

$$\text{譲渡原価の額} = \text{資本の払戻し直前の投資口の取得価額} \times \text{一定割合} * \quad (\text{上記*と同じ})$$

なお、（注）のみなし配当の額及び一定割合については、本投資法人から各投資主に通

知します。

#### (ハ) 投資口の譲渡にかかる税務

個人投資主が本投資法人の投資口を譲渡する場合の税率は、原則20%（所得税15%、地方税5%）の税率により課税されます。

本投資法人の投資口の譲渡に際して譲渡損が生じた場合は、他の株式等の譲渡にかかる譲渡所得等の金額との通算は認められますが、株式等の譲渡にかかる譲渡所得等の合計額が損失となった場合は、その損失は他の所得と通算することはできません。

### ② 法人投資主の税務

#### (イ) 利益の分配にかかる税務

法人投資主が本投資法人から受取る利益の分配は、原則として分配の決議のあった日の属する投資主の事業年度において益金計上されます。利益分配を受取る際には20%の税率で源泉徴収されますが、この源泉税は所得税額控除の対象となります。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。

#### (ロ) 利益を超える金銭の分配にかかる税務

法人投資主が本投資法人から受取る利益を超える金銭の分配は、資本の払戻しとして取り扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当として上記（イ）における利益の配当と同様の課税上の取扱いを受けます。また、資本の払戻し額のうちみなし配当を控除した金額は投資口の譲渡にかかる収入金額として取り扱われます。各投資主はこの収入に対応する譲渡原価を計算する必要があります。この計算の結果、譲渡収入と譲渡原価との間に差額がある場合には譲渡損益として原則として（二）と同様の課税上の取扱いを受けます。みなし配当、譲渡原価、譲渡損益の計算方法は個人投資主の場合と同様です。

資本の払戻しを受けた後の投資口の帳簿価額は、この資本の払戻しを受ける直前の投資口の帳簿価額から、資本の払戻しにかかる譲渡原価を控除した金額となります。

#### (ハ) 投資口の期末評価方法

法人投資主による投資口の期末評価方法については、税務上、投資口が売買目的有価証券である場合には期末日の時価で、売買目的以外の有価証券である場合には原価で評価されます。

#### (ニ) 投資口の譲渡にかかる税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡損益は、法人税の課税所得の計算上、益金又は損金として計上されます。

### ③ 本投資法人の税務

#### (イ) 利益配当等の損金算入要件

税法上、一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を本投資法人の損金に算入することが認められていますが、そのための主な要件は次のとおりです。

- a. 金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること。
- b. 他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を有していないこと。
- c. 借入れは、租税特別措置法に規定する機関投資家からのものであること。
- d. 事業年度終了時に同族会社のうち租税特別措置法施行令に定めるものに該当していないこと。
- e. 発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨が投資法人の規約において記載されていること。
- f. 投資法人の事業年度終了時において、その発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は租税特別措置法に規定する機関投資家のみによって所有されているものであること。

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

a. 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税価格の2%の税率により課されます。なお、売買により取得した土地については税率が平成23年3月31日までは1%、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは1.3%、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは1.5%となります。但し、規約において、資産運用の方針として、本投資法人が取得する特定資産のうち特定不動産（不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額が本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合である「特定不動産の割合」を75%以上とする旨の記載があること、その他の要件を満たす投資法人は、取得する不動産に対しては、登録免許税の税率が平成22年3月31日までは0.8%に軽減されます。

b. 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が不動産の価格に対し4%の税率により課されます。なお、この税率は、住宅及び土地の取得については平成24年3月31日までは3%となります。但し、規約において、資産の運用の方針として、「特定不動産の割合」を75%以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人は平成23年3月31日までに取得する不動産に対しては、不動産取得税の課税標準が3分の1に軽減されます。また、特別土地保有税については平成15年以降当分の間その課税が行われなかったこととなりました。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

本投資法人の第8期末（平成21年2月末日）現在における投資状況の概要は以下のとおりです。

資産の種類	用途	地域 (注1)	保有総額 (百万円) (注2)	資産総額に対する 比率 (%) (注3)
不動産	賃貸住宅	都心主要エリア	24,103	12.5
		東京23区 (都心主要エリアを除く。)	13,391	7.0
		東京23区を除く東京圏	-	-
		地方	32,721	17.0
不動産 信託受益権	賃貸住宅	都心主要エリア	82,461	42.8
		東京23区 (都心主要エリアを除く。)	12,259	6.4
		東京23区を除く東京圏	10,927	5.7
		地方	11,279	5.9
小計			187,143	97.2
預金その他資産			5,432	2.8
資産総額			192,576	100.0

	金額 (百万円)	資産総額に対する 比率 (%)
負債総額	108,850	56.5
純資産総額	83,725	43.5

(注1) 「地域」欄に記載されている「都心主要エリア」とは、港区、渋谷区、新宿区、千代田区、中央区、品川区、豊島区及び目黒区を、「東京23区(都心主要エリアを除く。)」とは、都心主要エリアを除く東京23区を、「東京23区を除く東京圏」とは、東京23区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「地方」とは、それ以外の地域をそれぞれ表します。

(注2) 「保有総額」は、決算日時点の貸借対照表計上額(不動産及び不動産信託受益権については、減価償却及び減損損失計上後の帳簿価額の合計額)によっています。

(注3) 「資産総額に対する比率」については、小数点第2位を四捨五入しています。従って、「資産総額に対する比率」欄に記載されている数値を足し合わせても必ずしも100%となりません。

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

本投資法人が平成21年2月末日（第8期末）現在保有する不動産又は信託受益権の信託財産たる不動産（105物件）（以下「第8期末保有資産」といいます。）の概要は以下のとおりです。なお、下記表中の各数値は、別段の記載がない限り、平成20年8月末日現在のものです（なお、以下の記載において、平成21年2月末日における保有資産の数値を示すことができない事項につきましては、平成20年8月末日（第7期末）現在において保有していた不動産又は信託受益権の信託財産たる不動産（売却済みのものを除きます。以下「第7期末保有資産」といいます。）。

物件番号	地域 (注1)	名称 (注2)	取得価格 (注3) (百万円)	比率 (注4)	第8期末 算定額 (注5) (百万円)	第8期末 帳簿価額 (百万円)	取得時期	担保設定 の有無 (注6)
C-1	都心主要 エリア	NCR南青山	3,783	2.05%	3,680	3,779	平成16年12月15日	無
C-2		NCR西麻布ツインタワー	3,315	1.80%	3,080	3,323	平成16年12月17日	無
C-3		NCR西麻布	3,143	1.71%	2,971	3,139	平成16年12月15日	無
C-4		NCRお茶の水	2,300	1.25%	2,170	2,288	平成16年12月17日	無
C-5		NCR参宮橋	1,734	0.94%	1,564	1,737	平成16年12月15日	無
C-8		NCR日本橋イースト	1,622	0.88%	1,520	1,617	平成16年12月15日	無
C-9		NCR日本橋ウエスト	1,480	0.80%	1,337	1,476	平成16年12月15日	無
C-10		NCR銀座ツインⅠ	1,133	0.62%	1,059	1,124	平成16年12月15日	無
C-11		NCR銀座ツインⅡ	968	0.53%	914	962	平成16年12月15日	無
C-12		NCR原宿	1,220	0.66%	1,131	1,221	平成16年12月17日	無
C-14		NCR代々木上原	765	0.42%	711	764	平成16年12月17日	無
C-15		NCR千駄ヶ谷	695	0.38%	630	697	平成16年12月17日	無
C-16		NCR新宿7丁目	626	0.34%	561	634	平成16年12月17日	無
C-17		NCR市谷左内町	577	0.31%	530	577	平成16年12月17日	無
C-18		NCR日本橋人形町Ⅰ	1,230	0.67%	1,160	1,223	平成17年2月25日	有
C-19		NCR日本橋人形町Ⅱ	1,290	0.70%	1,216	1,282	平成17年2月25日	有
C-20		NCR新御茶ノ水	1,160	0.63%	1,092	1,163	平成17年2月25日	有
C-22		NCR日本橋人形町Ⅲ	1,662	0.90%	1,594	1,658	平成17年6月10日	有
C-23		NCR神保町Ⅱ	1,470	0.80%	1,384	1,522	平成17年7月5日	有
C-24		NCR銀座イーストⅢ	841	0.46%	814	883	平成17年7月5日	有
C-25		NCR新宿御苑Ⅰ	3,140	1.71%	2,964	3,185	平成17年7月28日	有
C-27		NCR高輪台	1,180	0.64%	1,084	1,218	平成17年7月28日	有
C-28		NCR日本橋人形町Ⅳ	842	0.46%	795	870	平成17年7月28日	有
C-29		NCR新宿御苑Ⅱ	580	0.32%	579	607	平成17年7月28日	有
C-30		NCR銀座イーストⅣ	510	0.28%	478	538	平成17年7月28日	有
C-31		NCR高輪台Ⅱ	1,530	0.83%	1,413	1,577	平成17年9月21日	有
C-32		NCR南麻布	840	0.46%	782	879	平成17年9月21日	有
C-34		NCR銀座	4,000	2.17%	3,466	4,119	平成18年4月27日	無

物件番号	地域 (注1)	名称 (注2)	取得価格 (注3) (百万円)	比率 (注4)	第8期末 算定額 (注5) (百万円)	第8期末 帳簿価額 (百万円)	取得時期	担保設定 の有無 (注6)
C-35	都心主要 エリア	NCR日本橋水天宫	3,332	1.81%	3,162	3,431	平成18年4月27日	無
C-36		NCR高輪	10,995	5.97%	9,465	11,254	平成18年1月11日	無
C-37		NCR東日本橋	4,930	2.68%	4,378	5,095	平成18年12月1日	無
C-38		カテリーナ三田タワー スイート(NCR)(注7)	16,200	8.80%	14,538	16,424	平成18年12月22日	無
C-39		NCR新宿	3,597	1.95%	3,210	3,798	平成20年1月30日	無
C-40		NCR目黒	1,050	0.57%	954	1,050	平成16年12月17日	無
C-41		NCR大塚	1,290	0.70%	1,203	1,281	平成17年2月25日	有
C-42		NCR自由が丘	1,470	0.80%	1,357	1,511	平成17年7月28日	有
C-43		NCR目白イースト	1,080	0.59%	1,012	1,114	平成17年7月29日	有
C-44		NCR池袋	3,227	1.75%	2,957	3,291	平成17年9月21日	有
C-45		NCR要町	1,360	0.74%	1,158	1,397	平成18年1月11日	無
C-46		NCR品川シーサイドタワ ー	9,350	5.08%	8,434	9,536	平成18年6月30日	無
C-47		NCR八雲	1,160	0.63%	996	1,197	平成18年12月1日	無
C-50		NCR戸越駅前	2,050	1.11%	1,662	2,103	平成20年3月27日	無
計			104,727	56.89%	95,165	106,564		

物件番号	地域 (注1)	名称 (注2)	取得価格 (注3) (百万円)	比率 (注4)	第8期末 算定額 (注5) (百万円)	第8期末 帳簿価額 (百万円)	取得時期	担保設定 の有無 (注6)
M-2	東京23区 (都心主要 エリアを除 きます。)	NCR等々力	1,850	1.00%	1,703	1,875	平成16年12月15日	無
M-3		NCR本所吾妻橋	1,122	0.61%	1,042	1,108	平成16年12月15日	無
M-4		NCR北沢	1,070	0.58%	1,007	1,069	平成16年12月17日	無
M-8		NCR門前仲町	524	0.28%	513	520	平成16年12月15日	無
M-9		NCR田園調布	511	0.28%	464	514	平成16年12月17日	無
M-10		NCR根岸	356	0.19%	312	354	平成16年12月17日	無
M-11		NCR上池台	238	0.13%	206	237	平成16年12月17日	無
M-13		NCR森下	985	0.54%	903	979	平成17年2月25日	有
M-14		NCR若林公園	970	0.53%	888	970	平成17年4月21日	有
M-15		NCR浅草橋	870	0.47%	834	893	平成17年4月19日	有
M-19		NCR入谷	675	0.37%	626	702	平成17年7月29日	有
M-22		NCR上野タワー	2,990	1.62%	2,878	3,031	平成18年2月1日	無
M-25		NCR森下ウエスト	810	0.44%	730	848	平成19年6月29日	無
M-27		NCR三ノ輪	1,720	0.93%	1,551	1,813	平成19年8月21日	無
M-28		NCR自由が丘ウエスト	720	0.39%	616	763	平成19年8月28日	無
M-29		NCR中野	1,250	0.68%	1,148	1,271	平成19年8月28日	無
M-30		NCR用賀	1,305	0.71%	1,185	1,360	平成19年10月19日	無
M-31		NCR住吉	1,170	0.64%	1,000	1,225	平成19年10月31日	無
M-33		NCR門前仲町イースト	2,965	1.61%	2,329	3,064	平成20年8月29日	無
M-35	NCR押上	1,267	0.69%	1,122	1,330	平成19年12月19日	無	
M-36	NCR蔵前	1,628	0.88%	1,498	1,712	平成20年4月23日	無	
計			24,996	13.58%	22,555	25,650		



物件番号	地域 (注1)	名称 (注2)	取得価格 (注3) (百万円)	比率 (注4)	第8期末 算定額 (注5) (百万円)	第8期末 帳簿価額 (百万円)	取得時期	担保設定 の有無 (注6)
G-2	東京23区を 除く 東京圏	NCR船橋本町	1,083	0.59%	933	1,076	平成16年12月17日	無
G-3		SH元住吉	1,058	0.57%	949	1,009	平成16年12月15日	無
G-4		NCR豊田	1,053	0.57%	909	1,025	平成16年12月15日	無
G-5		NCR西船橋	997	0.54%	901	990	平成16年12月17日	無
G-6		NCR舞浜	844	0.46%	726	837	平成16年12月17日	無
G-7		NCR市川妙典	769	0.42%	676	765	平成16年12月17日	無
G-8		NCR久米川	715	0.39%	606	704	平成16年12月17日	無
G-9		NCR浦安	653	0.35%	597	651	平成16年12月17日	無
G-10		NCR南行徳I	648	0.35%	556	644	平成16年12月17日	無
G-11		NCR南行徳II	447	0.24%	395	444	平成16年12月17日	無
G-12		NCR野毛山	469	0.25%	422	467	平成16年12月17日	無
G-13		NCR南林間	456	0.25%	415	446	平成16年12月17日	無
G-14		NCR湘南	445	0.24%	384	448	平成16年12月17日	無
G-15		LM淵野辺本町	222	0.12%	179	207	平成16年12月17日	無
G-16		LM東青梅第三	175	0.10%	140	171	平成16年12月17日	無
G-17		PT市川	620	0.34%	569	646	平成17年7月28日	有
G-18		PT塩焼	310	0.17%	297	173	平成17年7月28日	有
G-19		PT堀江	193	0.10%	181	216	平成17年7月28日	有
計			11,157	6.06%	9,835	10,927		

物件番号	地域 (注1)	名称 (注2)	取得価格 (注3) (百万円)	比率 (注4)	第8期末 算定額 (注5) (百万円)	第8期末 帳簿価額 (百万円)	取得時期	担保設定 の有無 (注6)	
R-1	地方	NCR大通公園	726	0.39%	591	701	平成16年12月17日	無	
R-2		五色山ハイツ	720	0.39%	627	706	平成16年12月15日	無	
R-3		NCR西公園	379	0.21%	336	363	平成16年12月17日	無	
R-4		NCR西大濠	258	0.14%	229	250	平成16年12月17日	無	
R-5		NCR加古川	274	0.15%	236	266	平成16年12月17日	無	
R-6		LM前橋西片貝	202	0.11%	157	98	平成16年12月17日	無	
R-7		アプリーレ垂水	1,710	0.93%	1,540	1,688	平成17年2月25日	有	
R-9		クレスト草津	3,830	2.08%	3,055	3,827	平成17年6月28日	有	
R-10		NCR本町イースト	1,740	0.95%	1,499	1,738	平成17年12月1日	有	
R-11		NCR新梅田	1,640	0.89%	1,450	1,636	平成17年12月1日	有	
R-13		NCR阿倍野	5,400	2.93%	4,527	5,519	平成18年4月27日	無	
R-14		NCR大手通	382	0.21%	326	394	平成18年4月27日	無	
R-15		NCR栄	1,361	0.74%	1,214	1,418	平成19年3月23日	無	
R-16		NCR日本橋高津	4,780	2.60%	3,925	4,888	平成18年6月30日	無	
R-17		NCR円山裏参道	486	0.26%	432	508	平成19年9月27日	無	
R-18		NCR円山表参道	2,045	1.11%	1,808	2,207	平成20年3月25日	無	
R-19		NCR博多駅東	1,230	0.67%	1,008	1,317	平成19年11月30日	無	
R-20		NCR心齋橋イーストタワー	4,693	2.55%	3,984	4,762	平成19年3月27日	無	
R-21		NCR三宮	1,485	0.81%	1,287	1,529	平成19年3月27日	無	
R-22		NCR勾当台公園	655	0.36%	535	691	平成19年4月26日	無	
R-23		NCR一番町	965	0.52%	851	1,017	平成19年7月31日	無	
R-24		NCR大町	842	0.46%	745	896	平成19年8月28日	無	
R-25		NCR上町台	3,214	1.75%	2,804	3,276	平成19年8月20日	無	
R-26		NCR肥後橋タワー	4,200	2.28%	3,386	4,292	平成19年10月19日	無	
計			43,217	23.47%	36,552	44,001			
合計			184,096	100.00%	164,107	187,143			

(注1) 「地域」欄に記載されている「都心主要エリア」とは、港区、渋谷区、新宿区、千代田区、中央区、品川区、豊島区及び目黒区を、「東京23区(都心主要エリアを除きます。)」とは、都心主要エリアを除く東京23区を、「東京23区を除く東京圏」とは、東京23区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「地方」とは、それ以外の地域をそれぞれ表します。

(注2) 「名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「LM」は、ライオンズマンションを、「SH」は、ゾンネンハイムを、「PT」は、パークテラスをそれぞれ表します。

(注3) 「取得価格」欄には、各資産の取得価格を記載しています。

(注4) 「比率」欄には、各資産の取得価格が取得価格総額に占める割合を記載しており、小数点第三位を四捨五入しています。

(注5) 「第8期末算定額」は、後記「二. 第8期末現在における価格について」に記載のとおり変更された後の資産の評価方法に基づき算定された金額を記載しております。

(注6) 「担保設定の有無」欄には、不動産信託受益権に対する質権設定の有無を記載しています。

(注7) 本物件にかかる建物の登記簿上の建物の名称は「カテリーナ三田タワースイート」ですが、本投資法人の取得する本物件(264戸)に関しては、テナントに対してニューシティレジデンスブランド戦略に基づいた一定のサービスの提供をすることから、「カテリーナ三田タワースイート(ニューシティレジデンス)」の名称で運営しており、かかる運営上の名称を記載しています。以下同じです。

イ. 不動産及び信託不動産の概要

第8期末保有資産にかかる不動産又は信託不動産（信託財産にかかる不動産をいいます。以下同じです。）の名称、賃貸可能面積、賃貸面積、賃貸可能戸数、賃貸戸数、稼働率、住居タイプ別面積比率及び間取り別戸数は以下のとおりです。

< 不動産及び信託不動産の概要 >

物件番号	名称（注1）	賃貸可能面積（㎡）（注2）	賃貸面積（㎡）（注3）	賃貸可能戸数（戸）（注4）	賃貸戸数（戸）（注5）	稼働率（注6）	住居タイプ別面積比率（注7）					間取り別戸数（戸）（注8）
							S	UF	F	P	その他	
C-1	NCR南青山	3,473.28	3,112.70	62	56	89.6%		100%				1DK(2)、1LDK(60)
C-2	NCR西麻布ツインタワー	3,296.44	2,548.66	60	49	77.3%	27%	50%		11%	12%	1R(24)、1LDK(28)、2LDK(4)、その他(4)
C-3	NCR西麻布	2,802.62	1,900.16	37	25	67.8%		33%		67%		1LDK(28)、1LDK+S(1)、2LDK(7)、2LDK+S(1)
C-4	NCRお茶の水	2,507.30	2,450.29	44	43	97.7%	1%	85%	5%		8%	1R(1)、1LDK(38)、2LDK(2)、その他(3)
C-5	NCR参宮橋	1,898.47	1,830.14	26	25	96.4%		12%	71%	17%		1LDK(5)、2LDK(12)、2LDK+S(2)、3LDK(7)
C-8	NCR日本橋イースト	1,940.94	1,717.86	62	55	88.5%	60%	40%				1K(43)、1LDK(19)
C-9	NCR日本橋ウエスト	1,858.34	1,603.83	55	47	86.3%	75%	25%				1K(44)、1LDK(11)
C-10	NCR銀座ツインⅠ	1,444.52	1,335.31	40	37	92.4%	12%	87%			2%	1K(6)、1DK(29)、2DK(4)、その他(1)
C-11	NCR銀座ツインⅡ	1,244.54	1,114.46	33	30	89.5%		100%				1DK(22)、2DK(11)
C-12	NCR原宿	1,225.26	1,164.69	21	20	95.1%		89%	11%			LDK+S(4)、1LDK(5)、1LDK+S(7)、2LDK(5)
C-14	NCR代々木上原	811.95	780.92	25	24	96.2%	9%	83%			8%	1K(3)、1DK(16)、1LDK(4)、その他(2)
C-15	NCR千駄ヶ谷	803.03	709.77	21	19	88.4%	8%	69%	24%			1K(2)、1DK(11)、1LDK(5)、2LDK(3)
C-16	NCR新宿7丁目	957.60	907.38	23	22	94.8%	19%	81%				1K(2)、1DK(8)、2DK(13)
C-17	NCR市谷左内町	694.16	659.39	21	20	95.0%	100%					1R(19)、1K(2)
C-18	NCR日本橋人形町Ⅰ	1,747.90	1,464.49	32	28	83.8%		66%	34%			1LDK(8)、1LDK+S(16)、2LDK(2)、3LDK(6)
C-19	NCR日本橋人形町Ⅱ	1,826.80	1,749.30	38	37	95.8%		65%	35%			1DK(14)、1LDK(16)、3LDK(8)
C-20	NCR新御茶ノ水	1,308.38	1,235.69	32	30	94.4%		78%	22%			1DK(21)、1LDK+S(7)、2LDK+S(2)、3LDK(2)
C-22	NCR日本橋人形町Ⅲ	2,117.46	1,633.74	63	53	77.2%	65%	35%				1K(48)、1LDK(6)、2DK(3)、2LDK(6)
C-23	NCR神保町Ⅱ	1,628.80	1,628.80	60	60	100.0%	100%					1K(60)
C-24	NCR銀座イーストⅢ	972.51	906.58	41	38	93.2%	87%	13%				1K(38)、1DK(3)
C-25	NCR新宿御苑Ⅰ	3,594.16	3,594.16	108	108	100.0%	57%	43%				1R(43)、1K(22)、1DK(38)、1LDK(3)、2DK(2)

物件 番号	名称(注1)	賃貸可能 面積(m <sup>2</sup> ) (注2)	賃貸面積 (m <sup>2</sup> ) (注3)	賃貸 可能 戸数 (戸) (注4)	賃貸 戸数 (戸) (注5)	稼働率 (注6)	住居タイプ別面積比率(注7)					間取り別戸数  (戸)(注8)
							S	UF	F	P	その他	
C-27	NCR高輪台	1,147.44	1,112.36	32	31	96.9%	22%	78%				1R(8)、1DK(8)、 1LDK(16)
C-28	NCR日本橋人形町IV	1,105.20	1,105.20	48	48	100.0%	100%					1K(48)
C-29	NCR新宿御苑II	668.79	668.79	27	27	100.0%	100%					1K(27)
C-30	NCR銀座イーストIV	681.00	635.36	20	19	93.3%	7%	93%				1K(2)、1DK(16)、 1LDK(2)
C-31	NCR高輪台II	1,567.84	1,462.37	40	37	93.3%	23%	77%				1R(11)、1DK(9)、 1LDK(16)、2DK(1)、 2LDK(3)
C-32	NCR南麻布	882.67	882.67	24	24	100.0%	24%	76%				1R(8)、1K+S(1)、 1DK+S(5)、1DK(6)、 1LDK(4)
C-34	NCR銀座	3,494.42	3,378.18	96	93	96.7%	37%	63%				1R(44)、1DK(12)、 1LDK(27)、1LDK+S(13)
C-35	NCR日本橋水天宮	4,602.95	4,497.55	88	86	97.7%		85%	15%			1LDK(66)、1LDK+S(11)、 2LDK(11)
C-36	NCR高輪	10,408.26	9,473.97	169	155	91.0%	8%	53%	22%	17%		1K(20)、1K+S(2)、 1LDK(97)、1LDK+S(2)、 2LDK(41)、2LDK+S(6)、 3LDK(1)
C-37	NCR東日本橋	6,442.28	5,898.48	103	94	91.6%		37%	63%		1%	1LDK(12)、2LDK(38)、 3LDK(48)、4LDK(3)、そ の他(2)
C-38	カーリーナ三田 タワースイート(NCR)	17,553.76	14,511.00	264 (759) (注9)	222	82.7%	1%	36%	47%	16%		1K(2)、1LDK(120)、 2LDK(77)、3LDK(65)
C-39	NCR新宿	3,150.80	3,150.80	122	122	100.0%	76%	22%			2%	1R(13)、1K(91)、 1DK(2)、1LDK(13)、 2DK(1)、その他(2)
C-40	NCR目黒	1,414.73	1,248.29	26	23	88.2%		95%	5%			1LDK(11)、1LDK+S(11)、 2LDK(3)、2LDK+S(1)
C-41	NCR大塚	1,784.50	1,676.36	54	51	93.9%	81%	19%				1R(2)、1K(43)、1K+S(9)
C-42	NCR自由が丘	1,472.47	1,411.10	40	38	95.8%	15%	85%				1R(6)、1K(1)、1DK(20)、 1LDK(11)、2LDK(2)
C-43	NCR目白イースト	1,658.90	1,621.36	29	28	97.7%		38%	62%			1DK(4)、1LDK+S(10)、 2DK(3)、1DK+S(1)、 2LDK(2)、3LDK(9)
C-44	NCR池袋	3,644.35	3,493.21	87	83	95.9%	10%	85%	5%			1K(12)、1DK(48)、 1LDK(13)、2DK(11)、 2LDK(1)、2LDK+S(1)、 3LDK(1)
C-45	NCR要町	1,624.06	1,601.76	73	72	98.6%	100%					1K(73)
C-46	NCR品川シーサイドタ ワー	12,732.35	11,941.35	208	196	93.8%		37%	63%			1LDK(35)、2LDK(102)、 3LDK(70)、3LDK+S(1)
C-47	NCR八雲	1,276.91	1,082.23	18	15	84.8%		13%	77%	10%		1LDK(1)、1LDK+S(2)、 2LDK(10)、3LDK(4)、 3LDK+S(1)
C-50	NCR戸越駅前	2,014.12	2,014.12	64	64	100.0%	50%	36%			13%	1R(9)、1K(30)、 1DK(11)、1LDK(10)、 2DK(2)、その他(2)
計		117,482.26	106,914.83	2,536	2,354	91.0%	19%	49%	25%	6%	1%	

物件 番号	名称(注1)	賃貸可能 面積(m <sup>2</sup> ) (注2)	賃貸面積 (m <sup>2</sup> ) (注3)	賃貸 可能 戸数 (戸) (注4)	賃貸 戸数 (戸) (注5)	稼働率 (注6)	住居タイプ別面積比率(注7)					間取り別戸数  (戸)(注8)
							S	UF	F	P	その他	
M-2	NCR等々力	2,863.78	2,573.38	22	20	89.9%				100%		2LDK(5)、3LDK(14)、 4LDK(3)
M-3	NCR本所吾妻橋	2,255.88	2,122.28	35	33	94.1%		33%	63%	4%		1LDK(4)、1LDK+S(2)、 2LDK(10)、3LDK(18)、 4LDK(1)
M-4	NCR北沢	1,220.16	1,137.94	15	14	93.3%			100%			2LDK(3)、3LDK(12)
M-8	NCR門前仲町	887.94	887.94	31	31	100.0%	100%					1R(15)、1K(16)
M-9	NCR田園調布	1,066.08	1,066.08	17	17	100.0%		34%	66%			2LDK(6)、3LDK(11)
M-10	NCR根岸	594.79	545.78	12	11	91.8%		100%				1LDK(6)、2LDK(6)
M-11	NCR上池台	414.45	384.21	12	11	92.7%	57%	43%				1R(8)、1LDK(4)
M-13	NCR森下	1,383.90	1,329.06	38	37	96.0%		100%				1DK(18)、1LDK(18)、 2LDK(2)
M-14	NCR若林公園	1,425.43	1,350.29	23	22	94.7%		35%	65%			1LDK(2)、2LDK(17)、 3LDK(4)
M-15	NCR浅草橋	1,537.84	1,537.84	32	32	100.0%		100%				1DK(8)、2DK(8)、 2LDK(16)
M-19	NCR入谷	1,415.15	1,359.10	22	21	96.0%		44%	56%			1LDK(11)、2LDK(11)
M-22	NCR上野タワー	4,197.66	4,066.25	102	99	96.9%	21%	77%			2%	1R(26)、1LDK(48)、 1LDK+S(13)、 2LDK(13)、その他(2)
M-25	NCR森下ウエスト	1,275.60	1,245.07	40	39	97.6%	100%					1K(40)
M-27	NCR三ノ輪	2,406.41	2,381.29	78	77	99.0%	56%	38%			6%	1R(28)、1K(26)、 1LDK(23)、その他(1)
M-28	NCR自由が丘ウエスト	857.32	771.59	28	26	90.0%	61%	39%				1R(11)、1K(6) 1DK(4)、 1LDK(7)
M-29	NCR中野	1,613.86	1,336.42	42	35	82.8%	100%					1K(42)
M-30	NCR用賀	1,472.38	1,343.19	45	41	91.2%	47%	53%				1K(28)、1DK(1)、 1DK+S(3)、1LDK(12)、 2LDK(1)
M-31	NCR住吉	1,362.60	1,362.60	60	60	100.0%	100%					1K(60)
M-33	NCR門前仲町イースト	3,038.98	2,845.25	94	93	93.6%	54%	36%		3%	6%	1R(12)、1K(53)、 1LDK(24)、1LDK+S(2)、 2LDK(2)、その他(1)
M-35	NCR押上	1,785.24	1,661.64	60	57	93.1%	58%	42%				1R(42)、1DK(18)
M-36	NCR蔵前	1,994.93	1,994.93	67	67	100.0%	68%	32%				1K(51)、1DK(11)、 1LDK(5)
	計	35,070.38	33,302.13	875	843	95.0%	37%	39%	14%	9%	1%	

物件 番号	名称 (注1)	賃貸可能 面積 (㎡) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	賃貸 可能 戸数 (戸) (注4)	賃貸 戸数 (戸) (注5)	稼働率 (注6)	住居タイプ別面積比率 (注7)					間取り別戸数  (戸) (注8)
							S	UF	F	P	その他	
G-2	NCR船橋本町	1,496.40	1,496.40	86	86	100.0%	100%					1K (86)
G-3	SH元住吉	2,910.25	2,629.33	57 (73) (注9)	54	90.3%	8%	34%	37%	15%	6%	1R (10)、1LDK (22)、 2LDK (3)、3LDK (14)、 4LDK (1)、その他 (7)
G-4	NCR豊田	3,630.55	3,471.53	67	64	95.6%			100%			2DK (36)、3DK (26)、 3LDK (5)
G-5	NCR西船橋	1,597.32	1,518.44	81	77	95.1%	100%					1R (81)
G-6	NCR舞浜	1,287.72	1,222.08	61	58	94.9%	100%					1K (61)
G-7	NCR市川妙典	1,218.00	1,218.00	58	58	100.0%	100%					1K (58)
G-8	NCR久米川	2,013.93	1,953.93	31	30	97.0%			100%			2LDK+S (15)、3LDK (13)、 4LDK (3)
G-9	NCR浦安	1,074.53	1,074.53	51	51	100.0%	100%					1K (51)
G-10	NCR南行徳 I	1,031.81	884.34	49	42	85.7%	100%					1K (49)
G-11	NCR南行徳 II	724.63	703.99	35	34	97.2%	100%					1K (35)
G-12	NCR野毛山	744.90	744.90	30	30	100.0%	100%					1K (30)
G-13	NCR南林間	1,489.44	1,489.44	29	29	100.0%		2%	91%		7%	1DK (1)、1LDK+S (18)、 2DK (1)、2LDK (8)、その 他 (1)
G-14	NCR湘南	1,082.28	1,082.28	19	19	100.0%			100%			2LDK (19)
G-15	LM淵野辺本町	997.92	997.92	15 (26) (注9)	15	100.0%			100%			3LDK (15)
G-16	LM東青梅第三	659.03	538.75	33 (61) (注9)	27	81.7%	100%					1R (33)
G-17	PT市川	876.89	819.85	40	39	93.5%	93%				7%	1K (39)、その他 (1)
G-18	PT塩焼	583.76	373.08	36	23	63.9%	100%					1K (36)
G-19	PT堀江	374.33	272.59	22	16	72.8%	100%					1K (22)
計		23,794.69	22,491.38	800	752	94.5%	50%	4%	43%	2%	1%	

物件 番号	名称(注1)	賃貸可能 面積(m <sup>2</sup> ) (注2)	賃貸面積 (m <sup>2</sup> ) (注3)	賃貸 可能 戸数 (戸) (注4)	賃貸 戸数 (戸) (注5)	稼働率 (注6)	住居タイプ別面積比率(注7)					間取り別戸数 (戸)(注8)
							S	UF	F	P	その他	
R-1	NCR大通公園	2,996.24	2,606.48	40	35	87.0%			100%			2LDK(8)、3LDK(32)
R-2	五色山ハイツ	2,253.34	2,253.34	33	33	100.0%			100%			3LDK(28)、4LDK(5)
R-3	NCR西公園	1,483.50	1,483.50	30	30	100.0%			100%			2LDK(30)
R-4	NCR西大濠	1,013.22	1,013.22	17	17	100.0%			100%			2LDK(15)、4LDK(2)
R-5	NCR加古川	1,888.02	1,832.49	34	33	97.1%			100%			2LDK(34)
R-6	LM前橋西片貝	1,284.45	922.78	23 (40) (注9)	17	71.8%		3%	97%			1DK(1)、2DK(3)、 2DK+S(4)、2LDK+S(1)、 3DK(2)、3LDK(12)
R-7	アプリーレ垂水	6,545.25	6,545.25	99	99	100.0%			100%			3LDK(99)
R-9	クレスト草津	13,452.80	13,452.80	540	540	100.0%	100%					1R(540)
R-10	NCR本町イースト	3,471.39	3,388.13	117	114	97.6%	85%	15%				1K(105)、1LDK(12)
R-11	NCR新梅田	3,279.90	3,062.65	108	102	93.4%	75%	25%				1K(88)、1DK(20)
R-13	NCR阿倍野	10,832.11	9,612.82	153	139	88.7%		4%	90%	6%		1LDK(10)、2LDK(20)、 3LDK(73)、4LDK(49)、 その他(1)
R-14	NCR大手通	860.48	740.52	31	27	86.1%	97%				3%	1K(30)、その他(1)
R-15	NCR栄	2,836.00	2,790.84	73	72	98.4%	76%	19%			5%	1R(12)、1K(48)、 1LDK(12)、その他(1)
R-16	NCR日本橋高津	9,334.47	8,297.43	262	242	88.9%	55%	13%	12%	21%		1R(91)、1DK(120)、 1LDK(15)、2LDK(25)、 2LDK+S(5)、3LDK(6)
R-17	NCR円山裏参道	1,522.89	1,438.89	36	34	94.5%		42%	58%			1LDK(18)、1LDK+S(2)、 2LDK(16)
R-18	NCR円山表参道	6,100.31	5,262.70	146	127	86.3%		60%	40%			1LDK(99)、2LDK(47)
R-19	NCR博多駅東	3,061.60	2,602.90	115	98	85.0%	81%	19%				1K(100)、1LDK(15)
R-20	NCR心齋橋イースト タワー	8,747.40	7,459.16	133	116	85.3%		12%	84%	4%		1LDK(22)、2LDK(68)、 3LDK(35)、4LDK(8)
R-21	NCR三宮	3,071.60	2,961.90	112	108	96.4%	100%					1R(56)、1K(56)
R-22	NCR勾当台公園	1,684.10	1,684.10	50	50	100.0%	52%	48%				1K(30)、1LDK(20)
R-23	NCR一番町	2,800.32	2,800.32	68	68	100.0%	8%	68%	23%			1K(8)、1DK+S(24)、 1LDK(36)
R-24	NCR大町	2,149.08	2,089.27	72	70	97.2%	100%					1R(24)、1K(48)
R-25	NCR上町台	5,415.39	4,071.92	69	52	75.2%			100%			2LDK(6)、3LDK(35)、 4LDK(28)
R-26	NCR肥後橋タワー	6,230.20	5,740.67	194	179	92.1%	69%	31%				1K(154)、1LDK(40)
計		102,314.06	94,114.08	2,555	2,402	92.0%	39%	14%	44%	3%	0%	
合計		278,660.39	256,822.42	6,766	6,351	92.2%	31%	31%	32%	5%	1%	

(注1) 「名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「LM」は、ライオンズマンションを、「SH」は、ゾンネンハイムを、「PT」は、パークテラスをそれぞれ表します。

(注2) 「賃貸可能面積」欄は、個々の不動産又は信託不動産について本投資法人の取得部分における賃貸が可能な面積を意味します。

(注3) 「賃貸面積」欄には、賃貸可能面積のうち、平成21年2月28日現在、実際にエンド・テナント(サブリース会社から転貸を受けている転借人及び本投資法人との間で直接の賃貸借契約が締結されている賃借人(サブリース会社を除きます。))を併せたものをいいます。以下同様です。)との間で賃貸借契約が締結され、賃貸が行われている面積を意味し、原則と

して本投資法人、信託受託者又はサブリース会社（第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約を本投資法人との間で締結している又は締結する予定の賃借人をいいます。以下同様です。）とエンド・テナントとの間の賃貸借契約書に表示されている賃貸面積を記載しています。但し、賃貸借契約書の記載に明白な誤謬がある場合は、前所有者から提供を受けた情報、竣工図面等に基づき記載しています。

- (注4) 「賃貸可能戸数」欄には、平成21年2月28日現在、個々の不動産及び信託不動産について賃貸が可能な戸数を記載しています。
- (注5) 「賃貸戸数」欄には、平成21年2月28日現在、エンド・テナントに対して賃貸されている戸数を記載しています。
- (注6) 「稼働率」欄は、個々の不動産及び信託不動産の賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を記載しています。
- (注7) 「住居タイプ別面積比率」欄には、各住居タイプの住居の賃貸可能面積の合計が個々の不動産及び信託不動産の賃貸可能面積の合計に占める割合を記載しており、小数点以下を四捨五入しています。よって、上記の各合計数値が各数値の合計数値と一致しない場合があります。「住居タイプ別面積比率」欄に記載されている「S」は、シングルタイプを、「UF」は、アーバンファミリータイプを、「F」は、ファミリータイプを、「P」は、プレミアムタイプをそれぞれ表しています。なお、「その他」欄には、店舗、事務所等、住居以外の用途にかかる賃貸可能面積及び比率を記載しています。
- (注8) 「間取り別戸数」欄には、間取り別の賃貸可能戸数を記載しています。「間取り別戸数」欄に記載されている間取りは以下の分類に従って記載しています。
- |              |   |
|--------------|---|
| 1 R          | : 住宅が一居室で構成されその居室が台所と一体となっている住宅   |
| 1 K          | : 台所及びその他の1居室によって構成された住宅  |
| 1 K+S        | : 台所及びその他の1居室に加えて1つの納戸（サービスルーム）によって構成された住宅  |
| 1（2又は3）DK    | : 4.5畳以上の広さの台所兼食事室及びその他の1居室（2居室又は3居室）で構成されている住宅                                     |
| 1（2又は3）DK+S  | : 1（2又は3）DKに加えて1つの納戸（サービスルーム）で構成されている住宅   |
| LDK+S        | : 10畳以上の広さの台所兼居間兼食事室及び1つの納戸（サービスルーム）で構成されている住宅                                      |
| 1（2、3又は4）LDK | : 10畳以上の広さの台所兼居間兼食事室（又は8畳以上の広さの居間兼食事室及びそれとは独立した台所）及びその他の1居室（2居室、3居室又は4居室）で構成されている住宅 |
| 1（2又は3）LDK+S | : 1（2又は3）LDKに加えて1つの納戸（サービスルーム）で構成されている住宅  |
| その他          | : 店舗、事務所等、住居以外の用途   |
- (注9) 以下の区分所有建物にかかる「賃貸可能戸数」欄には、当該各資産に含まれる戸数を記載し、建物全体の戸数を括弧の中に記載しています。

カテリーナ三田タワースイート(NCR)、SH元住吉、LM淵野辺本町、LM東青梅第三、LM前橋西片貝

## ロ. 不動産及び信託不動産の収益状況

各不動産又は信託不動産にかかる月額賃料、賃貸事業収入等の収益状況は、以下のとおりです。

収益状況に関する数値は、以下に従い算出されています。

- 取得価格以外の金額は、千円単位で表示し、単位未満を切り捨てて記載しています。そのため、記載されている数値を合計しても必ずしも合計値と一致しません。
- 取得価格については、百万円未満を四捨五入して記載しています。
- 「月額賃料」「敷金・保証金等」「稼働率」は、平成21年2月28日現在のものを記載しています。
- 「月額賃料」は、原則として、平成21年2月28日時点において本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間で締結されている賃貸借契約書に表示された月額賃料（月極駐車場やトランクルーム等の附属施設の使用料は除きます。）の合計額を記載しています。
- 「敷金・保証金等」は、原則として、平成21年2月28日時点において本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間で締結されている賃貸借契約書に基づく店舗、事務所、住居の用途に関わる部分（駐車場等を除きます。）についての各賃借人の敷金・保証金等の平成21年2月28日時点における残高（返還不要な部分がある場合には、当該金額控除後の金額）の合計額を記載しています。
- 「賃貸料収入」には、賃貸料及び駐車場収入が含まれています。
- 「その他収入」には、付帯収入及びその他賃貸事業収入が含まれています。
- 「修繕維持費」「物件管理委託料」「仲介手数料及び広告費等」は、発生時に費用計上



しています。

- 「修繕維持費」及び「資本的支出」は、年度による差異が大きいこと及び定期的に発生する金額でないこと等から、対象期間における修繕費及び資本的支出が、本投資法人が運用資産を長期にわたり継続して保有する場合の修繕費及び資本的支出の金額と大きく異なる可能性があります。
- 「信託報酬」は、開示期間の日数に対応する金額を計上しています。
- 「その他」には、銀行手数料、借地代及び弁護士報酬等が含まれております。
- 「減価償却費」は、開示期間の月数に対応する金額を計上しています。
- NCR横浜イースト、NCR戸越銀座及びNCR南麻布イーストは、平成20年9月26日付で譲渡しているため、運用期間は平成20年9月25日までとなります。

< 不動産又は信託不動産の収益状況 >

物件番号	C-1	C-2	C-3	C-4
名称	NCR南青山	NCR西麻布ツインタワー	NCR西麻布	NCRお茶の水
運用期間	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日
月額賃料	17,021	12,368	10,181	9,875
敷金・保証金等	25,428	29,979	18,602	25,276
稼働率	89.6%	77.3%	67.8%	97.7%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	100,352	81,278	76,910	61,571
賃貸料収入	98,526	79,279	73,008	58,242
その他収入	1,826	1,998	3,901	3,329
(B) 賃貸事業費用 小計	26,131	18,765	19,704	12,409
修繕維持費	6,232	4,958	5,929	2,316
水道光熱費	1,338	1,049	2,823	660
物件管理委託料	2,961	2,247	2,114	1,749
固定資産税等	4,865	4,391	5,802	4,184
保険料	139	125	128	100
仲介手数料及び広告費等	6,314	2,653	1,024	2,051
信託報酬	—	1,160	1,120	805
その他	4,279	2,179	760	540
(C) NOI (=A-B)	74,221	62,512	57,206	49,162
(D) 減価償却費	9,819	8,836	9,593	8,330
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	64,401	53,676	47,613	40,831
(F) 資本的支出	438	175	4,648	—
(G) NCF = (C) - (F)	73,782	62,337	52,557	49,162
取得価格 (百万円)	3,783	3,315	3,143	2,300

物件番号	C-5	C-8	C-9	C-10
名称	NCR参宮橋	NCR日本橋イースト	NCR日本橋ウエスト	NCR銀座ツイン I
運用期間	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日
月額賃料	7,224	7,487	6,430	5,382
敷金・保証金等	13,999	13,242	9,985	10,073
稼働率	96.4%	88.5%	86.3%	92.4%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	50,536	50,075	42,118	33,151
賃貸料収入	47,321	47,782	40,156	32,337
その他収入	3,215	2,293	1,962	813
(B) 賃貸事業費用 小計	10,632	12,114	11,998	7,459
修繕維持費	2,812	2,205	2,374	1,801
水道光熱費	571	1,866	1,685	668
物件管理委託料	1,496	1,410	1,221	980
固定資産税等	3,200	2,812	2,203	1,686
保険料	75	78	78	64
仲介手数料及び広告費等	1,335	1,998	2,876	1,388
信託報酬	612	900	720	338
その他	528	842	838	532
(C) NOI (=A-B)	39,903	37,961	30,120	25,692
(D) 減価償却費	5,160	5,776	6,292	4,921
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	34,743	32,185	23,827	20,770
(F) 資本的支出	—	—	—	192
(G) NCF = (C) - (F)	39,903	37,961	30,120	25,500
取得価格 (百万円)	1,734	1,622	1,480	1,133

物件番号	C-11	C-12	C-14	C-15
名称	NCR銀座ツインⅡ	NCR原宿	NCR代々木上原	NCR千駄ヶ谷
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	4,533	5,105	3,596	3,000
敷金・保証金等	7,748	10,653	7,235	5,187
稼働率	89.5%	95.1%	96.2%	88.4%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	30,127	35,026	23,496	20,736
賃貸料収入	28,370	32,644	21,721	19,731
その他収入	1,756	2,382	1,774	1,004
(B) 賃貸事業費用 小計	6,620	7,559	5,490	4,746
修繕維持費	2,042	1,409	1,173	1,058
水道光熱費	604	465	260	355
物件管理委託料	871	987	631	587
固定資産税等	1,354	1,959	1,223	1,247
保険料	55	50	34	29
仲介手数料及び広告費等	1,032	1,578	1,195	594
信託報酬	338	718	719	719
その他	320	388	252	154
(C) NOI (=A-B)	23,507	27,466	18,005	15,989
(D) 減価償却費	4,318	3,874	2,455	2,188
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	19,188	23,592	15,550	13,801
(F) 資本的支出	1,073	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	22,433	27,466	18,005	15,989
取得価格 (百万円)	968	1,220	765	695

物件番号	C-16	C-17	C-18	C-19
名称	NCR新宿7丁目	NCR市谷左内町	NCR日本橋人形町Ⅰ	NCR日本橋人形町Ⅱ
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	2,954	2,622	5,085	6,308
敷金・保証金等	4,784	4,317	11,901	12,628
稼働率	94.8%	95.0%	83.8%	95.8%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	19,081	16,322	34,426	41,647
賃貸料収入	18,334	15,640	31,833	37,841
その他収入	747	681	2,592	3,805
(B) 賃貸事業費用 小計	6,701	4,089	8,322	9,887
修繕維持費	2,610	976	1,951	2,394
水道光熱費	468	265	694	684
物件管理委託料	566	468	935	1,070
固定資産税等	1,338	1,180	1,922	2,033
保険料	38	30	72	74
仲介手数料及び広告費等	457	985	1,689	2,225
信託報酬	719	—	400	400
その他	501	182	656	1,005
(C) NOI (=A-B)	12,380	12,232	26,103	31,759
(D) 減価償却費	2,942	2,353	5,602	5,769
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	9,438	9,878	20,501	25,990
(F) 資本的支出	—	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	12,380	12,232	26,103	31,759
取得価格 (百万円)	626	577	1,230	1,290

物件番号	C-20	C-22	C-23	C-24
名称	NCR新御茶ノ水	NCR日本橋人形町Ⅲ	NCR神保町Ⅱ	NCR銀座イーストⅢ
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	5,211	6,320	6,894	4,080
敷金・保証金等	10,537	11,577	7,127	5,032
稼働率	94.4%	77.2%	100.0%	93.2%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	34,218	46,727	44,497	25,674
賃貸料収入	31,232	42,867	39,842	23,982
その他収入	2,986	3,860	4,655	1,692
(B) 賃貸事業費用 小計	9,090	12,288	11,196	7,983
修繕維持費	2,305	3,256	2,245	2,045
水道光熱費	500	584	559	507
物件管理委託料	927	1,247	1,207	732
固定資産税等	1,800	2,726	2,699	1,716
保険料	59	89	65	50
仲介手数料及び広告費等	2,449	2,868	2,803	1,989
信託報酬	400	600	714	494
その他	646	915	903	448
(C) NOI (=A-B)	25,128	34,439	33,300	17,690
(D) 減価償却費	4,660	6,799	5,016	4,139
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	20,468	27,639	28,284	13,550
(F) 資本的支出	—	—	1,177	1,279
(G) NCF = (C) - (F)	25,128	34,439	32,123	16,410
取得価格 (百万円)	1,160	1,662	1,470	841

物件番号	C-25	C-27	C-28	C-29
名称	NCR新宿御苑Ⅰ	NCR高輪台	NCR日本橋人形町Ⅳ	NCR新宿御苑Ⅱ
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	15,000	5,114	4,638	2,835
敷金・保証金等	9,968	8,162	9,277	—
稼働率	100.0%	96.9%	100.0%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	90,022	30,200	27,833	17,033
賃貸料収入	90,000	28,836	27,833	17,010
その他収入	22	1,363	—	23
(B) 賃貸事業費用 小計	16,896	7,745	10,850	4,058
修繕維持費	4,094	1,686	6,339	787
水道光熱費	704	414	475	266
物件管理委託料	3,150	884	695	681
固定資産税等	5,930	1,471	1,971	1,319
保険料	164	52	49	32
仲介手数料及び広告費等	—	1,609	—	—
信託報酬	1,595	600	600	600
その他	1,257	1,026	718	370
(C) NOI (=A-B)	73,125	22,455	16,983	12,975
(D) 減価償却費	13,147	3,875	4,103	2,812
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	59,978	18,580	12,879	10,162
(F) 資本的支出	—	111	487	—
(G) NCF = (C) - (F)	73,125	22,343	16,495	12,975
取得価格 (百万円)	3,140	1,180	842	580

物件番号	C-30	C-31	C-32	C-33
名称	NCR銀座イーストⅣ	NCR高輪台Ⅱ	NCR南麻布	NCR南麻布イースト
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成20年9月25日
月額賃料	2,677	6,572	3,878	—
敷金・保証金等	5,457	11,803	5,023	—
稼働率	93.3%	93.3%	100.0%	—
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	17,074	42,470	22,925	5,414
賃貸料収入	15,953	40,473	21,883	5,264
その他収入	1,120	1,996	1,042	150
(B) 賃貸事業費用 小計	5,455	8,807	5,914	1,216
修繕維持費	1,390	1,636	1,531	368
水道光熱費	355	436	267	80
物件管理委託料	472	1,210	679	81
固定資産税等	1,109	1,829	1,155	143
保険料	30	65	34	9
仲介手数料及び広告費等	735	2,060	1,158	230
信託報酬	600	735	494	60
その他	760	833	593	242
(C) NOI (=A-B)	11,618	33,662	17,011	4,198
(D) 減価償却費	2,642	4,805	2,705	—
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	8,975	28,857	14,305	4,198
(F) 資本的支出	167	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	11,451	33,662	17,011	4,198
取得価格 (百万円)	510	1,530	840	1,260

物件番号	C-34	C-35	C-36	C-37
名称	NCR銀座	NCR日本橋水天宮	NCR高輪	NCR東日本橋
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	16,942	15,612	41,581	20,716
敷金・保証金等	21,800	24,537	61,977	41,390
稼働率	96.7%	97.7%	91.0%	91.6%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	107,245	92,930	273,655	137,231
賃貸料収入	102,644	90,547	267,421	130,904
その他収入	4,601	2,383	6,233	6,326
(B) 賃貸事業費用 小計	15,406	12,277	53,904	25,621
修繕維持費	4,003	2,598	13,150	7,863
水道光熱費	1,240	734	2,220	1,403
物件管理委託料	3,119	2,821	7,885	3,891
固定資産税等	2,162	1,213	5,888	2,200
保険料	174	185	459	283
仲介手数料及び広告費等	3,762	3,429	9,676	6,836
信託報酬	—	—	4,048	—
その他	943	1,293	10,575	3,143
(C) NOI (=A-B)	91,838	80,652	219,750	111,609
(D) 減価償却費	13,851	14,419	33,946	22,019
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	77,987	66,233	185,804	89,590
(F) 資本的支出	—	—	1,078	—
(G) NCF = (C) - (F)	91,838	80,652	218,671	111,609
取得価格 (百万円)	4,000	3,332	10,995	4,930

物件番号	C-38	C-39	C-40	C-41
名称	カテリーナ三田タワース イート（ニューシティレ ジデンス）	NCR新宿	NCR目黒	NCR大塚
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	69,381	14,955	4,403	6,153
敷金・保証金等	111,471	—	7,709	12,174
稼働率	82.7%	100.0%	88.2%	93.9%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	496,883	92,554	29,037	42,411
賃貸料収入	456,257	92,554	28,057	38,688
その他収入	40,626	—	980	3,722
(B) 賃貸事業費用 小計	97,078	8,037	6,066	9,947
修繕維持費	22,751	3,013	1,366	2,294
水道光熱費	256	870	377	521
物件管理委託料	4,543	1,851	859	1,129
固定資産税等	4,103	1,781	1,888	2,083
保険料	1,116	152	53	86
仲介手数料及び広告費等	32,971	—	215	2,244
信託報酬	2,300	—	719	400
その他	29,034	367	586	1,187
(C) NOI (=A-B)	399,805	84,516	22,971	32,464
(D) 減価償却費	74,381	15,239	4,048	6,187
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	325,424	69,277	18,922	26,276
(F) 資本的支出	504	—	782	—
(G) NCF = (C) - (F)	399,300	84,516	22,188	32,464
取得価格（百万円）	16,200	3,597	1,050	1,290

物件番号	C-42	C-43	C-44	C-45
名称	NCR自由が丘	NCR目白イースト	NCR池袋	NCR要町
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	6,626	5,557	14,691	6,467
敷金・保証金等	12,460	9,584	22,745	13,337
稼働率	95.8%	97.7%	95.9%	98.6%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	41,147	34,305	92,708	40,017
賃貸料収入	39,090	32,512	89,665	39,001
その他収入	2,057	1,792	3,043	1,016
(B) 賃貸事業費用 小計	9,101	8,300	14,178	7,930
修繕維持費	2,431	2,674	3,979	1,841
水道光熱費	391	352	1,258	525
物件管理委託料	1,177	953	2,691	1,162
固定資産税等	1,972	429	1,608	1,574
保険料	61	57	163	66
仲介手数料及び広告費等	1,543	1,687	2,735	824
信託報酬	600	578	1,329	950
その他	921	1,568	412	985
(C) NOI (=A-B)	32,046	26,005	78,529	32,087
(D) 減価償却費	4,485	4,389	12,265	4,993
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	27,561	21,615	66,264	27,093
(F) 資本的支出	—	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	32,046	26,005	78,529	32,087
取得価格（百万円）	1,470	1,080	3,227	1,360

物件番号	C-46	C-47	C-48	C-50
名称	NCR品川シーサイドタワー	NCR八雲	NCR戸越銀座	NCR戸越駅前
運用期間	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成20年9月25日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日
月額賃料	43,019	4,103	—	8,361
敷金・保証金等	71,006	9,017	—	10,709
稼働率	93.8%	84.8%	—	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	276,823	29,935	9,828	50,832
賃貸料収入	264,830	28,793	8,700	50,730
その他収入	11,992	1,142	1,127	102
(B) 賃貸事業費用 小計	45,312	6,018	2,411	4,283
修繕維持費	14,631	2,097	691	1,725
水道光熱費	3,760	343	123	564
物件管理委託料	8,133	880	64	1,017
固定資産税等	3,904	730	189	494
保険料	605	53	20	96
仲介手数料及び広告費等	11,653	1,529	648	—
信託報酬	1,050	—	—	—
その他	1,573	382	672	384
(C) NOI (=A-B)	231,511	23,917	7,416	46,549
(D) 減価償却費	47,629	4,044	—	10,580
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	183,882	19,873	7,416	35,969
(F) 資本的支出	988	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	230,523	23,917	7,416	46,549
取得価格 (百万円)	9,350	1,160	1,960	2,050

物件番号	M-2	M-3	M-4	M-8
名称	NCR等々力	NCR本所吾妻橋	NCR北沢	NCR門前仲町
運用期間	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日
月額賃料	8,548	5,590	4,435	2,952
敷金・保証金等	18,758	10,178	7,705	8,856
稼働率	89.9%	94.1%	93.3%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	53,757	36,393	26,137	20,664
賃貸料収入	51,320	34,817	25,517	17,712
その他収入	2,437	1,575	620	2,952
(B) 賃貸事業費用 小計	18,772	8,960	7,391	5,170
修繕維持費	5,641	3,054	2,105	851
水道光熱費	857	671	744	471
物件管理委託料	1,626	1,051	761	541
固定資産税等	5,893	2,150	2,339	1,327
保険料	121	82	51	35
仲介手数料及び広告費等	3,144	1,210	326	1,476
信託報酬	678	507	374	400
その他	809	232	687	66
(C) NOI (=A-B)	34,985	27,432	18,746	15,494
(D) 減価償却費	8,937	6,142	3,766	2,823
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	26,047	21,290	14,979	12,670
(F) 資本的支出	1,259	—	—	1,034
(G) NCF = (C) - (F)	33,725	27,432	18,746	14,460
取得価格 (百万円)	1,850	1,122	1,070	524

物件番号	M-9	M-10	M-11	M-13
名称	NCR田園調布	NCR根岸	NCR上池台	NCR森下
運用期間	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日
月額賃料	2,850	1,552	1,069	4,946
敷金・保証金等	6,325	2,664	1,778	9,895
稼働率	100.0%	91.8%	92.7%	96.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	18,776	11,176	8,273	34,466
賃貸料収入	16,809	10,473	7,797	30,833
その他収入	1,966	702	475	3,633
(B) 賃貸事業費用 小計	6,916	4,230	3,052	8,249
修繕維持費	2,497	1,528	825	2,427
水道光熱費	474	297	67	519
物件管理委託料	541	317	232	923
固定資産税等	1,473	856	376	1,569
保険料	38	24	14	64
仲介手数料及び広告費等	674	440	154	1,883
信託報酬	721	613	713	400
その他	494	153	667	461
(C) NOI (=A-B)	11,859	6,945	5,220	26,217
(D) 減価償却費	1,912	1,868	1,399	4,857
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	9,947	5,076	3,821	21,360
(F) 資本的支出	169	—	671	—
(G) NCF = (C) - (F)	11,690	6,945	4,548	26,217
取得価格 (百万円)	511	356	238	985

物件番号	M-14	M-15	M-19	M-22
名称	NCR若林公園	NCR浅草橋	NCR入谷	NCR上野タワー
運用期間	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日
月額賃料	4,549	5,175	3,625	15,374
敷金・保証金等	8,027	9,947	7,773	28,459
稼働率	94.7%	100.0%	96.0%	96.9%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	28,729	30,677	23,693	93,131
賃貸料収入	27,119	29,209	22,673	89,812
その他収入	1,609	1,468	1,019	3,319
(B) 賃貸事業費用 小計	7,821	7,103	3,804	21,179
修繕維持費	2,341	2,148	976	6,443
水道光熱費	483	544	432	1,862
物件管理委託料	812	892	676	2,783
固定資産税等	2,074	573	248	2,218
保険料	60	59	50	171
仲介手数料及び広告費等	1,314	2,106	546	5,897
信託報酬	539	504	436	950
その他	194	274	438	851
(C) NOI (=A-B)	20,908	23,573	19,888	71,952
(D) 減価償却費	4,530	4,848	3,895	15,053
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	16,377	18,725	15,992	56,899
(F) 資本的支出	—	—	—	155
(G) NCF = (C) - (F)	20,908	23,573	19,888	71,797
取得価格 (百万円)	970	870	675	2,990



物件番号	M-25	M-27	M-28	M-29
名称	NCR森下ウエスト	NCR三ノ輪	NCR自由が丘ウエスト	NCR中野
運用期間	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日
月額賃料	4,531	8,712	3,305	5,406
敷金・保証金等	5,558	9,213	3,617	5,638
稼働率	97.6%	99.0%	90.0%	82.8%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	28,785	49,140	20,120	38,097
賃貸料収入	27,255	48,115	19,652	36,778
その他収入	1,529	1,025	467	1,318
(B) 賃貸事業費用 小計	6,326	9,408	4,424	5,914
修繕維持費	1,481	3,139	1,524	2,410
水道光熱費	776	591	295	414
物件管理委託料	830	1,473	583	1,115
固定資産税等	1,282	1,788	992	462
保険料	52	104	41	75
仲介手数料及び広告費等	690	2,084	804	934
信託報酬	—	—	—	—
その他	1,212	226	182	500
(C) NOI (=A-B)	22,458	39,732	15,696	32,182
(D) 減価償却費	4,731	9,659	3,573	7,088
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	17,727	30,072	12,122	25,093
(F) 資本的支出	—	134	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	22,458	39,597	15,696	32,182
取得価格 (百万円)	810	1,720	720	1,250

物件番号	M-30	M-31	M-33	M-35
名称	NCR用賀	NCR住吉	NCR門前仲町イースト	NCR押上
運用期間	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日	自:平成20年9月1日 至:平成21年2月28日
月額賃料	5,544	5,708	10,723	6,179
敷金・保証金等	6,244	5,588	1,050	5,445
稼働率	91.2%	100.0%	93.6%	93.1%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	34,831	34,416	65,030	39,260
賃貸料収入	34,064	34,398	64,922	38,239
その他収入	767	18	108	1,020
(B) 賃貸事業費用 小計	5,948	5,264	6,081	5,984
修繕維持費	1,728	2,089	3,000	1,811
水道光熱費	405	348	763	390
物件管理委託料	1,052	1,032	1,308	1,157
固定資産税等	1,109	1,540	385	1,376
保険料	61	74	143	87
仲介手数料及び広告費等	1,310	—	—	720
信託報酬	—	—	—	—
その他	280	178	481	440
(C) NOI (=A-B)	28,883	29,151	58,949	33,276
(D) 減価償却費	5,325	6,717	17,158	8,030
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	23,557	22,433	41,790	25,245
(F) 資本的支出	—	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	28,883	29,151	58,949	33,276
取得価格 (百万円)	1,305	1,170	2,965	1,267

物件番号	M-36	G-1	G-2	G-3
名称	NCR蔵前	NCR横浜イースト	NCR船橋本町	SH元住吉
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成20年9月25日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	6,030	—	6,622	6,931
敷金・保証金等	—	—	12,384	13,976
稼働率	100.0%	—	100.0%	90.3%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	36,540	31,835	39,732	44,021
賃貸料収入	36,540	29,734	39,732	42,446
その他収入	—	2,101	—	1,575
(B) 賃貸事業費用 小計	4,191	6,446	6,545	15,697
修繕維持費	2,120	2,758	1,807	8,232
水道光熱費	679	728	19	1
物件管理委託料	730	159	1,986	1,259
固定資産税等	415	1,332	2,055	4,255
保険料	94	85	58	125
仲介手数料及び広告費等	—	1,026	—	1,139
信託報酬	—	231	400	380
その他	150	124	217	303
(C) NOI (=A-B)	32,348	25,389	33,186	28,324
(D) 減価償却費	9,311	—	4,837	6,123
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	23,036	25,389	28,349	22,201
(F) 資本的支出	—	—	—	166
(G) NCF = (C) - (F)	32,348	25,389	33,186	28,158
取得価格 (百万円)	1,628	6,753	1,083	1,058

物件番号	G-4	G-5	G-6	G-7
名称	NCR豊田	NCR西船橋	NCR舞浜	NCR市川妙典
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	6,822	5,224	4,404	4,466
敷金・保証金等	13,746	8,929	8,228	8,352
稼働率	95.6%	95.1%	94.9%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	44,029	33,993	27,618	26,872
賃貸料収入	41,957	33,144	27,499	26,872
その他収入	2,072	848	118	—
(B) 賃貸事業費用 小計	12,541	6,664	5,458	4,814
修繕維持費	4,130	1,443	1,371	1,076
水道光熱費	908	610	448	260
物件管理委託料	1,271	977	1,370	1,342
固定資産税等	3,647	2,019	1,516	1,467
保険料	128	61	51	43
仲介手数料及び広告費等	1,551	480	73	—
信託報酬	522	718	400	400
その他	381	353	226	223
(C) NOI (=A-B)	31,487	27,328	22,159	22,057
(D) 減価償却費	9,650	4,664	3,846	3,109
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	21,837	22,664	18,313	18,948
(F) 資本的支出	3,406	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	28,081	27,328	22,159	22,057
取得価格 (百万円)	1,053	997	844	769

物件番号	G-8	G-9	G-10	G-11
名称	NCR久米川	NCR浦安	NCR南行徳 I	NCR南行徳 II
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	3,383	3,825	3,121	2,564
敷金・保証金等	6,840	7,140	5,822	4,788
稼働率	97.0%	100.0%	85.7%	97.2%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	22,249	22,950	20,064	16,474
賃貸料収入	21,031	22,950	19,084	15,948
その他収入	1,217	—	979	526
(B) 賃貸事業費用 小計	7,858	4,362	5,254	3,648
修繕維持費	2,232	1,043	1,922	790
水道光熱費	351	212	242	213
物件管理委託料	623	1,147	948	791
固定資産税等	1,977	1,298	1,228	920
保険料	68	40	40	28
仲介手数料及び広告費等	1,170	—	252	293
信託報酬	713	400	400	400
その他	719	219	220	210
(C) NOI (=A-B)	14,390	18,587	14,810	12,826
(D) 減価償却費	4,830	3,091	2,959	2,134
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	9,560	15,495	11,850	10,691
(F) 資本的支出	—	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	14,390	18,587	14,810	12,826
取得価格 (百万円)	715	653	648	447

物件番号	G-12	G-13	G-14	G-15
名称	NCR野毛山	NCR南林間	NCR湘南	LM淵野辺本町
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	2,277	2,802	2,255	1,377
敷金・保証金等	3,307	6,417	4,050	2,747
稼働率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	14,914	17,365	14,391	8,684
賃貸料収入	13,442	16,983	13,292	7,745
その他収入	1,472	381	1,099	938
(B) 賃貸事業費用 小計	5,853	4,330	5,909	4,636
修繕維持費	2,412	832	1,728	2,054
水道光熱費	399	326	176	—
物件管理委託料	401	509	450	238
固定資産税等	1,057	1,617	1,343	982
保険料	30	50	36	34
仲介手数料及び広告費等	654	247	1,271	436
信託報酬	614	614	615	616
その他	283	133	287	273
(C) NOI (=A-B)	9,060	13,034	8,482	4,047
(D) 減価償却費	2,437	3,927	2,320	1,771
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	6,623	9,106	6,162	2,276
(F) 資本的支出	—	—	335	745
(G) NCF = (C) - (F)	9,060	13,034	8,146	3,302
取得価格 (百万円)	469	456	445	222

物件番号	G-16	G-17	G-18	G-19
名称	LM東青梅第三	PT市川	PT塩焼	PT堀江
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	1,031	3,042	1,468	1,063
敷金・保証金等	1,574	5,694	2,756	1,884
稼働率	81.7%	93.5%	63.9%	72.8%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	6,463	19,275	10,123	7,699
賃貸料収入	6,221	19,275	10,084	7,340
その他収入	242	—	38	359
(B) 賃貸事業費用 小計	4,276	4,462	3,420	4,581
修繕維持費	1,313	1,033	963	2,488
水道光熱費	635	305	207	496
物件管理委託料	193	950	499	351
固定資産税等	728	1,361	893	366
保険料	25	39	33	16
仲介手数料及び広告費等	664	—	26	98
信託報酬	620	600	600	600
その他	94	173	196	162
(C) NOI (=A-B)	2,187	14,812	6,702	3,118
(D) 減価償却費	1,571	3,205	2,829	1,740
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	616	11,607	3,873	1,378
(F) 資本的支出	118	—	—	539
(G) NCF = (C) - (F)	2,069	14,812	6,702	2,579
取得価格 (百万円)	175	620	310	193

物件番号	R-1	R-2	R-3	R-4
名称	NCR大通公園	五色山ハイツ	NCR西公園	NCR西大濠
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	3,648	4,331	2,517	1,697
敷金・保証金等	7,224	71,948	2,559	1,942
稼働率	87.0%	100.0%	100.0%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	24,180	28,903	16,231	11,269
賃貸料収入	23,392	28,123	15,483	10,618
その他収入	787	780	748	651
(B) 賃貸事業費用 小計	10,624	6,220	4,984	4,752
修繕維持費	4,323	2,355	1,127	1,509
水道光熱費	467	63	382	314
物件管理委託料	692	1,010	465	326
固定資産税等	3,036	2,324	1,665	1,247
保険料	98	71	46	34
仲介手数料及び広告費等	621	—	482	429
信託報酬	718	258	618	613
その他	665	135	195	276
(C) NOI (=A-B)	13,555	22,683	11,247	6,517
(D) 減価償却費	7,508	6,710	3,154	1,902
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	6,046	15,972	8,092	4,614
(F) 資本的支出	—	263	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	13,555	22,420	11,247	6,517
取得価格 (百万円)	726	720	379	258

物件番号	R-5	R-6	R-7	R-9
名称	NCR加古川	LM前橋西片貝	アブリーレ垂水	クレスト草津
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	2,505	1,117	10,358	25,920
敷金・保証金等	4,456	2,174	31,074	27,000
稼働率	97.1%	71.8%	100.0%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	16,048	7,124	62,148	159,009
賃貸料収入	15,702	6,688	62,148	157,075
その他収入	345	436	—	1,934
(B) 賃貸事業費用 小計	5,182	5,089	5,137	20,056
修繕維持費	1,497	2,473	—	908
水道光熱費	144	2	—	—
物件管理委託料	462	199	—	1,589
固定資産税等	1,822	1,006	4,497	13,880
保険料	56	45	146	475
仲介手数料及び広告費等	260	517	—	—
信託報酬	614	618	427	1,540
その他	323	227	66	1,662
(C) NOI (=A-B)	10,866	2,035	57,010	138,953
(D) 減価償却費	1,832	2,394	10,888	40,681
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	9,033	△358	46,121	98,272
(F) 資本的支出	—	511	—	1,446
(G) NCF = (C) - (F)	10,866	1,524	57,010	137,506
取得価格 (百万円)	274	202	1,710	3,830

物件番号	R-10	R-11	R-13	R-14
名称	NCR本町イースト	NCR新梅田	NCR阿倍野	NCR大手通
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	9,822	8,674	24,527	2,116
敷金・保証金等	8,501	8,378	29,389	2,824
稼働率	97.6%	93.4%	88.7%	86.1%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	61,180	58,692	165,356	12,891
賃貸料収入	55,807	54,753	155,841	12,891
その他収入	5,373	3,938	9,514	—
(B) 賃貸事業費用 小計	19,196	13,637	43,815	3,297
修繕維持費	2,835	2,807	12,522	828
水道光熱費	3,217	2,354	5,065	241
物件管理委託料	1,809	1,677	4,718	398
固定資産税等	4,966	4,944	11,334	1,324
保険料	139	136	388	33
仲介手数料及び広告費等	4,293	644	7,379	239
信託報酬	809	774	—	—
その他	1,125	299	2,406	232
(C) NOI (=A-B)	41,983	45,054	121,541	9,593
(D) 減価償却費	10,739	10,965	31,221	2,862
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	31,244	34,088	90,319	6,731
(F) 資本的支出	—	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	41,983	45,054	121,541	9,593
取得価格 (百万円)	1,740	1,640	5,400	382

物件番号	R-15	R-16	R-17	R-18
名称	NCR栄	NCR日本橋高津	NCR円山裏参道	NCR円山表参道
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	7,329	22,924	3,127	10,288
敷金・保証金等	11,904	21,543	3,538	10,108
稼働率	98.4%	88.9%	94.5%	86.3%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	42,543	151,638	20,802	66,755
賃貸料収入	41,838	146,883	20,452	64,045
その他収入	705	4,754	349	2,709
(B) 賃貸事業費用 小計	14,253	39,208	5,150	17,628
修繕維持費	4,700	11,492	1,094	3,577
水道光熱費	764	2,384	770	2,022
物件管理委託料	1,258	4,600	612	1,945
固定資産税等	4,397	13,571	1,693	1,129
保険料	112	419	48	201
仲介手数料及び広告費等	2,500	4,855	418	5,895
信託報酬	—	—	—	—
その他	518	1,884	511	2,857
(C) NOI (=A-B)	28,290	112,430	15,652	49,126
(D) 減価償却費	11,071	33,871	4,103	17,472
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	17,219	78,558	11,549	31,654
(F) 資本的支出	—	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	28,290	112,430	15,652	49,126
取得価格 (百万円)	1,361	4,780	486	2,045

物件番号	R-19	R-20	R-21	R-22
名称	NCR博多駅東	NCR心斎橋イーストタワー	NCR三宮	NCR勾当台公園
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	5,988	23,349	8,700	3,832
敷金・保証金等	2,726	14,333	7,586	3,451
稼働率	85.0%	85.3%	96.4%	100.0%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	40,035	154,111	54,386	21,904
賃貸料収入	37,570	147,296	53,208	21,832
その他収入	2,464	6,814	1,178	71
(B) 賃貸事業費用 小計	11,764	41,751	14,079	6,585
修繕維持費	2,623	10,210	2,777	1,204
水道光熱費	513	5,307	2,511	766
物件管理委託料	1,137	4,520	1,598	679
固定資産税等	4,770	11,859	4,867	2,180
保険料	106	386	118	70
仲介手数料及び広告費等	2,158	8,621	1,784	145
信託報酬	—	—	—	—
その他	453	845	422	1,537
(C) NOI (=A-B)	28,271	112,359	40,306	15,318
(D) 減価償却費	9,699	30,423	9,531	6,630
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	18,572	81,935	30,775	8,688
(F) 資本的支出	1,062	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	27,208	112,359	40,306	15,318
取得価格 (百万円)	1,230	4,693	1,485	655

物件番号	R-23	R-24	R-25	R-26
名称	NCR一番町	NCR大町	NCR上町台	NCR肥後橋タワー
運用期間	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日	自：平成20年9月1日 至：平成21年2月28日
月額賃料	6,200	5,270	11,502	21,431
敷金・保証金等	3,825	2,252	9,758	2,295
稼働率	100.0%	97.2%	75.2%	92.1%
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	37,687	32,945	71,054	132,517
賃貸料収入	37,490	32,783	69,050	128,730
その他収入	197	161	2,004	3,787
(B) 賃貸事業費用 小計	9,175	8,714	19,065	36,218
修繕維持費	2,057	1,642	4,461	8,482
水道光熱費	677	331	830	4,627
物件管理委託料	1,144	977	2,108	3,968
固定資産税等	2,776	3,285	5,845	9,819
保険料	66	88	208	262
仲介手数料及び広告費等	630	252	5,291	3,632
信託報酬	—	—	—	—
その他	1,822	2,135	318	5,425
(C) NOI (=A-B)	28,511	24,230	51,989	96,299
(D) 減価償却費	9,196	8,227	18,784	21,590
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	19,315	16,003	33,204	74,708
(F) 資本的支出	—	—	—	—
(G) NCF = (C) - (F)	28,511	24,230	51,989	96,299
取得価格 (百万円)	965	842	3,214	4,200

## ハ. 個別資産の概要

第8期末保有資産にかかる不動産又は信託不動産の個別の概要は、以下のとおりです。

### (イ) 「物件特性」欄に関する説明

- a. 「物件特性」欄の記載は、原則として株式会社谷澤総合鑑定所、株式会社東京合同鑑定事務所、株式会社中央不動産鑑定所、大和不動産鑑定株式会社、株式会社東京カンテイ、東京建物株式会社、三井不動産販売株式会社又は財団法人日本不動産研究所作成の各不動産又は各信託不動産にかかる鑑定評価書（但し、第7期末保有資産について第7期末時点を経済時点として作成された鑑定評価書）における記載に基づき作成しています。
- b. 駅からの徒歩による所要時間は、「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成17年公正取引委員会告示第23号）及び「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」（平成17年公正取引委員会承認第107号）に基づき、道路距離80メートルにつき1分間を要するものとして算出した数値を記載しています。

### (ロ) 「所在地」「土地」「建物」欄に関する説明

- a. 「所在地（地番）」欄には、登記簿上表示されている地番を記載しています。
- b. 「所有形態」欄には、不動産に関して本投資法人が保有する権利又は信託不動産に関して不動産信託の受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- c. 土地の「面積」欄には、登記簿上表示されている地積を記載しています。
- d. 「用途地域」欄には、都市計画法（昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。以下「都市計画法」といいます。）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- e. 「容積率」欄には、建築基準法第52条に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
- f. 「建ぺい率」欄には、建築基準法第53条に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
- g. 建物の「用途」欄には、登記簿上表示されている種類のうち、主要なものを記載しています。
- h. 建物の「構造・階数」欄には、登記簿上表示されている構造を記載しています。なお、「構造・階数」欄に記載の略称は、それぞれ次を表します。  
RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、F：階、B：地下
- i. 建物の「延床面積」欄には、登記簿上表示されている建物の各階の床面積の合計を記載



しています。

j. 建物の「建築年月日」欄には、登記簿上表示されている当初新築時点を記載しています。

k. 「PM会社」欄には、平成20年8月末日現在において、各不動産又は各信託不動産についてプロパティ・マネジメント業務を既に委託し、またはかかる不動産の取得後に委託する予定のプロパティ・マネジメント会社を記載しています。なお、「PM会社」欄に記載される株式会社ニューシティプロパティサービスは、平成21年4月10日をもって、そのプロパティマネジメント事業（本投資法人に関する事業を含みます。）に関する権利義務を、吸収分割により株式会社ニューシティマネジメントサービスに承継させました。加えて、同日付で、株式会社ニューシティマネジメントサービスの全株式が株式会社タイセイ・ハウジーに譲渡され、株式会社ニューシティマネジメントサービスの商号が同日付で株式会社タイセイ・ハウジープロパティに変更されました。当該承継等に伴い、以下に記載する事項が変更される可能性があります。

l. 「サブリース会社」欄は、平成21年2月末日現在を基準に記載しています。「サブリース会社」欄には、第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約を本投資法人又は信託受託者との間で締結している又は締結する予定の賃借人（以下「サブリース会社」といいます。）を記載しています。「サブリース会社」欄に記載されているNCPS以外の以下の6社は、いずれも特別目的会社です。

ニューシティ・リーシング・ワン有限会社  
ニューシティ・リーシング・ツー有限会社  
ニューシティ・レジデンス・フォー有限会社  
ニューシティ・リーシング・フォー有限会社  
ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社  
ニューシティ・リーシング・シックス有限会社

平成21年2月末日現在、各不動産又は信託不動産の各物件（アプリーレ垂水を除きます。）について、NCPS及び上記6社のいずれかの会社をサブリース会社としてマスターリース契約（一括賃貸借契約）が締結されています。本投資法人は、各不動産又は各信託不動産（アプリーレ垂水を除きます。）の全戸につき、各エンド・テナントの同意を得たうえ、マスターリース契約の形式でサブリース会社に賃貸し、サブリース会社が各エンド・テナントに転貸する仕組みを用いて、資産運用を実行する意向です。従前の所有者（又は賃借人）と賃貸借契約を締結している一部のエンド・テナントについては、平成21年2月末日現在において、賃貸人の変更に対する同意が未取得であるため、上記のサブリース会社からかかるエンド・テナントへの転貸ではなく、本投資法人又は信託受託者とかかるエンド・テナントの間で直接の賃貸借契約が維持されています。なお、本書において「エンド・テナント」とは、サブリース会社から転貸を受けている転借人及び本投資法人又は信託受託者との間で直接の賃貸借契約が締結されている賃借人（サブリース会社を除きます。）を併せたものをいいます。上記のサブリース会社との間のマスターリース契約においては、本投資法人又は信託受託者がサブリース会社から収受する賃料は、サブリース会社がエンド・テナントから収受する賃料と実質的に同額となっており、賃料の保証がされていません。これらのサブリース会社との間の契約の詳細については、後記「チ. 主要なテナントの概要及びテナントの全体概要（イ）主要なテナントの概要」をご参照下さい。

(ハ) 「取得価格」欄に関する説明

取得済み資産については取得価格を記載しています。金額は百万円未満を四捨五入しています。

(二) 「特記事項」欄に関する説明

「特記事項」欄の記載については、以下の事項を含む、当該資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。なお、特記事項の作成にあたり、平成21年2月末日を調査時点とする調査を行っており、原則として、同時点までに調査が可能であった範囲で記載しています。

- a. 法令諸規則上の制限又は規制の主なもの
- b. 権利関係等にかかる負担又は制限の主なもの
- c. 本物件の境界を越えた構築物等がある場合や境界確認等に問題がある場合の主なものと  
その協定等
- d. 共有者・区分所有者との間でなされた合意事項又は協定等の主なもの

＜個別資産の概要＞

物件番号：C-1		物件名称：ニューシティレジデンス南青山		特定資産の種類		不動産	
物件特性		東京メトロ銀座線、千代田線、半蔵門線が乗り入れる「表参道」駅から徒歩13分の距離に位置します。建物は地上14階建てのタワー型マンションで、主要開口部は南、東及び西向きです。近隣には「骨董通り」等のショッピングストリートがあり、六本木ヒルズまで道路距離で約1,500mです。					
所在地		(住所) 東京都港区南青山六丁目10番9号		(地番) 東京都港区南青山六丁目319番1			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	453.88㎡			用途	共同住宅・車庫	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、14F	
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	4,091.22㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		3,473.28㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		62戸	
取得価格(百万円)		3,783		建築年月日		平成14年8月28日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・レジデンス・フォー有限公司		
特記事項		<p>1. 不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。</p> <p>2. 不動産にかかる土地の一部につき都市計画道路の計画決定に基づき、都市計画道路による土地収用が実施された結果、現在の建物の延床面積は基準容積率を超過しています。</p>					

物件番号：C-2		物件名称：ニューシティレジデンス西麻布ツインタワー		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木」駅及び東京メトロ千代田線「乃木坂」駅からそれぞれ徒歩11分の距離に位置します。建物は地上15階地下1階のタワー型マンションで、1フロア2住戸のレイアウトでプライバシーと採光に配慮されています。六本木周辺は六本木ヒルズ、東京ミッドタウンのオープンにより、就業人口及び居住人口の増加が期待されています。					
所在地		(住所) 東京都港区西麻布二丁目26番20号		(地番) 東京都港区西麻布二丁目110番1			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	619.39㎡			用途	共同住宅・店舗	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、15F/B1F	
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	3,649.41㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		3,296.44㎡	
信託期間満了日		平成21年3月10日(注)		賃貸可能戸数		60戸	
取得価格(百万円)		3,315		建築年月日		平成15年3月28日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限公司		
特記事項		該当事項はありません。					

(注) 本書の日付現在における信託期間満了日は、平成22年1月31日です。

物件番号：C-3 物件名称：ニューシティレジデンス西麻布		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ日比谷線・都営地下鉄大江戸線「六本木」駅から徒歩5分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。六本木周辺は六本木ヒルズ、東京ミッドタウンのオープンにより、就業人口及び居住人口の増加が期待されています。			
所在地		(住所) 東京都港区西麻布一丁目3番12号		(地番) 東京都港区西麻布一丁目3番19他1筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,410.40㎡		用途	共同住宅・駐車場
	用途地域	第二種中高層住居専用地域		構造・階数	RC、5F/B1F
	容積率/建ぺい率	300%/60%		延床面積	3,980.68㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,802.62㎡
信託期間満了日		平成22年1月31日		賃貸可能戸数	37戸
取得価格(百万円)		3,143		建築年月日	平成14年3月14日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限公司	
特記事項		信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による制限により容積率は215%となっています。			

物件番号：C-4 物件名称：ニューシティレジデンスお茶の水		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅及び東京メトロ半蔵門線「神保町」駅からそれぞれ徒歩5分及び6分、JR中央本線・総武線「御茶ノ水」駅から徒歩7分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きで、南西側には小川広場(公園)があります。神保町は古くから古本屋街として知られていますが、2003年3月には神保町三井ビルディング・東京パークタワーが竣工し、地域開発が促進された地域です。			
所在地		(住所) 東京都千代田区神田小川町三丁目24番1号		(地番) 東京都千代田区神田小川町三丁目24番1他4筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	593.61㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、8F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	3,242.08㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,507.30㎡
信託期間満了日		平成21年3月10日(注)		賃貸可能戸数	44戸
取得価格(百万円)		2,300		建築年月日	平成14年8月30日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限公司	
特記事項		信託不動産にかかる土地の容積率は本来500%ですが、前面道路幅員による制限により容積率は480%となっています。			

(注) 本書の日付現在における信託期間満了日は、平成22年1月31日です。

物件番号：C-5 物件名称：ニューシティレジデンス参宮橋		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	小田急線「参宮橋」駅から徒歩5分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。周辺は第二種低層住宅専用地域に指定されています。「参宮橋」駅から新都心「新宿」駅まで2駅です。東京都庁を擁する西新宿の高層オフィス街まで道路距離で約1,800mです。また、周辺には代々木公園・明治神宮があります。				
所在地	(住所) 東京都渋谷区代々木四丁目52番12号		(地番) 東京都渋谷区代々木四丁目52番16他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,652.90㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第二種低層住居専用地域		構造・階数	RC、4F/B1F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	2,369.00㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,898.47㎡	
信託期間満了日	平成22年1月31日		賃貸可能戸数	26戸	
取得価格(百万円)	1,734		建築年月日	平成10年10月2日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限公司	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：C-8 物件名称：ニューシティレジデンス日本橋イースト		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	東京メトロ半蔵門線「水天宮前」駅へ徒歩2分の距離に位置します。また、日比谷線「人形町」駅へも徒歩5分の距離です。「水天宮前」駅から「大手町」駅へは2駅、「人形町」駅から「日本橋」駅へは1駅です。建物の主要開口部は南東及び北東向きです。「水天宮前」駅前にはホテルのほか、成田空港への玄関口となる東京シティーエアターミナルもあります。				
所在地	(住所) 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目8番13号		(地番) 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目8番20他5筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有権
	面積	343.01㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、10F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	2,370.62㎡
受託者	中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,940.94㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	62戸	
取得価格(百万円)	1,622		建築年月日	平成15年4月25日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・レジデンス・フォー有限公司	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。</li> </ol>				

物件番号：C-9 物件名称：ニューシティレジデンス日本橋ウエスト		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		東京メトロ半蔵門線「水天宮前」駅へ徒歩2分の距離に位置します。また、日比谷線「人形町」駅へも徒歩5分の距離です。建物の主要開口部は南東及び北東向きです。「水天宮前」駅から「大手町」駅へは2駅、「人形町」駅から「日本橋」駅へは1駅です。「水天宮前」駅前にはホテルのほか、成田空港への玄関口となる東京シティーエアターミナルもあります。					
所在地		(住所) 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番16号		(地番) 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番26他5筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	354.16㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、12F	
	容積率/建ぺい率	700%/80%			延床面積	2,374.79㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,858.34㎡		
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数	55戸		
取得価格(百万円)		1,480		建築年月日	平成15年4月30日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・レジデンス・フォー有限公司			
特記事項		<p>1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来700%ですが、前面道路幅員による制限等により容積率は693%となっています。</p> <p>3. 信託不動産にかかる土地のうち北東側道路(私道)の一部には、蛸殻町一丁目町内会にて管理所有している街灯が設置されています。</p>					

物件番号：C-10 物件名称：ニューシティレジデンス銀座ツイン I		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		東京メトロ有楽町線「新富町」駅から徒歩2分、JR京葉線・東京メトロ日比谷線「八丁堀」駅から徒歩6分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。都心への接近性、利便性を嗜好するビジネスマン及びその世帯等の需要が見込まれる物件です。					
所在地		(住所) 東京都中央区入船三丁目10番10号		(地番) 東京都中央区入船三丁目19番1			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	242.21㎡			用途	共同住宅・店舗	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、12F	
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	1,915.85㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,444.52㎡		
信託期間満了日		平成21年11月30日		賃貸可能戸数	40戸		
取得価格(百万円)		1,133		建築年月日	平成15年9月18日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限公司			
特記事項		信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。					

物件番号：C-11		物件名称：ニューシティレジデンス銀座ツインⅡ		特定資産の種類	信託不動産
物件特性	東京メトロ有楽町線「新富町」駅から徒歩5分、JR京葉線・東京メトロ日比谷線「八丁堀」駅から徒歩4分の距離に位置します。建物の主要開口部は東向きです。都心への接近性、利便性を嗜好するビジネスマン及びその世帯等の需要が見込まれる物件です。				
所在地	(住所) 東京都中央区入船二丁目6番4号		(地番) 東京都中央区入船二丁目11番10		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	212.30㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、12F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	1,419.05㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,244.54㎡	
信託期間満了日	平成21年11月30日		賃貸可能戸数	33戸	
取得価格(百万円)	968		建築年月日	平成15年9月18日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限公司	
特記事項	信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」によって一定の建物建築の際に容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。				

物件番号：C-12		物件名称：ニューシティレジデンス原宿		特定資産の種類	信託不動産
物件特性	JR山手線「原宿」駅から徒歩8分、東京メトロ千代田線「明治神宮前」駅から徒歩12分の距離に位置します。周辺環境は比較的閑静な住宅街を形成しています。建物の主要開口部は東向きです。最寄りの「原宿」駅周辺に形成されるショッピング街に加え、渋谷・新宿等のターミナルのほか、明治神宮や代々木公園、神宮外苑等の緑豊かな施設も身近にある環境です。				
所在地	(住所) 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目55番3号		(地番) 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目303番17		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	633.60㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第二種中高層住居専用地域		構造・階数	RC、5F
	容積率/建ぺい率	300%/60%		延床面積	1,314.24㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,225.26㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	21戸	
取得価格(百万円)	1,220		建築年月日	平成12年9月12日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。</li> <li>信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による容積率の制限により、容積率は288%となっています。</li> </ol>				

物件番号：C-14		物件名称：ニューシティレジデンス代々木上原		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		小田急線急行停車駅・東京メトロ千代田線始発駅の「代々木上原」駅から徒歩4分の距離に位置します。建物の主要開口部は北西向きです。周辺地域は中層マンションを中心として一般住宅や事務所併用住宅が建ち並ぶ住宅地域です。また、周辺には代々木公園があります。					
所在地		(住所) 東京都渋谷区上原一丁目17番16号		(地番) 東京都渋谷区上原一丁目1338番17他5筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	486.70㎡			用途	共同住宅・事務所	
	用途地域	第二種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、4F/B1F	
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	1,051.36㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		811.95㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		25戸	
取得価格(百万円)		765		建築年月日		平成12年10月25日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツアー株式会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記所備付の公図に記載されている本物件土地と隣接土地(地番1340番6)との筆界が現況と相違しています(公図上は両土地が接している部分がありますが、現況は接していません。)</li> <li>2. 隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。</li> <li>3. 建物延床面積にはゴミ置き場4.8㎡を含みます。</li> <li>4. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は208%となっています。</li> </ol>						

物件番号：C-15		物件名称：ニューシティレジデンス千駄ヶ谷		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR中央本線「千駄ヶ谷」駅から徒歩9分の距離に位置します。建物の主要開口部は南東向きです。周辺には神宮外苑があります。また、通称「キラートリ」を通過して東京メトロ銀座線「外苑前」駅まで徒歩15分の距離にあります。					
所在地		(住所) 東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目9番10号		(地番) 東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目9番6他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	544.06㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第二種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、4F	
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	885.63㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		803.03㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		21戸	
取得価格(百万円)		695		建築年月日		平成12年3月15日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツアー株式会社		
特記事項	信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は164%となっています。						



物件番号：C-16		物件名称：ニューシティレジデンス新宿7丁目		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		都営大江戸線「東新宿」駅から徒歩8分に位置します。建物の主要開口部は東及び西向きです。周辺には早稲田大学や東京女子医大病院があります。また、新宿から一駅のJR山手線「新大久保」駅も徒歩13分の距離にあります。					
所在地		(住所) 東京都新宿区新宿七丁目17番16号		(地番) 東京都新宿区新宿七丁目83番他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	638.08㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、5F/B1F	
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	1,113.08㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		957.60㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		23戸	
取得価格(百万円)		626		建築年月日		平成7年1月30日	
PM会社		株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ツアー株式会社	
特記事項		信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による容積率の制限により、容積率は約218.4%となっています。					

物件番号：C-17		物件名称：ニューシティレジデンス市谷左内町		特定資産の種類		不動産	
物件特性		JR中央本線のほか、東京メトロ南北線・有楽町線・都営新宿線の計4路線が集まる「市ヶ谷」駅から徒歩5分の距離に位置します。建物の主要開口部は北西向きです。東京の中心部にありながら比較的閑静な場所に立地します。					
所在地		(住所) 東京都新宿区市谷左内町21番地		(地番) 東京都新宿区市谷左内町21番23他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	427.61㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	RC、4F/B1F	
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	978.63㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		694.16㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		21戸	
取得価格(百万円)		577		建築年月日		平成12年9月29日	
PM会社		株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ツアー株式会社	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産にかかる土地には、私道部分(2,333.53㎡)の共有持分(共有持分割合31分の2)が含まれていますが、上記土地面積には、当該私道部分の共有部分は含まれていません。</li> <li>2. 不動産にかかる建物の敷地は公道に通じていないため、かかる私道を利用することによってのみ公道に出ることが可能です。かかる私道の一部を、隣接するほかの土地と交換するとの契約が平成18年3月15日に締結され、当該私道の形状が変更されましたが、不動産に関して特段の悪影響はございません。</li> </ol>					

物件番号： C-18		物件名称： ニューシティレジデンス日本橋人形町Ⅰ		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ日比谷線「人形町」駅徒歩約4分、JR総武線「馬喰町」、都営地下鉄新宿線「馬喰横山」、都営地下鉄浅草線「東日本橋」の各駅からそれぞれ5～6分程度の距離に位置します。4駅4路線を利用できることに加え、東京のオフィス中心街である丸の内、大手町、日本橋等への直線距離も約1.7km以内と圧倒的な利便性を誇ります。主要開口部は南東向き、利便性を重んじるビジネスマンに適した物件と考えられます。					
所在地		(住所) 東京都中央区日本橋富沢町7番15号		(地番) 東京都中央区日本橋富沢町10番19他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	245.67㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、13F	
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	1,923.30㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,747.90㎡	
信託期間満了日		平成22年12月10日		賃貸可能戸数		32戸	
取得価格(百万円)		1,230		建築年月日		平成16年8月25日	
PM会社		株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・シックス株式会社	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。</li> </ol>					

物件番号： C-19		物件名称： ニューシティレジデンス日本橋人形町Ⅱ		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		本物件は最寄りの都営地下鉄新宿線「馬喰横山」駅徒歩約4分、JR総武線「馬喰町」、東京メトロ日比谷線「人形町」、都営地下鉄浅草線「東日本橋」の各駅からそれぞれ5から6分程度の距離に位置します。4駅4路線を利用できることに加え、東京のオフィス中心街である丸の内、大手町、日本橋等への直線距離も約1.7km以内であり、利便性が非常に高い立地です。主要開口部は北東向き、利便性を重んじるビジネスマンに適した物件と考えられます。					
所在地		(住所) 東京都中央区日本橋富沢町8番12号		(地番) 東京都中央区日本橋富沢町8番13			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	276.99㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、12F	
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	1,970.14㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,826.80㎡	
信託期間満了日		平成22年12月10日		賃貸可能戸数		38戸	
取得価格(百万円)		1,290		建築年月日		平成16年8月18日	
PM会社		株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・シックス株式会社	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。</li> </ol>					

物件番号：C-20 物件名称：ニューシティレジデンス新御茶ノ水		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		本物件所在の神田淡路町は古くから学生街又は古本屋街として有名で、地域内には大手企業の本社が位置するほか、2003年3月には神保町三井ビルディング・東京パークタワーが竣工し、地域開発が促進された地域です。徒歩2分の東京メトロ丸ノ内線「淡路町」駅から「大手町」駅まで1駅、「東京」駅まで2駅です。主要開口部は南東及び北西向きとなっています。					
所在地		(住所) 東京都千代田区神田淡路町二丁目3番地4		(地番) 東京都千代田区神田淡路町二丁目3番3他2筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	237.73㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、B1F/10F	
	容積率/建ぺい率	600%/80% 500%/80%			延床面積	1,497.01㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,308.38㎡		
信託期間満了日		平成22年9月30日		賃貸可能戸数	32戸		
取得価格(百万円)		1,160		建築年月日	平成16年7月27日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・シックス有有限会社			
特記事項	<p>1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、566.95%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります)。</p>						

物件番号：C-22 物件名称：ニューシティレジデンス日本橋人形町Ⅲ		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		都営地下鉄新宿線「馬喰横山」駅のほか、都営地下鉄浅草線「東日本橋」駅、JR総武線「馬喰町」駅までそれぞれ徒歩約3分、4分、東京メトロ日比谷線「人形町」駅まで徒歩約7分に立地しています。主要開口部は北東向き、4駅4路線を利用できる利便性に加え、東京のオフィス中心街である丸の内、大手町、日本橋等への直線距離も約1.7km以内と利便性が非常に高い立地です。					
所在地		(住所) 東京都中央区日本橋富沢町12番11号		(地番) 東京都中央区日本橋富沢町7番11他3筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	387.12㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、10F	
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	2,539.30㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,117.46㎡		
信託期間満了日		平成23年2月3日		賃貸可能戸数	63戸		
取得価格(百万円)		1,662		建築年月日	平成16年12月20日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有有限会社			
特記事項	信託不動産にかかる土地の容積率は本来600%ですが、中央区の「街並み誘導型地区計画」による緩和により容積率は600.30%となっています。						

物件番号： C-23 物件名称：ニューシティレジデンス神保町Ⅱ		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		東京メトロ半蔵門線「神保町」駅及び都営新宿線「神保町」駅を最寄駅（徒歩約4分）とする全戸南向きのシングルタイプのマンションです。都心にもかかわらず店舗、病院、公的機関等が近隣に所在する生活利便性の高い立地であり、単身者・DINKS等の居住者にとって都市の機能的な生活を満喫できるエリアとなっています。					
所在地		(住所) 東京都千代田区神田神保町二丁目40番8号		(地番) 東京都千代田区神田神保町二丁目40番8			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	340.26㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、11F	
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	1,830.23㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,628.80㎡	
信託期間満了日		平成25年6月30日		賃貸可能戸数		60戸	
取得価格(百万円)		1,470		建築年月日		平成16年5月7日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社			
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。						

物件番号： C-24 物件名称：ニューシティレジデンス銀座イーストⅢ		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		東京メトロ有楽町線「新富町」駅並びに東京メトロ日比谷線及びJR京葉線「八丁堀」駅を最寄駅（徒歩約4分）とする北東・南西向きシングルタイプのマンションです。下町の面影を残しながらも都内各所への優れた交通利便性の高い立地であり、周辺には、店舗、病院、公的機関等の生活利便設備が完備されています。					
所在地		(住所) 東京都中央区入船二丁目8番8号		(地番) 東京都中央区入船二丁目15番2他2筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	189.01㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、12F	
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	1,116.75㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		972.51㎡	
信託期間満了日		平成25年6月30日		賃貸可能戸数		41戸	
取得価格(百万円)		841		建築年月日		平成16年6月1日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社			
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。</li> </ol>						

物件番号： C-25 物件名称：ニューシティレジデンス新宿御苑 I		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		本物件は、都営新宿線「新宿三丁目」駅徒歩約3分、東京メトロ丸の内線「新宿御苑」駅徒歩約4分、JR・小田急・丸ノ内線「新宿」駅徒歩約10分に位置する主要開口部が南西向きのシングルタイプ及びアーバンファミリータイプのマンションです。周囲はマンション・店舗事務所ビル等が建ち並ぶ商住混在地域であり、交通・生活とも利便性の高い物件です。本物件は株式会社ダイナシティへの一括賃貸物件で、賃料保証型の賃貸借に供されています。					
所在地		(住所) 東京都新宿区新宿二丁目14番4号		(地番) 東京都新宿区新宿二丁目14番3			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	643.53㎡			用途	居宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、15F	
	容積率/建ぺい率	700%/80%			延床面積	3,891.30㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	3,594.16㎡		
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数	108戸		
取得価格(百万円)		3,140		建築年月日	平成15年9月3日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社			
特記事項		<p>1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</p>					

物件番号： C-27 物件名称：ニューシティレジデンス高輪台		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		都営浅草線「高輪台」駅徒歩約4分に位置するアーバンファミリータイプを中心とする南向き主体のマンションです。近隣には高輪プリンスホテル・明治学院大学があり、落ち着いた環境の中にも文化の香り漂う地域です。周辺には徒歩圏内に小・中学校等の教育施設、「高輪台」駅前周辺には近隣商店街が存し、通勤・通学、買い物をはじめとする生活利便性も良好です。					
所在地		(住所) 東京都港区高輪三丁目4番12号		(地番) 東京都港区高輪三丁目2番14			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	242.9㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、9F	
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	1,506.50㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,147.44㎡		
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数	32戸		
取得価格(百万円)		1,180		建築年月日	平成16年2月23日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社			
特記事項		信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。					

物件番号： C-28 物件名称：ニューシティレジデンス日本橋人形町Ⅳ		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		都営新宿線「馬喰横山」駅徒歩約2分に位置する北西向きのシングルタイプのマンションです。加えてJ R総武線「馬喰町」駅より徒歩約4分及び都営浅草線「東日本橋」駅より徒歩約3分に位置し、3駅3路線の利用が可能である等、生活利便性、交通利便性も良好です。都心への接近性、利便性を選好するビジネスマン及びその世帯等の需要が見込まれます。					
所在地		(住所) 東京都中央区東日本橋三丁目5番6号		(地番) 東京都中央区東日本橋三丁目4番3			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	204.92㎡			用途	居宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、13F	
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	1,232.04㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,105.20㎡		
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数	48戸		
取得価格(百万円)		842		建築年月日	平成15年4月22日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社			
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> </ol>						

物件番号： C-29 物件名称：ニューシティレジデンス新宿御苑Ⅱ		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		新宿区の東部に位置し、東京メトロ丸の内線「新宿御苑」駅徒歩約5分、都営地下鉄新宿線「新宿三丁目」駅徒歩約9分、JR線等「新宿」駅から徒歩約16分に位置する南東向きのシングルタイプのマンションです。周辺は、マンション等が建ち並び、新宿駅徒歩圏内でありながら住居としての色彩の強い地域となっています。本物件は、株式会社ジョイントレントへの一括賃貸物件で、賃料保証型の賃貸借に供されています。					
所在地		(住所) 東京都新宿区新宿一丁目29番15号		(地番) 東京都新宿区新宿一丁目29番23			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	152.72㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、10F	
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	943.62㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	668.79㎡		
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数	27戸		
取得価格(百万円)		580		建築年月日	平成16年3月26日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社			
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来600%ですが、前面道路幅員による制限及び特定道路による緩和のため、容積率は482%となっています。</li> </ol>						

物件番号： C-30 物件名称：ニューシティレジデンス銀座イーストⅣ		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		東京メトロ有楽町線「新富町」駅より徒歩約2分に位置し、また、JR京葉線及び東京メトロ日比谷線「八丁堀」駅まで徒歩約8分と両駅の利用が可能である等、生活利便性、交通便利性の良好な全戸南向きのシングルタイプのマンションです。都心への接近性、利便性を愛好するビジネスマン及びその世帯等の需要が見込まれる物件です。					
所在地		(住所) 東京都中央区入船三丁目10番8号		(地番) 東京都中央区入船三丁目19番13			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	132.24㎡			用途	居宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、11F	
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	788.96㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	681.00㎡		
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数	20戸		
取得価格(百万円)		510		建築年月日	平成15年12月8日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社			
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>3. 信託不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。</li> </ol>						

物件番号： C-31 物件名称：ニューシティレジデンス高輪台Ⅱ		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		都営浅草線「高輪台」駅徒歩約4分に位置する主要開口部は東向きと西向きのアーバンファミリータイプを中心とするマンションです。周囲は江戸時代の武家屋敷からの流れを汲む古くからの住宅地となっています。近傍に高輪プリンスホテル・明治学院大学があり、落ち着いた環境の中にも文化の香り漂う地域です。また徒歩圏内に小・中学校等の教育施設、「高輪台」駅前周辺には近隣商店街があり通勤・通学、買い物等の生活利便性は良好です。					
所在地		(住所) 東京都港区高輪三丁目5番6号		(地番) 東京都港区高輪三丁目2番59			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	545.68㎡			用途	共同住宅・駐輪場	
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	RC、6F/B1F	
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	1,881.63㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,567.84㎡		
信託期間満了日		平成25年9月30日		賃貸可能戸数	40戸		
取得価格(百万円)		1,530		建築年月日	平成16年9月7日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社			
特記事項	信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は237.2%となっています。						

物件番号： C-32 物件名称：ニューシティレジデンス南麻布		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ南北線・都営大江戸線「麻布十番」駅徒歩約8分に位置する南向き中心のアーバンファミリータイプのマンションです。「麻布十番」駅から「六本木」駅まで1駅約2分、「新宿」駅まで約12分と交通利便性も良好です。本物件所在の南麻布地域は都内でも有数の高級住宅地として知られており、富裕層及び外国人滞在者向けの高級住宅も見受けられる一方、隠れ家的高級レストランも存在する地域となっています。			
所在地		(住所) 東京都港区南麻布二丁目2番27号		(地番) 東京都港区南麻布二丁目3番18	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	304.80㎡		用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域		構造・階数	RC、6F
	容積率/建ぺい率	400%/60%		延床面積	962.57㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	882.67㎡
信託期間満了日		平成25年9月30日		賃貸可能戸数	24戸
取得価格(百万円)		840		建築年月日	平成16年7月27日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。</li> <li>信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定かつ防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は80%となっています。</li> <li>信託不動産にかかる土地の容積率は本来400%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は330.36%となっています。</li> </ol>				

物件番号： C-34 物件名称：ニューシティレジデンス銀座		特定資産の種類		不動産	
物件特性		都営地下鉄大江戸線「築地市場」駅から徒歩約4分に位置する、シングルタイプとアーバンファミリータイプを中心とするマンションです。本物件の所在する地域は銀座地区内の「中央通り」以南における商業地域であり、最寄駅のほか、都営地下鉄浅草線・東京メトロ日比谷線「東銀座」駅からも徒歩約7分に位置しています。			
所在地		(住所) 東京都中央区銀座八丁目18番2号		(地番) 東京都中央区銀座八丁目215番4他1筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	491.03㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、14F
	容積率/建ぺい率	700%/80%		延床面積	4,386.07㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	3,494.42㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	96戸
取得価格(百万円)		4,000		建築年月日	平成17年10月19日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>不動産にかかる土地の容積率は本来700%ですが、「用途別容積率地区計画」、「街並み誘導型地区計画区域」内による緩和により容積率は875%となっています(数値は建物エンジニアリング・レポートによります)。</li> <li>敷地内北西側に私道(建築基準法42条2項道路)が存在しています。私道部分及び道路後退部分22.89㎡は建築確認面積から除外しており、建築確認対象面積は468.14㎡となります。私道利用者の水道管及びガス管が埋設されています。</li> </ol>				



物件番号：C-35		物件名称：ニューシティレジデンス日本橋水天宮		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は、東京メトロ日比谷線・東西線「茅場町」駅徒歩約7分、東京メトロ半蔵門線「水天宮」駅徒歩約5分に位置するアーバンファミリータイプを中心とするマンションです。本物件の所在する地域は、中央区の北東部に当たり、東京メトロ半蔵門線「水天宮前」駅徒歩圏内の日本橋蛸殻町、日本橋小網町等を中心として成立する地域として把握されます。					
所在地		(住所) 東京都中央区日本橋小網町2番1号			(地番) 東京都中央区日本橋小網町2番8他2筆		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	692.83㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、RC、12F	
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	5,188.68㎡	
受託者		なし			賃貸可能面積	4,602.95㎡	
信託期間満了日		なし			賃貸可能戸数	88戸	
取得価格(百万円)		3,332		建築年月日	平成17年7月25日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>2. 不動産にかかる土地については中央区の「街並み誘導型地区計画」により一定の建物建築の際には容積率が緩和されていますが、平成16年4月にかかる緩和幅が縮小された結果、不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。</li> </ol>						

物件番号：C-36		物件名称：ニューシティレジデンス高輪		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		本物件は、都営地下鉄浅草線「泉岳寺」駅徒歩約1分のアーバンファミリータイプを中心とするマンションです。本物件の所在する地域は、国道15号（第一京浜）沿いに中高層の店舗事務所、共同住宅等が混在する地域です。本物件は築後間もなく、かつ、いわゆる分譲仕様で建築されているため、賃貸物件として貸室の規模・貸室内の設備についても標準以上の水準にあります。また、交通利便性等の立地条件を重視するビジネスマンや、都心接近性と住環境を求めるディンクス・ファミリー層等の賃貸需要が見込めるため、中長期的に物件競争力が維持できると考えられる物件です。					
所在地		(住所) 東京都港区高輪二丁目17番12号			(地番) 東京都港区高輪二丁目147番他7筆		
土地	所有形態	所有権及び借地権		建物	所有形態	所有権	
	面積	2,814.14㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域・第一種住居地域			構造・階数	SRC、12F	
	容積率/建ぺい率	600%/80% 400%/60% 300%/60%			延床面積	14,216.78㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社			賃貸可能面積	10,408.26㎡	
信託期間満了日		平成26年1月31日			賃貸可能戸数	169戸	
取得価格(百万円)		10,995		建築年月日	平成17年8月4日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出するし緩和措置を加味すると、73.78%となります（数値は建物エンジニアリング・レポートによります）。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、382.79%となります（数値は建物エンジニアリング・レポートによります）。</li> <li>3. 本物件北側道路との官民境界は、当初委託者は既に合意していますが、東側隣地所有者（株式会社ホテル東京）が官民境界に合意していないため、本物件の官民境界の一部が未了です。</li> </ol>						

物件番号：C-37 物件名称：ニューシティレジデンス東日本橋		特定資産の種類		不動産			
物件特性		都営浅草線「東日本橋」駅徒歩約2分、また都営新宿線「馬喰横山」駅、JR総武快速線「馬喰町」駅へは徒歩約3分、「馬喰町」駅からは「東京」駅まで約5分の距離に位置します。本物件は、中層のマンションや店舗、事務所が立ち並ぶ商業地域に位置します。従来は繊維関係の間屋が集積する地域でしたが、都心へのアクセス性の高さから近年では新築マンションが多く見受けられます。					
所在地		(住所) 東京都中央区日本橋横山町9番14号		(地番) 東京都中央区日本橋横山町10番7			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	815.57㎡			用途	店舗共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、16F/B1F	
	容積率/建ぺい率	700%/80%			延床面積	7,740.43㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		6,442.28㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		103戸	
取得価格(百万円)		4,930		建築年月日		平成18年2月15日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項		<p>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</p> <p>2. 不動産にかかる土地の容積率は本来700%ですが、「中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」(東京都市計画日本橋問屋街地区地区整備計画区域)に基づき、容積率に1.2倍を乗じた840%となっています。</p>					

物件番号：C-38 物件名称：カテリーナ三田タワースイート (ニューシティレジデンス)		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		本物件は、地上36階建のイーストアーク棟及び地上28階建のウエストアーク棟の2棟から構成されています。本物件は都営地下鉄三田・浅草線「三田」駅から徒歩約2分、JR山手線・京浜東北線「田町」駅から徒歩約4分に位置します。また「田町」駅から「品川」駅へはJRで約3分、「東京」駅へは約8分、「三田」駅より「羽田空港」駅へは約22分の距離に位置しております。中高層オフィスの他、小規模のオフィスや店舗が建ち並ぶとともに、近年は工場跡地における大規模共同住宅の供給等、共同住宅も目立ち始めた地域です。					
所在地		(住所) 東京都港区芝四丁目16番1号、2号		(地番) 東京都港区芝四丁目136番1			
土地	所有形態	所有権(共有)		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	6,834.67㎡			用途	居宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、36F/B2F	
	容積率/建ぺい率	700%/80%			延床面積	78,173.82㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		17,553.76㎡	
信託期間満了日		平成24年12月31日		賃貸可能戸数		264戸	
取得価格(百万円)		16,200		建築年月日		平成18年8月4日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項		<p>1. 本物件は、北西側に位置する「三菱ケミカルホールディングスビル」(以下「本近隣ビル」といいます。)の敷地(敷地面積約2,093㎡)と一体的に開発が行われ、都市計画法及び建築基準法第59条の2第1項の規定による総合設計制度及び建築基準法第86条第1項の規定による一団地建築物設計制度(以下併せて「本制度」といいます。)により制限が緩和された結果、建ぺい率及び容積率がそれぞれ54.88%及び907.45%に定められました。本近隣ビルの敷地所有者と本建物の前々所有者との間の合意で、本制度により認定された内容を将来の大規模改修・建替等の場合に遵守すること等が定められており、本投資法人を含む本建物の区分所有者はかかる合意による権利義務を承継しています。</p> <p>2. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物であるところ、信託受益者の持分割合は5,088,099分の1,755,376であるため管理規約上過半数の議決権を有していませんが、特別決議事項においては単独の反対により議案の可決を妨げることは可能です。敷地権につき登記がなされています。</p>					

物件番号：C-39 物件名称：ニューシティレジデンス新宿		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は、都営新宿線及び東京メトロ丸の内線「新宿三丁目」駅からそれぞれ徒歩約2分及び約3分、丸の内線「新宿御苑前」から徒歩約4分、JR「新宿」駅から徒歩約8分に位置する、1Rから1DKを中心とした地下1階付地上15階建のマンションです。本物件は、最寄り駅である「新宿三丁目」駅及び「新宿御苑前」駅の2駅2路線が利用可能であると共に、大ターミナル駅である新宿駅からも徒歩圏内に位置し、交通利便性に優れています。また、周辺には多数の大手高級百貨店や新宿区役所、新宿御苑などの公共施設も所在する生活利便性にも優れた立地であることから、職住近接性、生活利便性を求める単身者、学生等を中心とした通勤・通学者等の底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 東京都新宿区新宿二丁目6番11号		(地番) 東京都新宿区新宿二丁目6番2他1筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	417.90㎡		用途	共同住宅、店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、15F/B1F
	容積率/建ぺい率	800%/80%		延床面積	3,630.19㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	3,150.80㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	122戸
取得価格(百万円)		3,597		建築年月日	平成19年11月29日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号：C-40 物件名称：ニューシティレジデンス目黒		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR山手線ほか4路線が集まる「目黒」駅から徒歩15分の距離に位置します。建物の主要開口部は西向きです。本物件の東側には目黒川が流れており、その川沿いは約830本の桜が植えられた並木道となっています。			
所在地		(住所) 東京都目黒区目黒二丁目1番13号		(地番) 東京都目黒区目黒二丁目768番1他2筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	565.45㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種住居地域		構造・階数	RC、7F
	容積率/建ぺい率	300%/60%		延床面積	1,518.00㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,414.73㎡
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数	26戸
取得価格(百万円)		1,050		建築年月日	平成12年4月11日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー株式会社	
特記事項	信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は290.8%となっています。				

物件番号：C-41		物件名称：ニューシティレジデンス大塚		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR山手線「大塚」駅から徒歩約4分、南と東へ緩やかな傾斜をもつ高台に位置し、南側は中高層のマンションや事務所ビルが建ち並ぶ閑静な地域です。山手線を最寄り駅にすることから、池袋のみならず、新宿、渋谷等に通勤する顧客をターゲットとしています。主要開口部は南向きと東向き。ダブルオートロック・TVモニター・2重鍵・防犯窓センサー等の設備があり、セキュリティを中心に、賃貸住宅としての優れた機能性を有しています。					
所在地		(住所) 東京都豊島区東池袋二丁目32番20号		(地番) 東京都豊島区東池袋二丁目2421番1			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	330.28㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種住居地域、商業地域			構造・階数	SRC、13F	
	容積率/建ぺい率 (用途地域指定)	400%/60% 700%/80%			延床面積	2,022.6㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,784.50㎡	
信託期間満了日		平成22年9月30日		賃貸可能戸数		54戸	
取得価格(百万円)		1,290		建築年月日		平成16年9月1日	
PM会社		株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・シックス有限会社	
特記事項		<p>1. 信託不動産にかかる土地の容積率・建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、それぞれ656.38%・77.08%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。)</p> <p>2. 豊島区中高層集合住宅建築指導要綱に基づき、一定の台数の駐車場の確保が義務付けられていますが、3台分につき、平成21年2月末日現在、確保されておりません。</p>					

物件番号：C-42		物件名称：ニューシティレジデンス自由が丘		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東急東横線及び東急大井町線「自由が丘」駅徒歩約8分に位置する西向き・東向き主体のアーバンファミリータイプを中心とするマンションです。当該最寄駅から東急東横線を利用して「渋谷」駅まで約15分、東急大井町線を利用して「目黒」駅へも約15分と交通利便性に優れています。周辺は、比較的規模の大きな画地に高級マンションと風格ある戸建住宅が混在する閑静な住宅街を形成しています。					
所在地		(住所) 東京都目黒区自由が丘一丁目20番1号		(地番) 東京都目黒区自由が丘一丁目330番1			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	857.39㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、5F	
	容積率/建ぺい率	150%/60% 200%/60%			延床面積	1,775.97㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,472.47	
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数		40戸	
取得価格(百万円)		1,470		建築年月日		平成16年4月26日	
PM会社		株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		<p>1. 信託不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、180.51%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。)</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。</p>					

物件番号：C-43 物件名称：ニューシティレジデンス目白 イースト		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	本物件は、最寄駅であるJR山手線「目白」駅及び「高田馬場」駅よりそれぞれ徒歩約14分、都電荒川線「学習院下」駅より徒歩約1分、東京メトロ副都心線「雑司が谷」駅より徒歩6分に位置する全戸東向きのアーバンファミリータイプ及びファミリータイプのマンションです。周辺には大学があり、落ち着いた環境の中にも文教の香りが漂う地域です。				
所在地	(住所) 東京都豊島区高田二丁目8番16号		(地番) 東京都豊島区高田二丁目519番7		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	584.69㎡		用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域		構造・階数	RC、8F
	容積率/建ぺい率	300%/60%		延床面積	1,796.22㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,658.90㎡	
信託期間満了日	平成25年7月31日		賃貸可能戸数	29戸	
取得価格(百万円)	1,080		建築年月日	平成17年4月23日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。				

物件番号：C-44 物件名称：ニューシティレジデンス池袋		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	JR各線・東京メトロ有楽町線「池袋」駅より約徒歩約5分に位置する西向き南向き主体のアーバンファミリータイプを中心とするマンションです。最寄駅である「池袋」駅は多くの鉄道路線があるターミナル駅であり交通利便性は良好です。駅周辺には商業施設が多数集積しており、交通利便性・生活利便性等の立地条件を重視する単身者及び少人数世帯の需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 東京都豊島区西池袋三丁目1番12号		(地番) 東京都豊島区西池袋三丁目1番6		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	544.72㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、14F
	容積率/建ぺい率 (用途地域指定)	800%/80% 600%/80%		延床面積	4,386.18㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	3,644.35㎡	
信託期間満了日	平成25年9月30日		賃貸可能戸数	87戸	
取得価格(百万円)	3,227		建築年月日	平成17年1月26日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、699.56%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。)</li> </ol>				

物件番号：C-45 物件名称：ニューシティレジデンス要町		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		本物件は、東京メトロ有楽町線「要町」駅徒歩約1分のシングルタイプを中心とするマンションです。本物件の所在する地域は、周囲に中高層の店舗・事務所ビル、マンションが多く見受けられる商住混在地域です。当該地域は、地下鉄等を利用することにより、「池袋」駅まで約3分程度、「東京」駅までは約25分程度と、都内各所へのアクセスは良好です。			
所在地		(住所) 東京都豊島区西池袋五丁目26番10号		(地番) 東京都豊島区西池袋五丁目6番17	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	407.54㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域・第一種住居地域		構造・階数	RC、13F
	容積率/建ぺい率 (用途地域指定)	500%/80% 300%/60%		延床面積	1,787.61㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,624.06㎡
信託期間満了日		平成26年1月31日		賃貸可能戸数	73戸
取得価格(百万円)		1,360		建築年月日	平成17年8月4日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<p>1. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると83.48%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります)。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると434.88%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります)。</p>				

物件番号：C-46 物件名称：ニューシティレジデンス品川 シーサイドタワー		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		本物件は東京臨海高速鉄道りんかい線「品川シーサイド」駅徒歩約5分に位置するファミリータイプを中心とした地上25階建のタワーマンションです。本物件の所在する地域には、海岸通り沿いにオフィスビルやマンション等が建ち並び、周辺には再開発による新しい商業施設やスポーツクラブ等が見受けられます。本物件の正面にあるバス停より「品川駅東口」バス停までは約15分、また本物件から徒歩約5分の京浜急行線「青物横丁」駅から同線「品川」駅までは約5分と、品川方面への交通利便性があるほか、上記「青物横丁」駅から羽田空港まで約20分、東京臨海高速鉄道「品川シーサイド」駅からJR線「新宿」駅まで約18分と都心へのアクセス性に優れています。			
所在地		(住所) 東京都品川区東品川四丁目10番18号		(地番) 東京都品川区東品川四丁目50番4	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	2,523.55㎡		用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域		構造・階数	RC、25F/B2F
	容積率/建ぺい率	300%/60%		延床面積	17,509.66㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	12,732.35㎡
信託期間満了日		平成24年1月27日		賃貸可能戸数	208戸
取得価格(百万円)		9,350		建築年月日	平成17年11月15日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、総合設計制度の特例により容積率は533.02%となっています。				

物件番号：C-47 物件名称：ニューシティレジデンス八雲		特定資産の種類		不動産			
物件特性		東急東横線「都立大学」駅徒歩約13分の距離に位置します。最寄の「八雲」バス停までは徒歩約2分であり、このバスを利用して最寄駅の「都立大学」駅のほかに東急田園都市線「駒沢大学」駅及び東急目黒線「田園調布」駅へのアクセスが可能です。また「都立大学」駅から渋谷までは約10分、新宿までは約20分の距離に位置します。					
所在地		(住所) 東京都目黒区八雲二丁目20番5号		(地番) 東京都目黒区八雲二丁目43番1他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	756.54㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種低層住居専用地域			構造・階数	RC、3F/B1F	
	容積率/建ぺい率	150%/60%			延床面積	1,486.54㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		1,276.91㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		18戸	
取得価格(百万円)		1,160		建築年月日		平成17年11月4日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項		不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。					

物件番号：C-50 物件名称：ニューシティレジデンス戸越駅前		特定資産の種類		不動産			
物件特性		本物件は、都営浅草線「戸越」駅から徒歩約1分及び東急池上線「戸越銀座」駅から徒歩約3分に位置する、1Kを中心とした地上6階建のマンションです。本物件は、最寄り駅である「戸越」駅及び「戸越銀座」駅の2駅2路線が利用可能であり交通利便性に優れています。また、周辺には商店街も所在する生活利便性にも優れた立地であることから、職住近接性、生活利便性を求める単身者、ディンクス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。					
所在地		(住所) 東京都品川区平塚一丁目7番16号		(地番) 東京都品川区平塚一丁目923番10他6筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	1,040.86㎡			用途	共同住宅、店舗	
	用途地域	商業地域、準工業地域			構造・階数	RC、6F	
	容積率/建ぺい率	500%/80% 200%/60%			延床面積	2,366.31㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		2,014.12㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		64戸	
取得価格(百万円)		2,050		建築年月日		平成20年1月17日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると62.51%となります。(数値はエンジニアリングレポートによります)</li> <li>2. 不動産にかかる建物の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると210.05%となります。(数値はエンジニアリングレポートによります)</li> </ol>					

物件番号：M-2 物件名称：ニューシティレジデンス等々力		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		本物件は東急田園都市線「二子玉川」駅と東急東横線「自由が丘」駅を沿線に有する東急大井町線「等々力」駅徒歩7分に位置します。周辺環境の多くは第一種低層住居専用地域に指定されており、比較的良好な住宅環境が保持されています。建物主要開口部は南西向きです。本物件北側には「等々力溪谷」で知られる谷沢川が流れています。			
所在地		(住所) 東京都世田谷区中町一丁目16番7号		(地番) 東京都世田谷区中町一丁目40番3他1筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	区分所有権
	面積	3,660.77㎡		用途	居宅
	用途地域	第一種低層住居専用地域		構造・階数	RC、3F/B2F
	容積率/建ぺい率	100%/50%		延床面積	3,905.32㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,863.78㎡
信託期間満了日		平成30年7月22日		賃貸可能戸数	22戸
取得価格(百万円)		1,850		建築年月日	平成5年3月29日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来50%ですが、第2種風致地区指定による制限により、建ぺい率は40%となっています。</li> <li>3. 信託不動産にかかる本件土地の一部(地番40番3、802.89㎡)は、世田谷区との土地使用貸借の合意に基づき、同区が無償で公園として使用しています。また、同区は、かかる土地の一部を同区が公園として供用するために必要な設備を設置することができます。</li> <li>4. 信託不動産にかかる土地である地番40番3は無道路地のため原則として建築物の敷地となりませんが、上記3の土地使用貸借、河川橋の設置、上記3の公園の管理用通路の設定等の条件の下で、地番40番3を一棟の敷地に含めた建ぺい率及び容積率の適用を世田谷区に許可された上で、建物が建築されています。よって、将来の建替時においては、世田谷区との再協議が必要となります。</li> </ol>				

物件番号：M-3 物件名称：ニューシティレジデンス本所吾妻橋		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		都営浅草線「本所吾妻橋」駅から徒歩9分のほか、JR総武線・東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅から徒歩18分の距離に位置します。建物の主要開口部は東及び西向きです。最寄り駅からビジネス街である「日本橋」、「新橋」、「汐留」等へのアクセスに恵まれるほか、周辺には小・中学校等の教育施設や、スーパー・銀行等が建ち並ぶ比較的交通利便性・生活利便性に恵まれた立地といえます。			
所在地		(住所) 東京都墨田区本所三丁目7番11号		(地番) 東京都墨田区本所三丁目18番4他1筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	545.83㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域・準工業地域		構造・階数	SRC、RC、14F
	容積率/建ぺい率	500%/80% 300%/60%		延床面積	2,540.32㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,255.88㎡
信託期間満了日		平成22年1月31日		賃貸可能戸数	35戸
取得価格(百万円)		1,122		建築年月日	平成15年9月30日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー株式会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地の容積率・建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、それぞれ431.51%・89.72%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。)</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の東側接面道路は、都市計画道路に指定されており、本件土地の一部(103.23㎡)が都市計画道路内に位置しています。</li> </ol>				



物件番号：M-4 物件名称：ニューシティレジデンス北沢		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		京王井の頭線「池ノ上」駅から徒歩5分、小田急線「東北沢」駅から徒歩7分、小田急線及び井の頭線の急行停車駅「下北沢」駅から徒歩12分と3駅2路線が利用可能な立地です。建物の主要開口部は南西向きです。周辺は第一種低層住居専用地域に指定されており、比較的良好な住環境が保たれている地域です。				
所在地		(住所) 東京都世田谷区北沢一丁目15番5		(地番) 東京都世田谷区北沢一丁目452番25		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	888.67㎡			用途	共同住宅・駐車場
	用途地域	第一種低層住居専用地域			構造・階数	RC、4F
	容積率/建ぺい率	150%/50%			延床面積	1,662.45㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,220.16㎡
信託期間満了日		平成21年3月10日(注)		賃貸可能戸数		15戸
取得価格(百万円)		1,070		建築年月日		平成14年1月8日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社		
特記事項	該当事項はありません。					

(注) 本書の日付現在における信託期間満了日は、平成22年1月31日です。

物件番号：M-8 物件名称：ニューシティレジデンス門前仲町		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		東京メトロ東西線及び都営大江戸線「門前仲町」駅から徒歩6分の距離に位置します。周辺は中層マンションを中心として店舗併用住宅や店舗つきマンション、事務所ビルも散見される地域です。				
所在地		(住所) 東京都江東区福住一丁目17番12号		(地番) 東京都江東区福住一丁目2番1他2筆		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	187.56㎡			用途	共同住宅
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、9F
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	1,212.17㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		887.94㎡
信託期間満了日		平成21年4月27日(注)		賃貸可能戸数		31戸
取得価格(百万円)		524		建築年月日		平成12年9月15日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社		
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により、建ぺい率は100%となっています。					

(注) 本書の日付現在における信託期間満了日は、平成22年1月31日です。

物件番号：M-9 物件名称：ニューシティレジデンス田園調布		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		東急東横線「田園調布」駅から徒歩15分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。周辺は第一種住居専用地域に指定されており、一戸建てを中心とした比較的良好な住環境が保たれた地域です。多摩川にも程近い距離（南側約300m）です。敷地内には全戸分の駐車場が確保されています。				
所在地		(住所) 東京都大田区田園調布五丁目35番15号		(地番) 東京都大田区田園調布五丁目35番31		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権
	面積	1,233.53㎡			用途	居宅
	用途地域	第一種低層住居専用地域			構造・階数	RC、3F
	容積率/建ぺい率	100%/50%			延床面積	1,169.74㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,066.08㎡
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		17戸
取得価格（百万円）		511		建築年月日		平成7年7月17日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来50%ですが、第2種風致地区指定による制限により、建ぺい率は40%となっています。</li> </ol>					

物件番号：M-10 物件名称：ニューシティレジデンス根岸		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		東京メトロ日比谷線「入谷」駅から徒歩9分の距離に位置します。JR山手線の「鶯谷」駅までも徒歩13分です。建物の主要開口部は南東向きです。周辺地域はマンション、店舗、事務所が混在する商業地域です。				
所在地		(住所) 東京都台東区根岸四丁目15番16号		(地番) 東京都台東区根岸四丁目57番7		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	238.38㎡			用途	共同住宅
	用途地域	第一種住居地域・商業地域			構造・階数	RC、8F
	容積率/建ぺい率	300%/60% 500%/80%			延床面積	717.89㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		594.79㎡
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		12戸
取得価格（百万円）		356		建築年月日		平成12年7月5日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地の容積率・建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、それぞれ499.52%・99.95%となります（数値は建物エンジニアリング・レポートによります。）。</li> <li>2. 信託不動産にかかる建物は、信託不動産にかかる土地の建ぺい率につき角地等緩和の適用を受けて建築されています。</li> </ol>					

物件番号：M-11 物件名称：ニューシティレジデンス上池台		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		東急池上線「長原」駅から徒歩4分の距離に位置します。建物の主要開口部は南東向きです。いわゆるデザイナーズマンションとして、天井高を高く、窓の開口部も広くとった開放的なステューディオタイプが主な間取りです。昭和大学病院のある「旗の台」駅も徒歩5分の距離です。				
所在地		(住所) 東京都大田区上池台一丁目4番15号		(地番) 東京都大田区上池台一丁目109番1		
土地	所有形態	借地権		建物	所有形態	所有権
	面積	242.73㎡			用途	共同住宅
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	S、4F
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	421.42㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	414.45㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数	12戸	
取得価格(百万円)		238		建築年月日	平成14年3月15日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツアー有限会社		
特記事項	<p>1. 信託不動産にかかる建物の敷地利用権は土地賃貸借契約に基づく賃借権です。土地賃借権について登記簿には、「譲渡、転貸できる」旨の特約が記載されていますが、土地賃貸借契約及び覚書により、「譲渡、転貸」は土地所有者の承諾を得ることが必要になっています。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来200%ですが、前面道路幅員による制限により、容積率は約160%となっています。</p>					

物件番号：M-13 物件名称：ニューシティレジデンス森下		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		最寄り駅である都営地下鉄新宿線「森下」駅から至近の距離に位置します。都営地下鉄新宿線を利用した大手町（「小川町」駅乗換え）及び新宿方面、汐留エリアへのアクセスも容易です。全戸南向きという各住戸の配置の良好さに加え、ダブルオートロック・TVモニター・2重鍵や防犯窓センサー等の設備があり、セキュリティに配慮した設備を有しています。				
所在地		(住所) 東京都江東区森下一丁目16番12号		(地番) 東京都江東区森下一丁目3番1		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	299.09㎡			用途	共同住宅
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	1,578.19㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,383.90㎡	
信託期間満了日		平成22年10月15日		賃貸可能戸数	38戸	
取得価格(百万円)		985		建築年月日	平成16年9月6日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・シックス有限会社		
特記事項	該当事項はありません。					

物件番号： M-14 物件名称：ニューシティレジデンス若林公園		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		周辺には若林公園・烏山緑道があり閑静で良好な住宅環境を形成しています。南西角地に位置することに加え、主面開口部が南東向きと方位にも恵まれています。全住戸が幅8.3m以上の広い間口を有する住戸又は角住戸であり、開放感のある住戸プランが特徴です。				
所在地		(住所) 東京都世田谷区若林四丁目39番4号		(地番) 東京都世田谷区若林四丁目334番1		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権
	面積	800.22㎡			用途	居宅
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、4F
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,809.79㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,425.43㎡
信託期間満了日		平成25年4月20日		賃貸可能戸数		23戸
取得価格(百万円)		970		建築年月日		平成16年2月27日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。</li> <li>3. 「区役所周辺街づくり計画」の変更により隣地境界線からの外壁後退距離は1m以上と変更された結果、信託不動産にかかる建物は既存不適格の状態になっています。</li> </ol>					

物件番号： M-15 物件名称：ニューシティレジデンス浅草橋		特定資産の種類		信託不動産		
物件特性		JR総武線「浅草橋」駅及び都営浅草線「浅草橋」駅より徒歩5分のアーバンファミリータイプのマンションです。全戸南東向きと方位に恵まれ、かつ最寄り駅から都心への利便性も高い物件ですが、それに加え、基準階の天井高は約2.8メートル、良質な建具・内装、全部屋エアコン標準装備、TV付きジャグジーバスの付置等、仕様が充実しています。				
所在地		(住所) 東京都台東区柳橋二丁目16番21号		(地番) 東京都台東区柳橋二丁目11番7		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権
	面積	447.57㎡			用途	居宅
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、9F
	容積率/建ぺい率	500%/80%			延床面積	1,701.28㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,537.84㎡
信託期間満了日		平成25年4月18日		賃貸可能戸数		32戸
取得価格(百万円)		870		建築年月日		平成17年1月15日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来500%ですが、前面道路幅員による制限により容積率は約360%となっています。</li> <li>3. 台東区集合住宅建築指導要綱に基づき、一定の台数の駐車場の確保が義務付けられていますが、6台分につき、平成21年2月末日現在、確保されておりません。</li> </ol>					

物件番号： M-19 物件名称：ニューシティレジデンス入谷		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		本物件は、東京メトロ日比谷線「入谷」駅から徒歩約3分及び「三ノ輪」駅まで徒歩約9分に位置する全戸南東向きのアーバンファミリータイプ及びファミリータイプのマンションです。交通利便性が良いことに加え、通勤・通学、買い物をはじめとする生活利便性にも富んでいます。					
所在地		(住所) 東京都台東区下谷三丁目1番28号		(地番) 東京都台東区下谷三丁目163番11			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	209.05㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、12F	
	容積率/建ぺい率	700%/80%			延床面積	1,561.67㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,415.15㎡		
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数	22戸		
取得価格(百万円)		675		建築年月日	平成17年6月15日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号： M-22 物件名称：ニューシティレジデンス上野タワー		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		本物件は、東京メトロ日比谷線「入谷」駅徒歩約2分に位置するアーバンファミリータイプを中心とするマンションです。本物件の存する地域は、鉄道交通の面では、上記の東京メトロ日比谷線「入谷駅」のほか、本物件から徒歩約10分のJR山の手線「上野」駅等が利用可能であり、道路交通の面では、「昭和通り」に面しており、また「国際通り」、「言問通り」などの幹線道路に近接しているため、丸の内・大手町等を中心とした都心へのアクセスが良好であり、利便性が高いエリアです。					
所在地		(住所) 東京都台東区北上野一丁目15番5号		(地番) 東京都台東区北上野一丁目73番2他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	626.72㎡			用途	共同住宅・店舗	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、14F/B1F	
	容積率/建ぺい率	700%/80%			延床面積	5,336.74㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	4,197.66㎡		
信託期間満了日		平成28年2月29日		賃貸可能戸数	102戸		
取得価格(百万円)		2,990		建築年月日	平成17年2月22日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。						

物件番号： M-25 物件名称：ニューシティレジデンス森下ウエスト		特定資産の種類		不動産		
物件特性		本物件は都営地下鉄新宿線・都営地下鉄大江戸線「森下」駅から徒歩約3分に位置する、シングルタイプの地上11階建のマンションです。本物件の所在するエリアは、マンション・事務所等が混在する地域ですが、都心への交通利便性に優れることから、近年では単身者向け住宅エリアとして注目されています。				
所在地		(住所) 東京都江東区新大橋二丁目12番11号		(地番) 東京都江東区新大橋二丁目9番7		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	340.57㎡			用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域			構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	400%/60%			延床面積	1,407.63㎡
受託者		なし		賃貸可能面積		1,275.60㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		40戸
取得価格(百万円)		810		建築年月日		平成19年5月28日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社		
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は70%となっています。</li> <li>2. 不動産にかかる土地に一部隣接地の外壁及び樋が越境しており、当該越境に関し、覚書を締結しております。</li> </ol>				

物件番号： M-27 物件名称：ニューシティレジデンス三ノ輪		特定資産の種類		不動産		
物件特性		本物件は、東京メトロ日比谷線「三ノ輪」駅から徒歩約3分に位置する、1Rと1Kタイプを中心とした地上15階建のマンションです。本物件は、最寄り駅である三ノ輪駅からJR「上野」駅まで約4分と交通利便性に優れています。また、周辺にはスーパーマーケットが所在し生活利便性にも優れた立地であることから、職住接近性、生活利便性を求める単身者、学生等を中心とした通勤者等の底堅い賃貸需要が期待できます。				
所在地		(住所) 東京都台東区根岸五丁目24番4号		(地番) 東京都台東区根岸五丁目58番他1筆		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	431.16㎡			用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、15F
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	2,715.19㎡
受託者		なし		賃貸可能面積		2,406.41㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		78戸
取得価格(百万円)		1,720		建築年月日		平成19年6月15日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社		
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>2. 本件不動産の東側隣接道路(日光街道)の幅約4mが都市計画道路の予定地となっています。都市計画道路が事業実施され容積率が見直されない場合、道路提供部分の容積消化分が基準容積率を超過し、既存不適格建物になる可能性があります。</li> </ol>				

物件番号： M-28 物件名称：ニューシティレジデンス自由が丘ウエスト		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は東急大井町線「尾山台」駅から徒歩約11分に位置する、1Rから1LDKタイプの地下1階付地上10階建のマンションです。本物件の周辺には高級スーパーマーケットがあるとともに、駒沢オリンピック公園、等々力溪谷等の自然環境にも恵まれ、生活利便性と住環境を兼ね備えた立地であることから、これらを求める単身者、ディンクス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 東京都世田谷区等々力七丁目14番13号		(地番) 東京都世田谷区等々力七丁目30番8	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	515.70㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種低層住居専用地域		構造・階数	RC、3F/B1F
	容積率/建ぺい率	150%/60%		延床面積	1,077.45㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	857.32㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	28戸
取得価格(百万円)		720		建築年月日	平成19年8月6日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。			

物件番号： M-29 物件名称：ニューシティレジデンス中野		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は、西武新宿線「新井薬師前」駅から徒歩約9分、JR中央総武線「中野」駅から徒歩約11分に位置する、1Kタイプの地上12階建のマンションです。本物件は「中野」駅より「新宿」駅へは1駅(所要時間約6分)、「吉祥寺」駅へは4駅(所要時間約10分)と交通利便性に優れております。また、周辺には多数のスーパーマーケットが所在する生活利便性に優れた立地であることから、職住近接性、生活利便性を求める単身者、学生等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 東京都中野区新井二丁目12番13号		(地番) 東京都中野区新井二丁目54番2他1筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	452.98㎡		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	RC、12F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	1,823.11㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	1,613.86㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	42戸
取得価格(百万円)		1,250		建築年月日	平成19年3月8日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、近隣商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。			

物件番号： M-30 物件名称：ニューシティレジデンス用賀		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は、東急田園都市線「用賀」駅から徒歩約6分に位置する、1Kから1LDKを中心とした地上9階建のマンションです。本物件は最寄り駅である「用賀」駅より「渋谷」駅まで4駅（所要時間約10分）、「二子玉川」駅へは1駅（所要時間約2分）と交通利便性に優れています。また、周辺には高級百貨店やスーパーマーケットがあるとともに、駒沢オリンピック公園・砧公園等の環境にも恵まれ、生活利便性と住環境を兼ね備えた立地であることから、これらを求める単身者、ディンクス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 東京都世田谷区玉川台一丁目3番12号		(地番) 東京都世田谷区玉川台一丁目754番4	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	527.27㎡		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	RC、9F
	容積率/建ぺい率	300%/80%		延床面積	1,574.26㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	1,472.38㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	45戸
取得価格(百万円)		1,305		建築年月日	平成19年6月20日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、近隣商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： M-31 物件名称：ニューシティレジデンス住吉		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は、東京メトロ半蔵門線及び都営新宿線「住吉」駅から徒歩約1分に位置する、1Kを中心とした地上11階建のマンションです。本物件は最寄り駅である「住吉」駅より「大手町」駅まで4駅（所要時間約11分）と交通利便性に優れています。また、周辺にはスーパーマーケットが所在する生活利便性に優れた立地であることから、職住近接性、生活利便性を求める単身者、学生等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 東京都江東区住吉二丁目8番11号		(地番) 東京都江東区住吉二丁目7番24他1筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	299.72㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、11F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	1,551.43㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	1,362.60㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	60戸
取得価格(百万円)		1,170		建築年月日	平成19年9月7日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				



物件番号： M-33 物件名称：ニューシティレジデンス 門前仲町イースト		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は、都営大江戸線及び東京メトロ東西線「門前仲町」駅から徒歩約6分に位置する、1Rから1Kを中心とした地上10階建のマンションです。本物件は「門前仲町」駅より「大手町」駅へは3駅（所要時間約6分）、「汐留」駅へは4駅（所要時間約9分）と交通利便性に優れております。また、周辺にはスーパーマーケットがあるととも富岡八幡宮、木場公園等の環境にも恵まれ、生活利便性、職住近接性を求める単身者、デINKス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 東京都江東区富岡二丁目2番9号		(地番) 東京都江東区富岡二丁目5番4他1筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	811.66㎡		用途	共同住宅、店舗
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	RC、10F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	3,913.46㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	3,038.98㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	94戸
取得価格(百万円)		2,965		建築年月日	平成20年2月27日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、近隣商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： M-35 物件名称：ニューシティレジデンス押上		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は、都営浅草線線及び東京メトロ半蔵門線「押上」駅、東武伊勢崎線「業平橋」からそれぞれ約8分に位置する、1Rから1DKを中心とした地上11階建のマンションです。本物件は、最寄り駅である「押上」駅と「業平橋」駅の2駅2路線が利用可能であり主要ビジネスエリアである中央区方面へのアクセスが良く交通利便性に優れています。また、周辺には区役所等の公共施設や「隅田公園」があり居住環境も良好です。なお、平成24年開業予定の「東京スカイツリー」をシンボルとして「押上・業平橋駅周辺戸地区画整理事業」が進行中であり大規模商業施設の建設をはじめ周辺環境の発展が期待されています。			
所在地		(住所) 東京都墨田区向島三丁目5番2号		(地番) 東京都墨田区向島三丁目4番5号他2筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	427.88㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域・準工業地域		構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	500%/80% 300%/60%		延床面積	2,079.14㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	1,785.24㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	60戸
取得価格(百万円)		1,267		建築年月日	平成19年8月24日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産の北側道路(水戸街道)は都市計画道路(放13国道6号線)となっており、事業決定された場合現況敷地境界線から4.4M後退します。</li> <li>2. 不動産にかかる土地の建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出し緩和措置を加味すると92.7%となります。(数値はエンジニアリングレポートによります)</li> <li>3. 不動産にかかる土地の容積率は用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると451.45%となります。(数値はエンジニアリングレポートによります)</li> </ol>				

物件番号：M-36 物件名称：ニューシティレジデンス蔵前		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は、都営浅草線及び大江戸線「蔵前」駅から約4分に位置する、1Kから1LDKを中心とした地上13階建のマンションです。最寄り駅までの近接性及び交通利便性が極めて良好です。当該地は都心部に位置し、主要な商業・ビジネスエリアへのアクセスに恵まれているため、交通利便性及び生活利便性を重視した単身者層、小人数世帯を中心に底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 東京都台東区蔵前三丁目9番4号		(地番) 東京都台東区蔵前三丁目10番12他2筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	341.19㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、13F
	容積率/建ぺい率	700%/80%		延床面積	2,676.20㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	1,994.93㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	67戸
取得価格(百万円)		1,628		建築年月日	平成20年2月19日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>2. 不動産にかかる土地の一部について、本物件南側隣接地所有者および借地人(建物所有者)に対し避難通路、自転車置き場、駐車場、駐輪場を目途とした使用(無償)を認めています。</li> </ol>			

物件番号：G-2 物件名称：ニューシティレジデンス船橋本町		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR総武線、東武野田線「船橋」駅、及び京成本線「京成船橋」駅より徒歩3～4分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。沿線有数の繁華街である「船橋」駅周辺は再開発事業も進み、ターミナル都市として更なる発展が期待されています。			
所在地		(住所) 千葉県船橋市本町四丁目4番8号		(地番) 千葉県船橋市本町四丁目1285番19	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	462.84㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	SRC、10F/B1F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	1,826.01㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,496.40㎡
信託期間満了日		平成21年3月21日(注)		賃貸可能戸数	86戸
取得価格(百万円)		1,083		建築年月日	平成9年3月21日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ株式会社	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物延床面積にはゴミ置き場(コンクリートブロック造)5.31㎡を含みます。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来400%ですが、前面道路幅員による制限により容積率は360%となっています。</li> </ol>			

(注) 本書の日付現在における信託期間満了日は、平成22年1月31日です。

物件番号：G-3 物件名称：ゾンネンハイム元住吉		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		東急東横線「元住吉」駅から商店街を通過して徒歩12分の距離に位置します。建物はL型形状の2棟配棟で主要開口部は南及び東向きです。本物件が所在する川崎市中原区には大手電気メーカー等の事業所が多数、所在します。					
所在地		(住所) 神奈川県川崎市中原区井田中ノ町8番8号		(地番) 神奈川県川崎市中原区井田中ノ町164番2他1筆			
土地	所有形態	所有権 (共有)		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	1,706.37㎡			用途	居宅・事務所	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域・第一種住居地域・近隣商業地域			構造・階数	RC、7F/B1F	
	容積率/建ぺい率	300%/80% 200%/60%			延床面積	4,775.59㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		2,910.25㎡	
信託期間満了日		平成22年1月31日		賃貸可能戸数		57戸	
取得価格 (百万円)		1,058		建築年月日		平成3年4月19日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限公司			
特記事項		<p>1. 信託不動産の建物は区分所有建物であり、信託不動産にかかる管理規約によれば、信託受託者は管理組合の総会において過半数の議決権を有しています。敷地権につき、登記がなされています。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の容積率・建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、それぞれ257.63%・76.52%となります (数値は建物エンジニアリング・レポートによります。)</p>					

物件番号：G-4 物件名称：ニューシティレジデンス豊田		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		JR中央本線「豊田」駅から徒歩13分の距離に位置します。建物はL型で主要開口部は南及び東向きです。豊田から八王子にかけて、JR中央本線沿線には大手法人企業等の事業所が多数、所在しています。また、「豊田」駅から4路線の集中する「立川」駅までは2駅です。					
所在地		(住所) 東京都日野市旭が丘三丁目2番23号		(地番) 東京都日野市旭が丘三丁目2番23			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	1,904.85㎡			用途	居宅	
	用途地域	工業地域			構造・階数	SRC、8F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	3,878.99㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		3,630.55㎡	
信託期間満了日		平成22年1月31日		賃貸可能戸数		67戸	
取得価格 (百万円)		1,053		建築年月日		平成4年6月29日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限公司			
特記事項		信託不動産にかかる建物は区分所有建物ですが、信託受託者が専有部分の全てを所有しており、ほかに区分所有者は存在しません。					

物件番号：G-5		物件名称：ニューシティレジデンス西船橋		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR総武線・東京メトロ東西線等の4路線が利用可能な「西船橋」駅から徒歩3分の距離に位置します。建物の主要開口部は南東向きです。周辺地域は中高層マンションのほか、事務所ビル等が見られる地域です。					
所在地		(住所) 千葉県船橋市西船四丁目19番16号			(地番) 千葉県船橋市西船四丁目308番1		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	657.99㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、10F	
	容積率/建ぺい率	400%/80%			延床面積	1,869.09㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,597.32㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		81戸	
取得価格(百万円)		997		建築年月日		平成13年3月2日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限公司		
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号：G-6		物件名称：ニューシティレジデンス舞浜		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR京葉線「舞浜」駅から徒歩15分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。周辺地域は区画整然とした街路に沿って建物が連坦しており、居住環境は良好です。					
所在地		(住所) 千葉県浦安市富士見五丁目14番17号			(地番) 千葉県浦安市富士見五丁目2405番1		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	696.88㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、6F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,422.75㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,287.72㎡	
信託期間満了日		平成21年3月21日(注)		賃貸可能戸数		61戸	
取得価格(百万円)		844		建築年月日		平成15年3月28日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限公司		
特記事項	該当事項はありません。						

(注) 本書の日付現在における信託期間満了日は、平成22年1月31日です。

物件番号：G-7		物件名称：ニューシティレジデンス市川妙典		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ東西線「妙典」駅より徒歩9分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。周辺は大型マンションや学校が多く立地する住宅街です。					
所在地		(住所) 千葉県市川市塩焼二丁目14番20号			(地番) 千葉県市川市塩焼二丁目17番28		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	635.21㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	RC、5F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,284.11㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,218.00㎡	
信託期間満了日		平成21年3月21日(注)		賃貸可能戸数		58戸	
取得価格(百万円)		769		建築年月日		平成15年3月15日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社		
特記事項		信託不動産の土地にかかる建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。					

(注) 本書の日付現在における信託期間満了日は、平成22年1月31日です。

物件番号：G-8		物件名称：ニューシティレジデンス久米川		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		西武新宿線「久米川」駅から徒歩9分、「東村山」駅から徒歩12分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。近隣には東村山市役所をはじめ、両方の最寄駅にイトーヨーカドーや西友等の大型スーパーがあります。					
所在地		(住所) 東京都東村山市本町一丁目12番1号			(地番) 東京都東村山市本町一丁目12番1		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	1,144.21㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域・第一種住居地域・準住居地域			構造・階数	SRC、7F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	2,178.64㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		2,013.93㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		31戸	
取得価格(百万円)		715		建築年月日		平成11年12月6日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限会社		
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地の東側道路境界線沿いの幅約5mが都市計画道路(東3・3・8号線)の予定地となっています。なお、従前の所有者と東村山市との間の協定書に基づき、①都市計画事業実施の際には協力することと、②目的物件を分譲する際には都市計画道路の将来拡張計画の変更が予定されていることを購入者に伝えることが必要とされます。都市計画道路が事業実施され容積率が見直されない場合、道路提供部分の容積消化分が基準容積率を超過し、既存不適格建物になる可能性があります。</li> <li>2. 建物延床面積には、電気室・ポンプ室(21.36㎡)が含まれます。</li> </ol>					

物件番号：G-9 物件名称：ニューシティレジデンス浦安		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		本物件は東京メトロ東西線「浦安」及び「南行徳」駅からそれぞれ徒歩8、7分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。2駅利用の駅前に商業地域が形成されていることから、生活利便性は良好です。					
所在地		(住所) 千葉県市川市新井三丁目30番4号		(地番) 千葉県市川市新井三丁目30番3他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	553.00㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	RC、5F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,137.97㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,074.53㎡	
信託期間満了日		平成21年3月21日(注)		賃貸可能戸数		51戸	
取得価格(百万円)		653		建築年月日		平成15年2月14日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社			
特記事項		信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。					

(注) 本書の日付現在における信託期間満了日は、平成22年1月31日です。

物件番号：G-10 物件名称：ニューシティレジデンス南行徳 I		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		東京メトロ東西線「南行徳」駅から徒歩13分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。周辺には大型複合ショッピングセンターがあります。					
所在地		(住所) 千葉県市川市南行徳四丁目1番26号		(地番) 千葉県市川市南行徳四丁目1番6			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	530.49㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第二種住居地域			構造・階数	RC、5F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,091.40㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,031.81㎡	
信託期間満了日		平成21年3月21日(注)		賃貸可能戸数		49戸	
取得価格(百万円)		648		建築年月日		平成15年3月14日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社			
特記事項		該当事項はありません。					

(注) 本書の日付現在における信託期間満了日は、平成22年1月31日です。

物件番号：G-11		物件名称：ニューシティレジデンス南行徳Ⅱ		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		東京メトロ東西線「南行徳」駅から徒歩12分の距離に位置します。建物の主要開口部は南東及び北東向きです。周辺には大型複合ショッピングセンターがあります。					
所在地		(住所) 千葉県市川市南行徳四丁目1番5号			(地番) 千葉県市川市南行徳四丁目1番46		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	377.96㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第二種住居地域			構造・階数	RC、6F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	810.22㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		724.63㎡	
信託期間満了日		平成21年3月21日(注)		賃貸可能戸数		35戸	
取得価格(百万円)		447		建築年月日		平成15年3月14日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ファイヴ有限会社		
特記事項	該当事項はありません。						

(注) 本書の日付現在における信託期間満了日は、平成22年1月31日です。

物件番号：G-12		物件名称：ニューシティレジデンス野毛山		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		京浜急行線「日の出町」駅から徒歩1分の駅前の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。みなとみらい(MM)21地区の玄関口であるJR根岸線「桜木町」駅、横浜の官庁やオフィスが集まり中華街の玄関口でもある「関内」駅までそれぞれ道路距離で約700m、1,000mの位置です。「日の出町」駅から「横浜」駅までは2駅4分です。					
所在地		(住所) 神奈川県横浜市中区日ノ出町一丁目6番			(地番) 神奈川県横浜市中区日ノ出町一丁目6番他2筆		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	626.99㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、6F	
	容積率/建ぺい率	400%/80%			延床面積	830.85㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		744.90㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		30戸	
取得価格(百万円)		469		建築年月日		平成12年9月7日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地と西側隣接地(地番14)との境界付近で登記所備付の公図に記載されている土地の形状が現況と相違しています。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来400%ですが、前面道路幅員による制限により容積率は324%となっています。</li> </ol>						

物件番号：G-13		物件名称：ニューシティレジデンス南林間		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		小田急江ノ島線「南林間」駅から徒歩2分の距離に位置します。建物の主要開口部は南東向きです。周辺地域は中層の雑居ビル、マンション、飲食店が混在する商業地域です。					
所在地		(住所) 神奈川県大和市南林間二丁目11番16号		(地番) 神奈川県大和市南林間二丁目3343番49他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	428.78㎡			用途	共同住宅・店舗	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、8F	
	容積率/建ぺい率	400%/80%			延床面積	1,615.17㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,489.44㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		29戸	
取得価格(百万円)		456		建築年月日		平成14年4月16日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツアー有限会社		
特記事項	隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。						

物件番号：G-14		物件名称：ニューシティレジデンス湘南		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		JR東海道本線「茅ヶ崎」駅から徒歩14分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。本物件から茅ヶ崎海岸までは徒歩3分の距離にあります。茅ヶ崎駅までの道は平坦な一本道でバスの利用も可能です。					
所在地		(住所) 神奈川県茅ヶ崎市東海岸南一丁目20番4号		(地番) 神奈川県茅ヶ崎市東海岸南一丁目11323番34他7筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	1,315.73㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種低層住居専用地域・第一種住居地域			構造・階数	RC、3F	
	容積率/建ぺい率	100%/50% 200%/60%			延床面積	1,121.98㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,082.28㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		19戸	
取得価格(百万円)		445		建築年月日		平成12年2月25日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツアー有限会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地の東側が接面する舗装県道は都市計画道路で、都市計画道路予定線は現況道路境界線から約5.7m西方の敷地内を通過しています。</li> <li>2. 信託不動産にかかる土地の容積率・建ぺい率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、それぞれ153.15%、55.31%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります。)</li> <li>3. 信託不動産にかかる建物の建築の際に、従前の所有者と茅ヶ崎市との間の協定により一定の台数の駐車場の確保が義務付けられていますが、4台分につき、平成21年2月末日現在、確保されておりません。</li> </ol>						



物件番号：G-15		物件名称：ライオンズマンション淵野辺本町		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		J R 横浜線「淵野辺」駅から徒歩19分の距離に位置します。建物の主要開口部は南東向きです。J R 横浜線沿線の大手法人事業所の跡地に郊外型大規模商業施設がオープンし、開発促進された地域です。また、大手法人企業等の大規模な事業所が、所在しており、「淵野辺」駅を最寄り駅とした大学も所在します。					
所在地		(住所) 神奈川県相模原市淵野辺本町四丁目38番13		(地番) 神奈川県相模原市淵野辺本町四丁目1043番2			
土地	所有形態	所有権 (共有)		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	919.01㎡			用途	居宅	
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	SRC、RC、9F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,788.58㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		997.92㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		15戸	
取得価格 (百万円)		222		建築年月日		平成3年8月30日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツアー株式会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。</li> <li>2. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物であるところ、信託受益者の所有部分は26戸中15戸であるため管理規約上過半数の議決権を有しています。敷地権につき登記がなされています。</li> </ol>						

物件番号：G-16		物件名称：ライオンズマンション東青梅第三		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		J R 青梅線「東青梅」駅から徒歩8分に位置します。建物の主要開口部は東向きです。最寄の東青梅駅周辺には市役所関連諸施設、スーパーマーケット、金融機関が存する等、生活利便性は比較的良好です。					
所在地		(住所) 東京都青梅市東青梅六丁目10番2号		(地番) 東京都青梅市東青梅六丁目10番2他3筆			
土地	所有形態	所有権 (共有)		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	1,057.87㎡			用途	居宅	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、7F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	2,076.85㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		659.03㎡	
信託期間満了日		平成31年7月31日		賃貸可能戸数		33戸	
取得価格 (百万円)		175		建築年月日		平成4年5月12日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツアー株式会社		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託不動産にかかる土地のうち、東京都青梅市東青梅六丁目10番9、同所10番10及び同所10番12の土地につき東京電力株式会社を地役権者とする送電線設置のための地役権が設定されており、送電線設置路の送電線路から一定の範囲内における建造物の築造等が禁止されています。</li> <li>2. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物であるところ、信託受益者の共用持分割合は197,766分の65,903であるため管理規約上過半数の議決権を有していませんが、特別決議事項においては単独の反対により議案の可決を妨げることは可能です。敷地権につき登記がなされています。</li> <li>3. 隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。</li> </ol>						

物件番号：G-17 物件名称：パークテラス市川		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		JR総武線「市川」駅より徒歩約4分及び京成電鉄本線「市川真間」より徒歩約6分に位置する南向き・北向きのシングルタイプのマンションです。「市川」駅から「東京」駅まで快速を利用して約20分と都心への接近性は良好です。周囲は徒歩圏内に小・中学校等の教育施設、「市川」駅前周辺には商業施設が集積しており、通勤・通学、買い物をはじめとする日常における生活上の利便性は良好と考えられます。					
所在地		(住所) 千葉県市川市市川一丁目24番3号		(地番) 千葉県市川市市川一丁目1045番4他2筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	228.63㎡			用途	共同住宅、事務所	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、9F	
	容積率/建ぺい率	400%/80%			延床面積	1,063.41㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	876.89㎡		
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数	40戸		
取得価格(百万円)		620		建築年月日	平成16年4月15日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項	隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。						

物件番号：G-18 物件名称：パークテラス塩焼		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		東京メトロ東西線「妙典」駅徒歩約13分、「塩焼4丁目」バス停まで徒歩約4分の位置に所在する南向き主体のシングルタイプのマンションです。「妙典」駅から「大手町」駅までは約25分と都心へのアクセスが良好です。また、隣接する地域には徒歩圏内に小・中学校等の教育施設、「妙典駅」周辺には大型スーパーマーケット等があり、通勤・通学、買い物をはじめとする生活利便性も魅力的な物件です。					
所在地		(住所) 千葉県市川市塩焼四丁目12番22号		(地番) 千葉県市川市塩焼四丁目12番地94他4筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	485.21㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、3F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	871.84㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	583.76㎡		
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数	36戸		
取得価格(百万円)		310		建築年月日	平成5年4月30日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項	信託不動産にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は70%となっています。						

物件番号：G-19		物件名称：パークテラス堀江		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		J R京葉線「新浦安」駅から徒歩で約22分、当該物件の最寄バス停「東野一丁目」より徒歩約2分の位置に所在する南向きシングルタイプのマンションです。京葉線「新浦安」駅から「東京」駅まで快速を利用して約15分と都心へのアクセスも良好です。徒歩圏内に小・中学校等の教育施設、南西側には近隣商店街があり、通勤・通学、買い物をはじめとする生活利便性も魅力的な物件です。					
所在地		(住所) 千葉県浦安市堀江一丁目2番14号		(地番) 千葉県浦安市堀江一丁目1671番他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	280.96㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	RC、3F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	407.62㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		374.33㎡	
信託期間満了日		平成25年7月31日		賃貸可能戸数		22戸	
取得価格(百万円)		193		建築年月日		平成3年3月7日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社		
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号：R-1		物件名称：ニューシティレジデンス大通公園		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		札幌市営地下鉄東西線「西11丁目」駅から徒歩5分に位置します。建物の主要開口部は南向きです。周辺には合同庁舎や裁判所等の公共公益施設及びオフィスビルが建ち並び、また規模の大きな病院も所在しています。					
所在地		(住所) 北海道札幌市中央区南一条西十三丁目4番地60		(地番) 北海道札幌市中央区南一条西十三丁目4番60			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	804.79㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、9F/B1F	
	容積率/建ぺい率	400%/80%			延床面積	3,692.02㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		2,996.24㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		40戸	
取得価格(百万円)		726		建築年月日		平成12年10月13日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス			サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー株式会社		
特記事項	隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。						

物件番号：R-2 物件名称：五色山ハイツ		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	J R山陽本線「垂水」駅から徒歩12分、山陽電鉄本線「霞ヶ丘」駅から徒歩6分の距離に位置します。建物の主要開口部は南向きです。南傾斜の高台に建っています。「霞ヶ丘」駅から神戸の中心地「三宮」駅までは「垂水」駅を経由して5駅18分の距離です（乗り換え時間は含みません）。「垂水」駅の海側には大型ショッピングセンターが所在しています。本物件は、現在法人の社宅用途として、一括賃貸されている物件です。				
所在地	(住所) 兵庫県神戸市垂水区五色山四丁目20番18号		(地番) 兵庫県神戸市垂水区五色山四丁目1508番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,923.14㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第一種住居地域		構造・階数	RC、7F
	容積率/建ぺい率	200%/60%		延床面積	2,470.13㎡
受託者	みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,253.34㎡	
信託期間満了日	平成22年1月31日		賃貸可能戸数	33戸	
取得価格（百万円）	720		建築年月日	平成5年8月19日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・フォー有限会社	
特記事項	<p>1. 信託不動産にかかる土地の北側道路は、都市計画道路であり、利用上の制限が課される可能性があります。</p> <p>2. 建物延床面積には、電気室（21㎡）、ポンプ室（20.65㎡）及び自転車置き場（35.7㎡）が含まれます。</p>				

物件番号：R-3 物件名称：ニューシティレジデンス西公園		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性	福岡市営地下鉄1号線「大濠公園」駅から徒歩7分に位置します。建物の主要開口部は南向きです。「西新」駅から「姪浜」駅までの間では近年活発に住宅開発が行われているエリアです。本物件の近くには西公園のほか、大濠公園、舞鶴公園もあります。				
所在地	(住所) 福岡県福岡市中央区荒戸二丁目5番6号		(地番) 福岡県福岡市中央区荒戸二丁目141番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	642.24㎡		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	300%/80%		延床面積	1,578.37㎡
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,483.50㎡	
信託期間満了日	平成30年7月31日		賃貸可能戸数	30戸	
取得価格（百万円）	379		建築年月日	平成12年10月12日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツー有限会社	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：R-4 物件名称：ニューシティレジデンス西大濠		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		福岡市営地下鉄1号線「西新」駅、「唐人町」駅それぞれ徒歩8、10分の距離に位置します。建物の主要開口部は南西向きです。「西新」駅から「姪浜」駅までの間では近年活発に住宅開発が行われているエリアです。本物件の近くには西公園のほか、大濠公園及び舞鶴公園もあります。					
所在地		(住所) 福岡県福岡市中央区今川二丁目7番44号		(地番) 福岡県福岡市中央区今川二丁目七区365番			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	763.49㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種住居地域			構造・階数	RC、5F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,099.47㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,013.22㎡		
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数	17戸		
取得価格(百万円)		258		建築年月日	平成12年5月15日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツアー有限会社			
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号：R-5 物件名称：ニューシティレジデンス加古川		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		JR山陽本線「加古川」駅から徒歩18分に位置します。建物は売番館、式番館の2棟から構成されており、それぞれの主要開口部は南及び南東向きです。山陽本線快速で「三ノ宮」駅まで約29分、「大阪」駅まで50分です。周辺は一般住宅を中心にマンション、店舗も見られる住宅地域です。					
所在地		(住所) 兵庫県加古川市加古川町美乃利字397番地1、380番地1		(地番) 兵庫県加古川市加古川町美乃利字知原380番1他3筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	5,833.65㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、3F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	1,918.62㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,888.02㎡		
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数	34戸		
取得価格(百万円)		274		建築年月日	平成12年9月8日		
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ツアー有限会社			
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>筆界確認書記載の当該各境界の記載の一部に不備があることにより、隣地所有者との間での一部の境界合意の存否は必ずしも明らかではありません。</li> <li>信託不動産にかかる土地は不整形地であり、かつ増水時の調整池を兼ねた通路等を含んでいます。</li> </ol>						

物件番号：R-6		物件名称：ライオンズマンション前橋西片貝		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		上毛電気鉄道「三俣」駅及び「片貝」駅からそれぞれ徒歩8分の距離に位置します。建物はL型の形状で主要開口部は南及び東向きです。「三俣」駅から「中央前橋」駅までは2駅3分の距離です。「片貝」駅前には深夜まで営業しているスーパーマーケットがあります。					
所在地		(住所) 群馬県前橋市西片貝町一丁目301番地5		(地番) 群馬県前橋市西片貝町一丁目301番5			
土地	所有形態	所有権 (共有)		建物	所有形態	区分所有権	
	面積	1,224.00㎡			用途	居宅	
	用途地域	—			構造・階数	RC、6F	
	容積率/建ぺい率	200%/70%			延床面積	2,444.14㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		1,284.45㎡	
信託期間満了日		平成30年7月31日		賃貸可能戸数		23戸	
取得価格 (百万円)		202		建築年月日		平成4年2月19日	
PM会社		株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社		ニューシティ・リーシング・ツー有限公司	
特記事項		<p>1. 隣接地所有者との間で一部境界確認が未了です。</p> <p>2. 信託不動産にかかる建物は区分所有建物であるところ、信託受益者の所有部分は40戸中23戸であるため管理規約上過半数の議決権を有しています。敷地権につき登記がなされています。</p> <p>3. 信託不動産にかかる建物の在する地域は都市計画区域の市街化調整区域に指定されています。なお、信託不動産にかかる土地については「既存宅地」の確認を受けて建物が建築されています。</p>					

物件番号：R-7		物件名称：アブリーレ垂水		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		本物件周辺は神戸市郊外のベッドタウンと位置づけられる地域で、中高層のマンションを主体とし戸建住宅も見られる閑静な住宅地域です。最寄りのJR「垂水」駅までは徒歩約16分、加えて豊富なバス便も利用できます。102台の平面駐車場は自家用車通勤の需要にも対応しています。主要開口部は南東向きです。全戸ファミリータイプで、定期借家契約により企業の社宅として使用されています。					
所在地		(住所) 兵庫県神戸市垂水区高丸七丁目3番1号		(地番) 兵庫県神戸市垂水区高丸七丁目2246番70			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	5,708.48㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			構造・階数	RC、12F	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	6,989.53㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		6,545.25㎡	
信託期間満了日		平成22年11月26日		賃貸可能戸数		99戸	
取得価格 (百万円)		1,710		建築年月日		平成15年1月22日	
PM会社		株式会社神戸製鋼所		サブリース会社		該当なし	
特記事項		該当事項はありません。					

物件番号： R-9 物件名称： クレスト草津		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		草津市は、京阪神の大都市近郊に所在し、ベッドタウンとして、また工業都市として、そして大学等のキャンパスタウンとして発展してきました。本物件は、「南草津」駅から約3km、及び各大学キャンパスと近く、安定した需要が期待できる南東向き主体の学生マンションです。本物件は、コープ総合リビング株式会社への一括賃貸物件で、賃料保証型の賃貸借に供されています。					
所在地		(住所) 滋賀県草津市笠山五丁目3番27号		(地番) 滋賀県草津市笠山五丁目字笹ノ口480番他1筆			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	7,616.46㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	工業地域			構造・階数	RC、11F/B2	
	容積率/建ぺい率	200%/60%			延床面積	15,176.45㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		13,452.80㎡	
信託期間満了日		平成25年6月30日		賃貸可能戸数		540戸	
取得価格(百万円)		3,830		建築年月日		平成11年2月4日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号： R-10 物件名称： ニューシティレジデンス本町イースト		特定資産の種類		信託不動産			
物件特性		大阪地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅から徒歩約3分に位置する主要開口部が南向き・北向きのシングルタイプを中心とするマンションです。最寄り駅「堺筋本町」駅から大阪市営中央線で「本町」駅まで約1分、「本町」駅から大阪市営御堂筋線で「梅田」駅まで約5分と大阪の中心地への接近性も良好であることから、利便性を志向する単身者に人気が高く賃貸需要は旺盛な地域です。					
所在地		(住所) 大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目3番7号		(地番) 大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目54番			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	639.45㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC、15F	
	容積率/建ぺい率	600%/80%			延床面積	4,402.21㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積		3,471.39㎡	
信託期間満了日		平成25年12月31日		賃貸可能戸数		117戸	
取得価格(百万円)		1,740		建築年月日		平成17年2月22日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号： R-11		物件名称：ニューシティレジデンス新梅田		特定資産の種類		信託不動産	
物件特性		阪急「中津」駅から南西方約480m（徒歩6分）、阪急「梅田」駅から北西約1,300mに立地する主要開口部が西向き・南向きのシングルタイプを中心とする物件です。隣接する梅田地区には、大規模商業施設やホテル、文化・娯楽施設が集積しさらに縦横に地下街が形成される等、西日本最大の商業地域が形成されています。都心接近性に加え生活利便性の高い地域であることから単身者やファミリー層に人気が高く、賃貸需要は旺盛な地域といえます。					
所在地		(住所) 大阪府大阪市北区中津六丁目8番21号		(地番) 大阪府大阪市北区中津六丁目11番7			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	1,149.22㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	準工業地域			構造・階数	RC、11F	
	容積率/建ぺい率	300%/60%			延床面積	3,642.57㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社			賃貸可能面積	3,279.90㎡	
信託期間満了日		平成25年12月31日			賃貸可能戸数	108戸	
取得価格（百万円）		1,640			建築年月日	平成17年2月14日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス				サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	該当事項はありません。						

物件番号： R-13		物件名称：ニューシティレジデンス阿倍野		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は、大阪市営地下鉄谷町線「阿倍野」駅徒歩約2分に位置するファミリータイプを中心とするマンションです。本物件の存する地域は、大阪市南部の商業・交通の中心的位置にある「天王寺ターミナル」に近接し、上記の地下鉄谷町線「阿倍野」駅のほかJR大阪環状線・阪和線「天王寺」駅、大阪市営地下鉄御堂筋線「天王寺」駅及び近鉄南大阪線「大阪阿倍野橋」駅がそれぞれ徒歩4分程度で利用可能であるため、交通利便性が高いエリアです。					
所在地		(住所) 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目4番37号		(地番) 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目34番5			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	2,174.13㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	SRC、15F	
	容積率/建ぺい率 (用途地域指定)	800%/80% 400%/80%			延床面積	11,579.44㎡	
受託者		なし			賃貸可能面積	10,832.11㎡	
信託期間満了日		なし			賃貸可能戸数	153戸	
取得価格（百万円）		5,400			建築年月日	平成18年1月17日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス				サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>2. 不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、556.30%となります（数値は建物エンジニアリング・レポートによります）。</li> <li>3. 不動産にかかる土地には、私道部分（約108㎡）が含まれており、東側道路の一部となっています。</li> <li>4. 不動産にかかる土地の一部隣接地の建物等が越境しており、当該越境に関し覚書を締結しております。</li> <li>5. 不動産にかかる土地に商店会所有のアーケードの一部が越境しておりますが、当該越境に関し書面等を取り交わしておりません。</li> <li>6. 不動産にかかる土地の一部隣接地の建物からの排水管があり、排水柵に接続されております。</li> <li>7. 不動産にかかる土地の一部には、周辺自治会及び近隣住民との申し合わせにより通路が2箇所（合計約90㎡）設置されています。</li> </ol>						



物件番号： R-14 物件名称：ニューシティレジデンス大手通		特定資産の種類		不動産	
物件特性	本物件は、大阪市営地下鉄堺筋線「北浜」駅徒歩約9分に位置するシングルタイプのマンションです。本物件の存する地域は、スーパーマーケット、飲食店、各種金融機関の支店等が存しており、日常生活利便性が良好であり、鉄道交通の面では、上記の地下鉄堺筋線「北浜」駅のほか同線「堺筋本町」駅、大阪市営地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅、「天満橋」駅が本物件からほぼ同距離で利用可能であるため、交通利便性が高いエリアです。				
所在地	(住所) 大阪府大阪市中央区大手通二丁目4番15号		(地番) 大阪府大阪市中央区大手通二丁目39番1		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	139.33㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、11F
	容積率/建ぺい率	800%/80%		延床面積	938.03㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	860.48㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	31戸	
取得価格(百万円)	382		建築年月日	平成18年1月17日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	<p>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</p> <p>2. 不動産にかかる土地に一部隣接地の建物等が越境しており、当該越境に関し覚書を締結しております。</p>				

物件番号： R-15 物件名称：ニューシティレジデンス栄		特定資産の種類		不動産	
物件特性	名古屋市営地下鉄東山線・名城線「栄」駅徒歩約4分の距離に位置します。周辺には百貨店等の商業施設やオフィスビルが集積し、区役所や芸術文化センターにも近接しております。				
所在地	(住所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目16番10号		(地番) 愛知県名古屋市中区栄四丁目1610番		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	497.65㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、13F
	容積率/建ぺい率	600%/80%		延床面積	3,040.01㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	2,836.00㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	73戸	
取得価格(百万円)	1,361		建築年月日	平成19年2月19日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： R-16 物件名称： ニューシティレジデンス日本橋高津		特定資産の種類		不動産			
物件特性		大阪市営地下鉄堺筋線「日本橋」駅から徒歩3分の距離に位置します。本物件の所在する商業地域には、低層階を店舗・事務所として利用する中高層のマンションや店舗、オフィスビル等が建ち並び、周辺には「国立文楽劇場」等の文化施設が見受けられます。最寄駅の「日本橋」駅からは「なんば」駅まで1駅で約2分、「新大阪」駅までは約20分程度です。					
所在地		(住所) 大阪府大阪市中央区高津二丁目4番6号		(地番) 大阪府大阪市中央区高津二丁目19番8			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	1,413.07㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域			構造・階数	RC14F/B1F	
	容積率/建ぺい率	800%/80%			延床面積	13,340.10㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		9,334.47㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		262戸	
取得価格(百万円)		4,780		建築年月日		平成18年1月31日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項		不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。					

物件番号： R-17 物件名称： ニューシティレジデンス円山裏参道		特定資産の種類		不動産			
物件特性		本物件は市営地下鉄東西線「西18丁目」駅から徒歩約7分に位置する、1LDKと2LDKタイプを中心とした地上10階建のマンションです。本物件は、円山公園に至る「裏参道」とよばれる南1条通に面しており、周辺には大学病院や円山公園等も所在する生活利便性に優れた立地です。					
所在地		(住所) 北海道札幌市中央区 南二条西二十一丁目1番47号		(地番) 北海道札幌市中央区南二条西二十一丁目55番1			
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権	
	面積	532.43㎡			用途	共同住宅	
	用途地域	近隣商業地域			構造・階数	RC、10F	
	容積率/建ぺい率	300%/80%			延床面積	1,891.08㎡	
受託者		なし		賃貸可能面積		1,522.89㎡	
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数		36戸	
取得価格(百万円)		486		建築年月日		平成19年8月15日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社			
特記事項		該当事項はありません。					

物件番号： R-18 物件名称：ニューシティレジデンス円山表参道		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は市営地下鉄東西線「西18丁目」駅から徒歩約7分に位置する、1LDKと2LDKタイプを中心とした地上14階建のマンションとなる予定です。本物件は、北海道神宮の表参道にあたる主要道路「宮の沢 北1条線」に面しており、周辺には大学病院や円山公園、北海道立近代美術館等も所在する生活利便性に優れた立地です。「西18丁目」駅から札幌市中心部の「大通」駅へは市営地下鉄東西線で約4分と交通利便性にも優れており、利便性と良好な住環境を求める少人数世帯を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 北海道札幌市中央区 北一条西二十一丁目2番1号		(地番) 北海道札幌市中央区北一条西二十一丁目46番29	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,583.12㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、14F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	7,783.57㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	6,100.31㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	146戸
取得価格(百万円)		2,045		建築年月日	平成20年2月12日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限公司	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、角地指定による緩和により建ぺい率は90%となっています。				

物件番号： R-19 物件名称：ニューシティレジデンス博多駅東		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は1K～1DKタイプを中心とする地上10階建のマンションです。交通機関としては市営地下鉄空港線「東比恵」駅から徒歩約3分に位置し、「福岡空港」へ市営地下鉄空港線で1駅、約3分、「天神」駅へは3駅、約8分と交通利便性に優れています。周辺環境としては、本物件の北東側には御笠川、南西側には比恵公園が位置し、住環境が良好です。従って、交通利便性や住環境を重視する単身赴任者や、単身者層に底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 福岡県福岡市博多区比恵町5番31号		(地番) 福岡県福岡市博多区比恵町134番	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	734.75㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、10F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	3,471.66㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	3,061.60㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	115戸
取得価格(百万円)		1,230		建築年月日	平成19年11月6日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限公司	
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号： R-20		物件名称：ニューシティレジデンス心齋橋イーストタワー		特定資産の種類	不動産
物件特性	本物件は、大阪市営地下堺筋線「長堀橋」から徒歩約2分に位置する1LDKから4LDKのマンションです。周辺は、商業地内にマンション・事務所ビル等が立地する住商混在の地域です。関西有数の繁華街である商店街まで、徒歩約15分の距離にあり、生活利便性に優れた立地であることから、都心接近性、生活利便性を求めるディンクス・ファミリー層を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。				
所在地	(住所) 大阪府大阪市中央区島之内一丁目15番25号		(地番) 大阪府大阪市中央区島之内一丁目19番10		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,477.65㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、28F
	容積率/建ぺい率	400%/80%		延床面積	12,018.55㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	8,747.40㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	133戸	
取得価格(百万円)	4,693		建築年月日	平成19年1月5日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	<p>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</p> <p>2. 不動産にかかる土地の容積率は本来400%ですが、大阪市総合設計制度に基づく特例により、容積率は675.93%となっています。</p>				

物件番号： R-21		物件名称：ニューシティレジデンス三宮		特定資産の種類	不動産
物件特性	本物件は、神戸新交通ポートアイランド線「貿易センター」駅から徒歩約1分に位置する地上15階建のシングルタイプのマンションです。本物件は、地下鉄海岸線「三宮・花時計前」駅、JR東海道本線「三ノ宮」駅、阪神本線「三宮」駅、阪急神戸線「三宮」駅、地下鉄西神・山手線「三宮」駅のいずれからも徒歩圏内であり、交通利便性に優れています。また、周辺には百貨店等の商業施設、市役所・合同庁舎等の公共公益施設、磯上公園等も所在する生活利便性にも優れた立地であり、都心接近性及び利便性を指向する単身者を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。				
所在地	(住所) 兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目2番31号		(地番) 兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目308番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	473.22㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、15F
	容積率/建ぺい率	700%/80%		延床面積	3,371.98㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	3,071.60㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	112戸	
取得価格(百万円)	1,485		建築年月日	平成19年1月31日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： R-22 物件名称：ニューシティレジデンス勾当台公園		特定資産の種類		不動産	
物件特性	本物件は、市営地下鉄南北線「勾当台公園」駅から徒歩約7分に位置する、1Kと1LDKタイプの地上11階建のマンションです。本物件は、最寄り駅である上記勾当台公園駅からJR東北新幹線「仙台」駅まで約5分と交通利便性に優れています。周辺には市役所・県庁が所在し生活利便性に優れた立地であることから、職住接近性、生活利便性を求める独身者、ディンクス等を中心とした通勤者等の底堅い賃貸需要が期待できます。				
所在地	(住所) 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目10番24号		(地番) 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目10番12		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	380.16㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、11F/B1F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	2,017.22㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	1,684.10㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	50戸	
取得価格(百万円)	655		建築年月日	平成19年2月26日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

物件番号： R-23 物件名称：ニューシティレジデンス一番町		特定資産の種類		不動産	
物件特性	本物件は市営地下鉄南北線「仙台」駅から徒歩約9分、JR東北新幹線「仙台駅」から徒歩約13分に位置する、1Kと1DK+S及び1LDKタイプの地上10階建と地上9階建の2棟からなるマンションです。本物件の周辺には仙台市の中心商業施設であるアーケード商店街、百貨店等が集積するとともに、大学ほか専門学校等の教育施設が所在する生活利便性に優れた立地であることから、生活利便性を求める単身者、ディンクス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。				
所在地	(住所) 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目6番27号、30号		(地番) 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目6番26他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	772.50㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	A棟/RC、10F B棟/RC、9F
	容積率/建ぺい率	500%(注1)/80%		延床面積	3,091.03㎡
受託者	なし		賃貸可能面積	2,800.32㎡	
信託期間満了日	なし		賃貸可能戸数	68戸	
取得価格(百万円)	965		建築年月日	平成19年6月1日	
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項	不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。				

(注1) 上記の容積率は都市計画上のものであり、B棟については、建築基準法による容積率は360%です。

物件番号： R-24 物件名称：ニューシティレジデンス大町		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は市営地下鉄南北線「広瀬通」駅から徒歩約13分に位置する、1Rと1Kタイプの地上13階建のマンションです。本物件の周辺には仙台の中心商業施設であるアーケード商店街があります。生活利便性に優れた立地であることから、生活利便性を求める単身者を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 宮城県仙台市青葉区大町二丁目5番8号		(地番) 宮城県仙台市青葉区大町二丁目5番8	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	452.95㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、13F
	容積率/建ぺい率	500%/80%		延床面積	2,717.13㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	2,149.08㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	72戸
取得価格(百万円)		842		建築年月日	平成19年6月21日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。			

物件番号： R-25 物件名称：ニューシティレジデンス上町台		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は、大阪市唯一の高台である「上町台地」と呼ばれる地区に所在している地上15階建のファミリータイプのマンションです。本物件からは、大阪市営地下鉄谷町線及び大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅、大阪市営地下鉄谷町線及び大阪市営地下鉄千日前線「谷町九丁目駅」、近鉄奈良線「上本町」駅の3駅が徒歩で利用可能であり、「谷町六丁目」駅から大阪キタ地区の中心部である「東梅田」駅へは大阪市営地下鉄谷町線で乗車時間約8分、大阪ミナミ地区の中心部である「なんば」駅へは「谷町九丁目」駅から大阪市営地下鉄千日前線で乗車時間約5分で至り、交通利便性は良好です。また、本物件の周辺は、多くの寺社が存しているほか、公園・病院等の公共公益施設も存し、大阪中心部に接近しておりながら緑豊かな環境が整っていることから、都会接近性及び生活利便性を重視するファミリー層を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 大阪府大阪市中央区 上本町西四丁目1番12号		(地番) 大阪府大阪市中央区上本町西四丁目623番2	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,154.91㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、15F/B1F
	容積率/建ぺい率	600%/80%、400%/80%		延床面積	6,446.82㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	5,415.39㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	69戸
取得価格(百万円)		3,214		建築年月日	平成19年1月18日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</li> <li>2. 不動産にかかる土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均値を算出すると、490.28%となります(数値は建物エンジニアリング・レポートによります)。</li> </ol>			

物件番号：R-26 物件名称：ニューシティレジデンス肥後橋タワー		特定資産の種類		不動産	
物件特性		本物件は、大阪市営地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅から徒歩約2分、大阪市営地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅から徒歩約7分に位置する、1K及び1LDKの地下1階付地上21階建のマンションです。また、本物件は大阪のビジネス・行政の中心である中之島及び淀屋橋の至近の立地で希少性が高いことに加え、周辺には百貨店や大阪市役所、病院などの公共公益施設が所在する生活利便性に優れた立地であることから、職住近接性、生活利便性を求める単身者やディンクス等を中心とした底堅い賃貸需要が期待できます。			
所在地		(住所) 大阪府大阪市西区土佐堀一丁目2番24号		(地番) 大阪府大阪市西区土佐堀一丁目15番3他3筆	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,025.30㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC、21F/B1F
	容積率/建ぺい率	800%/80%		延床面積	8,483.79㎡
受託者		なし		賃貸可能面積	6,230.20㎡
信託期間満了日		なし		賃貸可能戸数	194戸
取得価格(百万円)		4,200		建築年月日	平成19年3月14日
PM会社	株式会社ニューシティプロパティサービス		サブリース会社	ニューシティ・リーシング・ワン有限会社	
特記事項		<p>1. 不動産にかかる土地の建ぺい率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により建ぺい率は100%となっています。</p> <p>2. 不動産に土地の容積率は本来800%ですが、前面道路幅員による制限により651.60%となっています。</p>			

## ニ. 第8期末現在における価格について

### (イ) 保有資産の評価方法の変更

本投資法人は、第8期において、同期末において保有する各不動産又は各信託不動産毎の価格の評価方法として、第7期までとは異なる評価方法を採用いたしました。変更前の評価方法及び変更後の評価方法は以下のとおりです。

#### a. 変更前の評価方法

上記変更を行う前に採用していた資産評価の方法（以下「変更前評価方法」といいます。）は、不動産鑑定士による該当期末現在を基準時点として、奇数期は鑑定評価書、偶数期は調査報告書（以下併せて「鑑定評価書等」といいます。）に基づく評価額を期末現在の価格として採用するものです。

#### b. 変更後の評価方法

上記変更を行った結果、第8期において採用する資産評価の方法（以下「変更後評価方法」といいます。）は、①本投資法人の第7期末時点の鑑定評価において、直接還元法で査定された1年間の標準的な純収益（以下「直接還元NCF」といいます。）を同期末時点の鑑定評価額で除して利回り（以下「出来上り利回り」といいます。）を求め、②この出来上り利回りに、地域等に応じた利回り変動値を加減することにより、第8期末時点における出来上り利回りを想定し（以下「想定出来上り利回り」といいます。）、③第7期につき算定された直接還元NCFは、各不動産の収益性を中長期的に捉えた査定賃料に基づいて、理論的に長期安定的な収支を前提としていることから、当該直接還元NCFを第8期において用いることにも合理性があるとの判断に基づき、当該直接還元NCFを想定出来上り利回りで除す、という評価方法（以下「変動利回り評価法」といいます。）により算出した評価額を期末現在の価格として採用するものです。

なお、利回り変動値については、第三者である不動産鑑定評価機関による調査報告書に基づく査定値を採用しております。

### (ロ) 保有資産の評価方法を変更した理由

a. 本投資法人は、平成20年10月9日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同年10月14日に同裁判所より民事再生手続開始の決定が下され、平成21年4月7日に民事再生手続における再生計画案を提出しております。かかる民事再生手続の状況に照らし、スポンサー選定手続において選定されるスポンサーによる本投資法人の価値評価額が、本投資法人の保有資産につき継続保有を前提として変更前評価方法により得られた評価額を下回った場合であっても、スポンサーによる支援が得られなければ破産に移行せざるを得ない蓋然性が高いものと考えられます。また、仮に破産に移行した場合の本投資法人の保有資産の価値（清算を前提とする価値）については、不動産鑑定士による平成20年10月14日（民事再生手続開始決定時）の時点での調査報告書に基づき民事再生法第124条に基づく財産評定が実施されております。そのため、法律上要請される財産評定に加え、さらに外部委託費用を支払って変更前評価方法による資産評価を入手することは必ずしも投資主の利益に適うものではないと判断いたしました。これらの事情に照らし、第8期末における保有資産の評価に当たり変更前評価方法を採用せず、変更後評価方法を採用することを決定いたしました。



b. 次に、変更後評価方法として変動利回り評価法を採用した理由は、以下のとおりです。

投資法人の保有資産の期末の資産評価については、投資法人の計算に関する規則第73条第7号ロの規定により、「物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）」を算定することが求められています。

これを踏まえ、鑑定評価額等に準じた資産評価方法を検討し、地域等に応じた利回り変動値を加減した想定出来上り利回りを用いるなどの点で収益還元法そのものとはいえないものの、収益還元法の一つである直接還元法に準じて価額を算出しようとするものである変動利回り評価法を採用することとしました。

#### (ハ) 変更前評価方法と変更後評価方法との相違点及び留意点

変更後評価方法である変動利回り評価法は前記「(イ) 保有資産の評価方法の変更 b. 変更後の評価方法」に記載のとおり、収益性に着目した評価方法であり、また、評価の客観性を確保するために、利回り変動値は不動産鑑定評価機関の調査等に基づき妥当と判断した数値を採用しております。

しかしながら、変動利回り評価法は、①「不動産の鑑定評価に関する法律」に基づいた不動産鑑定評価ではないこと、②不動産鑑定評価機関による（利回り変動値の）調査は、各物件の現地調査はもとより収支等の状況についても確認作業を行われていないものであること、③不動産鑑定評価機関による（利回り変動値の）調査は、第7期末時点の鑑定評価で調査ないし査定した内容を前提とし、純収益（直接還元NCF）査定の方では当該内容と同様であることを前提とする調査であること、の諸点において評価方法としての限界があります。従いまして、変動利回り評価法に基づいて算出した価額は、第8期末現在を基準時点とする鑑定評価書等を取得した場合の評価額とは異なりうるものである点にご留意下さい。

#### (ニ) 減損損失測定のための鑑定評価額との関係

本投資法人は、期末における保有資産の価格の評価とは別に、パークテラス塩焼（G-18）及びライオンズマンション前橋西片貝（R-6）の各不動産について、減損損失の測定において正味売却価額を算定するため、不動産鑑定士に依頼のうえ、第8期末日（平成21年2月28日）を価格時点とする正常価格の鑑定評価を行いました。その結果、当該価格時点における鑑定評価額は、パークテラス塩焼が179百万円、ライオンズマンション前橋西片貝が102百万円となりました。これにより求められた鑑定評価額から処分費用見込額を控除して、減損損失の測定における正味売却価額をそれぞれパークテラス塩焼について173,630千円、ライオンズマンション前橋西片貝について98,940千円と算定しました。

この鑑定評価（以下「減損鑑定評価」といいます。）と、保有資産の評価のために第7期まで行われていた鑑定評価（以下「継続鑑定評価」といいます。）とは、以下の相違点があります。

a. 減損鑑定評価は、正味売却価額の参考に資するために、価格時点現在において上記の資産を売却した場合の交換価値を把握する目的において求められたもので、求められた価格の種類は、正常価格です。正常価格とは、市場性を有する不動産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格です。

b. 継続鑑定評価は、投信法及び投資法人の計算に関する規則の定めにより、投資法人が保有する不動産について投資採算価値を表す目的において求められたもので、求められた価格の種類は、特定価格です。特定価格とは、市場性を有する不動産について当該不動産の特定の経済価値を表示する価格で、投資法人にかかる特定資産としての不動産についてその保有期間中の価格を投資家に開示することを目的に、投資家保護の観点から対象不動産の収益力を適切に反映する収益価格に基づいた投資採算価値による価格です。

<鑑定評価に代替する方法による価格査定の概要>

物件番号	名称 (注1)	取得価格 (注2) (百万円)	算定額 (注3) (百万円)
C-1	NCR南青山	3,783	3,680
C-2	NCR西麻布ツインタワー	3,315	3,080
C-3	NCR西麻布	3,143	2,971
C-4	NCRお茶の水	2,300	2,170
C-5	NCR参宮橋	1,734	1,564
C-8	NCR日本橋イースト	1,622	1,520
C-9	NCR日本橋ウエスト	1,480	1,337
C-10	NCR銀座ツインⅠ	1,133	1,059
C-11	NCR銀座ツインⅡ	968	914
C-12	NCR原宿	1,220	1,131
C-14	NCR代々木上原	765	711
C-15	NCR千駄ヶ谷	695	630
C-16	NCR新宿7丁目	626	561
C-17	NCR市谷左内町	577	530
C-18	NCR日本橋人形町Ⅰ	1,230	1,160
C-19	NCR日本橋人形町Ⅱ	1,290	1,216
C-20	NCR新御茶ノ水	1,160	1,092
C-22	NCR日本橋人形町Ⅲ	1,662	1,594
C-23	NCR神保町Ⅱ	1,470	1,384
C-24	NCR銀座イーストⅢ	841	814
C-25	NCR新宿御苑Ⅰ	3,140	2,964
C-27	NCR高輪台	1,180	1,084
C-28	NCR日本橋人形町Ⅳ	842	795
C-29	NCR新宿御苑Ⅱ	580	579
C-30	NCR銀座イーストⅣ	510	478
C-31	NCR高輪台Ⅱ	1,530	1,413
C-32	NCR南麻布	840	782
C-34	NCR銀座	4,000	3,466
C-35	NCR日本橋水天宮	3,332	3,162
C-36	NCR高輪	10,995	9,465
C-37	NCR東日本橋	4,930	4,378
C-38	カテリーナ三田タワースイート(NCR)	16,200	14,538
C-39	NCR新宿	3,597	3,210
C-40	NCR目黒	1,050	954
C-41	NCR大塚	1,290	1,203
C-42	NCR自由が丘	1,470	1,357
C-43	NCR目白イースト	1,080	1,012
C-44	NCR池袋	3,227	2,957
C-45	NCR要町	1,360	1,158
C-46	NCR品川シーサイドタワー	9,350	8,434
C-47	NCR八雲	1,160	996
C-50	NCR戸越駅前	2,050	1,662
M-2	NCR等々力	1,850	1,703
M-3	NCR本所吾妻橋	1,122	1,042

物件番号	名称 (注1)	取得価格 (注2) (百万円)	算定額 (注3) (百万円)
M-4	NCR北沢	1,070	1,007
M-8	NCR門前仲町	524	513
M-9	NCR田園調布	511	464
M-10	NCR根岸	356	312
M-11	NCR上池台	238	206
M-13	NCR森下	985	903
M-14	NCR若林公園	970	888
M-15	NCR浅草橋	870	834
M-19	NCR入谷	675	626
M-22	NCR上野タワー	2,990	2,878
M-25	NCR森下ウエスト	810	730
M-27	NCR三ノ輪	1,720	1,551
M-28	NCR自由が丘ウエスト	720	616
M-29	NCR中野	1,250	1,148
M-30	NCR用賀	1,305	1,185
M-31	NCR住吉	1,170	1,000
M-33	NCR門前仲町イースト	2,965	2,329
M-35	NCR押上	1,267	1,122
M-36	NCR蔵前	1,628	1,498
G-2	NCR船橋本町	1,083	933
G-3	SH元住吉	1,058	949
G-4	NCR豊田	1,053	909
G-5	NCR西船橋	997	901
G-6	NCR舞浜	844	726
G-7	NCR市川妙典	769	676
G-8	NCR久米川	715	606
G-9	NCR浦安	653	597
G-10	NCR南行徳 I	648	556
G-11	NCR南行徳 II	447	395
G-12	NCR野毛山	469	422
G-13	NCR南林間	456	415
G-14	NCR湘南	445	384
G-15	LM淵野辺本町	222	179
G-16	LM東青梅第三	175	140
G-17	PT市川	620	569
G-18	PT塩焼	310	297
G-19	PT堀江	193	181
R-1	NCR大通公園	726	591
R-2	五色山ハイツ	720	627
R-3	NCR西公園	379	336
R-4	NCR西大濠	258	229
R-5	NCR加古川	274	236
R-6	LM前橋西片貝	202	157
R-7	アプリーレ垂水	1,710	1,540
R-9	クレスト草津	3,830	3,055
R-10	NCR本町イースト	1,740	1,499
R-11	NCR新梅田	1,640	1,450
R-13	NCR阿倍野	5,400	4,527
R-14	NCR大手通	382	326
R-15	NCR栄	1,361	1,214
R-16	NCR日本橋高津	4,780	3,925
R-17	NCR円山裏参道	486	432
R-18	NCR円山表参道	2,045	1,808
R-19	NCR博多駅東	1,230	1,008
R-20	NCR心齋橋イーストタワー	4,693	3,984
R-21	NCR三宮	1,485	1,287

物件番号	名称 (注1)	取得価格 (注2) (百万円)	算定額 (注3) (百万円)
R-22	NCR勾当台公園	655	535
R-23	NCR一番町	965	851
R-24	NCR大町	842	745
R-25	NCR上町台	3,214	2,804
R-26	NCR肥後橋タワー	4,200	3,386

(注1) 「名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「LM」は、ライオンズマンションを、「SH」は、ゾンネンハイムを、「PT」は、パークテラスをそれぞれ表します。

(注2) 「取得価格」欄の金額は百万円未満を四捨五入しています。

(注3) 「算定額」欄の金額は、第8期末時点における各保有資産の価値を変動利回り評価法に基づいて算出した金額を、百万円未満を四捨五入して記載しています。

#### ホ. 建物エンジニアリング・レポートの概要

本投資法人は、保有する各不動産又は各信託不動産毎に、建物検査、建物評価、関連法規の遵守、修繕費評価及び環境アセスメント等に関する建物エンジニアリング・レポート（注1）をボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社、株式会社インデックス・コンサルティング又は株式会社竹中工務店から取得しています。また、応用アール・エム・エス株式会社から地震リスク分析報告書を取得しています（注2）（但し、第8期末における各不動産及び各信託不動産毎の建物エンジニアリング・レポートにつきましては、取得しておりません。）。以下に記載されている数値は、第7期末保有資産にかかる建物エンジニアリング・レポートの概要です。

（注1）建物劣化診断調査、短期・長期修繕計画の策定、建築基準法の法令遵守状況調査、建物有害物質含有調査、土壌環境調査等の建物状況評価について専門家が作成したレポートをいいます。建物エンジニアリング・レポートの記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。

（注2）地震リスク分析報告書の記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。

物件 番号	名称（注1）	修繕費（千円）（注2）			建物再調 達価格 （百万円） （注2）	予想 損失率 （注3）	調査時点	調査会社
		緊急	1年 以内	取得後 12年間				
C-1	NCR南青山	0	0	18,471	787	5.3%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-2	NCR西麻布ツインタワー	0	0	17,767	714	5.0%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-3	NCR西麻布	0	0	17,550	736	2.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-4	NCRお茶の水	0	0	9,811	586	13.5%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-5	NCR参宮橋	0	0	39,141	440	6.5%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-8	NCR日本橋イースト	0	5,697	61,396 (注4)	496	14.1%	平成20年7月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-9	NCR日本橋ウエスト	0	0	12,815	470	13.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-10	NCR銀座ツインⅠ	0	0	9,674	387	8.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-11	NCR銀座ツインⅡ	0	0	15,306	338	6.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-12	NCR原宿	0	0	16,043	302	12.3%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-14	NCR代々木上原	0	0	15,898	198	13.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-15	NCR千駄ヶ谷	0	0	20,040	173	7.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-16	NCR新宿7丁目	0	0	34,560	235	5.3%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-17	NCR市谷左内町	0	0	13,954	181	5.6%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-18	NCR日本橋人形町Ⅰ	0	0	9,806	441	5.2%	平成17年1月	株式会社インデックス コンサルティング
C-19	NCR日本橋人形町Ⅱ	0	0	10,195	453	6.2%	平成17年1月	株式会社インデックス コンサルティング
C-20	NCR新御茶ノ水	0	0	8,968	366	7.3%	平成17年1月	株式会社インデックス コンサルティング
C-22	NCR日本橋人形町Ⅲ	0	0	11,360	539	9.8%	平成17年1月	株式会社インデックス コンサルティング
C-23	NCR神保町Ⅱ	0	0	13,690	383	10.0%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-24	NCR銀座イーストⅢ	0	0	14,070	307	11.1%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-25	NCR新宿御苑Ⅰ	0	0	21,864	998	4.6%	平成17年5月	株式会社インデックス コンサルティング
C-27	NCR高輪台	0	0	10,807	307	9.7%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-28	NCR日本橋人形町Ⅳ	150	0	13,062	299	8.9%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-29	NCR新宿御苑Ⅱ	0	0	4,920	198	6.3%	平成17年5月	株式会社インデックス コンサルティング
C-30	NCR銀座イーストⅣ	0	0	3,890	184	11.3%	平成17年6月	株式会社インデックス コンサルティング
C-31	NCR高輪台Ⅱ	0	0	14,430	384	10.7%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-32	NCR南麻布	0	0	9,830	200	7.2%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-34	NCR銀座	0	0	23,255	1,051	2.8%	平成17年11月	株式会社インデックス コンサルティング
C-35	NCR日本橋水天宮	0	0	22,863	1,122	7.8%	平成17年10月	株式会社インデックス コンサルティング
C-36	NCR高輪	0	0	58,760	2,705	5.3%	平成17年11月	株式会社インデックス コンサルティング
C-37	NCR東日本橋	0	0	33,798	1,739	7.7%	平成18年3月	株式会社インデックス コンサルティング
C-38	カテリーナ三田 タワースイート（NCR）	0	0	660,420	17,430	1.2%	平成18年12月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-39	NCR新宿	0	0	16,820	885	6.8%	平成19年12月	株式会社インデックス コンサルティング
C-40	NCR目黒	0	0	18,803	320	8.2%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-41	NCR大塚	0	0	11,470	547	9.6%	平成17年1月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-42	NCR自由が丘	0	0	12,680	358	7.0%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-43	NCR目白イースト	0	0	8,782	327	7.0%	平成17年7月	株式会社インデックス コンサルティング
C-44	NCR池袋	0	0	25,850	977	6.0%	平成17年6月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-45	NCR要町	0	0	16,550	400	11.8%	平成17年10月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
C-46	NCR品川シーサイド タワー	0	0	84,284	3,721	1.7%	平成18年2月	株式会社インデックス コンサルティング

物件 番号	名称（注1）	修繕費（千円）（注2）			建物再調 達価格 （百万円） （注2）	予想 損失率 （注3）	調査時点	調査会社
		緊急	1年 以内	取得後 12年間				
C-47	NCR八雲	0	0	7,695	320	6.1%	平成18年5月	株式会社インデックス コンサルティング
C-50	NCR戸越駅前	0	0	10,690	566	7.2%	平成20年2月	株式会社インデックス コンサルティング
M-2	NCR等々力	0	0	102,093	733	8.6%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-3	NCR本所吾妻橋	0	0	12,140	512	9.2%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-4	NCR北沢	0	0	8,222	283	7.0%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-8	NCR門前仲町	0	0	15,962	213	14.1%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-9	NCR田園調布	0	0	46,433	234	6.2%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-10	NCR根岸	0	0	16,771	148	17.7%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-11	NCR上池台	0	0	13,665	86	8.3%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-13	NCR森下	0	0	10,790	399	6.3%	平成17年1月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
M-14	NCR若林公園	0	0	9,260	364	3.6%	平成17年3月	株式会社インデックス コンサルティング
M-15	NCR浅草橋	0	0	9,280	360	7.0%	平成17年3月	株式会社インデックス コンサルティング
M-19	NCR入谷	0	0	7,690	308	12.9%	平成17年7月	株式会社インデックス コンサルティング
M-22	NCR上野タワー	0	0	26,040	1,110	4.2%	平成18年1月	株式会社インデックス コンサルティング
M-25	NCR森下ウエスト	0	0	6,240	319	17.0%	平成19年6月	株式会社インデックス コンサルティング
M-27	NCR三ノ輪	0	0	11,250	645	14.7%	平成19年7月	株式会社インデックス コンサルティング
M-28	NCR自由が丘ウエスト	0	0	4,780	254	5.8%	平成19年8月	株式会社インデックス コンサルティング
M-29	NCR中野	0	0	28,560	469	5.9%	平成19年7月	株式会社竹中工務店
M-30	NCR用賀	0	0	6,600	367	15.4%	平成19年7月	株式会社インデックス コンサルティング
M-31	NCR住吉	0	0	7,770	473	9.3%	平成19年10月	株式会社インデックス コンサルティング
M-33	NCR門前仲町イースト	0	0	14,770	846	6.2%	平成20年3月	株式会社インデックス コンサルティング
M-35	NCR押上	0	0	9,000	538	14.4%	平成19年11月	株式会社インデックス コンサルティング
M-36	NCR蔵前	0	0	9,740	575	12.7%	平成20年3月	株式会社インデックス コンサルティング
G-2	NCR船橋本町	0	0	52,117	342	22.2%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-3	SH元住吉	5,500	3,510	108,846	928	11.8%	平成19年7月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-4	NCR豊田	0	0	47,480	815	7.6%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-5	NCR西船橋	0	0	18,933	368	8.3%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-6	NCR舞浜	0	0	9,948	311	14.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-7	NCR市川妙典	0	0	6,617	257	14.4%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-8	NCR久米川	0	0	33,314	431	8.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-9	NCR浦安	0	0	7,498	243	12.1%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-10	NCR南行徳 I	0	0	9,513	242	18.4%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-11	NCR南行徳 II	0	0	6,949	173	17.0%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-12	NCR野毛山	0	0	11,073	187	9.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-13	NCR南林間	0	0	6,411	323	11.7%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-14	NCR湘南	0	0	19,319	226	6.1%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-15	LM淵野辺本町	330	0	38,950	351	5.2%	平成19年7月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-16	LM東青梅第三	120	11,330	71,670	408	4.8%	平成19年7月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
G-17	PT市川	0	0	4,930	238	9.9%	平成17年6月	株式会社インデックス コンサルティング
G-18	PT塩焼	400	5,470	38,000	210	8.6%	平成17年6月	株式会社インデックス コンサルティング
G-19	PT堀江	0	1,466	23,446	98	9.1%	平成17年6月	株式会社インデックス コンサルティング

物件 番号	名称（注1）	修繕費（千円）（注2）			建物再調 達価格 （百万円） （注2）	予想 損失率 （注3）	調査時点	調査会社
		緊急	1年 以内	取得後 12年間				
R-1	NCR大通公園	0	0	22,562	620	0.8%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-2	五色山ハイツ	0	0	31,245	438	4.5%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-3	NCR西公園	0	0	16,666	282	0.02%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-4	NCR西大濠	0	0	15,923	212	0.6%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-5	NCR加古川	0	0	19,255	354	2.2%	平成16年9月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-6	LM前橋西片貝	320	10,210	54,326	462	4.9%	平成19年7月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-7	アブリーレ垂水	0	0	30,836	903	4.6%	平成17年1月	ボヴィス・レンドリース・ジャパン株式会社
R-9	クレスト草津	0	0	224,400	2,981	6.1%	平成17年6月	株式会社インデックス コンサルティング
R-10	NCR本町イースト	0	0	24,310	863	7.6%	平成17年7月	株式会社インデックス コンサルティング
R-11	NCR新梅田	0	0	21,240	845	11.3%	平成17年7月	株式会社インデックス コンサルティング
R-13	NCR阿倍野	0	0	56,860	2,381	6.2%	平成18年1月	株式会社インデックス コンサルティング
R-14	NCR大手通	0	0	5,658	207	4.5%	平成18年1月	株式会社インデックス コンサルティング
R-15	NCR栄	0	0	15,890	703	6.1%	平成19年3月	株式会社インデックス コンサルティング
R-16	NCR日本橋高津	0	0	77,505	2,607	5.6%	平成18年5月	株式会社インデックス コンサルティング
R-17	NCR円山裏参道	0	0	7,390	290	1.1%	平成19年9月	株式会社インデックス コンサルティング
R-18	NCR円山表参道	0	0	31,780	1,165	0.1%	平成20年3月	株式会社インデックス コンサルティング
R-19	NCR博多駅東	0	0	14,840	623	0.1%未満	平成19年11月	株式会社インデックス コンサルティング
R-20	NCR心齋橋イースト タワー	0	0	48,090	2,364	3.3%	平成19年2月	株式会社インデックス コンサルティング
R-21	NCR三宮	0	0	17,631	724	6.9%	平成19年2月	株式会社インデックス コンサルティング
R-22	NCR勾当台公園	0	0	10,550	446	2.7%	平成19年4月	株式会社インデックス コンサルティング
R-23	NCR一番町	0	0	13,710	659	2.7%	平成19年6月	株式会社インデックス コンサルティング
R-24	NCR大町	0	0	11,420	559	3.2%	平成19年7月	株式会社インデックス コンサルティング
R-25	NCR上町台	0	0	28,792	1,255	7.3%	平成19年4月	株式会社インデックス コンサルティング
R-26	NCR肥後橋タワー	600	0	34,030	1,561	5.7%	平成19年7月	株式会社インデックス コンサルティング

（注1）「名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「LM」は、ライオンズマンションを、「SH」は、ゾンネンハイムを、「PT」はパークテラスをそれぞれ表します。

（注2）「修繕費」及び「建物再調達価格」については、不動産及び信託不動産の建物全体にかかる金額を記載しており、それぞれ千円未満、百万円未満を切り捨てています。

（注3）「予想損失率」については、応用アール・エム・エス株式会社作成の地震リスク分析報告書の記載に基づき、同社により自然災害リスク分析ソフトウェアRiskLink®を用いて算出された地震による年超過確率約0.21%（再現期間475年、50年間における超過確率10%に相当）における予想損失率です。



へ. 保有不動産の資本的支出

(イ) 資本的支出の予定

第8期末保有資産に関し、第8期末時点で計画されていた改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは以下のとおりです。なお、工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれております。

不動産等の名称 (所在) (注)	目的	予定期間	工事予定金額 (百万円)		
			総額	当期支払額	既支払総額
NCR南青山 (東京都港区)	自転車置場改修、エアコン交換	自 平成21年3月 至 平成21年8月	4	0	0
NCR西麻布ツインタワー (東京都港区)	店舗入居に伴う造作工事	自 平成21年3月 至 平成21年8月	5	0	0
NCR西麻布 (東京都港区)	エアコン交換	自 平成21年3月 至 平成21年8月	3	0	0
NCR等々力 (東京都世田谷区)	外壁改修、ELV部品交換、立体駐車設備改修他	自 平成21年3月 至 平成21年8月	37	0	0
NCR田園調布 (東京都大田区)	機械式駐車場整備工事 (部品交換他)	自 平成21年3月 至 平成21年8月	2	0	0
NCR豊田 (東京日野市)	機械式駐車場整備工事 (部品交換他)	自 平成21年3月 至 平成21年8月	3	0	0
PT塩焼 (千葉県市川市)	ゴミ置場改修工事、駐輪場改修工事	自 平成21年3月 至 平成21年8月	2	0	0

(注) 「不動産等の名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「PT」は、パークテラスをそれぞれ表します。

(ロ) 期中の資本的支出

第8期において、本投資法人が保有する不動産及び信託不動産に対して実施した資本的支出の概要は以下のとおりです。また、第8期の資本的支出の総額は25百万円であり、当期費用に区分された修繕費28百万円と合わせて53百万円の工事を実施しております。

不動産等の名称 (所在) (注)	目的	期間	支出金額 (百万円)
NCR西麻布 (東京都港区)	ウォシュレット一体型便器 交換、地下倉庫復旧工事	自 平成20年11月 至 平成21年2月	4
NCR銀座イーストⅢ (東京都中央区)	防犯カメラ設置工事	自 平成20年10月 至 平成20年10月	1
NCR等々力 (東京都世田谷区)	集合玄関機パネル交換工 事、汚水ポンプ交換工事、 自動ドア更新工事、	自 平成20年10月 至 平成21年2月	1
NCR豊田 (東京都日野市)	給湯器交換工事、窓先空地 避難用フェンス設置工事、 給排水設備更新工事	自 平成20年10月 至 平成21年2月	3
クレスト草津 (滋賀県草津市)	浄化槽中ブローア取替工事	自 平成21年2月 至 平成21年2月	1
その他			13
合計			25

(注) 「不動産等の名称」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを表します。

(ハ) 長期修繕計画のために積立てた金銭

本投資法人は、各期ごとに、全部又は一部の物件について、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、第8期までに、以下のとおり積み立てております。

(単位：百万円)

営業期間	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日	自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日	自 平成19年9月1日 至 平成20年2月29日	自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
前期末積立 金残高	111	132	166	221	275
当期積立額	32	33	62	65	62
当期積立金 取崩額	11	0	6	11	248
次期繰越額	132	166	221	275	89

(注) 上記に記載した積立金とは別に、区分所有建物等の管理規約等に基づく修繕積立金として、平成21年2月28日現在251百万円を積み立てております。

ト. ポートフォリオの分散状況

本投資法人の第8期末保有資産にかかる不動産又は信託不動産の（イ）地域別、（ロ）築年数別、（ハ）住居タイプ別の分散状況は以下のとおりです。

（イ）地域別

（平成21年2月28日現在）

地域（注1）	取得価格	比率（注2）
都心主要エリア	104,727百万円	56.9%
東京23区（都心主要エリアを除きます。）	24,996百万円	13.6%
東京23区を除く東京圏	11,157百万円	6.1%
地方	43,217百万円	23.5%
合計	184,096百万円	100.0%

（ロ）築年数別（※）

（平成21年2月28日現在）

年数	取得価格	比率（注2）
2年以下	28,250百万円	15.3%
2年超4年以下	75,051百万円	40.8%
4年超6年以下	44,425百万円	24.1%
6年超8年以下	14,350百万円	7.8%
8年超	22,020百万円	12.0%
合計	184,096百万円	100.0%

（注）取得価格に基づき、加重平均したポートフォリオの平成21年2月28日現在の平均築年数は4.5年です（小数点第2位を四捨五入しています。）。

（ハ）住居タイプ別

（平成21年2月28日現在）

住居タイプ（注3）	賃貸可能面積（注4）	比率（注2）
シングルタイプ	87,252.95㎡	31.3%
アーバンファミリータイプ	86,572.28㎡	31.1%
ファミリータイプ	89,041.56㎡	32.0%
プレミアムタイプ	13,723.05㎡	4.9%
その他	2,070.55㎡	0.7%
合計	278,660.39㎡	100.0%

(注1) 「地域」欄に記載されている「都心主要エリア」とは、港区、渋谷区、新宿区、千代田区、中央区、品川区、豊島区及び目黒区を、「東京23区(都心主要エリアを除く。)」とは、都心主要エリアを除く東京23区を、「東京23区を除く東京圏」とは、東京23区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「地方」とは、それ以外の地域をそれぞれ表します。

(注2) 「比率」欄については、取得価格の総額に対する比率又は総賃貸可能面積に対する比率を記載しており、小数点以下第2位を四捨五入しています。従って、記載されている数値を足し合わせても必ずしも100%となりません。

(注3) 「住居タイプ」の「その他」欄には、店舗、事務所等、住居以外の用途にかかる賃貸可能面積及び比率を記載しています。

(注4) 「賃貸可能面積」は、個々の不動産及び信託不動産について本投資法人の取得部分における賃貸可能な面積を意味します。

## チ. 主要なテナントの概要及びテナントの全体概要

### (イ) 主要なテナントの概要

#### a. 主要なテナントの一覧

第8期末保有資産にかかる不動産及び信託不動産における主要なテナント毎の年間賃料と賃貸面積は下表のとおりです。なお、ここで「主要なテナント」とは、当該テナントへの賃貸面積が、ポートフォリオ全体の総賃貸面積の合計の10%以上を占めるものをいいます。

#### <主要なテナントの一覧>

(平成21年2月末日現在)

番号	テナント名 (注1)	業種 (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	年間賃料総額 (百万円) (注3)
1	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	特別目的会社	199,261.64	7,548
2	ニューシティ・リーシング・ツー株式会社	特別目的会社	25,232.30	684
3	ニューシティ・リーシング・フォー株式会社(注4)	特別目的会社	18,440.17	612
4	ニューシティ・リーシング・ファイヴ株式会社(注4)	特別目的会社	13,856.99	620
5	ニューシティ・リーシング・シックス株式会社(注4)	特別目的会社	8,051.48	332
6	ニューシティ・レジデンス・フォー株式会社(注4)	特別目的会社	7,272.56	371
	主要なテナントの合計		272,115.14	10,167
	全体ポートフォリオの合計		278,660.39	10,291
	(全体のポートフォリオに占める比率)		97.7%	98.8%

- (注1) サブリース会社であるニューシティ・リーシング・ワン有限会社、ニューシティ・リーシング・ツー有限会社、ニューシティ・リーシング・フォー有限会社、ニューシティ・リーシング・ファイブ有限会社、ニューシティ・リーシング・シックス有限会社及びニューシティ・レジデンス・フォー有限会社の6社は、いずれも特別目的会社であり、不動産の賃貸借及びそれに付随する業務のみを行う有限会社です。平成21年2月末日現在、保有する各不動産及び各信託不動産（アプリーレ垂水を除く。）について、上記6社のうちいずれかの会社をサブリース会社としてマスターリース契約（一括賃貸借契約）が締結されています。本投資法人は、保有する各不動産及び各信託不動産の全戸（アプリーレ垂水を除く。）につき、原則として、各エンド・テナントの同意を得た上、本投資法人又は信託受託者がマスターリース契約の形式でサブリース会社に賃貸し、サブリース会社が各エンド・テナントに転貸する仕組みを用いて、資産運用を実行する意向です。しかし、従前の所有者（又は賃貸人）と直接の賃貸借契約を締結している一部のエンド・テナントについては、賃貸人の変更に対する同意を取得していないため、上記のサブリース会社からかかるエンド・テナントへの転貸ではなく、本投資法人又は信託受託者とかかるエンド・テナントの間で直接の賃貸借契約が維持されています。
- (注2) 「賃貸面積」欄には、実際に賃貸借契約が締結され、賃貸が行われている面積を意味し、原則として本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間の賃貸借契約書に表示されている賃貸面積を記載しています。
- (注3) 「年間賃料総額」は、平成21年2月末日現在における月間賃料を12倍して百万円未満を四捨五入して記載しています。従って、各主要なテナントの「年間賃料総額」の合計が全体ポートフォリオの合計と一致しない場合があります。
- (注4) 当該テナントは、当該テナントへの賃貸面積が、ポートフォリオ全体の総賃貸面積の合計の10%以上を占める「主要なテナント」には該当しませんが、上記（注1）記載のサブリース会社の一つであるため、ここに併せて記載しています。

b. 主要なテナントへの賃貸条件

前記 a. 記載のサブリース会社との間のマスターリース契約（一括賃貸借契約）は、いずれも第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約です（注1）。これらのサブリース会社から収受する賃料は、各サブリース会社が転借人（エンド・テナント）から収受する賃料と同額となっており、賃料の保証はされていません。また、本投資法人又は信託受託者は、かかるサブリース会社のいずれからも敷金・保証金を収受していません（注2）。かかるサブリース会社へ賃貸している物件名及び賃貸借契約の契約満了日は、それぞれ以下のとおりです。

（平成21年2月末日現在）

番号	テナント名	物件名（注3）	契約満了日（注4）
1	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	NCR 門前仲町（注5）	平成21年4月27日
		NCR 等々力	平成30年7月22日
		NCR 東日本橋	平成21年12月31日
		NCR 八雲	平成21年12月31日
		NCR 栄	平成22年3月22日
		NCR 森下ウエスト	平成21年6月28日
		NCR 三宮	平成21年6月30日
		NCR 上町台	平成21年8月19日
		NCR 三ノ輪	平成21年8月20日
		NCR 自由が丘ウエスト	平成21年8月27日
		NCR 中野	平成21年8月27日
		NCR 用賀	平成21年10月18日
		NCR 住吉	平成21年10月30日
		NCR 円山裏参道	平成21年10月30日
		NCR 博多駅東	平成21年11月30日
		NCR 勾当台公園（注6）	平成21年4月25日
		NCR 一番町	平成21年7月30日
		NCR 大町	平成21年8月27日
		NCR 肥後橋タワー	平成21年10月19日
		NCR 新宿	平成22年1月31日
		NCR 戸越駅前	平成22年3月31日
		NCR 蔵前（注7）	平成21年4月22日
		NCR 円山表参道	平成22年3月24日
		NCR 押上	平成21年12月18日
		NCR 日本橋人形町Ⅲ	平成23年2月3日
		NCR 神保町Ⅱ	平成25年6月30日
		NCR 銀座イーストⅢ	平成25年6月30日
		NCR 新宿御苑Ⅰ	平成25年7月31日
		NCR 高輪台	平成25年7月31日
		NCR 日本橋人形町Ⅳ	平成25年7月31日
NCR 新宿御苑Ⅱ	平成25年7月31日		
NCR 銀座イーストⅣ	平成25年7月31日		
NCR 若林公園	平成25年4月20日		
NCR 浅草橋	平成25年4月18日		

番号	テナント名	物件名（注3）	契約満了日（注4）
1	ニューシティ・リーシング・ワン株式会社	NCR自由が丘	平成25年7月31日
		NCR目白イースト	平成25年7月31日
		NCR入谷	平成25年7月31日
		PT市川	平成25年7月31日
		PT塩焼	平成25年7月31日
		PT堀江	平成25年7月31日
		クレスト草津	平成25年6月30日
		NCR高輪台Ⅱ	平成25年9月30日
		NCR南麻布	平成25年9月30日
		NCR池袋	平成25年9月30日
		NCR本町イースト	平成25年12月31日
		NCR新梅田	平成25年12月31日
		NCR高輪	平成28年1月31日
		NCR要町	平成28年1月31日
		NCR上野タワー	平成26年2月28日
		NCR銀座	平成21年11月30日
		NCR日本橋水天宮	平成21年11月30日
		NCR阿倍野	平成21年11月30日
		NCR大手通	平成21年11月30日
		NCR品川シーサイドタワー	平成21年12月31日
NCR日本橋高津	平成21年11月30日		
カテリーナ三田 タワースイート（NCR）	平成21年12月31日		
NCR心齋橋 イーストタワー	平成21年11月30日		
NCR門前仲町イースト	平成21年8月31日		

番号	テナント名	物件名 (注3)	契約満了日 (注4)
2	ニューシティ・リーシング・ツー 有限公司	NCR原宿	平成30年7月31日
		NCR西船橋	平成30年7月31日
		NCR目黒	平成30年7月31日
		NCR久米川	平成30年7月31日
		NCR代々木上原	平成30年7月31日
		NCR千駄ヶ谷	平成30年7月31日
		NCR新宿7丁目	平成30年7月31日
		NCR市谷左内町	平成21年7月31日
		NCR田園調布	平成30年7月31日
		NCR野毛山	平成30年7月31日
		NCR湘南	平成30年7月31日
		NCR根岸	平成30年7月31日
		NCR上池台	平成30年7月31日
		NCR南林間	平成30年7月31日
		NCR大通公園	平成30年7月31日
		NCR加古川	平成30年7月31日
		NCR西公園	平成30年7月31日
		NCR西大濠	平成30年7月31日
		LM東青梅第三	平成30年7月31日
LM前橋西片貝	平成30年7月31日		
LM淵野辺本町	平成30年7月31日		
3	ニューシティ・レジデンス・ フォー有限公司	NCR日本橋イースト	平成21年7月31日
		NCR日本橋ウエスト	平成30年7月31日
		NCR南青山	平成21年7月31日
4	ニューシティ・リーシング・ フォー有限公司	NCR銀座ツインI	平成21年11月30日
		NCR銀座ツインII	平成21年11月30日
		NCR本所吾妻橋	平成22年1月31日
		NCR豊田	平成22年1月31日
		NCR西麻布	平成22年1月31日
		SH元住吉	平成22年1月31日
		NCR参宮橋	平成22年1月31日
		五色山ハイツ	平成22年1月31日
5	ニューシティ・リーシング・ ファイヴ有限公司	NCRお茶の水 (注5)	平成21年3月10日
		NCR北沢 (注5)	平成21年3月10日
		NCR西麻布ツインタワー (注5)	平成21年3月10日
		NCR浦安 (注5)	平成21年3月21日
		NCR舞浜 (注5)	平成21年3月21日
		NCR南行徳I (注5)	平成21年3月21日
		NCR南行徳II (注5)	平成21年3月21日
		NCR船橋本町 (注5)	平成21年3月21日
NCR市川妙典 (注5)	平成21年3月21日		



番号	テナント名	物件名（注3）	契約満了日（注4）
6	ニューシティ・リーシング・シックス株式会社	NCR日本橋人形町Ⅰ	平成22年12月10日
		NCR日本橋人形町Ⅱ	平成22年12月10日
		NCR新御茶ノ水	平成22年9月30日
		NCR大塚	平成22年9月30日
		NCR森下	平成22年10月15日

（注1）本投資法人は、保有する各不動産及び各信託不動産（アブリーレ垂水を除きます。）の全戸につき、原則として、各エンド・テナントの同意を得た上、本投資法人又は信託受託者がマスターリース契約（一括賃貸借契約）の形式で上記サブリース会社に賃貸し、サブリース会社が各エンド・テナントに転貸する仕組みを用いて資産運用を実行する意向です。当該同意の状況については、前記「a. 主要なテナントの一覧」記載の表の（注1）をご参照下さい。

（注2）平成21年2月末日現在、上記のサブリース会社から本投資法人又は信託受託者に敷金・保証金は預託されていませんが、かかるサブリース会社はエンド・テナントから敷金・保証金を受領し、それを本投資法人又は信託受託者に預託しています（但し、各エンド・テナントのうち、上記（注1）記載の同意をしていないエンド・テナントについては、本投資法人又は信託受託者との間の賃貸借契約が維持されるため、当該エンド・テナントにかかる敷金・保証金は本投資法人又は信託受託者の勘定で保管されています。）。

（注3）「物件名」欄に記載されている「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「LM」は、ライオンズマンションを、「SH」は、ゾンネンハイムを、「PT」はパークテラスをそれぞれ表します。

（注4）上記のいずれの賃貸借契約において、対象となる不動産が信託不動産である場合、当該信託契約が終了又は延長された場合には、当該賃貸借契約も同様に終了又は延長されることになります。

（注5）本書の日付現在における契約満了日は、平成22年1月31日です。

（注6）本書の日付現在における契約満了日は、平成22年4月25日です。

（注7）本書の日付現在における契約満了日は、平成22年4月22日です。

#### （ロ）賃貸借の状況の全体概要

第8期末保有資産全体に関する賃貸借の状況は以下のとおりです。

（平成21年2月末日現在）

テナントの総数の合計（注1）	7
月額総賃料（注2）	857,623,681円
敷金・保証金の合計（注3）	1,297,063,888円
総賃貸可能面積（注4）	278,660.39㎡
総賃貸面積（注5）	256,822.42㎡
稼働率（注6）	92.2%
総賃貸可能戸数（注7）	6,766戸
賃貸戸数（注8）	6,351戸

（注1）「テナントの総数の合計」欄において、サブリース会社とマスターリース契約（一括賃貸借契約）が締結されている場合、テナント数は1として記載しています。その場合、サブリース会社が賃貸人となることの同意を全てのエンド・テナントより取得したものと想定してテナント数を計算しています。また、1テナントが複数の貸室を賃借している場合には、1テナントとして記載しています。

（注2）「月額総賃料」欄には、原則として、平成21年2月末日時点において本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間で締結されている賃貸借契約書に表示された月間賃料（月極駐車場やトランクルーム等の付属施設の使用料は除きます。）の合計額を記載しています。

(注3) 「敷金・保証金の合計」欄については、原則として、平成21年2月末日時点において本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間で締結されている賃貸借契約書に基づく店舗、事務所、住居の用途に関わる部分（駐車場等を除きます。）についての各賃借人の敷金・保証金等の平成21年2月末日時点における残高（返還不要部分がある場合には、当該金額控除後の金額）の合計額を記載しています。

(注4) 「総賃貸可能面積」欄は、個々の不動産及び信託不動産について本投資法人の取得部分における賃貸が可能な総面積を意味します。

(注5) 「総賃貸面積」欄には、賃貸可能面積のうち、実際にエンド・テナントとの間で賃貸借契約が締結され、賃貸が行われている総面積を意味し、原則として本投資法人、信託受託者又はサブリース会社とエンド・テナントとの間の賃貸借契約書に表示されている総賃貸面積を記載しています。但し、賃貸借契約書の記載に明白な誤謬がある場合は、前所有者から提供を受けた情報、竣工図面等に基づき記載しています。

(注6) 「稼働率」欄は、総賃貸可能面積に占める総賃貸面積の割合を記載しており、小数点第2位を四捨五入しています。

(注7) 「総賃貸可能戸数」欄には、個々の不動産及び信託不動産について賃貸が可能な総戸数を記載しています。

(注8) 「賃貸戸数」欄には、エンド・テナントに対して賃貸している戸数を記載しています。

#### (ハ) 稼働率の推移

年月項目	平成16年 12月末	平成17年 1月末	平成17年 2月末	平成17年 3月末	平成17年 4月末	平成17年 5月末	平成17年 6月末	平成17年 7月末	平成17年 8月末
総賃貸可能面積 (㎡)	93,786.64	93,786.64	110,209.67	110,209.67	113,172.94	114,775.82	133,547.91	153,429.01	153,429.01
賃貸契約面積 (㎡)	86,421.24	86,438.52	101,081.13	101,745.56	103,624.89	104,086.50	123,410.73	140,342.51	140,713.59
稼働率	92.1%	92.2%	91.7%	92.3%	91.6%	90.7%	92.4%	91.5%	91.7%
物件数	50	50	57	57	59	60	63	77	77
賃貸可能戸数 (戸)	2,067	2,067	2,390	2,390	2,445	2,483	3,151	3,766	3,766

年月項目	平成17年 9月末	平成17年 10月末	平成17年 11月末	平成17年 12月末	平成18年 1月末	平成18年 2月末	平成18年 3月末	平成18年 4月末	平成18年 5月末	平成18年 6月末	平成18年 7月末	平成18年 8月末
総賃貸可能面積 (㎡)	159,523.87	159,523.87	159,523.87	167,492.54	179,524.86	183,722.52	185,454.04	205,244.00	205,244.00	227,310.82	227,310.82	227,310.82
賃貸契約面積 (㎡)	145,450.36	147,427.94	149,812.79	159,045.13	167,769.53	173,790.16	175,032.95	185,999.58	187,758.75	203,273.81	207,085.07	209,809.37
稼働率	91.2%	92.4%	93.9%	95.0%	93.5%	94.6%	94.4%	90.6%	91.5%	89.4%	91.1%	92.3%
物件数	80	80	80	83	85	86	87	91	91	93	93	93
賃貸可能戸数 (戸)	3,917	3,917	3,917	4,182	4,424	4,526	4,571	4,939	4,939	5,409	5,409	5,409

年月項目	平成18年 9月末	平成18年 10月末	平成18年 11月末	平成18年 12月末	平成19年 1月末	平成19年 2月末	平成19年 3月末	平成19年 4月末	平成19年 5月末	平成19年 6月末	平成19年 7月末	平成19年 8月末
総賃貸可能面積 (㎡)	227,310.82	218,598.35	218,598.35	246,553.52	246,553.52	246,553.52	261,208.52	262,892.62	262,892.62	260,966.39	263,766.71	276,209.31
賃貸契約面積 (㎡)	212,880.57	205,527.22	206,843.35	221,821.98	228,049.69	232,178.25	237,891.09	241,545.80	242,929.97	244,868.62	250,915.41	254,215.88
稼働率	93.7%	94.0%	94.6%	90.0%	92.5%	94.2%	91.1%	91.9%	92.4%	93.8%	95.1%	92.0%
物件数	93	90	90	94	94	94	97	98	98	98	99	104
賃貸可能戸数 (戸)	5,409	5,314	5,314	5,779	5,779	5,779	6,097	6,147	6,147	6,122	6,190	6,479

年月項目	平成19年 9月末	平成19年 10月末	平成19年 11月末	平成19年 12月末	平成20年 1月末	平成20年 2月末	平成20年 3月末	平成20年 4月末	平成20年 5月末	平成20年 6月末	平成20年 7月末	平成20年 8月末
総賃貸可能面積 (㎡)	277,732.20	279,835.61	282,897.21	284,682.45	287,833.25	287,833.25	294,818.88	296,813.81	293,602.53	293,602.53	291,871.01	294,909.99
賃貸契約面積 (㎡)	256,358.36	256,182.70	260,667.47	263,950.23	267,660.91	269,848.08	272,456.05	273,989.07	272,113.32	273,707.61	271,349.92	275,455.43
稼働率	92.3%	91.5%	92.1%	92.7%	93.0%	93.8%	92.4%	92.3%	92.7%	93.2%	93.0%	93.4%
物件数	105	105	106	107	108	108	109	110	108	108	107	108
賃貸可能戸数 (戸)	6,515	6,578	6,693	6,753	6,875	6,875	7,055	7,122	7,065	7,065	7,020	7,114

年月項目	平成20年 9月末	平成20年 10月末	平成20年 11月末	平成20年 12月末	平成21年 1月末	平成21年 2月末
総賃貸可能面積 (㎡)	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39	278,660.39
賃貸契約面積 (㎡)	260,177.29	259,308.06	259,566.85	258,699.30	257,672.51	256,822.42
稼働率	93.4%	93.1%	93.1%	92.8%	92.5%	92.2%
物件数	105	105	105	105	105	105
賃貸可能戸数 (戸)	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766

(注1) 「総賃貸可能面積」とは、個々の不動産及び信託不動産について本投資法人の所有部分における賃貸が可能な面積を意味します。

(注2) 「賃貸契約面積」とは、「総賃貸可能面積」のうち、実際に賃貸借契約が締結され賃貸が行われている面積を意味します。

③【その他投資資産の主要なもの】

第8期末保有資産のうち、平成21年2月分の賃料収入が、ポートフォリオ全体の賃料収入の10%以上を占める不動産の物件はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産等の推移】

本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額は以下のとおりです。なお、総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額について、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月	総資産額 (百万円)	純資産総額 (百万円)	1口当たりの純資産額 (円)
平成17年8月 (第1期)	104,678 (103,531)	40,503 (39,357)	543,268 (527,887)
平成18年2月 (第2期)	135,663 (134,229)	66,539 (65,106)	542,687 (530,995)
平成18年8月 (第3期)	164,094 (162,463)	66,756 (65,125)	544,451 (531,149)
平成19年2月 (第4期)	181,509 (179,072)	88,242 (85,805)	537,843 (522,985)
平成19年8月 (第5期)	195,685 (193,488)	88,006 (85,809)	536,404 (523,011)
平成20年2月 (第6期)	202,743 (200,289)	88,245 (85,792)	537,859 (522,905)
平成20年8月 (第7期)	203,889 (203,889)	85,181 (85,181)	467,855 (467,855)
平成21年2月 (第8期)	192,576 (192,576)	83,725 (83,725)	459,857 (459,857)

(注) 各計算期間末に分配を行った後の分配落の額を括弧内に記載しております。

東京証券取引所における本投資証券の価格及び出来高の推移は以下のとおりです。

月別最高・最低投資口価格及び出来高(売買高)	月別	平成20年 5月	平成20年 6月	平成20年 7月	平成20年 8月	平成20年 9月	平成20年 10月	平成20年 11月 (注)
	最高	273,000	263,000	220,000	196,200	179,900	151,000	14,500
	最低	239,000	202,000	181,000	148,000	145,000	4,000	10,690
	出来高	20,166	25,095	16,457	26,724	35,494	106,328	12,659

(注) 本投資証券は平成20年11月10日をもって上場廃止となりましたので、平成20年11月7日が取引最終日となっております。

②【分配の推移】

本投資法人の分配総額、1口当たりの分配の額は以下のとおりです。

計算期間		分配総額	1口当たりの 分配金
第1期	自 平成16年9月27日 至 平成17年8月31日	1,146 百万円	15,381 円
第2期	自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日	1,433 百万円	11,692 円
第3期	自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日	1,630 百万円	13,302 円
第4期	自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日	2,437 百万円	14,858 円
第5期	自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日	2,197 百万円	13,393 円
第6期	自 平成19年9月1日 至 平成20年2月29日	2,453 百万円	14,954 円
第7期	自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	－ 百万円	－ 円
第8期	自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日	－ 百万円	－ 円

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

本投資法人の自己資本利益率は以下のとおりです。

計算期間		自己資本利益率（注1）	年換算値
第1期	自 平成16年9月27日 至 平成17年8月31日	2.9 %	4.1 %
第2期	自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日	2.7 %	5.4 %
第3期	自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日	2.4 %	4.9 %
第4期	自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日	3.1 %	6.3 %
第5期	自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日	2.5 %	4.9 %
第6期	自 平成19年9月1日 至 平成20年2月29日	2.8 %	5.6 %
第7期	自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	△6.6 %	△13.2 %
第8期	自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日	△1.7 %	△3.4 %

（注）自己資本利益率＝当期純利益又は当期純損失／平均純資産額

平均純資産額＝（期首純資産額＋期末純資産額）÷2

なお、第1期は平成16年12月15日より実質的に運用を開始しており、平成16年12月15日を期首とみなして計算しております。

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込（販売）手続等

申込期間中の各営業日に、前記「第一部 証券情報」に従って本投資証券の募集が行われます。申込みの方法及び申込証拠金、発行価格、売価格等の申込みの条件については前記「第一部 証券情報」をご参照下さい。

### (2) 買戻し手続等

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第5条）。

本書の日付現在、本投資証券は東京証券取引所から上場廃止決定を受けて上場廃止となっており、本投資証券を東京証券取引所を通じて売買することはできません。本投資証券を譲渡するためには、同取引所外で本投資証券を譲渡する必要があります。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産管理等の概要

#### ① 資産の評価

#### (イ) 1口当たりの純資産額の算出

1口当たりの純資産額 = (総資産の資産評価額 - 負債総額) ÷ 発行済投資口総数

#### (ロ) 資産評価の方法

本投資法人は、資産の評価を、運用資産の種類毎に定められた方法及び基準により行うものとします。

(ハ) 資産評価の基準日は、本投資法人の各営業期間の末日としますが、規約第29条第1項第3号及び第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします（規約第33条第3項）。

#### (ニ) 公表方法及び投資者による照会方法

1口当たりの純資産額については、計算書類の注記表に記載されることになっています（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。以下「投資法人計算規則」といいます。）第58条、第68条）。貸借対照表を含む計算書類等は、各営業期間毎に作成され（投信法第129条）、役員会により承認された場合には遅滞なく投資主に対してその旨が書面にて通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供されます（投信法第131条）。

投資主は、純資産額の情報について、本投資法人の一般事務受託者（みずほ信託銀行株式会社）の本支店で入手することができます。

#### ② 保管

投資主は、証券会社等との間で保護預り契約を締結し、本投資証券の保管を委託することができます。保護預りの場合、本投資証券は混蔵保管され、投資主に対しては預り証が交付され

ます。保護預り証券について預り証を省略し、取引の都度、その時点で残高が記載された「取引明細書」を交付する方法によることも可能です。

投資主は、記名式の本投資証券の券面を直接保有することもできます。保護預りを行わず直接保有する場合、本投資証券の券面は、投資主が自らの責任において保管することとなります。

③ 存続期間

本投資法人の規約に存続期間の定めはありません。

④ 計算期間

本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日までとし、各営業期間の末日をそれぞれ決算期とします（規約第34条）。

⑤ その他

(イ) 増減資に関する制限

a. 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、2,000,000口とします（規約第6条第1項）。本投資法人の執行役員は、かかる投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができます。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会が承認した金額とします（規約第6条第3項）。

b. 国内における募集

本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えることとします（規約第6条第2項）。

c. 最低純資産額の変更

本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とします（規約第8条）。なお、投信法第67条第4項により、5,000万円を下回る額を最低純資産額とする規約変更はできません。

(ロ) 解散事由

本投資法人における解散事由は以下のとおりです（投信法第143条）。

- a. 規約で定めた存続期間の満了又は解散の事由の発生（なお、本投資法人の規約において存続期間又は解散事由の定めはありません。）。
- b. 投資主総会の決議
- c. 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。）
- d. 破産手続開始の決定
- e. 投信法第143条の3第1項の規定又は第144条において準用する会社法第824条第1項の規定による解散を命ずる裁判
- f. 投信法第187条の登録の取消し

(ハ) 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、規約の変更に関する議案が可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項）。但し、書面による議決権行使及び議決権の代理行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなされる場合があることにつき、後記「第三部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主の権利 ① 投資主総会における議決権（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所規則に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は金銭の分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

本投資法人の登録申請書記載事項が変更された場合には、関東財務局に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

(ニ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定の概要は、以下のとおりです。

a. 本資産運用会社（シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社）との間の資産運用委託契約

(i) 契約期間

資産運用委託契約は、本投資法人が投資法人として投信法第189条に基づき登録がなされた日（平成16年10月28日）に効力を生ずるものとし、その有効期間は効力発生の日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに双方いずれからも書面による別段の申出がないときは、さらに従前と同一条件にて自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

(ii) 契約期間中の解約に関する事項

(a) 本投資法人又は本資産運用会社は、相手方に対し、3ヶ月前までに書面をもって解約の予告をし、本投資法人は投資主総会の承認を得たうえで、本資産運用会社は本投資法人の同意を得たうえで、当該契約を解約することができます。



(b) 前(a)の記載にかかわらず、本投資法人は、本資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議により当該契約を解約することができます。

A. 本資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき

B. 前A. に掲げる場合のほか、資産の運用にかかる業務を引続き委託することに堪えない重大な事由があるとき

(c) 本投資法人は、本資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合、当該契約を解約しなければなりません。この場合、本資産運用会社は当該契約の解約に同意するものとします。

A. 金融商品取引業者（投信法第199条各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める金融商品取引業者）でなくなったとき

B. 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき

C. 解散したとき

(iii) 契約の内容の変更に関する事項

資産運用委託契約は、本投資法人及び本資産運用会社の書面による合意により変更することができます。

(iv) 解約又は契約の変更の開示方法

資産運用委託契約が解約され、資産運用会社の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また資産運用委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

b. 一般事務受託者（みずほ信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

(i) 契約期間

一般事務委託契約の有効期間は、平成20年8月31日までとします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日よりさらに2年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

(ii) 契約期間中の解約に関する事項

(a) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、当該契約は当事者が合意して指定した日に終了します。

(b) 当事者のいずれか一方が一般事務委託契約に違反し、一般事務委託契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。なおこの場合、当該契約は同30日間の経過後に解除することができます。

(c) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき。又は、当事者いずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

(d) 当事者のいずれか一方について、当該契約に定める業務の遂行に著しく支障があると合理的に判断される場合。この場合、その相手方は書面にてその判断を通知することにより当該契約を直ちに解除することができます。

(iii) 契約の内容の変更に関する事項

一般事務委託契約は、本投資法人及び一般事務受託者が協議し合意のうえ、契約の各条項の定めを変更することができます。変更に当たっては関係法令との整合性及び本投資法人の規約との整合性及び準則性を遵守するものとし、書面をもって行うものとします。

(iv) 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約が解約され、一般事務受託者の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

c. 投資主名簿等管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）との間の投資口事務代行委託契約

(i) 契約期間

投資口事務代行委託契約の有効期間は、契約の効力発生日（平成16年9月27日）から平成19年9月30日までとし、有効期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とします。

(ii) 契約期間中の解約に関する事項

投資口事務代行委託契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。

(a) 当事者間の文書による解約の合意。但し、この場合には、当該契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。

(b) 当事者のいずれか一方に次に掲げる事由が生じたときは、ほかの当事者は契約の解除を文書で通知することができます。当該契約は、解除を通知する文書において指定する日に失効するものとします。

- A. 支払停止又は会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産手続開始、特別清算手続開始、特定調停手続その他これらに類する倒産手続開始の申立がなされた場合
- B. 当該契約につき、重大な違反をした場合

(iii) 契約の内容の変更に関する事項

投資口事務代行委託契約の内容については、当事者間で協議のうえ、書面により合意した場合に限り、変更することができます。

(iv) 契約の変更の開示方法

投資口事務代行委託契約が解約され、投資主名簿等管理人の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

d. 資産保管会社（みずほ信託銀行株式会社）との間の資産保管業務委託契約

(i) 契約期間

資産保管委託契約の有効期間は、平成20年8月31日までとします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日よりさらに2年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

(ii) 契約期間中の解約に関する事項

前(i)にかかわらず、以下のそれぞれに掲げる場合には、資産保管委託契約を解除することができます。

(a) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、資産保管委託契約は本投資法人及び資産保管会社が合意して指定した日に終了します。

(b) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。なおこの場合、当該契約は同30日間の経過後に解除することができます。

(c) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき。若しくは、当事者のいずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

(d) 当事者のいずれか一方について、当該契約に定める業務の遂行に著しく支障があると合理的に判断される場合。なおこの場合、その相手方は書面にてその判断を通知することにより当該契約を直ちに解除することができます。

(iii) 契約の内容の変更に関する事項

当事者は、互いに協議し合意のうえ、契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令との整合性及び本投資法人の規約との整合性並びに準則性を遵守するものとし、書面をもって行うものとします。

(iv) 契約の変更の開示方法

資産保管委託契約が解約され、資産保管会社の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、関東財務局に資産保管会社の変更が届け出られます（投信法第191条）。

e. 第1回債の発行事務、支払代理事務及び期中事務に係る一般事務受託者（中央三井信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

(i) 契約期間

契約期間に関する定めはありません。

(ii) 契約期間中の解約に関する事項

契約期間中の解約に関する定めはありません。

(iii) 契約内容の変更に関する事項

契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者間で変更に関する協定をすることとしています。

(iv) 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約が解約され、一般事務受託者の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

f. 第2回債及び第3回債の発行代理事務、支払代理事務及び期中事務に係る一般事務受託者（住友信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

(i) 契約期間

契約期間に関する定めはありません。

(ii) 契約期間中の解約に関する事項

契約期間中の解約に関する定めはありません。

(iii) 契約内容の変更に関する事項

契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者間で変更に関する協定をすることとしています。

(iv) 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約が解約され、一般事務受託者の異動があった場合には、金融商品取

引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

f. 第1回債の投資法人債管理者（中央三井信託銀行株式会社）との間の管理委託契約

(i) 契約期間

契約期間に関する定めはありません。

(ii) 契約期間中の解約に関する事項

契約期間中の解約に関する定めはありません。

(iii) 契約内容の変更に関する事項

契約内容に変更の必要が生じたときは、そのつど当事者は相互にこれに関する協定をします。ただし、第1回債の投資法人債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更は、投資法人債権者集会の決議を要します。

(iv) 契約の変更の開示方法

契約の変更のために投資法人債権者集会の決議を要する場合、かかる投資法人債権者集会は、本投資法人又は投資法人債管理者がこれを招集し、会日より少なくとも3週間前にかかる投資法人債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告します。また、投資法人債権者集会の決議について認可（かかる認可がなければ決議の効力が発生しません。）又は不認可の決定があった場合にも、本投資法人により公告がなされます。

g. 会計監査人：あらた監査法人

会計監査人は、投資主総会において選任するものとされ（規約第24条）、会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとされ（投信法第103条第1項、規約第25条第1項）、会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされています（投信法第103条第2項、規約第25条第2項）。本投資法人の設立の際に選任されたものとみなされる設立時会計監査人は中央青山監査法人でしたが、同監査法人は平成18年8月28日、会計監査人を辞任し、これを受けまして、本投資法人は平成18年8月28日付役員会決議により、あらた監査法人を一時会計監査人に選任しました。そして、平成20年5月29日開催の第3回投資主総会で、あらた監査法人を会計監査人に選任しています。

(ホ) 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

## (2) 利害関係人との取引制限

### ① 法令に基づく制限

#### (イ) 利害関係人との取引制限

資産運用会社の行う取引については金融商品取引法の定めにより一定の制限が課せられています。かかる制限の中でも資産運用会社の利害関係人との取引に関する制限として、金融商品取引法第42条の2第1号及び第7号、業府令第130条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第9号、第44条の3第1項第3号によるものが含まれます。

- a. 資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第1号）。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第128条で定めるものを除きます。
- b. 資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第3号）。
- c. 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第1号）。
- d. 自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第2号）。
- e. 第三者（資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。）の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第3号並びに金融商品取引法第44条の3第1項第3号）。
- f. 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第4号）。
- g. 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第5号）。
- h. 以下に掲げる者が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該者の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第

9号)。

(i) 本資産運用会社の関係外国法人等

(ii) 直近2事業年度において業府令に定める行為を行った運用財産に係る有価証券の合計額が当該2事業年度において発行された運用財産に係る有価証券の額の100分の50を超える者。

(ロ) 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本(ロ)において同じ意味で用います。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

(ハ) 資産の運用の制限

投資法人は、①投資法人の執行役員又は監督役員、②資産運用会社、③投資法人の執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限りません。）、④資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で以下に掲げる行為（投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、投信法施行令第117条及び第118条、投信法第193条、投信法施行令第116条）。

- a. 有価証券の取得又は譲渡
- b. 有価証券の貸借
- c. 不動産の取得又は譲渡
- d. 不動産の貸借
- e. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

なお、投信法施行令第117条において、投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として①資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること、②資産運用会社に、不動産の管理を委託すること等が認められています。

② 本投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反对策ルール）

(イ) 一般原則

本資産運用会社は、利害関係者との取引に関しては、法令上の問題点がないのみならず、

本資産運用会社が運用資産の受託者として当該取引においてその責務を果たすよう、本資産運用会社の内規である運用ガイドライン及び委員会規程に以下のような定めをおいています。

(ロ) 概要

a. 本資産運用会社の取締役会規則又は委員会規程に基づき、以下の要請があります。

- 利害関係者と本投資法人との取引にかかる議案については、本資産運用会社の取締役の全員が出席し、出席取締役の全員一致をもって決し、かかる決議に関して、当該利害関係者に該当することとなる取締役又は法人たる利害関係者の役員又は使用人の地位を現に有する取締役（兼職の場合を意味し、当会社に転籍又は出向している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案について議決権を有しないものとし、その取締役の数は、この場合の取締役及び出席取締役の数に算入しません。  
但し、病気、事故、その他やむを得ない事情により出席できない取締役が、かかる事実を証する書面を取締役に提出した場合には（但し、やむを得ない事情により事前に当該書面を提出することが困難であるとほかの取締役全員が認めた場合には、可能な限り速やかに当該書面を提出すれば足りります。）、当該取締役はこの場合の取締役及び出席取締役の数に算入されません。
- 投資委員会の審議内容に、利害関係者と本投資法人との間の取引に関する事項が含まれる場合には、当該利害関係者に該当することとなる委員又は法人たる利害関係者の役員又は使用人の地位を現に有する委員（兼職の場合を含みますが、当該会社に出向又は転籍している場合を除きます。）を、投資委員会に出席させることはできません。
- 投資委員会の決議の採択において、利害関係者と本投資法人との間の取引に関する議案については、議決権を有する委員の議決権の過半数の賛成かつ議決権を有する社外取締役及び外部専門家の全員の賛成により採択されなければなりません。
- 投資委員会（及びコンプライアンス・リスク管理委員会）の委員は、1人につき1個の議決権を有しますが、利害関係者と本投資法人との取引に関して投資委員会（又はコンプライアンス・リスク管理委員会）が審議を行う場合には、当該利害関係者に該当することとなる投資委員（又はコンプライアンス・リスク管理委員）又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する投資委員（又はコンプライアンス・リスク管理委員）（兼職の場合を含むが、当会社に出向又は転籍している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案について議決権を有しません。
- コンプライアンス・リスク管理委員会の審議内容に、利害関係者と本投資法人との間の取引に関する事項が含まれる場合には、当該利害関係者に該当することとなるコンプライアンス・リスク管理委員又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有するコンプライアンス委員（兼職の場合を含むが、当会社に出向又は転籍している場合を除きます。）を、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席させることはできません。
- 利害関係者と本投資法人との間の取引及び法人たる利害関係者の役員又は使用人の地



位を現に有する者と本投資法人との取引については、コンプライアンス・リスク管理委員会が審議し、コンプライアンス・リスク管理委員会で可決された後、取締役会に付議されなければなりません。

- b. 運用ガイドラインにおいて、下記（ハ）のような基準に従って、利害関係者との取引を行うことが義務付けられています。

（ハ）基準

利害関係者との以下の取引に関しては、それぞれの以下の基準に基づいて行うものとします。本投資法人と投信法第201条にて定義される利害関係人等との間で取引が行なわれたときは、本資産運用会社は本投資法人に対して投信法第203条第2項に基づき当該取引に関わる事項を記載した書面を交付します。さらに、本投資法人と利害関係人等以外の利害関係者との間で取引が行われた場合も、本資産運用会社は本投資法人にこれに準じた報告を行うものとします。

a. 利害関係者からの物件・資産の取得

（i）不動産及び不動産信託受益権の場合

1 物件当たりの「投資額」（購入金額のみを指し、税金・取得費用等は含みません。）は、鑑定評価額以下とします。但し、売主が当該不動産等を利害関係者以外から取得した場合にはその取得に要した諸費用（各種手数料、デュー・ディリジェンス費用、登録免許税等）相当額を上限として、鑑定評価額を上回る価格で取得することがあります。

（ii）その他の特定資産の場合

時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記（i）に従うものとします。

b. 利害関係者への物件・資産の売却

（i）不動産及び不動産信託受益権の場合

1 物件当たりの「売却額」（売却金額のみを指し、税金・取得費用等は含みません。）は、鑑定評価額以上とします。

（ii）その他の特定資産の場合

時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記（i）に従うものとします。

c. 利害関係者への物件の賃貸

市場相場及び当該物件の標準的な賃貸条件等を総合的に勘案し、適正な賃貸条件に基づき賃貸します。

d. 利害関係者へのプロパティ・マネジメント業務の委託

本資産運用会社は、株式会社ニューシティプロパティサービスが以下の要件を満たす限り、本投資法人が将来において組入れを行う物件のプロパティ・マネジメント業務を同社に委託することとしています。なお、株式会社ニューシティプロパティサービスは、平成

21年4月10日をもって、そのプロパティマネジメント事業（本投資法人に関する事業を含みます。）に関する権利義務を、吸収分割により株式会社ニューシティマネジメントサービスに承継させました。加えて、同日付で、株式会社ニューシティマネジメントサービスの全株式が株式会社タイセイ・ハウジーに譲渡され、株式会社ニューシティマネジメントサービスの商号が同日付で株式会社タイセイ・ハウジープロパティ（利害関係者には該当しません。）に変更されました。

- ・ 物件所在地域及び物件所在地域の不動産市場に精通しており、本資産運用会社の定める委託業務仕様に基づき、プロパティ・マネジメント業務を遂行できる組織的体制が構築されており、許認可上の要請を満たしていること。
- ・ 新規テナント募集に関する物件所在地域の地元仲介業者とのネットワークが構築されていること。
- ・ プロパティ・マネジメント業務に対する報酬が、物件所在地域の相場範囲内であること。

e. 利害関係者による売買・賃貸の媒介又は仲介手数料

(i) 売買

媒介又は仲介手数料は売買価格の3%を上限とします。

(ii) 賃貸

媒介又は仲介手数料は契約賃料の1ヶ月分相当を上限とします。

f. 利害関係者に対する工事の発注

第三者の見積価格、内容と比較検討したうえで発注します。但し、緊急修繕及び1件100万円以下の工事の場合は、第三者の見積りを省略して市場相場に基づき発注できるものとします。

### (3) 投資主・投資法人債権者の権利

#### ① 投資主の権利

投資主は、投信法及び規約により以下のような権利を有します。

- (イ) 投資主総会における議決権（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）
- (ロ) 代表訴訟提起権（投信法第204条第3項、第116条、第119条、会社法第847条）、投資主総会決議取消権等（投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条）、執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）、新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項）、合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項）、設立無効訴権（投信法第75条第6項、会社法第828条第1項）、投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項）、投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）、検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）、執行役員等解任請求権（投信法第104

条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号)及び解散請求権(投信法第143条の3)等の  
の共益権

- (ハ) 分配請求権(投信法第77条第2項第1号、第137条第1項)
- (ニ) 残余財産分配請求権(投信法第77条第2項第2号、第158条)
- (ホ) 投資口の処分権(投信法第78条第1項、第3項)
- (ヘ) 投資証券交付請求権及び不所持請求権(投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条)
- (ト) 帳簿閲覧請求権(投信法第128条の3)

② 投資法人債権者の権利

投資法人債権者が投信法等により有する主な権利の内容は、次のとおりです。

- (イ) 元利金支払請求権
- (ロ) 投資法人債の譲渡
- (ハ) 投資法人債権者集会における議決権

## 第2【財務ハイライト情報】

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）及び第8期計算期間（平成20年9月1日から平成21年2月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。なお、第7期計算期間及び第8期計算期間の監査報告書は、「第三部 投資法人の詳細情報 第5 投資法人の経理状況」に記載されている財務諸表に添付されています。

以下は、「第三部 投資法人の詳細情報 第5 投資法人の経理状況 1 財務諸表」に記載された財務諸表からの抜粋です。

## 1 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第7期 (平成20年8月31日現在)	第8期 (平成21年2月28日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,896,900	1,155,390
信託現金及び信託預金	※1 3,395,724	※1 3,008,031
営業未収入金	136,282	165,349
前払費用	43,350	36,865
未収消費税等	12,575	—
未収還付法人税等	—	563,656
その他	12,684	27,438
貸倒引当金	△4,900	△15,610
流動資産合計	6,492,618	4,941,122
固定資産		
有形固定資産		
建物	29,126,853	28,572,438
減価償却累計額	△1,013,176	△1,325,868
建物（純額）	28,113,676	27,246,569
構築物	271,713	267,518
減価償却累計額	△6,860	△9,222
構築物（純額）	264,852	258,295
機械及び装置	501,145	490,732
減価償却累計額	△25,588	△32,320
機械及び装置（純額）	475,557	458,412
工具、器具及び備品	865,079	843,024
減価償却累計額	△74,293	△98,235
工具、器具及び備品（純額）	790,786	744,789
土地	42,656,912	41,508,418
信託建物	47,496,721	44,285,303
減価償却累計額	△3,448,795	△3,683,394
信託建物（純額）	※1 44,047,925	※1 40,601,908
信託構築物	475,388	454,196
減価償却累計額	△24,294	△26,856
信託構築物（純額）	※1 451,094	※1 427,339
信託機械及び装置	564,588	314,628
減価償却累計額	△58,156	△31,105
信託機械及び装置（純額）	※1 506,432	※1 283,523
信託工具、器具及び備品	423,241	367,940
減価償却累計額	△99,070	△80,211
信託工具、器具及び備品（純額）	※1 324,170	※1 287,728
信託土地	※1 78,439,808	※1 74,412,864
有形固定資産合計	196,071,217	186,229,849

(単位：千円)

	第7期 (平成20年8月31日現在)	第8期 (平成21年2月28日現在)
無形固定資産		
信託借地権	913,996	913,996
その他	4,014	3,583
無形固定資産合計	918,010	917,579
投資その他の資産		
差入保証金	11,484	11,564
長期前払費用	97,486	158,233
修繕積立金	225,571	251,684
投資その他の資産合計	334,542	421,482
固定資産合計	197,323,771	187,568,912
繰延資産		
投資法人債発行費	72,623	66,204
繰延資産合計	72,623	66,204
資産合計	203,889,013	192,576,238
負債の部		
流動負債		
営業未払金	206,731	228,619
1年内償還予定の投資法人債	—	310,000
短期借入金	※2 24,200,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※1 21,350,000	483,065
未払金	389,186	571,476
未払費用	336,314	3,857,217
未払法人税等	870,174	605
未払消費税等	—	124,324
前受金	381,602	383,379
繰延税金負債	10	—
違約金損失引当金	5,538,200	—
その他	37,189	27,877
流動負債合計	53,309,408	5,986,566
固定負債		
投資法人債	31,000,000	30,690,000
長期借入金	32,800,000	※1 65,151,460
預り敷金及び保証金	369,619	333,836
信託預り敷金及び保証金	1,228,490	1,076,317
長期未払金	—	5,612,698
固定負債合計	65,398,109	102,864,313
負債合計	118,707,518	108,850,879

(単位：千円)

	第7期 (平成20年8月31日現在)	第8期 (平成21年2月28日現在)
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	90,931,601	90,931,601
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	△5,749,864	△7,206,242
投資主資本合計	※ <sup>3</sup> 85,181,737	※ <sup>3</sup> 83,725,359
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△242	—
評価・換算差額等合計	△242	—
純資産合計	※ <sup>4</sup> 85,181,494	※ <sup>4</sup> 83,725,359
負債純資産合計	203,889,013	192,576,238

## 2 【損益計算書】

(単位：千円)

	第7期		第8期	
	自 至	平成20年3月1日 平成20年8月31日	自 至	平成20年9月1日 平成21年2月28日
営業収益				
賃貸事業収入		※1 5,874,371	※1 5,578,786	
不動産等売却益		※2 98,570	※2 —	
営業収益合計		5,972,941	5,578,786	
営業費用				
賃貸事業費用		※1 2,270,691	※1 2,162,192	
資産運用報酬		487,693	379,365	
資産保管手数料		12,637	12,694	
一般事務委託手数料		35,741	56,530	
役員報酬		4,800	7,533	
その他営業費用		192,186	167,478	
営業費用合計		3,003,750	2,785,794	
営業利益		2,969,191	2,792,991	
営業外収益				
受取利息		1,306	734	
雑収入		※3 50,961	※3 93,272	
その他		—	4,059	
営業外収益合計		52,268	98,067	
営業外費用				
支払利息		587,169	440,452	
融資関連費用		132,748	59,582	
投資法人債利息		275,921	143,597	
投資口交付費		125,587	—	
投資法人債発行費償却		21,064	6,419	
その他		2,975	25,019	
営業外費用合計		1,145,467	675,072	
経常利益		1,875,992	2,215,986	
特別損失				
減損損失		※4 1,217,364	※4 254,579	
違約金損失引当金繰入額		5,538,200	—	
遅延損害金		—	※5 3,669,518	
民事再生手続費用		—	※6 163,649	
金利スワップ精算損		—	※7 144,139	
特別損失合計		6,755,564	4,231,886	
税引前当期純損失(△)		△4,879,572	△2,015,899	
法人税、住民税及び事業税		870,182	4,135	
法人税等調整額		179	—	
法人税等還付税額		—	△563,656	
法人税等合計		870,361	△559,521	
当期純損失(△)		△5,749,933	△1,456,377	
前期繰越利益又は前期繰越損失(△)		69	△5,749,864	
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)		△5,749,864	△7,206,242	



### 3【金銭の分配に係る計算書】

区分	第7期	第8期
	自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
I 当期末処分利益又は当期末処理 損失(△)	△5,749,864千円	△7,206,242千円
II 分配金の額 (投資口1口当たりの分配金の額)	0千円 (0円)	－千円 (－円)
III 次期繰越利益又は次期繰越損失 (△)	△5,749,864千円	△7,206,242千円
分配金の額の算出方法	<p>本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。しかしながら、当期は未処理損失を計上するに至ったため利益の分配は行いません。また、本投資法人規約第35条第1項(2)に定める利益を超えた金銭の分配も行いません。</p>	<p>本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。しかしながら、当期は未処理損失を計上するに至ったため利益の分配は行いません。また、本投資法人規約第35条第1項(2)に定める利益を超えた金銭の分配も行いません。</p>

(注) 投資口1口当たり分配金以外の金額は、いずれも千円未満を切捨て記載しております。

## 4【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	第7期		第8期	
	自 至	平成20年3月1日 平成20年8月31日	自 至	平成20年9月1日 平成21年2月28日
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
税引前当期純損失(△)		△4,879,572		△2,015,899
減価償却費		973,915		923,624
長期前払費用償却額		27,978		34,765
投資法人債発行費償却		21,064		6,419
減損損失		1,217,364		254,579
違約金損失引当金繰入額		5,538,200		—
遅延損害金		—		3,669,518
金利スワップ精算損		—		144,139
受取利息		△1,306		△734
支払利息		863,091		584,050
投資口交付費		125,587		—
営業未収入金の増減額(△は増加)		△118,149		△116,540
未収消費税等の増減額(△は増加)		78,262		12,575
営業未払金の増減額(△は減少)		△77,340		21,888
未払金の増減額(△は減少)		△59,153		139,039
未払消費税等の増減額(△は減少)		—		124,324
前受金の増減額(△は減少)		△166,411		1,777
有形固定資産の売却による減少額		819,375		1,798,926
信託有形固定資産の売却による減少額		3,170,705		6,979,844
長期前払費用の支払額		△19,094		△95,512
その他		△20,743		△3,822
小計		7,493,774		12,462,965
利息の受取額		1,306		734
利息の支払額		△864,739		△343,359
遅延損害金の支払額		—		△389,305
法人税等の支払額		△3,212		△873,704
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,627,128		10,857,330
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
有形固定資産の取得による支出		△9,144,293		△128,134
信託有形固定資産の取得による支出		△54,280		△22,929
差入保証金の差入による支出		—		△80
預り敷金及び保証金の受入による収入		101,616		29,934
預り敷金及び保証金の返還による支出		△38,307		△40,864
預り敷金及び保証金対応預金の預入による支出		△110,127		△6,622
預り敷金及び保証金対応預金の引出による収入		58,264		415,848
信託預り敷金及び保証金の受入による収入		127,118		73,986
信託預り敷金及び保証金の返還による支出		△174,941		△163,539
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の預入による支出		△152,354		△69,803
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の引出による収入		266,005		216,529
修繕積立金の支出		△13,366		△13,412
投資活動によるキャッシュ・フロー		△9,134,666		290,911

(単位：千円)

	第7期		第8期	
	自	平成20年3月1日	自	平成20年9月1日
	至	平成20年8月31日	至	平成21年2月28日
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		21,000,000		1,493,000
短期借入金の返済による支出		△23,900,000		△12,500,000
長期借入れによる収入		1,700,000		—
長期借入金の返済による支出		△645,000		△1,708,473
投資口の発行による収入		5,140,422		—
投資口交付費の支出		△117,743		—
分配金の支払額		△2,456,912		△6,019
財務活動によるキャッシュ・フロー		720,766		△12,721,492
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		△1,786,770		△1,573,250
現金及び現金同等物の期首残高		6,395,736		4,608,966
現金及び現金同等物の期末残高	※1	4,608,966	※1	3,035,715

### 第3【内国投資証券事務の概要】

#### 1 名義書換の手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

本投資証券の所持人は、本投資法人及び本投資法人の投資主名簿等管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社の定める手続に従って投資主名簿への記載又は記録を本投資法人に請求することができます。本投資証券の譲渡は、かかる投資主名簿への記載又は記録によらなければ、本投資法人に対抗することができません。投資主名簿への記載又は記録の取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料は次のとおりです。

取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
投資主名簿等管理人の名称及び住所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
手数料	なし (三菱UFJ信託銀行株式会社に対して直接名義書換手続を行う場合には、手数料はかかりません。なお、他の証券会社等を通じて名義書換手続を行う場合、当該証券会社等に対する手数料が別途必要となることがあります。)

#### 2 投資主に対する特典

該当事項はありません。

#### 3 内国投資証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

#### 4 その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

## 第4【投資法人の詳細情報の項目】

「第三部 投資法人の詳細情報」に記載される事項は以下のとおりです。

### 第1 投資法人の追加情報

- 1 投資法人の沿革
- 2 役員状況
- 3 その他

### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等

### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 存続期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 利害関係人との取引制限
- 3 投資主・投資法人債権者の権利

### 第4 関係法人の状況

- 1 資産運用会社の概況
  - (1) 名称、資本の額及び事業の内容
  - (2) 運用体制
  - (3) 大株主の状況
  - (4) 役員状況
  - (5) 事業内容及び営業の概況
- 2 その他の関係法人の概況
  - (1) 一般事務受託者兼資産保管会社
    - ① 名称、資本金の額及び事業の内容
    - ② 関係業務の概要
    - ③ 資本関係
  - (2) 投資主名簿等管理人
    - ① 名称、資本金の額及び事業の内容
    - ② 関係業務の概要
    - ③ 資本関係
  - (3) 第1回債にかかる一般事務受託者兼投資法人債管理者
    - ① 名称、資本金の額及び事業の内容
    - ② 関係業務の概要
    - ③ 資本関係
  - (4) 第2回債及び第3回債にかかる一般事務受託者

- ① 名称、資本金の額及び事業の内容
  - ② 関係業務の概要
  - ③ 資本関係
- (5) 投資口募集事務取扱者
- ① 名称、資本金の額及び事業の内容
  - ② 関係業務の概要
  - ③ 資本関係

第5 投資法人の経理状況

- 1 財務諸表
- 2 投資法人の現況  
純資産額計算書

第6 販売及び買戻しの実績

## 第三部【投資法人の詳細情報】

### 第1【投資法人の追加情報】

#### 1【投資法人の沿革】

平成16年9月21日	設立企画人（シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社）による投信法第69条に基づく設立にかかる届出
平成16年9月27日	投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の設立
平成16年9月27日	投信法第188条に基づく登録の申請
平成16年10月27日	投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施（登録番号 関東財務局長 第28号）
平成16年12月15日	東京証券取引所に上場
平成20年10月14日	東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受ける
平成20年11月10日	本投資証券が上場廃止となる
平成21年4月7日	スポンサーを選定し、再生計画案を東京地方裁判所に提出
平成21年5月25日	再生計画案を一部修正
平成21年5月26日	東京地方裁判所から再生計画案の付議決定を受ける
平成21年9月9日	東京地方裁判所から民事再生手続廃止の決定を受ける

## 2【役員の状況】

本書の日付現在における本投資法人の役員は以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
執行役員	新井 潤	昭和57年4月 昭和58年9月 昭和62年3月 平成9年7月 平成13年6月 平成17年8月 平成17年11月 平成19年2月 平成19年7月	住友不動産株式会社 入社 住宅事業本部高層 事業部 同上 秘書室 同上 住宅事業本部 同上 名古屋支店長 株式会社ランドビジネス 入社 常務取締役 シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社 入社 投資アセットマネジメント部副部長 同上 常務取締役兼投資アセット マネジメント部長 同上 常務取締役兼投資アセット マネジメント本部長就任 同上 代表取締役社長 就任 ニューシティ・レジデンス投資法人 執行役員 就任（現在に至る）	0
監督役員 （注1）	島田 耕一	昭和59年4月 平成3年4月 平成5年4月 平成16年9月	住友不動産株式会社 入社 総務部 最高裁判所司法研修所 入所 弁護士登録（第一東京弁護士会） 山分榮法律事務所 入所（現在に至る） ニューシティ・レジデンス投資法人 監督役員就任（現在に至る）	0
監督役員 （注1）	藤川 裕紀子 （戸籍姓：小林） （注2）	昭和63年10月 平成4年3月 平成8年7月 平成9年8月 平成10年6月 平成11年7月 平成12年1月 平成12年7月 平成13年7月 平成16年10月 平成20年7月	中央新光監査法人 入所 公認会計士登録 株式会社ジェイエスシー入社 小林時宗税理士事務所入所 金融監督庁（現金融庁）入庁 検査部検査総括課金融証券検査官 同庁検査部検査総括課金融証券検査官兼専 門検査官 同庁検査部検査総括課専門検査官 藤川裕紀子公認会計士事務所開設 （現在に至る） ベンチャービジネス証券投資法人 監督役員就任（現在に至る） 東京フロンティア投資法人 監督役員就任（現在に至る） ニューシティ・レジデンス投資法人 監督役員就任（現在に至る）	0



(注1) 監督役員は、上記記載以外の他の法人の役員である場合がありますが、上記を含めいずれも本投資法人与利害関係はありません。

(注2) 藤川裕紀子の姓「藤川」は、公認会計士登録姓となります。なお戸籍上の姓は「小林」となります。

(注3) 平成21年5月13日開催の投資主総会における決議によって補欠執行役員として渡邊顯氏が、補欠監督役員として斉藤智春氏及び飯塚隆氏がそれぞれ選任されましたが、平成21年9月15日付で同氏らは辞任しております。

### 3【その他】

#### (1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任されます（投信法第96条、規約第17条第1項）。但し、法令の規定により、設立の際選任されたものとみなされる設立時執行役員及び設立時監督役員は、この限りではありません（投信法第72条）。

執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年です（規約第17条第2項）。但し、補欠又は増員のために選任された執行役員及び監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（規約第17条第2項但書）。

執行役員及び監督役員の解任は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が否決されたときは、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主（6ヶ月前より引続き当該投資口を有する者に限ります。）は、30日以内に、訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号）。

#### (2) 規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項

##### ① 規約等の重要事項の変更

該当事項はありません。

##### ② 営業譲渡又は営業譲受

該当事項はありません。

##### ③ 出資の状況その他の重要事項

本投資法人は、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (1) 主要な経営指標等の推移 ⑥ 第7期末後に生じた重要な事実」に記載のとおり、第7期末後である平成20年10月9日に民事再生手続開始を申し立て、同日、東京地方裁判所より、保全命令及び監督命令を受け、また同月14日に民事再生手続開始決定を受け、平成21年9月9日に同手続の廃止決定を受けています。その他、同所に記載のとおり第7期末後に重要な事実が生じております。

#### (3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、前記「第一部 証券情報」に従って本投資証券の募集が行われます。申込みの方法及び申込証拠金、発行価格、売価価格等の申込みの条件については前記「第一部 証券情報」をご参照下さい。

### 2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第5条）。

本書の日付現在、本投資証券は東京証券取引所から上場廃止決定を受けて上場廃止となっており、本投資証券を東京証券取引所を通じて売買することはできません。本投資証券を譲渡するためには、同取引所外で本投資証券を譲渡する必要があります。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### ① 1口当たりの純資産額の算出

本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1口当たりの純資産額 = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口総数}$$

###### ② 資産評価の方法

本投資法人の資産評価の方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定めます(規約第33条)。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権(規約第29条第1項第1号、第2号①又は②に定めるもの)

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法により算定します。但し、設備等については正当な事由により採用した方法による評価が適当ではなくなった場合であり、かつ投資者保護上問題ないと合理的に判断できる場合に限り、ほかの評価方法に変更することができるものとします。

(ロ) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(規約第29条第1項第2号③に定めるもの)

信託財産が(イ)に掲げる資産の場合は(イ)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行う。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には(へ)に準じて評価をする。

(ハ) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(規約第29条第1項第2号④に定めるもの)

信託財産の構成資産が(イ)に掲げる資産の場合は、(イ)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行う。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には(へ)に準じて評価をする。

(ニ) 不動産に関する匿名組合出資持分(規約第29条第1項第2号⑤に定めるもの)

匿名組合出資持分の構成資産が(イ)乃至(ハ)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行ったうえで、これらの合計額から匿名組合の負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とします。

(ホ) 不動産に関する匿名組合持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(規約第29条第1項第2号⑥に定めるもの)

信託財産である匿名組合出資持分について(ニ)に従った評価を行う。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には(へ)に準じて評価をする。

(へ) 有価証券（規約第29条第1項第3号、第2項第1号③に定めるもの）

公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とします。但し、優先出資証券及びコマーシャル・ペーパーについて、公表されている最終価格に基づき算出した価額又は合理的に算出された価額がない場合には、取得原価により評価します。

(ト) 金銭債権（規約第29条第2項第1号②に定めるもの）

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とします。

(チ) 金銭の信託の受益権（規約第29条第2項第1号④に定めるもの）

信託財産の構成資産が（へ）又は（ト）の場合は、それぞれに定める方法に従って評価を行う。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には（へ）に準じて評価をする。

(リ) デリバティブ取引に関する権利（規約第29条第2項第2号に定めるもの）

a. 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務

基準日における当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価します。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額より評価します。

b. 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務

市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価します。

c. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについてはヘッジ会計が適用できるものとしします。

d. その他

上記に定めがない場合は、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。

③ 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記②と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとしします（規約第33条第2項）。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額

(ロ) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権  
信託財産が(イ)に掲げる資産の場合は(イ)に従った評価額

(ハ) 不動産に関する匿名組合出資持分

匿名組合の構成資産が(イ)に掲げる資産の場合は(イ)に従い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から匿名組合の負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額

④ 資産評価の基準日は、本投資法人の各営業期間の末日としますが、規約第29条第1項第3号及び第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします(規約第33条第3項)。

⑤ 公表方法及び投資者による照会方法

1口当たりの純資産額については、計算書類の注記表に記載されることになっています(投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。以下「投資法人計算規則」といいます。)第58条、第68条)。貸借対照表を含む計算書類等は、各営業期間毎に作成され(投信法第129条)、役員会により承認された場合には遅滞なく投資主に対してその旨が書面にて通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供されます(投信法第131条)。

投資主は、純資産額の情報について、本投資法人の一般事務受託者(みずほ信託銀行株式会社)の本支店で入手することができます。

## (2) 【保管】

投資主は、証券会社等との間で保護預り契約を締結し、本投資証券の保管を委託することができます。保護預りの場合、本投資証券は混蔵保管され、投資主に対しては預り証が交付されます。保護預り証券について預り証を省略し、取引の都度、その時点で残高が記載された「取引明細書」を交付する方法によることも可能です。

投資主は、記名式の本投資証券の券面を直接保有することもできます。保護預りを行わず直接保有する場合、本投資証券の券面は、投資主が自らの責任において保管することとなります。

## (3) 【存続期間】

本投資法人の規約に存続期間の定めはありません。

## (4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日までとし、各営業期間の末日をそれぞれ決算期とします(規約第34条)。

## (5) 【その他】

### ① 増減資に関する制限

#### (イ) 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、2,000,000口とします（規約第6条第1項）。本投資法人の執行役員は、かかる投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができます。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会が承認した金額とします（規約第6条第3項）。

#### (ロ) 国内における募集

本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えることとします（規約第6条第2項）。

#### (ハ) 最低純資産額の変更

本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とします（規約第8条）。なお、投信法第67条第4項により、5,000万円を下回る額を最低純資産額とする規約変更はできません。

### ② 解散事由

本投資法人における解散事由は以下のとおりです（投信法第143条）。

(イ) 規約で定めた存続期間の満了又は解散の事由の発生（なお、本投資法人の規約において存続期間又は解散事由の定めはありません。）。

(ロ) 投資主総会の決議

(ハ) 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限りです。）

(ニ) 破産手続開始の決定

(ホ) 投信法第143条の3第1項の規定又は第144条において準用する会社法第824条第1項の規定による解散を命ずる裁判

(ヘ) 投信法第187条の登録の取消し

### ③ 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、規約の変更に関する議案が可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項）。但し、書面による議決権行使及び議決権の代理行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなされる場合があることにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主の権利 ① 投資主総会における議決権（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所規則に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は金銭の分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

本投資法人の登録申請書記載事項が変更された場合には、関東財務局に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

### ④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定の概要は、以下のとおりです。

#### (イ) 本資産運用会社（シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社）との間の資産運用委託契約

##### a. 契約期間

資産運用委託契約は、本投資法人が投資法人として投信法第189条に基づき登録がなされた日（平成16年10月28日）に効力を生ずるものとし、その有効期間は効力発生の日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに双方いずれからも書面による別段の申出がないときは、さらに従前と同一条件にて自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

##### b. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 本投資法人又は本資産運用会社は、相手方に対し、3ヶ月前までに書面をもって解約の予告をし、本投資法人は投資主総会の承認を得たうえで、本資産運用会社は本投資法人の同意を得たうえで、当該契約を解約することができます。

(ii) 上記(i)の記載にかかわらず、本投資法人は、本資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議により当該契約を解約することができます。

(a) 本資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき

(b) 上記(a)に掲げる場合のほか、資産の運用にかかる業務を引続き委託することに堪えない重大な事由があるとき



(iii) 本投資法人は、本資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合、当該契約を解約しなければなりません。この場合、本資産運用会社は当該契約の解約に同意するものとします。

(a) 金融商品取引業者（投信法第199条各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者）でなくなったとき

(b) 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき

(c) 解散したとき

c. 契約の内容の変更に関する事項

資産運用委託契約は、本投資法人及び本資産運用会社の書面による合意により変更することができます。

d. 解約又は契約の変更の開示方法

資産運用委託契約が解約され、資産運用会社の異動があつた場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また資産運用委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ロ) 一般事務受託者（みずほ信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

a. 契約期間

一般事務委託契約の有効期間は、平成20年8月31日までとします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日よりさらに2年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があつたときは、現行の有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

b. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、当該契約は当事者が合意して指定した日に終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方が一般事務委託契約に違反し、一般事務委託契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。なおこの場合、当該契約は同30日間の経過後に解除することができます。

(iii) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があつたとき。又は、当事者いずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。

これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

- (iv) 当事者のいずれか一方について、当該契約に定める業務の遂行に著しく支障があると合理的に判断される場合。この場合、その相手方は書面にてその判断を通知することにより当該契約を直ちに解除することができます。

c. 契約の内容の変更に関する事項

一般事務委託契約は、本投資法人及び一般事務受託者が協議し合意のうえ、契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令との整合性及び本投資法人の規約との整合性及び準則性を遵守するものとし、書面をもって行うものとします。

d. 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約が解約され、一般事務受託者の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ハ) 投資主名簿等管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）との間の投資口事務代行委託契約

a. 契約期間

投資口事務代行委託契約の有効期間は、契約の効力発生日（平成20年12月26日）から1年間とし、有効期間満了の3ヵ月前までに両当事者のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とします。

b. 契約期間中の解約に関する事項

投資口事務代行委託契約は、以下の定めるところにより、その効力を失います。

- (i) 当事者間の文書による解約の合意。この場合、当該契約は、本投資法人および投資主名簿等管理人の合意によって指定したときから失効します。

(ii) 以下の（a）ないし（c）に掲げる事由が生じた場合、相手方が行う文書による解約の通知。この場合、本契約は（a）または（b）の場合においては解約の通知において指定する日、（c）の場合においては解約の通知において指定する日（ただし、通知到達の日から1ヵ月以上経過した日とする）または上場廃止日のいずれか遅い日に、それぞれ失効するものとします。なお、（b）の場合において投資主名簿等管理人が発する解約の通知は、本投資法人の投資主名簿等管理人に対する直近の届出住所に通知することにより、通常到達すべきときに到達したものとします。ただし、投資主名簿等管理人は、本契約締結時に既に本投資法人が平成20年10月9日付で民事再生手続開始の申立を行っていること、同月10日に本投資法人につき民事再生手続（平成20年（再）第249号）が開始されていること、又は、同年11月10日をもって本投資法人の投資口が金融商品取引所における上場廃止となっていることをもって、本契約の解除をできないものとします。

（a）本投資法人または投資主名簿等管理人の会社更生手続き、民事再生手続き、破産

手続き、特別清算手続きの各々の開始の申立て（その後の法律改正により新たな倒産手続きが創設された場合、当該手続き開始申立てを含む）ならびに手形交換所の取引停止処分がなされた場合

(b) 本投資法人が投資主名簿等管理人への住所変更の届出を怠る等本投資法人の責めに帰すべき事由により、本投資法人が所在不明となった場合

(c) 本投資法人の投資口の金融商品取引所における上場廃止に至った場合

c. 契約の内容の変更に関する事項

投資口事務代行委託契約の内容が法令の変更または本投資法人および投資主名簿等管理人の一方もしくは双方の事情の変更によりその履行に支障をきたすに至ったとき、またはそのおそれのあるときは、本投資法人および投資主名簿等管理人が協議のうえこれを改定することができます。

d. 契約の変更の開示方法

投資口事務代行委託契約が解約され、投資主名簿等管理人の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(二) 資産保管会社（みずほ信託銀行株式会社）との間の資産保管業務委託契約

a. 契約期間

資産保管委託契約の有効期間は、平成20年8月31日までとします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日よりさらに2年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

b. 契約期間中の解約に関する事項

上記 a. にかかわらず、以下のそれぞれに掲げる場合には、資産保管委託契約を解除することができます。

(i) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、資産保管委託契約は本投資法人及び資産保管会社が合意して指定した日に終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。なおこの場合、当該契約は同30日間の経過後に解除することができます。

(iii) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき。若しくは、当事者のいずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止

処分、又は、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

- (iv) 当事者のいずれか一方について、当該契約に定める業務の遂行に著しく支障があると合理的に判断される場合。なおこの場合、その相手方は書面にてその判断を通知することにより当該契約を直ちに解除することができます。

c. 契約の内容の変更に関する事項

当事者は、互いに協議し合意のうえ、契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令との整合性及び本投資法人の規約との整合性並びに準則性を遵守するものとし、書面をもって行うものとします。

d. 契約の変更の開示方法

資産保管委託契約が解約され、資産保管会社の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、関東財務局に資産保管会社の変更が届け出られます（投信法第191条）。

(ホ) 第1回債の発行事務、支払代理事務及び期中事務に係る一般事務受託者（中央三井信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

a. 契約期間

契約期間に関する定めはありません。

b. 契約期間中の解約に関する事項

契約期間中の解約に関する定めはありません。

c. 契約内容の変更に関する事項

契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者間で変更に関する協定をすることとしています。

d. 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約が解約され、一般事務受託者の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ヘ) 第2回債及び第3回債の発行代理事務、支払代理事務及び期中事務に係る一般事務受託者（住友信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

a. 契約期間

契約期間に関する定めはありません。

b. 契約期間中の解約に関する事項

契約期間中の解約に関する定めはありません。

c. 契約内容の変更に関する事項

契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者間で変更に関する協定をすることとしています。

d. 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約が解約され、一般事務受託者の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ト) 第1回債の投資法人債管理者（中央三井信託銀行株式会社）との間の管理委託契約

a. 契約期間

契約期間に関する定めはありません。

b. 契約期間中の解約に関する事項

契約期間中の解約に関する定めはありません。

c. 契約内容の変更に関する事項

契約内容に変更の必要が生じたときは、そのつど当事者は相互にこれに関する協定をします。ただし、第1回債の投資法人債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更は、投資法人債権者集会の決議を要します。

d. 契約の変更の開示方法

契約の変更のために投資法人債権者集会の決議を要する場合、かかる投資法人債権者集会は、本投資法人又は投資法人債管理者がこれを招集し、会日より少なくとも3週間前にかかる投資法人債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告します。また、投資法人債権者集会の決議について認可（かかる認可がなければ決議の効力が発生しません。）又は不認可の決定があった場合にも、本投資法人により公告がなされます。

(チ) 会計監査人：あらた監査法人

会計監査人は、投資主総会において選任するものとされ（規約第24条）、会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとされ（投信法第103条第1項、規約第25条第1項）、会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされています（投信法第103条第2項、規約第25条第2項）。本投資法人の設立の際に選任されたものとみなされる設立時会計監査人は中央青山監査法人でしたが、同監査法人は平成18年8月28日、会計監査人を辞任し、これを受けまして、本投資法人は平成18年8月28日付役員会決議により、あらた監査法人を一時会計監査人に選任しました。そして、平成20年5月29日開催の第3回投資主総会で、あらた監査法人を会計監査人に選任しています。

⑤ 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

## 2 【利害関係人との取引制限】

### (1) 法令に基づく制限

#### ① 利害関係人との取引制限

資産運用会社の行う取引については金融商品取引法の定めにより一定の制限が課せられています。かかる制限の中でも資産運用会社の利害関係人との取引に関する制限として、金融商品取引法第42条の2第1号及び第7号、業府令第130条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第9号、第44条の3第1項第3号によるものが含まれます。

(イ) 資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第1号）。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第128条で定めるものを除きます。

(ロ) 資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第3号）。

(ハ) 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第1号）。

(ニ) 自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第2号）。

(ホ) 第三者（資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。）の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第3号並びに金融商品取引法第44条の3第1項第3号）。

(ヘ) 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第4号）。

(ト) 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第5号）。

(チ) 以下に掲げる者が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該者の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とし

た運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第9号）。

a. 本資産運用会社の関係外国人等

b. 直近2事業年度において業府令に定める行為を行った運用財産に係る有価証券の合計額が当該2事業年度において発行された運用財産に係る有価証券の額の100分の50を超える者。

## ② 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本②において同じ意味で用います。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

## ③ 資産の運用の制限

投資法人は、①投資法人の執行役員又は監督役員、②資産運用会社、③投資法人の執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限りません。）、④資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で以下に掲げる行為（投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、投信法施行令第117条及び第118条、投信法第193条、投信法施行令第116条）。

(イ) 有価証券の取得又は譲渡

(ロ) 有価証券の貸借

(ハ) 不動産の取得又は譲渡

(ニ) 不動産の貸借

(ホ) 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

なお、投信法施行令第117条において、投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として①資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること、②資産運用会社に、不動産の管理を委託すること等が認められています。

## (2) 本投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）

### ① 一般原則

本資産運用会社は、利害関係者との取引に関しては、法令上の問題点がないのみならず、

本資産運用会社が運用資産の受託者として当該取引においてその責務を果たすよう、本資産運用会社の内規である運用ガイドライン及び委員会規程に以下のような定めをおいています。

## ② 概要

(イ) 本資産運用会社の取締役会規則又は委員会規程に基づき、以下の要請があります。

- ・ 利害関係者と本投資法人との取引にかかる議案については、本資産運用会社の取締役の全員が出席し、出席取締役の全員一致をもって決し、かかる決議に関して、当該利害関係者に該当することとなる取締役又は法人たる利害関係者の役員又は使用人の地位を現に有する取締役（兼職の場合を意味し、当会社に転籍又は出向している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案について議決権を有しないものとし、その取締役の数は、この場合の取締役及び出席取締役の数に算入しません。  
但し、病気、事故、その他やむを得ない事情により出席できない取締役が、かかる事実を証する書面を取締役会に提出した場合には（但し、やむを得ない事情により事前に当該書面を提出することが困難であるとほかの取締役全員が認めた場合には、可能な限り速やかに当該書面を提出すれば足り。）も、当該取締役はこの場合の取締役及び出席取締役の数に算入されません。
- ・ 投資委員会の審議内容に、利害関係者と本投資法人との間の取引に関する事項が含まれる場合には、当該利害関係者に該当することとなる委員又は法人たる利害関係者の役員又は使用人の地位を現に有する委員（兼職の場合を含みますが、当該会社に出向又は転籍している場合を除きます。）を、投資委員会に出席させることはできません。
- ・ 投資委員会の決議の採択において、利害関係者と本投資法人との間の取引に関する議案については、議決権を有する委員の議決権の過半数の賛成かつ議決権を有する社外取締役及び外部専門家の全員の賛成により採択されなければなりません。
- ・ 投資委員会（及びコンプライアンス・リスク管理委員会）の委員は、1人につき1個の議決権を有しますが、利害関係者と本投資法人との取引に関して投資委員会（又はコンプライアンス・リスク管理委員会）が審議を行う場合には、当該利害関係者に該当することとなる投資委員（又はコンプライアンス・リスク管理委員）又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する投資委員（又はコンプライアンス・リスク管理委員）（兼職の場合を含むが、当会社に出向又は転籍している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案について議決権を有しません。
- ・ コンプライアンス・リスク管理委員会の審議内容に、利害関係者と本投資法人との間の取引に関する事項が含まれる場合には、当該利害関係者に該当することとなるコンプライアンス・リスク管理委員又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有するコンプライアンス委員（兼職の場合を含むが、当会社に出向又は転籍している場合を除きます。）を、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席させることはできません。
- ・ 利害関係者と本投資法人との間の取引及び法人たる利害関係者の役員又は使用人の地



位を現に有する者と本投資法人との取引については、コンプライアンス・リスク管理委員会が審議し、コンプライアンス・リスク管理委員会が可決された後、取締役会に付議されなければなりません。

(ロ) 運用ガイドラインにおいて、下記③のような基準に従って、利害関係者との取引を行うことが義務付けられています。

### ③ 基準

利害関係者との以下の取引に関しては、それぞれの以下の基準に基づいて行うものとします。本投資法人と投信法第201条にて定義される利害関係人等との間で取引が行われたときは、本資産運用会社は本投資法人に対して投信法第203条第2項に基づき当該取引に関わる事項を記載した書面を交付します。さらに、本投資法人と利害関係人等以外の利害関係者との間で取引が行なわれた場合も、本資産運用会社は本投資法人にこれに準じた報告を行うものとします。

(イ) 利害関係者からの物件・資産の取得

a. 不動産及び不動産信託受益権の場合

1 物件当たりの「投資額」(購入金額のみを指し、税金・取得費用等は含みません。)は、鑑定評価額以下とします。但し、売主が当該不動産等を利害関係者以外から取得した場合にはその取得に要した諸費用(各種手数料、デュー・ディリジェンス費用、登録免許税等)相当額を上限として、鑑定評価額を上回る価格で取得することがあります。

b. その他の特定資産の場合

時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記a.に従うものとします。

(ロ) 利害関係者への物件・資産の売却

a. 不動産及び不動産信託受益権の場合

1 物件当たりの「売却額」(売却金額のみを指し、税金・取得費用等は含みません。)は、鑑定評価額以上とします。

b. その他の特定資産の場合

時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記a.に従うものとします。

(ハ) 利害関係者への物件の賃貸

市場相場及び当該物件の標準的な賃貸条件等を総合的に勘案し、適正な賃貸条件に基づき賃貸します。

(ニ) 利害関係者へのプロパティ・マネジメント業務の委託

本資産運用会社は、株式会社ニューシティプロパティサービスが以下の要件を満たす限り、本投資法人が将来において組入れを行う物件のプロパティ・マネジメント業務を同社に委託することとしています。なお、株式会社ニューシティプロパティサービスは、平成21年4月10日をもって、そのプロパティマネジメント事業(本投資法人に関する事業を含みます。)

に関する権利義務を、吸収分割により株式会社ニューシティマネジメントサービスに承継させました。加えて、同日付で、株式会社ニューシティマネジメントサービスの全株式が株式会社タイセイ・ハウジーに譲渡され、株式会社ニューシティマネジメントサービスの商号が同日付で株式会社タイセイ・ハウジープロパティ（利害関係者には該当しません。）に変更されました。

- ・ 物件所在地域及び物件所在地域の不動産市場に精通しており、本資産運用会社の定める委託業務仕様に基づき、プロパティ・マネジメント業務を遂行できる組織的体制が構築されており、許認可上の要請を満たしていること。
- ・ 新規テナント募集に関する物件所在地域の地元仲介業者とのネットワークが構築されていること。
- ・ プロパティ・マネジメント業務に対する報酬が、物件所在地域の相場の範囲内であること。

(ホ) 利害関係者による売買・賃貸の媒介又は仲介手数料

a. 売買

媒介又は仲介手数料は売買価格の3%を上限とします。

b. 賃貸

媒介又は仲介手数料は契約賃料の1ヶ月分相当を上限とします。

(ヘ) 利害関係者に対する工事の発注

第三者の見積価格、内容と比較検討したうえで発注します。但し、緊急修繕及び1件100万円以下の工事の場合は、第三者の見積りを省略して市場相場に基づき発注できるものとします。

④ 利害関係人との取引状況等

第8期に係る利害関係人との取引状況は以下のとおりです。

<支払手数料等>

区分	支払手数料 総額A (千円)	利害関係人との取引の内訳(注1)		B/A (%)
		支払先	支払額B (千円)	
修繕維持費	334,349	株式会社ニューシティプロパティ サービス	170,917	51.1
物件管理委託料	148,273	株式会社ニューシティプロパティ サービス	148,070	99.9
仲介手数料及び広告費 等	211,231	株式会社ニューシティプロパティ サービス	193,242	91.5
その他賃貸事業費用	102,962	株式会社ニューシティプロパティ サービス	10,919	10.6
		ニューシティ・リーシング・ワン有 限会社	778	0.8
		ニューシティ・リーシング・ツー有 限会社	976	0.9
		ニューシティ・レジデンス・フォー 有限会社	745	0.7
		ニューシティ・リーシング・フォー 有限会社	808	0.8
		ニューシティ・リーシング・ファイ ヴ有限会社	769	0.7
		ニューシティ・リーシング・シックス 有限会社	721	0.7

(注1) 「利害関係人」とは、投信法第201条第1項にて定義される利害関係人等及び資産運用会社の10%以上の株主並びにかかる者の意向を受けて設立された特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。))において規定する特定目的会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号、その後の改正を含みます。))において規定する特例有限会社、株式会社等を含みます。)をいいます。

(注2) 第8期における要支払額を記載しております。

(注3) 株式会社ニューシティプロパティサービスは、第8期末後の平成21年4月10日をもって、そのプロパティマネジメント事業(本投資法人に関する事業を含みます。)に関する権利義務を、吸収分割により株式会社ニューシティマネジメントサービスに承継させました。加えて、同日付で、株式会社ニューシティマネジメントサービスの全株式が株式会社タイセイ・ハウジーに譲渡され、株式会社ニューシティマネジメントサービスの商号が同日付で株式会社タイセイ・ハウジープロパティに変更されました。

### 3【投資主・投資法人債権者の権利】

#### (1) 投資主の権利

投資主が投信法及び本投資法人の規約により有する主な権利の内容及び行使手続の概要は次のとおりです。

##### ① 投資主総会における議決権（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）

投信法又は本投資法人の規約により定められる一定の事項は、投資主より構成される投資主総会で決議されます。投資主は、その有する投資口1口につき1個の議決権を有します（投信法第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会においては、原則として発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって決議されますが（投信法第93条の2第1項、規約第11条第1項）、規約の変更（投信法第140条）その他一定の重要事項に関しては、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、決議されなければなりません（投信法第93条の2第2項）。

投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とします（投信法第77条の3第2項、規約第15条）。

投資主は、投資主総会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第92条第1項）。また、投資主は、投資法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができます（投信法第92条の2）。さらに、投資主は、代理人により議決権を行使することができます。但し、投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を有する投資主1名に限られます（規約第11条第2項）。これらの方法にかかわらず、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

##### ② その他の共益権

###### (イ) 代表訴訟提起権（投信法第204条第3項、第116条、第119条、会社法第847条）

6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えの提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、本投資法人のために自ら訴えを提起することができます。

###### (ロ) 投資主総会決議取消権（投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条）

投資主は、a. 招集の手続若しくは決議の方法が法令若しくは規約に違反し又は著しく不公正なとき、b. 決議の内容が規約に違反するとき、又はc. 決議につき特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときは、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議の不存在又は無効を確認する訴えを提起することができます。

(ハ) 執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が発生するおそれがあるときは、6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対してその行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

(ニ) 新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項）

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から6ヶ月以内に本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

(ホ) 合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

(ヘ) 設立無効訴権（投信法第75条第6項、会社法第828条第1項）

投資主は、本投資法人の設立につき重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して本投資法人の成立の日から2年以内に設立無効の訴えを提起することができます。

(ト) 投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができます。但し、その事項が総会で決議すべきものでない場合はこの限りではありません。

(チ) 投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求ことができ、遅滞なく投資主総会招集の手続がなされない場合には、監督官庁の許可を得て自ら招集することができます。

(リ) 検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集手続及び決議の方法を調査させるため、投資主総会に先立って検査役の選任を監督官庁に請求することができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため検査役の選任を監督官庁に申し立てることができます。

(ヌ) 執行役員等解任請求権（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

執行役員及び監督役員は投資主総会の決議により解任することができますが、執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案

が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上に当たる投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます。

(ル) 解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で投資法人の存立を危うくするときには、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

③ 分配請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条第1項）

投資主は、投信法及び本投資法人の規約に定められた金銭の分配方針に従って作成された金銭の分配に係る計算書に従い、保有投資口数に応じて金銭の分配を受ける権利を有します。金銭の分配方針に関しては前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（3）分配方針」をご参照下さい。

④ 残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、保有投資口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有します。

⑤ 払戻請求権（規約第5条）

投資主は、投資口の払戻請求権を有しません。

⑥ 投資口の処分権（投信法第78条第1項、第3項）

投資主は投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡できます。

⑦ 投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条）

投資主は、投資法人が投資口を発行した日以後遅滞なく、当該投資口にかかる投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申出することもできます。

⑧ 帳簿閲覧請求権（投信法第128条の3、会社法第433条第2項（第3号を除く。））

投資主は、本投資法人の営業時間内はいつでも、請求の理由を明らかにして、会計帳簿又はこれに関連する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。

(2) 投資法人債権者の権利

投資法人債権者が投信法等により有する主な権利の内容は、次のとおりです。

① 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。

② 投資法人債の譲渡

投資法人債券を発行する旨の定めのある投資法人債の移転は、譲渡人及び譲受人間の意思表示及び投資法人債券を交付することにより行われます（投信法第139条の7、会社法第687条）。このうち、取得者が、記名式の投資法人債の譲渡を第三者に対抗するためには、投資法人債券

を交付することが必要であり、投資法人に対抗するためには、取得者の氏名及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第2項）。これに対し、取得者が、無記名式の投資法人債の譲渡を第三者及び投資法人に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第3項）。

### ③ 投資法人債権者集会における議決権

(イ) 投資法人債権者集会は、投信法に規定のある場合のほか、投資法人債権者の利害に重大な関係を有する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する投資法人債の合計金額（償還済みの額を除きます。）に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項）。投資法人債権者は、投資法人債権者集会に出席する代わりに書面や電磁的方法によって議決権を行使することも可能です（投信法第139条の10第2項、会社法第726条、第727条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によってその効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条）。

(ロ) 投資法人債権者集会の決議方法は、以下のとおりです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条第1項、第2項）。

a. 法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合のほか、原則として、出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。

b. 投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

(ハ) 投資法人債総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上に当たる投資法人債を有する投資法人債権者は、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を本投資法人又は投資法人債管理者に対して示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求がなされた後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会を招集することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。

(ニ) 投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

### ④ 投資法人債管理者

本投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。但し、各投資法人債の金額が1億円以上である場合その他投資法人債権者の保護に

欠けるおそれがないものとして投信法施行規則で定める場合は、この限りではありません（投信法第139条の8）。

## 第4【関係法人の状況】

### 1【資産運用会社の概況】

以下では原則として第7期末時点の本資産運用会社の概況を記載しております。

#### (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社  
(英文ではCBRE Residential Management K.K.と表示します。)

② 資本金の額

2億1,000万円(本書の日付現在)

③ 事業の内容

金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業を行います。

#### (イ) 会社の沿革

年月日	事項
平成15年5月27日	会社設立
平成15年10月17日	宅地建物取引業者免許取得 (免許番号 東京都知事(1)第82436号) (注1)
平成16年8月5日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 (認可番号 国土交通大臣認可第22号)
平成16年9月17日	証券取引法等の一部を改正する法律による改正前の投信法上の投資信託委託業者の認可取得 (認可番号 内閣総理大臣第33号) (注2)
平成19年9月30日	金融商品取引法上の金融商品取引業者登録(関東財務局長(金商)第329号)

(注1) 平成20年10月17日に宅地建物取引業者免許が更新され、免許番号が東京都知事(2)第82436号に変更されております。

(注2) 本資産運用会社は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第159条第1項の適用を受け、投資運用業の登録を行ったものとみなされています。

#### (ロ) 株式の総数及び資本金の額の増減

a. 発行する株式の総数(本書の日付現在)

6,000 株

b. 発行済株式の総数(本書の日付現在)



4,200 株

c. 最近5年間における資本金の額の増減

年月日	資本金の増減
平成16年5月26日	資本の額を1,000万円から1億1,000万円に増額
平成16年7月21日	資本の額を1億1,000万円から2億1,000万円に増額

(ハ) 経理の概況

本資産運用会社は、第6期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表についてあらた監査法人の監査を受けております。

本資産運用会社の経理の概況は以下のとおりです。なお、金額については、千円未満を切捨てにより記載しております。

a. 最近の事業年度における主な資産と負債の概況

(単位：千円)

	平成21年3月31日現在
総資産	628,632
総負債	116,997
純資産	511,634

b. 最近の事業年度における損益の概況

(単位：千円)

	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
営業収益	887,368
経常利益	135,524
当期純利益	52,202

(二) その他

a. 役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の過半数を超える株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成により選任されます。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。但し、補欠又は増員として就任した取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とし、補欠として就任した監査役の任期は、前任者の残任期間とします。資産運用会社において取締役及び監査役の変更が

あった場合には、その日から2週間以内に、その旨を関東財務局長に届け出ます（金融商品取引法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、資産運用会社の取締役又は執行役が他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役に就任し又はこれらを退任した場合には、遅滞なく、その旨を関東財務局長に届け出ます（金融商品取引法第31条の4第4項。他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役が本資産運用会社の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合も同様です。）。

b. 訴訟事件その他資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

(ホ) 関係業務の概要

第8期末時点において、本投資法人が、本資産運用会社に委託する業務の内容は以下のとおりです。

- a. 本投資法人の資産の運用にかかる業務
- b. 本投資法人が行う資金調達にかかる業務
- c. 本投資法人の資産の状況についての本投資法人への報告業務
- d. 本投資法人の資産にかかる運営計画の策定業務
- e. その他本投資法人が随時委託する上記a.乃至d.に付随し又は関連する業務

(2) 【運用体制】

運用体制については、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制」を、また、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (2) 投資リスクに対する管理体制」をそれぞれご参照下さい。

### (3) 【大株主の状況】

本書の日付現在における本資産運用会社の大株主の状況は、以下のとおりです。

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%) (注)
シービー・リチャード・エリス・ インベスターズ・ホールディングス 株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	1,785	42.5
株式会社ニューシティ コーポレーション (注2)	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号	1,785	42.5
株式会社CSKホールディングス	東京都港区南青山二丁目26番1号	420	10.0
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	105	2.5
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	105	2.5
合計		4,200	100.0

(注1) 上表中における「比率」は、発行済株式総数に対する所有株式数の比率を表しています。

(注2) 当該株主は、平成21年5月26日現在清算手続中です。

(4) 【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
代表取締役 社長 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー	樋口 秀一	昭和59年4月  昭和61年8月  平成4年6月  平成7年4月  平成10年7月  平成11年11月  平成16年12月  平成19年6月  平成20年10月  平成20年11月	株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 新橋支店融資課 同上 国際金融部、事業開発部海外M&Aチーム 同上 市場営業部部長代理 三和証券株式会社（現三菱UFJ証券株式会社）出向 債券営業部部長代理 三和アセットマネジメント株式会社（現MU投資顧問株式会社）出向 ファンドマネージャー フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ株式会社 入社 取締役、ビジネスデベロップメント・顧客サービス担当ディレクター HFRアセットマネジメントLLC 東京支店 入社 日本における代表者 マネージングディレクター 株式会社ニューシティコーポレーション 執行役員 副社長 インベスターズリレーションズ担当 シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社入社 顧問 同上 代表取締役社長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現在に至る）	0

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	ジョナサン・ ショケット	平成11年4月	プライスウォーターハウスクーパース フィナンシャル・アドバイザー・サー ビス株式会社 入社	0
		平成14年5月	シービー・リチャード・エリス・インベ スターズ株式会社 入社	
		平成16年2月	AMBブラックパイン株式会社（現 日本法 人AMBプロパティジャパンインク） 入社	
		平成16年8月	株式会社ニューシティコーポレーション 入社 バイスプレジデント	
		平成19年9月	同社 執行役員副社長	
		平成21年4月	シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社 取締役（非常勤）（現在に至る）	
		平成21年5月	ユニファイド・インダストリアル株式会 社 チーフ・オペレーティング・オフィ サー（現在に至る）	
取締役 (非常勤)	岡本 哲治	昭和61年10月	中央監査法人（旧中央青山監査法人）入 所	0
		平成8年10月	中央監査法人を退職 岡本公認会計士事務所（旧岡本公認会計 士・税理士事務所）を設立 代表（現在 に至る）	
		平成15年1月	成倫税理士法人を岡本公認会計士・税理 士事務所から分離して設立 代表社員 （現在に至る）	
		平成15年1月	青南監査法人 社員就任（現在に至る）	
		平成21年4月	シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社 取締役（非常 勤）（現在に至る）	

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	久志本 一郎	昭和41年4月	日本長期信用銀行 入社 営業第5部	0
		昭和48年12月	同 大阪支店資金部調査役	
		昭和51年12月	同 国際金融部調査役	
		昭和53年12月	同 ニューヨーク支店 次長	
		昭和58年7月	同 マーチャントバンキンググループ M&Aグループヘッド	
		昭和62年12月	同 池袋支店長	
		平成2年2月	同 営業第八部長	
		平成5年11月	ケンブリッジ・エネルギー・リサーチ 入社 シニア フェロー	
		平成7年5月	ホテルインベストメント株式会社 入社 代表取締役社長	
		平成10年5月	パシフィック・アドバイザー・ グループ設立 株式会社ピーエージージャパン 代表取締役社長（現在に至る）	
		平成16年7月	シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社 取締役（現在に至る）	
監査役 (非常勤)	兼山 嘉人	昭和58年10月	青山監査法人（プライス・ウオーター ハウス）入社	0
		平成7年8月	兼山公認会計士事務所を開設（現在に至る）	
		平成17年6月	シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社 監査役（非常勤）（現在に至る）	
		平成17年9月	株式会社ニューシティコーポレーション 監査役（平成20年8月退任）	

なお、本資産運用会社の取締役、監査役以外の重要な役職者は、以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
財務経理 本部長	岩崎 和行	昭和52年4月	株式会社神戸製鋼所 入社 重機械営業部、資金部	0
		昭和62年7月	三井信託銀行株式会社 (現中央三井信託銀行株式会社) 入社 国際市場資金部	
		平成2年7月	同上 八重洲口支店	
		平成5年4月	同上 本店審査部	
		平成9年3月	同上 大阪支店不動産部	
		平成11年5月	同上 玉川支店長	
		平成12年9月	同上 岡山支店長	
		平成14年10月	同上 浦和支店長	
		平成17年1月	同上 新宿西口支店長	
		平成17年11月	シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社 入社 取締役兼ファイナンス部長	
		平成19年2月	同上 取締役兼ファイナンス本部長	
		平成20年4月	同上 取締役、執行役員兼財務経理本部 長	
		平成20年11月	同上 財務経理本部長 (現在に至る)	

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数	
投資運用 本部長	吉村 克	昭和56年 4月	太平住宅株式会社 入社 業務部	0
		昭和62年 3月	三井不動産販売株式会社 入社 不動産運用部鑑定課	
		平成10年 4月	同上 国際事業部 グループリーダー	
		平成12年 4月	同上 米国三井不動産販売株式会社に出向 シニアヴァイスプレジデント	
		平成15年10月	同上 デューデリジェンス事業部 グループリーダー	
		平成17年 6月	株式会社ニューシティコーポレーション 入社 シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社に出向 投資アセットマネジメント部シニアア セットマネジャー	
		平成18年 6月	セキュアード・キャピタル・ジャパン株 式会社 入社 エス・シー・ジェイ・インベストメン ト・マネージメント株式会社（現SCJ インベストメント・マネージメント株式会 社）に出向 アセットマネジメント部 シニアマネー ジャ	
		平成19年 3月	同上 セキュアード・キャピタル・ジャ パン株式会社 執行役員 同上 SCJインベストメント・マネジ メント株式会社 アセットマネジメント 部 部長	
		平成20年 4月	シービーアールイー・レジデンシャル・ マネジメント株式会社 入社 取締役、執行役員兼投資運用本部長	
		平成20年11月	同上 投資運用本部長（現在に至る）	



## (5) 【事業の内容及び営業の概況】

本資産運用会社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。本書の日付現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人又は運用の指図を行う投資信託財産は、本投資法人のみです。

## 2 【その他の関係法人の概況】

### (1) 一般事務受託者兼資産保管会社

#### ① 【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (イ) 名称

みずほ信託銀行株式会社

##### (ロ) 資本金の額

247,231百万円（平成21年3月31日現在）

##### (ハ) 事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。以下「銀行法」といいます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

#### ② 【関係業務の概要】

一般事務受託者としての業務（名義書換等にかかる一般事務受託者としての業務は除きます。）及び資産保管会社としての以下の業務を行います。

(イ) 本投資法人の機関の運営に関する事務（投信法第117条第4号に規定する事務のうち、本投資法人が投資主名簿等管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で本投資法人の成立時に締結した投資口事務代行委託契約において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。）

(ロ) 計算に関する事務（投信法第117条第5号に規定する事務。）

(ハ) 会計帳簿の作成に関する事務（投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第6号に規定する事務のうち、上記の投資口事務代行委託契約において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。）

(ニ) 納税に関する事務（投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第7号に規定する事務。）

(ホ) その他（イ）乃至（ニ）に準ずる業務又は付随する一定の業務

③【資本関係】

該当事項はありません。

(2) 投資主名簿等管理人

① 名称、資本金の額及び事業の内容

(イ) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

324,279百万円（平成21年3月31日現在）

(ハ) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

② 関係業務の概要

以下の業務を行います。

(イ) 投資主名簿および投資法人債原簿ならびにこれらに付属する帳簿の作成、管理および備置  
その他の投資主名簿および投資法人債原簿に関する事務（ただし、投資法人債原簿に関する  
事務は本投資法人が一般事務受託者に別途委託するものに限りです。）

(ロ) 以下の帳簿その他の本法および内閣府令の規定により作成および保管しなければならない  
帳簿書類の作成、管理および備置に関する事務（ただし、該当する事務が生じていない場合  
を除きます。）

- ・ 分配利益明細簿
- ・ 投資証券台帳
- ・ 投資証券不発行管理簿
- ・ 投資証券払戻金額帳
- ・ 未払分配利益明細簿
- ・ 未払払戻金明細簿

(ハ) 投資口の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消

(ニ) 振替機関等により通知される総投資主通知その他の通知の受理に関する事務

(ホ) 投資主の投資証券不所持申出ならびに投資証券の発行または返還請求の受理等に関する事  
務

(ヘ) 投資主、登録投資口質権者、これらの法定代理人および以上の者の常任代理人の氏名およ  
び住所の登録ならびに変更の登録に関する事務

(ト) 前各号に掲げるもののほか、投資主等の提出する届出の受理に関する事務

(チ) 投資主総会招集通知の発送および議決権行使書または委任状の作成および集計に関する事務

(リ) 投資主等に対して分配する金銭の支払いに関する事務

(ヌ) 投資主等からの照会に対する応答に関する事務

(ル) 投資口の統計資料ならびに法令または契約にもとづく官庁、金融商品取引所、振替機関等への届出または報告のための資料の作成に関する事務

(ヲ) 投資口の発行、投資口の併合・分割その他本投資法人が臨時に指定する事務

(ワ) 投資主等に対する通知書、催告書および報告書等の発送に関する事務

(カ) 投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主等からの申出の受け付けに関する事務（前各号の事務に関連するものに限りません。）

(ヨ) (イ) 乃至 (カ) に掲げる事務に付随する印紙税等の納付に関する事務

(タ) (イ) 乃至 (ヨ) に掲げる事項に付随する事務

③ 資本関係

該当事項はありません。

(3) 第1回債にかかる一般事務受託者兼投資法人債管理者

① 名称、資本金の額及び事業の内容

(イ) 名称

中央三井信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

399,697百万円（平成21年3月31日現在）

(ハ) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

② 関係業務の概要

第1回債に関して、以下の業務を行います。

(イ) 投資法人債管理者としての業務

(ロ) 発行代理人としての一般事務受託者としての業務

(ハ) 支払代理人としての一般事務受託者としての業務

(ニ) 投資法人債原簿及び謄本の調製並びに投資法人債原簿の管理、記帳等の期中事務

③ 資本関係

該当事項はありません。

(4) 第2回債及び第3回債にかかる一般事務受託者

① 名称、資本金の額及び事業の内容

(イ) 名称

住友信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

287,537百万円（平成21年3月31日現在）

(ハ) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

② 関係業務の概要

第2回債及び第3回債に関して、以下の業務を行います。

(イ) 発行代理人としての業務

(ロ) 支払代理人としての業務

(ハ) 投資法人債原簿の調製及び備置その他の投資法人債原簿に関する事務

③ 資本関係

該当事項はありません。

(5) 投資口募集事務取扱者

① 名称、資本の額及び事業の内容

(イ) 名称

日興シティグループ証券株式会社

(ロ) 資本金の額

96,307百万円（平成21年3月31日現在）

(ハ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。

② 関係業務の概要

本投資法人の一般事務受託者として、投資口の募集に関する事務（投資口を引き受ける者の募集に関する募集の取扱い）を行います（投信法第117条第1号）。

③ 資本関係

平成21年5月22日現在、本投資法人の投資口を241口保有しています。  
上記以外には該当事項はありません。

## 第5【投資法人の経理状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。以下「財務諸表等規則」といいます。）及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）に基づいて作成しております。

なお、第7期計算期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第8期計算期間（平成20年9月1日から平成21年2月28日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

### 2. 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）及び第8期計算期間（平成20年9月1日から平成21年2月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

1 【財務諸表】  
 (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第7期 (平成20年8月31日現在)	第8期 (平成21年2月28日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,896,900	1,155,390
信託現金及び信託預金	※1 3,395,724	※1 3,008,031
営業未収入金	136,282	165,349
前払費用	43,350	36,865
未収消費税等	12,575	—
未収還付法人税等	—	563,656
その他	12,684	27,438
貸倒引当金	△4,900	△15,610
流動資産合計	6,492,618	4,941,122
固定資産		
有形固定資産		
建物	29,126,853	28,572,438
減価償却累計額	△1,013,176	△1,325,868
建物（純額）	28,113,676	27,246,569
構築物	271,713	267,518
減価償却累計額	△6,860	△9,222
構築物（純額）	264,852	258,295
機械及び装置	501,145	490,732
減価償却累計額	△25,588	△32,320
機械及び装置（純額）	475,557	458,412
工具、器具及び備品	865,079	843,024
減価償却累計額	△74,293	△98,235
工具、器具及び備品（純額）	790,786	744,789
土地	42,656,912	41,508,418
信託建物	47,496,721	44,285,303
減価償却累計額	△3,448,795	△3,683,394
信託建物（純額）	※1 44,047,925	※1 40,601,908
信託構築物	475,388	454,196
減価償却累計額	△24,294	△26,856
信託構築物（純額）	※1 451,094	※1 427,339
信託機械及び装置	564,588	314,628
減価償却累計額	△58,156	△31,105
信託機械及び装置（純額）	※1 506,432	※1 283,523
信託工具、器具及び備品	423,241	367,940
減価償却累計額	△99,070	△80,211
信託工具、器具及び備品（純額）	※1 324,170	※1 287,728
信託土地	※1 78,439,808	※1 74,412,864
有形固定資産合計	196,071,217	186,229,849

(単位：千円)

	第7期 (平成20年8月31日現在)	第8期 (平成21年2月28日現在)
無形固定資産		
信託借地権	913,996	913,996
その他	4,014	3,583
無形固定資産合計	918,010	917,579
投資その他の資産		
差入保証金	11,484	11,564
長期前払費用	97,486	158,233
修繕積立金	225,571	251,684
投資その他の資産合計	334,542	421,482
固定資産合計	197,323,771	187,568,912
繰延資産		
投資法人債発行費	72,623	66,204
繰延資産合計	72,623	66,204
資産合計	203,889,013	192,576,238
負債の部		
流動負債		
営業未払金	206,731	228,619
1年内償還予定の投資法人債	—	310,000
短期借入金	※2 24,200,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※1 21,350,000	483,065
未払金	389,186	571,476
未払費用	336,314	3,857,217
未払法人税等	870,174	605
未払消費税等	—	124,324
前受金	381,602	383,379
繰延税金負債	10	—
違約金損失引当金	5,538,200	—
その他	37,189	27,877
流動負債合計	53,309,408	5,986,566
固定負債		
投資法人債	31,000,000	30,690,000
長期借入金	32,800,000	※1 65,151,460
預り敷金及び保証金	369,619	333,836
信託預り敷金及び保証金	1,228,490	1,076,317
長期未払金	—	5,612,698
固定負債合計	65,398,109	102,864,313
負債合計	118,707,518	108,850,879



(単位：千円)

	第7期 (平成20年8月31日現在)	第8期 (平成21年2月28日現在)
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	90,931,601	90,931,601
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	△5,749,864	△7,206,242
投資主資本合計	※ <sup>3</sup> 85,181,737	※ <sup>3</sup> 83,725,359
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△242	—
評価・換算差額等合計	△242	—
純資産合計	※ <sup>4</sup> 85,181,494	※ <sup>4</sup> 83,725,359
負債純資産合計	203,889,013	192,576,238

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第7期		第8期	
	自 至	平成20年3月1日 平成20年8月31日	自 至	平成20年9月1日 平成21年2月28日
営業収益				
賃貸事業収入		※1 5,874,371	※1 5,578,786	
不動産等売却益		※2 98,570	※2 —	
営業収益合計		5,972,941	5,578,786	
営業費用				
賃貸事業費用		※1 2,270,691	※1 2,162,192	
資産運用報酬		487,693	379,365	
資産保管手数料		12,637	12,694	
一般事務委託手数料		35,741	56,530	
役員報酬		4,800	7,533	
その他営業費用		192,186	167,478	
営業費用合計		3,003,750	2,785,794	
営業利益		2,969,191	2,792,991	
営業外収益				
受取利息		1,306	734	
雑収入		※3 50,961	※3 93,272	
その他		—	4,059	
営業外収益合計		52,268	98,067	
営業外費用				
支払利息		587,169	440,452	
融資関連費用		132,748	59,582	
投資法人債利息		275,921	143,597	
投資口交付費		125,587	—	
投資法人債発行費償却		21,064	6,419	
その他		2,975	25,019	
営業外費用合計		1,145,467	675,072	
経常利益		1,875,992	2,215,986	
特別損失				
減損損失		※4 1,217,364	※4 254,579	
違約金損失引当金繰入額		5,538,200	—	
遅延損害金		—	※5 3,669,518	
民事再生手続費用		—	※6 163,649	
金利スワップ精算損		—	※7 144,139	
特別損失合計		6,755,564	4,231,886	
税引前当期純損失(△)		△4,879,572	△2,015,899	
法人税、住民税及び事業税		870,182	4,135	
法人税等調整額		179	—	
法人税等還付税額		—	△563,656	
法人税等合計		870,361	△559,521	
当期純損失(△)		△5,749,933	△1,456,377	
前期繰越利益又は前期繰越損失(△)		69	△5,749,864	
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)		△5,749,864	△7,206,242	

## (3) 【投資主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第7期		第8期	
	自 至	平成20年3月1日 平成20年8月31日	自 至	平成20年9月1日 平成21年2月28日
<b>投資主資本</b>				
出資総額				
前期末残高		85,791,179		90,931,601
当期変動額				
新投資口の発行		5,140,422		—
当期変動額合計		5,140,422		—
当期末残高		※1 90,931,601		※1 90,931,601
剰余金				
当期末処分利益又は当期末処理損失 (△)				
前期末残高		2,453,542		△5,749,864
当期変動額				
剰余金の配当		△2,453,472		—
当期純損失 (△)		△5,749,933		△1,456,377
当期変動額合計		△8,203,406		△1,456,377
当期末残高		△5,749,864		△7,206,242
投資主資本合計				
前期末残高		88,244,721		85,181,737
当期変動額				
新投資口の発行		5,140,422		—
剰余金の配当		△2,453,472		—
当期純損失 (△)		△5,749,933		△1,456,377
当期変動額合計		△3,062,984		△1,456,377
当期末残高		85,181,737		83,725,359
評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益				
前期末残高		851		△242
当期変動額				
投資主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		△1,093		242
当期変動額合計		△1,093		242
当期末残高		△242		—
純資産合計				
前期末残高		88,245,573		85,181,494
当期変動額				
新投資口の発行		5,140,422		—
剰余金の配当		△2,453,472		—
当期純損失 (△)		△5,749,933		△1,456,377
投資主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		△1,093		242
当期変動額合計		△3,064,078		△1,456,135
当期末残高		85,181,494		83,725,359

## (4) 【金銭の分配に係る計算書】

区分	第7期	第8期
	自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
I 当期末処分利益又は当期末処理 損失(△)	△5,749,864千円	△7,206,242千円
II 分配金の額 (投資口1口当たりの分配金の額)	0千円 (0円)	－千円 (－円)
III 次期繰越利益又は次期繰越損失 (△)	△5,749,864千円	△7,206,242千円
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。しかしながら、当期は未処理損失を計上するに至ったため利益の分配は行いません。また、本投資法人規約第35条第1項(2)に定める利益を超えた金銭の分配も行いません。	本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。しかしながら、当期は未処理損失を計上するに至ったため利益の分配は行いません。また、本投資法人規約第35条第1項(2)に定める利益を超えた金銭の分配も行いません。

(注) 投資口1口当たり分配金以外の金額は、いずれも千円未満を切捨て記載しております。

## (5) 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	第7期		第8期	
	自 至	平成20年3月1日 平成20年8月31日	自 至	平成20年9月1日 平成21年2月28日
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
税引前当期純損失(△)		△4,879,572		△2,015,899
減価償却費		973,915		923,624
長期前払費用償却額		27,978		34,765
投資法人債発行費償却		21,064		6,419
減損損失		1,217,364		254,579
違約金損失引当金繰入額		5,538,200		—
遅延損害金		—		3,669,518
金利スワップ精算損		—		144,139
受取利息		△1,306		△734
支払利息		863,091		584,050
投資口交付費		125,587		—
営業未収入金の増減額(△は増加)		△118,149		△116,540
未収消費税等の増減額(△は増加)		78,262		12,575
営業未払金の増減額(△は減少)		△77,340		21,888
未払金の増減額(△は減少)		△59,153		139,039
未払消費税等の増減額(△は減少)		—		124,324
前受金の増減額(△は減少)		△166,411		1,777
有形固定資産の売却による減少額		819,375		1,798,926
信託有形固定資産の売却による減少額		3,170,705		6,979,844
長期前払費用の支払額		△19,094		△95,512
その他		△20,743		△3,822
小計		7,493,774		12,462,965
利息の受取額		1,306		734
利息の支払額		△864,739		△343,359
遅延損害金の支払額		—		△389,305
法人税等の支払額		△3,212		△873,704
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,627,128		10,857,330
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
有形固定資産の取得による支出		△9,144,293		△128,134
信託有形固定資産の取得による支出		△54,280		△22,929
差入保証金の差入による支出		—		△80
預り敷金及び保証金の受入による収入		101,616		29,934
預り敷金及び保証金の返還による支出		△38,307		△40,864
預り敷金及び保証金対応預金の預入による支出		△110,127		△6,622
預り敷金及び保証金対応預金の引出による収入		58,264		415,848
信託預り敷金及び保証金の受入による収入		127,118		73,986
信託預り敷金及び保証金の返還による支出		△174,941		△163,539
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の預入による支出		△152,354		△69,803
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の引出による収入		266,005		216,529
修繕積立金の支出		△13,366		△13,412
投資活動によるキャッシュ・フロー		△9,134,666		290,911

(単位：千円)

	第7期		第8期	
	自	平成20年3月1日	自	平成20年9月1日
	至	平成20年8月31日	至	平成21年2月28日
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		21,000,000		1,493,000
短期借入金の返済による支出		△23,900,000		△12,500,000
長期借入れによる収入		1,700,000		—
長期借入金の返済による支出		△645,000		△1,708,473
投資口の発行による収入		5,140,422		—
投資口交付費の支出		△117,743		—
分配金の支払額		△2,456,912		△6,019
財務活動によるキャッシュ・フロー		720,766		△12,721,492
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		△1,786,770		△1,573,250
現金及び現金同等物の期首残高		6,395,736		4,608,966
現金及び現金同等物の期末残高	※1	4,608,966	※1	3,035,715

(6) 【注記表】

[継続企業の前提に関する注記]

項目	第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	<p>本投資法人は、平成20年10月9日開催の役員会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行いました。平成20年10月14日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定がなされていますが、現在、再生計画案は作成中であります。今後、再生計画案は、東京地方裁判所に提出、受理された後、裁判所の認可を得た上で遂行されることとなりますが、現時点では再生計画案は未確定であります。</p> <p>本財務諸表の作成にあたっては継続企業を前提とした会計方針を採用しております。</p>	<p>本投資法人は、平成20年10月9日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。平成20年10月14日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定がなされていますが、現在民事再生手続の過程にあることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していません。</p> <p>本投資法人は、当該状況を解消すべく、平成21年4月7日にLone Star Real Estate Fund (U.S.), L.P. 及び株式会社KFキャピタル(以下「スポンサー等」という)とスポンサー契約を締結し、スポンサー契約において合意した再生スキームを前提とした再生計画案を同日、東京地方裁判所に提出しました。再生計画案の概要は、以下のとおりであります。</p> <p>① 募集投資口の第三者割当による発行</p> <p>本投資法人は、スポンサー等が本投資法人の承諾を得て指定する者(以下「本件支援実行者」という)を割当先として、以下の条件で募集投資口の第三者割当による発行を行います。</p> <p>a. 募集投資口数 400,000口</p> <p>b. 払込金額 60億円(一口につき15,000円)</p> <p>c. 申込期日 平成21年11月18日(予定)</p> <p>d. 払込期日 平成21年11月18日(予定)</p> <p>e. 国内募集要件</p> <p>本第三者割当により本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。</p>

項目	第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
		<p>f. 有価証券届出書の効力の発生 本第三者割当は、金融商品取引法上の届出の効力が発生することを条件とします。</p> <p>② 公開買付けによる投資口の取得 本件支援実行者は本投資法人の投資口を対象とする公開買付けを1口当たり35,000円で行います。</p> <p>③ 本投資法人の役員の変替及び資産運用会社の変更 本投資法人は平成21年5月13日開催の投資主総会においてスポンサー等が推薦する補欠執行役員1名及び補欠監督役員2名を選任しました。本投資法人の現任の執行役員及び監督役員は、平成21年9月1日、又は再生計画認可決定確定日のいずれか遅い方の日(以下「変更日」という)をもって役員を辞任し、同日をもって補欠役員及び補欠監督役員が、それぞれ執行役員、監督役員に就任します。</p> <p>④ 再生債権についての弁済等 本投資法人は、平成21年11月30日を第1回弁済日、最終弁済日を平成26年11月30日として毎年11月末に再生債権の元本全額及び再生手続開始決定前の利息損害金の全額の弁済を行います。</p>



項目	第7期	第8期
	自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
		<p>⑤ 金融商品取引所への再上場</p> <p>スポンサー等の支援を受けて、投資口を金融商品取引所に再上場することを目指します。</p> <p>なお、再生手続外で別除権を行使することができる別除権者との間で、別除権者に対する弁済方法等について別除権協定を締結するべく交渉しており、再生計画案は、別除権協定締結後行われる債権者集会の決議を経て、裁判所による認可決定を得た上で遂行されることとなりますが、現時点では再生計画案が認可されるかは未確定であります。</p> <p>財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

項目	第7期	第8期																
	自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日																
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産（信託財産を含む） 定額法を採用しております。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～65年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～65年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>17～30年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～30年</td> </tr> </table> <p>②無形固定資産 その他 定額法を採用しております。</p> <p>③長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	建物	2～65年	構築物	10～65年	機械及び装置	17～30年	工具、器具及び備品	2～30年	<p>①有形固定資産（信託財産を含む） 定額法を採用しております。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～65年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～65年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>17～30年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～30年</td> </tr> </table> <p>(追加情報)</p> <p>平成20年度税制改正において機械及び装置の耐用年数が見直されましたが、これによる影響はありません。</p> <p>②無形固定資産 その他 同左</p> <p>③長期前払費用 定額法を採用しております。 なお、借入に付随する長期前払費用は、再生手続開始決定日以降、その時点の残高を、再生手続開始決定日から再生計画案による再生債権の最終弁済期日(平成26年11月30日)までの期間にわたり償却しております。</p>	建物	2～65年	構築物	10～65年	機械及び装置	17～30年	工具、器具及び備品	2～30年
建物	2～65年																	
構築物	10～65年																	
機械及び装置	17～30年																	
工具、器具及び備品	2～30年																	
建物	2～65年																	
構築物	10～65年																	
機械及び装置	17～30年																	
工具、器具及び備品	2～30年																	

項目	第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
2. 繰延資産の処理方法	<p>①投資法人債発行費 償還までの期間にわたり定額法により償却しております。なお、第4期以前に貸借対照表に計上されていた投資法人債発行費は3年間で均等額を償却しております。</p> <p>②投資口交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>①投資法人債発行費 償還までの期間にわたり定額法により償却しております。なお、再生手続開始決定日以降、その時点の残高を、再生手続開始決定日から再生計画案による再生債権の最終弁済期日(平成26年11月30日)までの期間にわたり償却しております。</p> <p>②-</p>
3. 引当金の計上基準	<p>①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②違約金損失引当金 将来発生する可能性のある売買契約の違約損失に備えるため、当会計年度末に必要と見込まれる損失発生見込額を計上しております。</p>	<p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②-</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の費用処理方法 保有する不動産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち、当計算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産等の取得に伴い、譲渡人に支払った固定資産税等の精算金は賃貸事業費用として計上せず、該当不動産等の取得価額に算入しております。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は12,198千円です。</p>	<p>固定資産税等の費用処理方法 保有する不動産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち、当計算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産等の取得に伴い、譲渡人に支払った固定資産税等の精算金は賃貸事業費用として計上せず、該当不動産等の取得価額に算入しております。当期において不動産等の取得はありません。</p>

項目	第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
5. ヘッジ会計の方法	<p>①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利</p> <p>③ヘッジ方針 本投資法人は財務方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。</p>	<p>①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。なお、民事再生手続申立に伴い、金利スワップ契約は期限の利益を喪失しておりますので、金利の受払は発生しないものとして処理しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
6. 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法	<p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしております。</p> <p>a. 「信託現金及び信託預金」 b. 「信託建物」、「信託構築物」、「信託機械及び装置」、「信託工具、器具及び備品」、「信託土地」、「信託借地権」 c. 「信託預り敷金及び保証金」</p>	同左
7. 消費税等の処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。但し、固定資産に係る控除対象外消費税は、各資産の取得原価に算入しております。	同左

項目	第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
8. キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。	同左

〔会計方針の変更に関する注記〕

第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
—	当期より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正）を適用しています。 これによる損益に与える影響はありません。

〔追加情報〕

項目	第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
民事再生手続の過程にあることに伴う特有の会計処理	—	① 借入金、投資法人債、未払金のうち、再生債務については、再生計画案の弁済計画に基づき、1年以内に返済予定の金額を流動負債に、それ以外を固定負債に区分しております。 ② 民事再生手続開始決定日後の利息等については、契約等に定められる遅延損害金利率に基づき計算した金額を未払費用として計上しております。このうち、平成21年4月7日に東京地方裁判所に提出された再生計画案の認可決定が確定した場合に債務免除が見込まれる金額、及び遅延損害金を免除する内容の別除権協定が締結された場合に債務免除が見込まれる金額については、遅延損害金として特別損失に計上し、残額は営業外費用の支払利息又は投資法人債利息に計上しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

第7期 (平成20年8月31日現在)	第8期 (平成21年2月28日現在)																																				
<p>※1. 担保に供している資産及び担保を付している債務 以下の資産を信託財産とする信託受益権に質権が設定されています。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">信託現金及び信託預金</td> <td style="text-align: right;">1,090,155</td> </tr> <tr> <td>信託建物</td> <td style="text-align: right;">14,550,645</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td style="text-align: right;">195,363</td> </tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">45,383</td> </tr> <tr> <td>信託工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">104,778</td> </tr> <tr> <td>信託土地</td> <td style="text-align: right;">22,735,549</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38,721,876</td> </tr> </table> <p>担保を付している債務は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">17,350,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,350,000</td> </tr> </table>	信託現金及び信託預金	1,090,155	信託建物	14,550,645	信託構築物	195,363	信託機械及び装置	45,383	信託工具、器具及び備品	104,778	信託土地	22,735,549	合計	38,721,876	1年内返済予定の長期借入金	17,350,000	合計	17,350,000	<p>※1. 担保に供している資産及び担保を付している債務 以下の資産を信託財産とする信託受益権に質権が設定されています。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">信託現金及び信託預金</td> <td style="text-align: right;">1,065,483</td> </tr> <tr> <td>信託建物</td> <td style="text-align: right;">14,283,131</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td style="text-align: right;">193,681</td> </tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">43,658</td> </tr> <tr> <td>信託工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">102,507</td> </tr> <tr> <td>信託土地</td> <td style="text-align: right;">22,663,105</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38,351,567</td> </tr> </table> <p>担保を付している債務は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">17,327,946</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,327,946</td> </tr> </table>	信託現金及び信託預金	1,065,483	信託建物	14,283,131	信託構築物	193,681	信託機械及び装置	43,658	信託工具、器具及び備品	102,507	信託土地	22,663,105	合計	38,351,567	長期借入金	17,327,946	合計	17,327,946
信託現金及び信託預金	1,090,155																																				
信託建物	14,550,645																																				
信託構築物	195,363																																				
信託機械及び装置	45,383																																				
信託工具、器具及び備品	104,778																																				
信託土地	22,735,549																																				
合計	38,721,876																																				
1年内返済予定の長期借入金	17,350,000																																				
合計	17,350,000																																				
信託現金及び信託預金	1,065,483																																				
信託建物	14,283,131																																				
信託構築物	193,681																																				
信託機械及び装置	43,658																																				
信託工具、器具及び備品	102,507																																				
信託土地	22,663,105																																				
合計	38,351,567																																				
長期借入金	17,327,946																																				
合計	17,327,946																																				
<p>※2. コミットメントライン契約 本投資法人は、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コミットメントライン契約の総額</td> <td style="text-align: right;">4,500,000</td> </tr> <tr> <td>当期末借入残高</td> <td style="text-align: right;">3,000,000</td> </tr> <tr> <td>当期末未使用枠残高</td> <td style="text-align: right;">1,500,000</td> </tr> </table>	コミットメントライン契約の総額	4,500,000	当期末借入残高	3,000,000	当期末未使用枠残高	1,500,000	<p>※2. コミットメントライン契約 本投資法人は、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しておりますが、民事再生手続申立に伴い、期限の利益を喪失しており、使用することはできません。</p>																														
コミットメントライン契約の総額	4,500,000																																				
当期末借入残高	3,000,000																																				
当期末未使用枠残高	1,500,000																																				
<p>※3. 出資の欠損</p> <p style="text-align: right;">5,749,864千円</p>	<p>※3. 出資の欠損</p> <p style="text-align: right;">7,206,242千円</p>																																				
<p>※4. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額</p> <p style="text-align: right;">50,000千円</p>	<p>※4. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額</p> <p style="text-align: right;">50,000千円</p>																																				

[損益計算書に関する注記]

第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日																																																																								
<p>※1. 不動産賃貸事業損益の内訳</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>賃貸事業収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  賃貸料</td> <td style="text-align: right;">5,385,634</td> </tr> <tr> <td>  駐車場収入</td> <td style="text-align: right;">166,738</td> </tr> <tr> <td>  付帯収入</td> <td style="text-align: right;">15,559</td> </tr> <tr> <td>  その他賃貸事業収入</td> <td style="text-align: right;">306,438</td> </tr> <tr> <td>    合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,874,371</td> </tr> </table> <p>B. 不動産賃貸事業費用</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>賃貸事業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  修繕維持費</td> <td style="text-align: right;">398,329</td> </tr> <tr> <td>  水道光熱費</td> <td style="text-align: right;">79,502</td> </tr> <tr> <td>  物件管理委託料</td> <td style="text-align: right;">150,557</td> </tr> <tr> <td>  固定資産税等</td> <td style="text-align: right;">216,881</td> </tr> <tr> <td>  保険料</td> <td style="text-align: right;">12,479</td> </tr> <tr> <td>  仲介手数料及び広告費等</td> <td style="text-align: right;">290,226</td> </tr> <tr> <td>  信託報酬</td> <td style="text-align: right;">46,529</td> </tr> <tr> <td>  減価償却費</td> <td style="text-align: right;">973,915</td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,494</td> </tr> <tr> <td>  その他賃貸事業費用</td> <td style="text-align: right;">99,774</td> </tr> <tr> <td>    合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,270,691</td> </tr> </table> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A - B)</p> <p style="text-align: right;">3,603,679千円</p>	賃貸事業収入		賃貸料	5,385,634	駐車場収入	166,738	付帯収入	15,559	その他賃貸事業収入	306,438	合計	5,874,371	賃貸事業費用		修繕維持費	398,329	水道光熱費	79,502	物件管理委託料	150,557	固定資産税等	216,881	保険料	12,479	仲介手数料及び広告費等	290,226	信託報酬	46,529	減価償却費	973,915	貸倒引当金繰入額	2,494	その他賃貸事業費用	99,774	合計	2,270,691	<p>※1. 不動産賃貸事業損益の内訳</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>賃貸事業収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  賃貸料</td> <td style="text-align: right;">5,201,694</td> </tr> <tr> <td>  駐車場収入</td> <td style="text-align: right;">145,219</td> </tr> <tr> <td>  付帯収入</td> <td style="text-align: right;">13,865</td> </tr> <tr> <td>  その他賃貸事業収入</td> <td style="text-align: right;">218,007</td> </tr> <tr> <td>    合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,578,786</td> </tr> </table> <p>B. 不動産賃貸事業費用</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>賃貸事業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  修繕維持費</td> <td style="text-align: right;">334,349</td> </tr> <tr> <td>  水道光熱費</td> <td style="text-align: right;">86,963</td> </tr> <tr> <td>  物件管理委託料</td> <td style="text-align: right;">148,273</td> </tr> <tr> <td>  固定資産税等</td> <td style="text-align: right;">276,283</td> </tr> <tr> <td>  保険料</td> <td style="text-align: right;">11,791</td> </tr> <tr> <td>  仲介手数料及び広告費等</td> <td style="text-align: right;">211,231</td> </tr> <tr> <td>  信託報酬</td> <td style="text-align: right;">52,822</td> </tr> <tr> <td>  減価償却費</td> <td style="text-align: right;">923,624</td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">13,888</td> </tr> <tr> <td>  その他賃貸事業費用</td> <td style="text-align: right;">102,962</td> </tr> <tr> <td>    合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,162,192</td> </tr> </table> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A - B)</p> <p style="text-align: right;">3,416,593千円</p>	賃貸事業収入		賃貸料	5,201,694	駐車場収入	145,219	付帯収入	13,865	その他賃貸事業収入	218,007	合計	5,578,786	賃貸事業費用		修繕維持費	334,349	水道光熱費	86,963	物件管理委託料	148,273	固定資産税等	276,283	保険料	11,791	仲介手数料及び広告費等	211,231	信託報酬	52,822	減価償却費	923,624	貸倒引当金繰入額	13,888	その他賃貸事業費用	102,962	合計	2,162,192
賃貸事業収入																																																																									
賃貸料	5,385,634																																																																								
駐車場収入	166,738																																																																								
付帯収入	15,559																																																																								
その他賃貸事業収入	306,438																																																																								
合計	5,874,371																																																																								
賃貸事業費用																																																																									
修繕維持費	398,329																																																																								
水道光熱費	79,502																																																																								
物件管理委託料	150,557																																																																								
固定資産税等	216,881																																																																								
保険料	12,479																																																																								
仲介手数料及び広告費等	290,226																																																																								
信託報酬	46,529																																																																								
減価償却費	973,915																																																																								
貸倒引当金繰入額	2,494																																																																								
その他賃貸事業費用	99,774																																																																								
合計	2,270,691																																																																								
賃貸事業収入																																																																									
賃貸料	5,201,694																																																																								
駐車場収入	145,219																																																																								
付帯収入	13,865																																																																								
その他賃貸事業収入	218,007																																																																								
合計	5,578,786																																																																								
賃貸事業費用																																																																									
修繕維持費	334,349																																																																								
水道光熱費	86,963																																																																								
物件管理委託料	148,273																																																																								
固定資産税等	276,283																																																																								
保険料	11,791																																																																								
仲介手数料及び広告費等	211,231																																																																								
信託報酬	52,822																																																																								
減価償却費	923,624																																																																								
貸倒引当金繰入額	13,888																																																																								
その他賃貸事業費用	102,962																																																																								
合計	2,162,192																																																																								

第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日																																																																																
<p>※2. 不動産等売却損益の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">C-13 ニューシティレジデンス三田</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却収入</td> <td style="text-align: right;">1,060,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却原価</td> <td style="text-align: right;">990,790</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他売却費用</td> <td style="text-align: right;">13,976</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却益</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">55,232</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">M-6 ニューシティレジデンス洗足公園</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却収入</td> <td style="text-align: right;">860,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却原価</td> <td style="text-align: right;">930,719</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他売却費用</td> <td style="text-align: right;">2,686</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却損(△)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">△73,405</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">M-16 ニューシティレジデンス学芸大学</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却収入</td> <td style="text-align: right;">1,350,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却原価</td> <td style="text-align: right;">1,249,195</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他売却費用</td> <td style="text-align: right;">16,163</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却益</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">84,641</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">R-12 ニューシティレジデンス静岡鷹匠</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却収入</td> <td style="text-align: right;">859,725</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却原価</td> <td style="text-align: right;">819,375</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他売却費用</td> <td style="text-align: right;">8,246</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却益</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">32,102</td> </tr> </table>	C-13 ニューシティレジデンス三田		不動産等売却収入	1,060,000	不動産等売却原価	990,790	その他売却費用	13,976	不動産等売却益	55,232			M-6 ニューシティレジデンス洗足公園		不動産等売却収入	860,000	不動産等売却原価	930,719	その他売却費用	2,686	不動産等売却損(△)	△73,405			M-16 ニューシティレジデンス学芸大学		不動産等売却収入	1,350,000	不動産等売却原価	1,249,195	その他売却費用	16,163	不動産等売却益	84,641			R-12 ニューシティレジデンス静岡鷹匠		不動産等売却収入	859,725	不動産等売却原価	819,375	その他売却費用	8,246	不動産等売却益	32,102	<p>※2. 不動産等売却損益の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">C-33 ニューシティレジデンス南麻布イースト</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却収入</td> <td style="text-align: right;">1,150,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却原価</td> <td style="text-align: right;">1,145,590</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他売却費用</td> <td style="text-align: right;">4,409</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却益</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">C-48 ニューシティレジデンス戸越銀座</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却収入</td> <td style="text-align: right;">1,800,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却原価</td> <td style="text-align: right;">1,798,926</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他売却費用</td> <td style="text-align: right;">1,073</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却益</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">G-1 ニューシティレジデンス横浜イースト</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却収入</td> <td style="text-align: right;">5,840,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却原価</td> <td style="text-align: right;">5,834,254</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他売却費用</td> <td style="text-align: right;">5,745</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産等売却益</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">—</td> </tr> </table>	C-33 ニューシティレジデンス南麻布イースト		不動産等売却収入	1,150,000	不動産等売却原価	1,145,590	その他売却費用	4,409	不動産等売却益	—			C-48 ニューシティレジデンス戸越銀座		不動産等売却収入	1,800,000	不動産等売却原価	1,798,926	その他売却費用	1,073	不動産等売却益	—			G-1 ニューシティレジデンス横浜イースト		不動産等売却収入	5,840,000	不動産等売却原価	5,834,254	その他売却費用	5,745	不動産等売却益	—
C-13 ニューシティレジデンス三田																																																																																	
不動産等売却収入	1,060,000																																																																																
不動産等売却原価	990,790																																																																																
その他売却費用	13,976																																																																																
不動産等売却益	55,232																																																																																
M-6 ニューシティレジデンス洗足公園																																																																																	
不動産等売却収入	860,000																																																																																
不動産等売却原価	930,719																																																																																
その他売却費用	2,686																																																																																
不動産等売却損(△)	△73,405																																																																																
M-16 ニューシティレジデンス学芸大学																																																																																	
不動産等売却収入	1,350,000																																																																																
不動産等売却原価	1,249,195																																																																																
その他売却費用	16,163																																																																																
不動産等売却益	84,641																																																																																
R-12 ニューシティレジデンス静岡鷹匠																																																																																	
不動産等売却収入	859,725																																																																																
不動産等売却原価	819,375																																																																																
その他売却費用	8,246																																																																																
不動産等売却益	32,102																																																																																
C-33 ニューシティレジデンス南麻布イースト																																																																																	
不動産等売却収入	1,150,000																																																																																
不動産等売却原価	1,145,590																																																																																
その他売却費用	4,409																																																																																
不動産等売却益	—																																																																																
C-48 ニューシティレジデンス戸越銀座																																																																																	
不動産等売却収入	1,800,000																																																																																
不動産等売却原価	1,798,926																																																																																
その他売却費用	1,073																																																																																
不動産等売却益	—																																																																																
G-1 ニューシティレジデンス横浜イースト																																																																																	
不動産等売却収入	5,840,000																																																																																
不動産等売却原価	5,834,254																																																																																
その他売却費用	5,745																																																																																
不動産等売却益	—																																																																																
<p>※3. 雑収入の内訳</p> <p>雑収入の内訳として調整対象固定資産に係る還付消費税が45,661千円含まれています。</p>	<p>※3. 雑収入の内訳</p> <p>雑収入の内訳として調整対象固定資産に係る還付消費税が83,492千円含まれています。</p>																																																																																

<p style="text-align: center;">第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日</p>	<p style="text-align: center;">第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日</p>																				
<p>※4. 減損損失</p> <p>当期において、本投資法人は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。減損損失の算定にあたっては、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。その結果、売却を予定している固定資産グループ3件について、当期において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,217,364千円)として計上いたしました。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は売却可能価額により評価しております。</p> <table border="1" data-bbox="172 781 786 1043"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">賃貸マンション (3棟)</td> <td>土地</td> <td rowspan="4">東京都港区他</td> <td rowspan="4">1,217,364</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> </tr> <tr> <td>信託土地</td> </tr> <tr> <td>信託建物等</td> </tr> </tbody> </table>	主な用途	種類	場所	減損損失 (千円)	賃貸マンション (3棟)	土地	東京都港区他	1,217,364	建物等	信託土地	信託建物等	<p>※4. 減損損失</p> <p>当期において、本投資法人は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。減損損失の算定にあたっては、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>固定資産グループ2件について、当期において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(254,579千円)として計上いたしました。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <table border="1" data-bbox="826 781 1441 956"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">賃貸マンション (2棟)</td> <td>信託土地</td> <td rowspan="2">千葉県市川市他</td> <td rowspan="2">254,579</td> </tr> <tr> <td>信託建物等</td> </tr> </tbody> </table>	主な用途	種類	場所	減損損失 (千円)	賃貸マンション (2棟)	信託土地	千葉県市川市他	254,579	信託建物等
主な用途	種類	場所	減損損失 (千円)																		
賃貸マンション (3棟)	土地	東京都港区他	1,217,364																		
	建物等																				
	信託土地																				
	信託建物等																				
主な用途	種類	場所	減損損失 (千円)																		
賃貸マンション (2棟)	信託土地	千葉県市川市他	254,579																		
	信託建物等																				
<p>※5. -</p>	<p>※5. 遅延損害金</p> <p>遅延損害金の内容は、〔追加情報〕の「民事再生手続の過程にあることに伴う特有の会計処理」に記載しております。</p>																				
<p>※6. -</p>	<p>※6. 民事再生手続費用</p> <p>民事再生手続費用には、民事再生手続のための申立代理人及び申立復代理人の弁護士報酬、財産評定のための不動産鑑定士報酬、スポンサー選定に係るデュージェンスへの対応費用などが含まれております。</p>																				
<p>※7. -</p>	<p>※7. 金利スワップ精算損</p> <p>民事再生手続申立に伴い、金利スワップ契約は期限の利益を喪失しており、解約精算金が発生していません。</p> <p>本投資法人は金利スワップ契約の相手方からの債権届出額(合計300,419千円)を否認しており、東京地方裁判所に査定の申立がなされております。裁判所の査定は出ておりませんので、本投資法人の計算に基づく裁判所への提出金額を金利スワップ精算損として計上しております。</p>																				



〔投資主資本等変動計算書に関する注記〕

第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
※1. 発行可能投資口の総数及び発行済投資口の総数	※1. 発行可能投資口の総数及び発行済投資口の総数
発行可能投資口総数 2,000,000口	発行可能投資口総数 2,000,000口
発行済投資口総数 182,068口	発行済投資口総数 182,068口

〔キャッシュ・フロー計算書に関する注記〕

第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年8月31日現在)	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年2月28日現在)
現金及び預金勘定 2,896,900千円	現金及び預金勘定 1,155,390千円
信託現金及び信託預金勘定 3,395,724千円	信託現金及び信託預金勘定 3,008,031千円
預り敷金及び保証金対応預金(注) △409,226千円	信託預り敷金及び保証金対応信託預金(注) △1,127,706千円
信託預り敷金及び保証金対応信託預金(注) △1,274,432千円	現金及び現金同等物 3,035,715千円
現金及び現金同等物 4,608,966千円	
(注) テナントから預っている敷金及び保証金のために留保されている預金及び信託預金です。	(注) テナントから預っている敷金及び保証金のために留保されている信託預金です。

〔リース取引に関する注記〕

第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
オペレーティング・リース取引(貸手側) 未経過リース料	オペレーティング・リース取引(貸手側) 未経過リース料
1年内 174,975千円	1年内 174,975千円
1年超 273,723千円	1年超 186,235千円
合計 448,698千円	合計 361,210千円

〔有価証券に関する注記〕

第7期(自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)

有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。

第8期(自平成20年9月1日 至平成21年2月28日)

有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。

[デリバティブ取引に関する注記]

第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 本投資法人の利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引であります。</p> <p>(2) 取引に関する取組方針 本投資法人のデリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 本投資法人のデリバティブ取引は、金利関連では借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用しているヘッジ会計を行っております。</p> <p>① ヘッジ会計の手法 繰延ヘッジ処理によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利</p> <p>③ ヘッジ方針 本投資法人は財務方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。</p> <p>④ ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検討することにより、有効性の評価を行っております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に関する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>① ヘッジ会計の手法 繰延ヘッジ処理によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。なお、民事再生手続申立に伴い、金利スワップ契約は期限の利益を喪失しておりますので、金利の受払は発生しないものとして処理しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性の評価方法 同左</p>

<p style="text-align: center;">第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日</p>	<p style="text-align: center;">第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日</p>
<p>(4) 取引に係るリスクの内容 金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 資産運用会社の運用管理手続きに基づき、リスク管理を行っております。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 全てヘッジ会計が適用されているため、注記を省略しております。</p>	<p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 期末残高はありません。</p>

〔退職給付に関する注記〕

第7期（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

第8期（自平成20年9月1日 至平成21年2月28日）

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(1) 流動の部</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">79,576</td> </tr> <tr> <td>貸倒損失否認</td> <td style="text-align: right;">4,446</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">2,060</td> </tr> <tr> <td>違約金損失引当金損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">2,328,813</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">2,414,897</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△2,414,897</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金負債の純額)</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </table> <p>(2) 固定の部</p> <p>繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">減損損失否認</td> <td style="text-align: right;">511,901</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">511,901</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△511,901</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金資産の純額)</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失のため、記載を省略しております。</p>	未払事業税損金不算入額	79,576	貸倒損失否認	4,446	貸倒引当金損金算入限度超過額	2,060	違約金損失引当金損金不算入額	2,328,813	繰延税金資産小計	2,414,897	評価性引当額	△2,414,897	繰延税金資産合計	—	繰延ヘッジ損益	10	繰延税金負債合計	10	(繰延税金負債の純額)	10	減損損失否認	511,901	繰延税金資産小計	511,901	評価性引当額	△511,901	繰延税金資産合計	—	(繰延税金資産の純額)	—	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(1) 流動の部</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒損失否認</td> <td style="text-align: right;">9,914</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">6,564</td> </tr> <tr> <td>未払金概算計上否認</td> <td style="text-align: right;">33,649</td> </tr> <tr> <td>未払費用概算計上否認</td> <td style="text-align: right;">1,566,056</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,616,188</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△1,616,188</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金資産の純額)</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p>(2) 固定の部</p> <p>繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,261,680</td> </tr> <tr> <td>減損損失否認</td> <td style="text-align: right;">107,050</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,368,730</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△1,368,730</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金資産の純額)</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失のため、記載を省略しております。</p>	貸倒損失否認	9,914	貸倒引当金損金算入限度超過額	6,564	未払金概算計上否認	33,649	未払費用概算計上否認	1,566,056	その他	3	繰延税金資産小計	1,616,188	評価性引当額	△1,616,188	繰延税金資産合計	—	(繰延税金資産の純額)	—	繰越欠損金	1,261,680	減損損失否認	107,050	繰延税金資産小計	1,368,730	評価性引当額	△1,368,730	繰延税金資産合計	—	(繰延税金資産の純額)	—
未払事業税損金不算入額	79,576																																																												
貸倒損失否認	4,446																																																												
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,060																																																												
違約金損失引当金損金不算入額	2,328,813																																																												
繰延税金資産小計	2,414,897																																																												
評価性引当額	△2,414,897																																																												
繰延税金資産合計	—																																																												
繰延ヘッジ損益	10																																																												
繰延税金負債合計	10																																																												
(繰延税金負債の純額)	10																																																												
減損損失否認	511,901																																																												
繰延税金資産小計	511,901																																																												
評価性引当額	△511,901																																																												
繰延税金資産合計	—																																																												
(繰延税金資産の純額)	—																																																												
貸倒損失否認	9,914																																																												
貸倒引当金損金算入限度超過額	6,564																																																												
未払金概算計上否認	33,649																																																												
未払費用概算計上否認	1,566,056																																																												
その他	3																																																												
繰延税金資産小計	1,616,188																																																												
評価性引当額	△1,616,188																																																												
繰延税金資産合計	—																																																												
(繰延税金資産の純額)	—																																																												
繰越欠損金	1,261,680																																																												
減損損失否認	107,050																																																												
繰延税金資産小計	1,368,730																																																												
評価性引当額	△1,368,730																																																												
繰延税金資産合計	—																																																												
(繰延税金資産の純額)	—																																																												

<p style="text-align: center;">第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日</p>	<p style="text-align: center;">第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日</p>
<p>3. 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正及びその影響について</p> <p>当期に計上しました減損損失及び違約金損失引当金繰入額等は税務上の損金として認められないため、利益配当等の損金算入要件の不充足により多額の課税所得が発生いたしました。これにより繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前期の39.39%から42.05%に変更されています。ただし、繰延税金資産に対し、全額評価性引当額を計上しているため、この税率の変更による影響は軽微です。</p>	<p>3. ー</p>

〔持分法損益等に関する注記〕

第7期（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

第8期（自平成20年9月1日 至平成21年2月28日）

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

第7期（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

1. 親会社及び法人主要投資主等  
該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要投資主等

属性	氏名	職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	新井潤	本投資法人執行役員兼シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社代表取締役	なし	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社への資産運用報酬の支払（注1）（注2）	574,574	未払金	287,050

（注1）新井潤が第三者（シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、報酬額は、本投資法人の規約で定められた条件によっております。

（注2）資産運用報酬には、個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る運用報酬86,881千円が含まれております。

（注3）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 子会社等  
該当事項はありません。

4. 兄弟会社等  
該当事項はありません。

第8期（自平成20年9月1日 至平成21年2月28日）

1. 親会社及び法人主要投資主等  
該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要投資主等

属性	氏名	職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	新井潤	本投資法人執行役員兼シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社代表取締役	なし	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社への資産運用報酬の支払（注1）	171,655	未払金 長期未払金	114,398

（注1）新井潤が第三者（シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、報酬額は、本投資法人の規約で定められた条件によっております。なお、新井潤はシービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社の代表取締役を平成20年11月14日付で退任しております。上記の取引金額及び期末残高には同日までに対応する部分を記載しております。

（注2）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 子会社等  
該当事項はありません。

4. 兄弟会社等  
該当事項はありません。

(追加情報)

当期より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しています。この結果、従来の開示対象範囲について、重要な追加はありません。

[1口当たり情報に関する注記]

第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日		第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日	
1口当たり純資産額	467,855円	1口当たり純資産額	459,857円
1口当たり当期純損失	△32,888円	1口当たり当期純損失	△7,999円
1口当たり当期純損失は、当期純損失を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。 また、潜在投資口調整後1口当たり当期純損失については、潜在投資口がないため記載しておりません。		1口当たり当期純損失は、当期純損失を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。 また、潜在投資口調整後1口当たり当期純損失については、潜在投資口がないため記載しておりません。	

	第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日
当期純損失(△)(千円)	△5,749,933	△1,456,377
普通投資主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通投資口に係る当期純損失(△)(千円)	△5,749,933	△1,456,377
期中平均投資口数(口)	174,829	182,068

〔重要な後発事象に関する注記〕

第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日	第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日																		
<p>1. 資産の譲渡</p> <p>本投資法人は、平成20年9月26日に以下の不動産信託受益権の譲渡を行いました。</p> <p>[ニューシティレジデンス南麻布イースト]</p> <table border="1"> <tr> <td>譲渡価格（注）</td> <td>: 1,150百万円</td> </tr> <tr> <td>損益に与える影響</td> <td>: 減損損失を認識しているため不動産等売却損益は発生しない予定です。</td> </tr> <tr> <td>譲渡先</td> <td>: 開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。</td> </tr> </table> <p>[ニューシティレジデンス戸越銀座]</p> <table border="1"> <tr> <td>譲渡価格（注）</td> <td>: 1,800百万円</td> </tr> <tr> <td>損益に与える影響</td> <td>: 減損損失を認識しているため不動産等売却損益は発生しない予定です。</td> </tr> <tr> <td>譲渡先</td> <td>: 開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。</td> </tr> </table> <p>[ニューシティレジデンス横浜イースト]</p> <table border="1"> <tr> <td>譲渡価格（注）</td> <td>: 5,840百万円</td> </tr> <tr> <td>損益に与える影響</td> <td>: 減損損失を認識しているため不動産等売却損益は発生しない予定です。</td> </tr> <tr> <td>譲渡先</td> <td>: 開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。</td> </tr> </table> <p>(注) 譲渡価格は、固定資産税及び都市計画税相当額の精算金額並びに消費税及び地方消費税を除きます。</p>	譲渡価格（注）	: 1,150百万円	損益に与える影響	: 減損損失を認識しているため不動産等売却損益は発生しない予定です。	譲渡先	: 開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。	譲渡価格（注）	: 1,800百万円	損益に与える影響	: 減損損失を認識しているため不動産等売却損益は発生しない予定です。	譲渡先	: 開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。	譲渡価格（注）	: 5,840百万円	損益に与える影響	: 減損損失を認識しているため不動産等売却損益は発生しない予定です。	譲渡先	: 開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。	<p>1. スポンサー契約の締結と再生計画案の提出</p> <p>本投資法人は、平成21年4月7日に、Lone Star Real Estate Fund (U.S.), L.P.及び株式会社KFキャピタルとスポンサー契約を締結し、スポンサー契約において合意した再生スキームを前提とした再生計画案を同日、東京地方裁判所に提出しました。</p> <p>なお、再生計画案は、今後行われる債権者集会の決議を経て、裁判所による認可決定を得た上で遂行されることとなりますが、現時点では再生計画案が認可されるかは未確定であります。</p> <p>(1) スポンサー契約締結に至った経緯</p> <p>本投資法人は、平成20年10月9日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、平成20年10月14日に民事再生手続開始決定を受け、スポンサーによる支援を前提にした再建策を模索し、最終的にLone Star Real Estate Fund (U.S.), L.P.及び株式会社KFキャピタルとスポンサー契約を締結するに至っております。</p> <p>(2) 再生計画案の概要</p> <p>再生計画案の概要は、継続企業の前提に関する注記に記載のとおりです。</p>
譲渡価格（注）	: 1,150百万円																		
損益に与える影響	: 減損損失を認識しているため不動産等売却損益は発生しない予定です。																		
譲渡先	: 開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。																		
譲渡価格（注）	: 1,800百万円																		
損益に与える影響	: 減損損失を認識しているため不動産等売却損益は発生しない予定です。																		
譲渡先	: 開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。																		
譲渡価格（注）	: 5,840百万円																		
損益に与える影響	: 減損損失を認識しているため不動産等売却損益は発生しない予定です。																		
譲渡先	: 開示することにつき買主の同意が得られないため、やむを得ない場合として開示しておりません。																		



<p style="text-align: center;">第7期 自 平成20年3月 1日 至 平成20年8月31日</p>	<p style="text-align: center;">第8期 自 平成20年9月 1日 至 平成21年2月28日</p>
<p>2. 民事再生手続開始の申立てについて</p> <p>(1) 民事再生手続開始の申立てを行った年月日 本投資法人は、平成20年10月9日開催の役員会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日付にて、東京地方裁判所に申立てを行いました。</p> <p>(2) 民事再生手続開始申立てに至った経緯 サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱及び信用収縮の影響を受け、資金調達や不動産の売却の選択肢が狭まるなど、不動産取引全体が停滞しました。かかる環境のもと、本投資法人はこれまで所要資金の調達を模索してまいりましたが、取得予定の資産の決済資金及び返済期限の到来する借入金の返済資金について調達の目処が立たない状況となったため、やむを得ず、民事再生手続の申立てに至った次第です。</p> <p>(3) 負債総額 118,707,518千円（平成20年8月31日現在）</p> <p>(4) 民事再生手続開始決定 平成20年10月14日に東京地方裁判所より再生手続開始決定がなされています。</p> <p>(5) 今後の見通し 民事再生手続は、事業を再建させるための手続きです。従いまして、本投資法人は裁判所の監督の下で、今後とも営業を継続して参ります。</p>	

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

該当事項はございません。

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

本投資法人は、複数の金融機関との間で金利スワップ契約を締結しておりますが、当該取引契約については、平成20年10月9日の再生手続開始の申立てに伴い期限の利益を喪失したため、契約額等及び時価を記載しておりません。

③ 不動産等明細表のうち総括表

(単位：千円)

資産の種類		前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	償却 累計額	当期 償却額	差引当期末 残高	摘要
有形 固定 資産	建物	29,126,853	94,729	649,144	28,572,438	1,325,868	341,946	27,246,569	(注1)
	構築物	271,713	1,197	5,392	267,518	9,222	2,546	258,295	(注1)
	機械及び装置	501,145	-	10,412	490,732	32,320	7,756	458,412	(注1)
	工具、器具及び備品	865,079	438	22,493	843,024	98,235	26,412	744,789	(注1)
	土地	42,656,912	11,398	1,159,892	41,508,418	-	-	41,508,418	(注1)
	信託建物	47,496,721	17,636	3,229,054 (160,459)	44,285,303	3,683,394	521,653	40,601,908	(注2)
	信託構築物	475,388	2,152	23,345 (339)	454,196	26,856	4,111	427,339	(注2)
	信託機械及び装置	564,588	-	249,959 (1,131)	314,628	31,105	5,010	283,523	(注2)
	信託工具、器具及び備品	423,241	3,701	59,002 (87)	367,940	80,211	14,186	287,728	(注2)
	信託土地	78,439,808	-	4,026,943 (92,561)	74,412,864	-	-	74,412,864	(注2)
	小計	200,821,453	131,253	9,435,640 (254,579)	191,517,066	5,287,216	923,624	186,229,849	
無形 固定 資産	信託借地権	913,996	-	-	913,996	-	-	913,996	
	その他	6,518	-	-	6,518	2,934	430	3,583	
	小計	920,514	-	-	920,514	2,934	430	917,579	
合計	201,741,967	131,253	9,435,640 (254,579)	192,437,581	5,290,151	924,055	187,147,429		

(注1) 「建物」、「構築物」、「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」、「土地」の減少は、主としてNCR戸越銀座の売却によるものです。

(注2) 「信託建物」、「信託構築物」、「信託機械及び装置」、「信託工具、器具及び備品」、「信託土地」の減少は、主としてNCR横浜イースト及びNCR南麻布イーストの売却並びにLM前橋西片貝及びPT塩焼の減損損失の計上によるものです。なお、「当期減少額」欄における括弧内には減損損失の計上額（内書き）を記載しています。

(注) 「NCR」は、ニューシティレジデンスを、「LM」は、ライオンズマンションを、「PT」は、パークテラスをそれぞれ表します。

④ その他特定資産の明細表  
該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%) (注5)	償還期限 (注5)	用途	担保
第1回無担保 投資法人債 (注1)	平成18年 2月24日	14,000,000	—	14,000,000	—	—	(注2)	無
第2回無担保 投資法人債 (注3)	平成19年 4月12日	12,000,000	—	12,000,000	—	—	(注4)	無
第3回無担保 投資法人債 (注3)	平成19年 4月12日	5,000,000	—	5,000,000	—	—	(注4)	無
合計		31,000,000	—	31,000,000				

(注1) 適格機関投資家限定及び投資法人債間限定同順位特約が付されております。

(注2) 資金用途は、短期借入金の返済及び不動産信託受益権の購入等です。

(注3) 特定投資法人債間限定同順位特約が付されております。

(注4) 資金用途は、短期借入金の返済です。

(注5) 平成21年4月7日付で東京地方裁判所に提出した再生計画案において、再生債権である投資法人債にかかる権利についての利率及び償還期限が規定されていますが、本書の日付現在において当該再生計画案は裁判所の認可を受けておりませんので、利率及び償還期限の変更がなされるか否かは未確定であり、「利率」欄及び「償還期限」欄は記載しておりません。

(注6) 平成21年4月7日付で東京地方裁判所に提出した再生計画案において、再生債権である投資法人債にかかる権利についての償還期限が規定されていますが、本書の日付現在において当該再生計画案は裁判所の認可を受けておりませんので、償還期限の変更がなされるか否かは未確定であり、以下の投資法人債の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額は記載しておりません。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
投資法人債	—	—	—	—

⑥ 借入金明細表

	区 分	前期末 残 高 (千円)	当 期 増加額 (千円)	当 期 減少額 (千円)	当期末 残 高 (千円)	平均 利率 (注 2)	返 済 期 限 (注 3)	使 途	摘 要
	借入先								
短期 借入金	中央三井信託銀行株式会社	3,714,285	—	3,714,285	—	—	平成20年 9月30日	(注 4)	無担保
	株式会社あおぞら銀行	3,642,857	—	3,642,857	—				
	株式会社三井住友銀行	2,464,285	—	2,464,285	—				
	株式会社新生銀行	2,142,857	—	2,142,857	—				
	株式会社りそな銀行	535,714	—	535,714	—				
	小 計	12,500,000	—	12,500,000	—				
1年内 返済予定 の長期 借入金	農林中央金庫	100,000	—	—	100,000	—	—	(注 4)	無担保
	株式会社あおぞら銀行	75,960	—	—	75,960				
	中央三井信託銀行株式会社	63,451	—	—	63,451				
	株式会社三井住友銀行	57,018	—	—	57,018				
	株式会社みずほ銀行	40,000	—	—	40,000				
	住友信託銀行株式会社	34,970	—	—	34,970				
	みずほ信託銀行株式会社	23,821	—	—	23,821				
	株式会社日本政策投資銀行	17,000	—	—	17,000				
	三菱UFJ信託銀行株式会社	14,844	—	—	14,844				
	株式会社新生銀行	5,000	—	—	5,000				
	株式会社三菱東京UFJ銀行	14,000	—	—	14,000				
	株式会社りそな銀行	12,000	—	—	12,000				
	株式会社千葉銀行	10,000	—	—	10,000				
	株式会社北洋銀行	5,000	—	—	5,000				
	三井住友海上火災保険株式会社	—	10,000	—	10,000				
	小 計	473,065	10,000	—	483,065				
長期 借入金	中央三井信託銀行株式会社	4,658,796	—	5,921	4,652,874	—	—	(注 4)	有担保
	株式会社あおぞら銀行	4,578,472	—	5,819	4,572,652				
	住友信託銀行株式会社	2,490,046	—	3,165	2,486,881				
	株式会社りそな銀行	2,409,722	—	3,063	2,406,659				
	三菱UFJ信託銀行株式会社	2,409,722	—	3,063	2,406,659				
	株式会社百五銀行	803,240	—	1,021	802,219				
	農林中央金庫	9,900,000	—	—	9,900,000	—	—	(注 4)	無担保
	株式会社あおぞら銀行	7,023,040	497,000	—	7,520,040				
	中央三井信託銀行株式会社	6,171,548	665,000	554,813	6,281,734				
	株式会社三井住友銀行	6,142,981	—	498,168	5,644,813				
	株式会社みずほ銀行	3,960,000	—	—	3,960,000				
	住友信託銀行株式会社	3,131,030	331,000	—	3,462,030				
	みずほ信託銀行株式会社	2,976,178	—	617,843	2,358,335				
	株式会社日本政策投資銀行	1,683,000	—	—	1,683,000				
	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,485,155	—	15,594	1,469,561				
	株式会社新生銀行	1,495,000	—	1,000,000	495,000				
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,386,000	—	—	1,386,000				
	株式会社りそな銀行	1,188,000	—	—	1,188,000				
	株式会社千葉銀行	990,000	—	—	990,000				
	株式会社北洋銀行	495,000	—	—	495,000				
	三井住友海上火災保険株式会社	—	990,000	—	990,000				
	小 計	65,376,934	2,483,000	2,708,473	65,151,460				
	合 計	78,350,000	2,493,000	15,208,473	65,634,526				

- (注1) 本投資法人についての民事再生手続において、査定の手続中の債権もあります。
- (注2) 平成21年4月7日付で東京地方裁判所に提出した再生計画案において、再生債権の利率を変更することが規定されていますが、本書の日付現在において当該再生計画案は裁判所の認可を受けておりませんので、利率の変更がなされるか否かは未確定であり、「平均利率」欄は記載しておりません。
- (注3) 平成21年4月7日付で東京地方裁判所に提出した再生計画案において、再生債権の返済期限が規定されていますが、本書の日付現在において当該再生計画案は裁判所の認可を受けておりませんので、返済期限の変更がなされるか否かは未確定であり、「返済期限」欄は、平成20年10月9日の民事再生手続開始の申立て前までに返済した短期借入金を除き記載しておりません。
- (注4) 資金使途は、借入金の返済資金又は不動産・不動産信託受益権の購入資金です。
- (注5) 平成20年10月9日に再生手続開始の申立てを行い、同月14日に再生手続開始決定を受け、平成21年4月7日に東京地方裁判所に再生計画案を提出したことを受け、当該再生手続開始申立時点の借入れについては、全て1年内返済予定の長期借入金又は長期借入金に振替をしております。
- (注6) 平成21年4月7日付で東京地方裁判所に提出した再生計画案において、再生債権の返済期限が規定されていますが、本書の日付現在において当該再生計画案は裁判所の認可を受けておりませんので、返済期限の変更がなされるか否かは未確定であり、以下の長期借入金の貸借対照表日後5年以内における返済予定額は記載しておりません。

(単位：千円)

1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
—	—	—	—

## 2【投資法人の現況】

### 【純資産額計算書】

(平成21年2月末日現在)

	金額
I. 資産総額	192,576,238千円
II. 負債総額	108,850,879千円
III. 純資産総額 (I - II)	83,725,359千円
IV. 発行済数量	182,068口
V. 1口当たり純資産額 (III / IV)	459,857円

## 第6【販売及び買戻しの実績】

第8期の直近8計算期間における本投資法人の投資口の販売及び買戻しの状況は以下のとおりです。

計算期間	発行日	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1期計算期間 自 平成16年9月27日 至 平成17年8月31日	平成16年9月27日	300口 (0口)	0口 (0口)	300口 (0口)
	平成16年12月14日	72,800口 (9,392口)	0口 (0口)	73,100口 (9,392口)
	平成17年1月12日	1,456口 (0口)	0口 (0口)	74,556口 (9,392口)
第2期計算期間 自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日	平成17年9月13日	46,600口 (6,789口)	0口 (0口)	121,156口 (16,181口)
	平成17年10月12日	1,456口 (0口)	0口 (0口)	122,612口 (16,181口)
第3期計算期間 自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日	該当なし			122,612口 (16,181口)
第4期計算期間 自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日	平成18年11月22日	40,000口 (12,379口)	0口 (0口)	162,612口 (28,560口)
	平成18年12月20日	1,456口 (0口)	0口 (0口)	164,068口 (28,560口)
第5期計算期間 自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日	該当なし			164,068口 (28,560口)
第6期計算期間 自 平成19年9月1日 至 平成20年2月29日	該当なし			164,068口 (28,560口)
第7期計算期間 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	平成20年5月14日	18,000口 (8,909口)	0口 (0口)	182,068口 (37,469口)
第8期計算期間 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日	該当なし			182,068口 (37,469口)

(注1) 括弧内の数は、本邦外における販売口数です。

(注2) 本投資法人による投資口の買戻しの実績はありません。

## 第四部【その他】

1. 本書に基づく投資証券の募集に関し、金融商品取引法及び関係政省府令に基づき、交付目論見書及び請求目論見書を作成し、これらを合冊して投資家へ配布する（以下、交付目論見書と請求目論見書を合冊したかかると目論見書を「目論見書」といいます。）ことがあります。その際には、当該目論見書に表紙を設け、「新投資口発行届出目論見書」と記載するほか、交付目論見書及び請求目論見書のそれぞれに表紙を設け、かつ、それらの区分が明確となるようにします。
2. 交付目論見書の表紙及び請求目論見書の表紙裏に以下のとおり、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）に係る重要事項の記載を行います。

「不動産投資証券は、主に不動産への投資の成果を投資家に還元することを目指した商品です。運用の目的となる不動産の価格や収益力の変動等により取引価格が下落し、損失を被ることがあります。また、倒産等、発行者の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。不動産投資信託証券を募集等により取得する場合には、購入対価のみお支払いいただくこととなります。」

3. 目論見書の表紙並びに交付目論見書及び請求目論見書の表紙以降の頁に、本投資法人のロゴ及び英文名称又はその略称等を記載することがあります。
4. 交付目論見書の表紙に「新投資口発行届出目論見書（交付目論見書）」と記載し、「本書は、金融商品取引法に基づき投資家に交付される目論見書（交付目論見書）です。」との文章及び「金融商品取引法上、上記の有価証券届出書第三部の内容を記載した目論見書（請求目論見書）は、投資家の請求により交付されること及び投資家がかかる請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきであることとされています。」との文章を記載します。交付目論見書が金融商品取引法に基づき投資家に交付される目論見書（交付目論見書）である旨、及び、次の文章を記載します。

さらに、交付目論見書及び請求目論見書を合冊して投資家へ配布する場合は、上記の文章に続けて「但し、本書においては、投資家の便宜のため、既に請求目論見書が合冊され、交付されております。」との文章を記載します。

5. 請求目論見書の表紙に「新投資口発行届出目論見書（請求目論見書）」と記載し、その表紙裏に、「本書は、金融商品取引法に基づき投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。本書において用いられる用語は、本書に別段の定めがある場合を除いて、金融商品取引法の規定に基づいて投資家に交付しなければならない目論見書（交付目論見書）において使用される用語と同様の意味を有するものとします。」との文章を記載します。



# 独立監査人の監査報告書

平成20年11月25日

ニューシティ・レジデンス投資法人

役員会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 周邦

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松木 克史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているニューシティ・レジデンス投資法人の平成20年3月1日から平成20年8月31日までの第7期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

## 記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、投資法人は平成20年10月9日開催の役員会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行った。平成20年10月14日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定がなされているが、現在、再生計画案は作成中である。今後、再生計画案は、東京地方裁判所に提出、受理された後、裁判所の認可を得た上で遂行されることとなるが、現時点では再生計画案は未確定である。このため、継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える重要性に鑑み、ニューシティ・レジデンス投資法人の平成20年8月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年5月26日

ニューシティ・レジデンス投資法人

役員会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているニューシティ・レジデンス投資法人の平成20年9月1日から平成21年2月28日までの第8期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

## 記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、投資法人は平成20年10月9日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行った。平成20年10月14日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定がなされた後、投資法人は平成21年4月7日付で東京地方裁判所へ再生計画案を提出している。再生計画案は、今後、債権者集会の決議及び裁判所による認可決定を得た上で遂行されることになるが、現時点では再生計画案が認可されるかどうかは未確定である。このため、継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える重要性に鑑み、ニューシティ・レジデンス投資法人の平成21年2月28日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。